

東京国際大学論叢

人文・社会学研究

第10号

論 文

- カール・カウツキーと国家語
——歴史学と社会言語学の架橋への寄与（一）—— …… 勝又 章夫…… 1
- 関東大震災における旧浅草区田中町の被災に関する一考察
——東京都慰霊協会『震災死亡者調査表』の分析から—— …… 小室広佐子…… 23
- 自閉スペクトラム症児の主体性を促進するための
療育における具体的な工夫
——心理療法と療育に橋を架ける—— …… 田中 信市…… 43
小島美恵子
- From Inception to Impact: The Evolution of the Student Leadership
Internship Program at Tokyo International University …… HAYS, George…… 63
- 日本のものとしての武道ツーリズムと
沖縄空手をめぐるモビリティーズ …… 柄本三代子…… 71
- 郷土史団体の歴史と現状
——滋賀県の事例から—— …… 高田 知和…… 83
- 「後新儒學」の道家思想の受容とその特質について …… 水野 厚志…… 105

調査報告

- 台湾南部における米および米料理に関する一考察
台湾料理に関する研究 その2 …… 前川 正名…… 131
-

東京国際大学論叢

人文・社会学研究

第10号

カール・カウツキーと国家語
——歴史学と社会言語学の架橋¹⁾への寄与（一）——

勝 又 章 夫

Karl Kautsky and the State Language

KATSUMATA, Akio

Abstract

According to Madeyski, the author of the study “Die deutsche Staatssprache oder Österreich ein deutscher Staat”, a state language is the language, which is used in the government and parliament, used for laws, and used for the education in state university and so on. But in a multinational state such as Austrian monarchy the state language means a privilege for the nationality the language of which is determined as the state language. The controversy over the state language in the Viennese parliament during the revolution of 1848 shows that the state language is not only the privilege of the ruling nationality, but also a despotism against the nationalities that do not understand the state language, that it is a means of class oppression, that it violates the right to speak one's own language. Therefore, Austrian social democratic party, that struggled to solve the nationality question, criticized the German state language and did not acknowledge it. However, Karl Kautsky, the leading social democratic theoretician of nationality question, insisted that German must be the state Language of Austria. Since Kautsky was never a German nationalist, it seems that his support of German state language was a theoretical consequence of Marxist theory of non-historical nations.

Keywords: Karl Kautsky, State Language, Nationality Question, Social Democracy, Habsburg Monarchy

目 次

- I. はじめに
- II. 1848年革命

III. 国家語のイデオロギー的背景と社会的機能

IV. 社会民主主義と国家語

V. カウツキーと国家語

I. はじめに

「カール・カウツキーと国家語」とは日本を代表する言語学者田中克彦氏の名著『言語からみた民族と国家』に収録されている論文と同じタイトルであるが、本稿の筆者には同じテーマを扱うことによって屋上屋を架す意図はない。田中氏の論考はカウツキーの1908年の論文と、そこに引用されているオーストリア社会民主党のブリュン綱領において「国家語 Staatssprache」という用語が使われているという事実を指摘したにすぎず、国家語概念を明確化すべき史料を他には一切挙げていない。それ故、国家語においては「Staatの強制的、排除的、画一的な力がはたらいている」²⁾という田中氏の主張は「国家語」という漢字三文字からなる日本語訳一語に基づいた主観的かつ恣意的な憶測にすぎない。三浦信孝氏は、国家内に複数の言語があることを前提に国家運営の公用語として自覚的に定められた言語を「田中は」「『国家語』と呼ぶ」と述べ、³⁾ 国家語を田中氏概念と看做しているが、それは田中氏の国家語論に歴史的根拠が欠落しているからではないだろうか。Staatsspracheという語は田中氏が作ったのではないかとさえ疑われたが、⁴⁾ それも同じ理由からであろう。国家語概念が明確化されていない以上、カウツキーの思想における国家語概念の意味も考察されていない。とはいえ、ペーター・ブリアンが指摘しているように、第一次世界大戦以降、積み重ねられてきた言語の法的地位に関する研究のなかに、国家語それ自体を扱ったものはないとすれば、⁵⁾ 田中氏の論文が国家語概念の歴史的明確化になんら寄与することがなかったとしても、「民族語と対立する『国家語』概念」は「言語の社会理論への道」⁶⁾を示すという田中氏の指摘には今後の研究の指針としての価値は認められるかもしれない。そうだとすれば、国家語概念を歴史的に解明することは言語の社会理論のための基礎研究となりうるのではないだろうか。⁷⁾

カウツキー (Karl Kautsky: 1854-1938) は1908年の論文「民族性と間民族性」において国民国家について論じ、近代国家における言語統一の必要性を指摘した。カウツキーによれば、「18世紀の絶対主義国家がすでに、国境内で一言語しか話されていない国民国家となることを目指していた。」なぜなら、「中央集権的・官僚的な絶対主義国家は、国家行政のために単一言語使用を必要」としていたからである。⁸⁾ カウツキーは国家語を国家の行政や立法において使用される言語と理解し、多言語使用が引き起こす不都合を次のように描いている。「代議員の一人はハンガリー語を話し、別の代議員はクロアチア語、また別の代議員はルーマニア語、またある者はドイツ語を話し、誰も他の者を理解できないような議會を想像していただきたい。」⁹⁾ ここで挙げられている言語がすべてハプスブルク帝国の言語であることを想起するなら、¹⁰⁾ カウツキーはハプスブルク帝国のような多民族国家においても国家語が必要だと考えていたと言えよう。事実、カウツキーは、パウアーとレンナーによって提唱された個人原理に基づく民族自治によってもオーストリアの民族問題は解決されないと指摘し、「オーストリアにおいて初めから媒介言語、国家語に運命づけられている言語はドイツ語である」と述べているのである。¹¹⁾

もちろん、カウツキーは国家語が引き起こす不平等にも気づいていた。多民族国家においては「国家の言語、政治の言語になりうるのは一つの言語だけ」¹²⁾なのだから、「諸民族の完全な平等においてさえ、官僚制度においては、自分の言語が国家語となっている民族出身の者は他

の者よりも優位にある。」なぜなら「他の民族出身者が努力して習得しなくてはならない言語を習得しているからである。」¹³⁾ それ故、「自分の言語が官吏の言語ではない諸民族すべてが冷遇されることは避けられないし、それが永遠の紛争の種」¹⁴⁾ となり、議会でも「事実上の媒介言語 Vermittlungssprache を理解しないものはみな冷遇される」とカウツキー自身が述べているように、ドイツ語が事実上の国家語として使われてきたことがオーストリアにおける民族問題を引き起こしていた。だからこそ、オーストリア社会民主党のブリュン綱領では、「我々は民族的特権を認めない。それ故、国家語という要求を拒否する。媒介言語 Vermittlungssprache がどの程度まで必要となるかは帝国議会が定めるであろう、」¹⁵⁾ と慎重な表現が取られていたのである。ブリュン綱領において明確に拒否されながら、カウツキーによれば、オーストリアではドイツ語が運命づけられているとされた「国家語」とは何であろうか。

1884年オーストリア帝国議会議員スタニスラウス・マデイスキ (Stanislaus Poray Ritter v. Madeyski: 1841-1910) は『ドイツ国家語、あるいはドイツ人国家オーストリア』という研究を発表し、「国家語」を「国家機能が外的に表現される言語」¹⁶⁾ と定義し、「政府の言語」、「国立教育機関の言語」、「立法機関の討論の言語」、「法律の言語」を国家語の領域に数えている。¹⁷⁾ マデイスキによると「国家語」という表現はオーストリアの立法には縁遠く、1884年の時点でいかなる現存する法と過去の法にも見出されない」という。¹⁸⁾ 1848年のオーストリア憲法制定帝国議会において「国家語」という言葉はボヘミア・ドイツ人の代議員ボロシュの口に一度だけ上ったことがあるが、そのときも国家語の定義にまで論及されることはなかった。¹⁹⁾ しかし、1848年革命期の言語論争から検討すべきであろう。というのも、ペーター・ブリアンによれば、この革命において「王国の終焉まで続いたオーストリア国家の問題の鍵となる要素が現れた」²⁰⁾ からである。48年革命期の論争を検討することによって国家語のイデオロギ的背景と社会的機能を明らかにし、その上で、カウツキーが論文で言及したブリュン綱領における国家語の意味を明らかにするために、ブリュン党大会における討論と党大会に先立つ機関誌上の討論を検討しよう。

II. 1848年革命

1848年は言うまでもなく「諸国民の春」とも称される民主主義革命の年である。この革命はハプスブルク帝国においては民族闘争が激しく戦われた革命であった。エルンスト・フィッシャーが述べているように、オーストリア革命において決定的な問題はオーストリア・ドイツ人と帝国において最も発展したスラヴ民族、チェコ人の関係であった。²¹⁾ フランス二月革命のニュースがプラハに伝えられると、プラハ市民は3月11日に聖ヴェーツラフ浴場において集会を開き、²²⁾ 「チェコ語とドイツ語という二つの言語が互いに完全に平等な地位を獲得し、学校と官庁において同権を享受する、」さらに「官吏に登用されるのは、州で習慣的な二つの言語をどちらも完全に知っている人々に限られる」²³⁾ という要求を含む皇帝への請願を作成した。4月8日ピラースドルフによってチェコ人に与えられた内閣書簡はチェコ人を満足させる内容となった。内閣書簡は「ボヘミア人民は、国家行政と公教育のすべての領域におけるチェコ語とドイツ語の完全な平等を基礎とする、」さらに「今後ボヘミアにおけるすべての公的官吏、裁判所官吏は二つの州言語を理解する者によって占められなければならない」²⁴⁾ と表明し、チェコ人の民族的要求を承認したからである。ウィーン三月革命後しばらくの間、ドイツ人とチェコ人は言語問題に関して冷静に議論することができた。ウィーン民主派の新聞『コンスティトゥツィオン』紙に3月27日に掲載された匿名の筆者による論文「チェコ人とその言語」は、ボヘミアの600万人の住民のうち半分はドイツ人で

あり、彼らも、チェコ人がその母語を愛しているのと同じように、自分の母語を愛している」と述べて、母語に対する愛情においてドイツ人とチェコ人の間に違いはないことを確認し、二つの民族は折り合わなくてはならないと主張した。この匿名の論者は言語問題を解決するために次のように提案する。ボヘミア、モラヴィア、シレジアの郡と裁判所管轄区は純粹にドイツ人からなる地域と純粹にスラヴ人からなる地域と、混合地域に分けられるが、この違いに応じて小学校教育、裁判所の言語、官吏の採用は調節されなくてはならないであろう。「郡や裁判所管轄区が純粹にドイツ人からなる場合には、官吏にチェコ語を要求するのは不当であろう。より良い経歴を自ら閉ざさないように、官吏は自分のためにチェコ語も学ぶだろう。逆に裁判所管轄区と郡が純粹にチェコ人からなる場合には、ドイツ語の知識がないという理由で雇用されないとすれば、やはり不当であろう。たいていの郡がそうであるが、混合地域においては、二つの州言語の知識が要求されなくてはならない。」²⁵⁾

高等教育機関においてドイツ語が導入されたのは、ドイツ人民が獲得した高度な教養の結果であると述べたときには、²⁶⁾ 確かにドイツ人としての誇りが垣間見えるものの、この匿名の筆者は極めて冷静に言語問題を論じている。しかし約二週間後に掲載された論文はこの匿名氏の現状認識の甘さを暴露する。「『純粹にチェコ・スラヴ人からなる群の官吏にドイツ語を要求するのは不当であろう』と述べるこの匿名氏は何を言いたいのだろうか。[...]ドイツ語を学ばずに官吏になれるとも思っているのだろうか。あらかじめドイツ語を学んでいなければ、年取でみすぼらしい上着を買うこともできない学校の惨めな補助職員になることさえできない。オーストリア王国のスラヴ人にはドイツ語によってしか高等教育は与えられないのである。」²⁷⁾ 行政言語は教育言語から切り離し得ないのである。それだけではない、この論者はチェコ人がドイツ語を不要と看做しているわけでもない指摘する。「ボヘミアで官吏になろうとするものはドイツ語を学ばなくてはならないであろう。しかしスラヴ語も、である。『純粹にスラヴ人からなる郡ではスラヴ語の知識で十分であるという』匿名氏の見解に我々は与することはできない。この王国の二つの民族の交流も考慮しなくてはならないからである。」²⁸⁾ チェコの言語問題を論じたこれら二つの論文は議論もかみ合っており、建設的な議論を展開していたと言えよう。しかしこの議論が行われていたとき、ボヘミア・ドイツ人とチェコ人を対立させた根本的な問題が明らかにされていた。チェコ人とドイツ人の対立を引き起こした本質的な問題はチェコの歴史家フランチšek・パラツキーがドイツのフランクフルト国民議会にあてた書簡から明らかになる。

フランクフルト国民議会への選挙を準備すべき50人委員会にはオーストリアから2名しか参加していなかったためチェコ人のパラツキー (František Palacký: 1798-1876) がフランクフルトに招待されることになった。しかし彼は4月11日に発表した「フランクフルトへの書簡」において議会への出席を拒否したのである。パラツキーは議会に出席できない理由の第一点として、議会の目的がドイツの統一にあるのに対して、自分はチェコ人であるということを挙げている。²⁹⁾ 第二に、パラツキーはハプスブルク帝国を解体するというフランクフルト国民議会の目標に賛成できないという。この点についてパラツキーは次のように主張している。「この帝国の維持、つまり、強化は、私たちの民族だけでなく、全ヨーロッパ、それどころか人間性と教養そのものにとって重大かつ重要な事柄であり、そうでなくてはならないのです」と。³⁰⁾ パラツキーによれば、オーストリアが存続しなくてはならないのは、東方でロシアが巨大な国家を築いており、ロシアに対抗するためには諸民族がオーストリア国家のもとで統一されていなくてはならないからである。パラツキーによれば、「実際、もしオーストリアが以前から存在しなかったならば、私たちはヨーロッパのために、それどころか人間性そのもののために、可及的速やかにそれを建設するよ

う努めなくてはならないでしょう」³¹⁾ という。こうしてチェコ人は国家的独立を求めず、ハプスブルク帝国を維持し、そこで民族性を維持するという「オーストロ・スラヴ主義」と呼ばれる政策を追求することになる。このようなチェコ人の要求とボヘミア・ドイツ人の要求は両立し得なかった。ボヘミア・ドイツ人はフランクフルトで成立しつつあった統一ドイツ国家への参加を求めているからである。ルートヴィヒ・フォン・レーナーが4月初めにウィーンで結成した「民族性維持のためのボヘミア・モラヴィア・シレジア出身ドイツ人協会」(Verein der Deutschen aus Böhmen, Mähren und Schlesien zur Aufrechterhaltung ihrer Nationalität)は、内閣書簡が発表された翌日の4月9日にピラースドルフ内相に誓願を提出している。ここで「ドイツ人協会」は、「他のオーストリア・ドイツ諸国とともにドイツに参加することを求める」と同時に「ドイツ人地域の小学校にスラヴ語を導入することに反対」し、「議会におけるドイツ語の維持を求め」、「チェコ語を理解しない官吏を専らドイツ人からなる地域から排除」しないように求めた。³²⁾

パラツキーの「フランクフルトへの書簡」とボヘミア・ドイツ人の請願との対立のなかで、48年革命におけるチェコ問題がはっきりと姿を現す。チェコのジャーナリスト、カレル・ハヴリー・チェク(Karel Havlíček: 1821-1856)が述べたように、「チェコ人は最も断固たる反フランクフルト派」であり、「ボヘミア・ドイツ人は最も断固たるフランクフルト派」³³⁾ であると言われたほど、チェコ人とドイツ人は将来の国家像が根本的に異なっており、それだけに彼らの言語対立は激しいものにならざるを得なかったのである。事実、パラツキーの書簡が発表されてから言語対立は激しさを増している。『コンスティトゥツィオン』紙に論文「チェコ人と言語」を発表した匿名氏は批判に応え、こう述べている、「公正な仕方であれば、私も二言語の平等を求めるが、チェコ党にとって大切なことは言語の平等ではないのだ」と。このようにチェコ人に対して拒否的な態度を取るようになったのは、「チェコはドイツに参加しない」というパラツキーの立場が「すべてのドイツ人の心情を不安にさせる」からだという。³⁴⁾

辞任したメッテルニヒ政権を引き継いだピラースドルフ政権が内閣書簡によってチェコ語とドイツ語の平等を承認しただけでなく、「4月25日憲法」において「すべての種族にその民族性と言語の不可侵性が保証される」³⁵⁾ と定めたのに対して、ドイツ人民主義者はチェコ人の要求にデマと嘲笑で応えた。チェコ人が帝国の他のスラヴ系諸民族とともに開催したスラヴ人会議においてはドイツ語が使われたというのである。³⁶⁾ 歴史家のルイス・ネイミアは、「会議でドイツ語が使われたという話は悪意ある捏造であった」と指摘しているが、³⁷⁾ ウィーンのユーモア紙『カッツェン・ムジーク』はプラハからの旅行者の話として次のような冗談を掲載した。

私は幾人かのスラヴ人に会った。彼らは何でも互いに耳打ちしていたので、私はそのグループのところに行き、尋ねた「ヴクプルク Wckprek」と。これは愛すべきチェコ語で「これはどういうことですか」という意味だ。彼の答えはこうだ、「プルル・プルム・フトウチュク・リルツクク prr prr hthczek lilzckck」つまり我々の貧相なドイツ語に訳せば、彼らは様々なスラヴ人地域の出身で、互いに方言が理解できないので、ドイツ語で耳打ちしているのだ。ドイツ語を大声で話すことはできないのだから。」私がさらに調べてみると、スラヴ民族は本当に互いに理解できないので、スラヴ人大会の会議では、ドイツ語が話されているという。神によって選ばれた民族はこのように互いに理解しあうのである。そしてこれこそスラヴ人会議にドイツ人の入場が許されていない理由だという。³⁸⁾

ここでスラヴ語は発音困難なアルファベットの羅列で表現されているが、オーストリア・ドイツ

人にとってスラヴ語はまともな言語と看做されていなかったのかもしれない。ウィーンではスラヴ人のことを「野蛮人」であるとか「動物とエスキモーのあいこの」などと呼んでいたそうだから、³⁹⁾ ありそうなことである。もっともチェコ人もドイツ人のことをNěmec「口のきけない者」⁴⁰⁾と呼んでいたのだからお互い様かもしれないが。このように48年革命期のオーストリア・ドイツ人とチェコ人の民族対立は将来の国家像における根本的な相違を基礎とした言語対立として現れた。それ故、ウィーンで開催された憲法制定帝国議会における言語論争は不可避であった。ここではすべての言語の平等というスラヴ人の要求と、ドイツ語が国家語であるというオーストリア・ドイツ人の主張が対峙することになる。

しかしウィーンより一足先に、バラツキーが参加を拒否したフランクフルト国民議会において、グラーツから選出されたティトウス・マレクが5月27日に以下のような動議を提出していた。「ドイツ語は確かに国家語 *Staatssprache* ではあるが、住民の多くがドイツ語以外の言語を話しているところでは、その言語が自治体の関心事や教育制度において、また裁判の言語として導入される」⁴¹⁾とドイツは宣言すべきであると。マレクはこの動議をオーストリアにおける民族問題から理由づけている。マレクによればドイツ人は「スラヴ民族を抑圧しようとしていると信じられて」いるので、「いかなる民族、したがってスラヴ民族の抑圧にもドイツが手を貸すことはない」とドイツがその代表者を通じて晴れやかに宣言することは急を要する」というのである。⁴²⁾

マレクの動議と演説においては、「ドイツ人がスラヴ人から抑圧者と看做されないように」「スラヴ人から言語を奪わないと宣言するべきだ」と主張される一方で、国家語とは何かまったく説明されていない。後日、5月31日に憲法委員会がマレクの動議の真の意味に沿うように再定式化したという声明を作成するが、憲法委員会が満場一致で作成したという声明においてもスラヴ人の他、デンマーク語やイタリア語を話す住民に「彼らの領域が広がる限り、教会制度、教育、文学並びに内的行政と司法において自らの言語の平等を享受する権利」が承認される一方で国家語という表現は含まれていないのである。⁴³⁾ アルフレート・フィッシェルが述べているように、ここに表明されているのは、「ドイツ語との関係において民衆言語に与えられる最大限の平等に関するオーストリア・ドイツ人の理解」⁴⁴⁾であり、この時点で「国家語」概念はまだ明確化されていなかったのかもしれない。フィッシェルによれば、ウィーン帝国議会が憲法を通じて民族と民族言語の権利を保障しようとしたときに、手本となったのはフランクフルトにおけるマレクの動議だったという。⁴⁵⁾

フランクフルト国民議会におけるマレクの動議において使われた「国家語」という表現はウィーン帝国議会でも登場し、ウィーン帝国議会における激しい言語論争において国家語概念の輪郭が姿を現してくる。帝国議会における言語問題は「すっかり見逃されていた」とブリアンは述べているが、⁴⁶⁾ 果たしてそうだろうか。帝国議会における言語論争は不可避であっただけでなく予想されていたのではないだろうか。なぜならオーストリアにおける支配的民族だったドイツ人はウィーン帝国議会においては多数を占めていなかったからである。アントン・シュプリンガーは次のように述べている。「ウィーン帝国議会の代議員363人のうちドイツ語を母語としていたのは半数といなかったのである。公然たる民族意識を持つ者だけを数えるならドイツ人は少数派に転落した。」⁴⁷⁾ 半数に届かない民族が自らの言語を議会の言語としようとするなら言語論争は不可避であろう。また帝国議会にはドイツ語を理解しない議員が出席することも知られていた。すでに6月19日に『コンスティトゥツィオネーレ・ドナウ・ツァイトゥング』は次のように書いていたという。「スラヴ人は我々を殴り殺そうとしているわけではない。彼らは兄弟として我々に手を差し伸べている。しかしその手には、我々が帝国議会までに素早くスラヴ語を学べるように、スラヴ

語の文法書が握られている。帝国議会においてはスラヴ人が多数派を形成するだろう」と。⁴⁸⁾ 7月3日、ウィーンのユーモア紙『カッツェン・ムジーク』紙は次のような冗談を掲載している。「ドイツ語教師求む。帝国議会の代議員としてウィーンに来るガリツィア農民たちが、帝国議会の開始までにドイツ語を完全に話し、理解できるように教えられる有能な語学教師を探している。彼らは今のところ一言も理解しないのである。」⁴⁹⁾

言語論争は7月10日、すなわちオーストリア帝国議会の初日に勃発した。午前10時に議会が始まると、あるポーランド人の代議員が発言した。「ここに出席するガリツィア選出の代議員たちの名のもとに、私は、理解を可能とするために、彼らに通訳か何か別の理解手段が与えられるようにという動議を提出しなくてはならない,」「多数の代議員が討論を理解できないのでは、ここで討論を行うのは不可能である,」と。⁵⁰⁾

この問題の審議は二日後の7月12日に行われた。最初にプロコプチッチが通訳の必要性を主張した。ドイツ語が分からない議員のために「動議が採択される前に、要約ないし短縮して彼らに彼らの母語で伝えられるべきだと私は考える。なにしろ彼らも帝国議会の本当の構成員なのですから。」⁵¹⁾ ポーランド人にドイツ語の通訳をつけるだけなら、大きな問題ではなかったかもしれない。しかし次に発言したマイヤーはオーストリアにおける言語問題の大きさを示した。帝国議会には「チェコ人、モラヴィア人、ルテニア人、イタリア人もいる。我々がいったん通訳を認めてしまうと、この会議は不可能となり、会議は本当のパベルの塔となる。」⁵²⁾

プロコプチッチが述べているようにガリツィア選出の農民代議員も「帝国議会の本当の構成員」なのだから、討論が可能となるために通訳を付けることは「当然のこと」⁵³⁾ だったが、ドイツ人はそれを拒否した。続いて発言したフュスターの発言にはオーストリア・ドイツ人の傲慢さが表れている。「私見では、代議員として帝国議会に出席する者が討論の言語を知っていることは良心の問題」であり、「討論の言語はドイツ語だけだ」というのだ。⁵⁴⁾ あたかもドイツ語を理解しない者には良心が欠如しているかのようである。良心が欠如しているのではないとすれば、どうするべきなのか。ノイヴァルは次のように主張した。ドイツ語を理解しない者は「自らの義務と良心に従って、この場から自発的に退場しなくてはならない、議会の責務を彼は果たすことができないのだから。」⁵⁵⁾ ここで司祭グレゴール・チャルキールがポーランド人の側に立って発言する。「地方の選挙規定においては、帝国議会の討論は専らドイツ語で進行するという原則は語られてはいなかった」と。⁵⁶⁾ ウィーンの民主派にとっては、これこそが問題の原因であった。民主派の新聞『コンスティトゥツィオン』紙は次のように書いている。「ドイツ語を読み、書き話せるということを被選挙権の条件とすることが必要であった。」⁵⁷⁾

ノイマンは「いかなる会議においても了解手段がなくてはならないということは自明」であり、「この了解手段は、事の性質からしてドイツ語である,」と主張した。しかしノイマンはドイツ語以外の言語を排除した場合に生じ得る問題を自覚していた。ノイマンは次のように述べている。「アルザスに行けば、ドイツ人児童がフランス人教師の前に座っているのを見るでしょう。しかし児童は教師を理解していないのです。また、弁護士と判事の前に座っている農民も彼らを理解していないのです。私たちはこのような不正を犯そうとは思いません。」⁵⁸⁾ アルザスの状況を想起したことによって帝国議会における言語対立は軽減されたのかもしれない。もしドイツ語を強制するならば、フランス語を強制されているアルザスの現状を承認することになるからである。またルボミルス키는次のように語っている。「フランス語はいかなる法律によっても命じられなかったからこそ、普及したのである。ドイツ語が法律によって作業言語として帝国議会に押し付けられることを望むのは、ドイツ語の力と教養を疑っている者だけである。もし法律を作るなら民族

問題が刺激されるだろう。」⁵⁹⁾ ルボミルス키는ドイツ語を法律によって強制させないための方便として「ドイツ語の力と教養」を賛美したが、この方便は1880年代の論争においても繰り返された。ヴルムブラントの国家語動議を審査した言語委員会の報告は次のように述べている。「法律によって支えられる必要もなく、ドイツ語はすべての民族によって、意思疎通の手段として自発的に承認されてきた。」その結果生じた「長年の習慣は法律よりもはるかに高次の保証である。」なぜなら「法律は強制されることによって非ドイツ系諸民族の民族感情を容易に傷つけかねないからである。」⁶⁰⁾

こうして法律によってドイツ語を強制し、民族対立を煽るという危険は回避された。しかしオーストリアの言語問題が内包していたのは民族問題だけではなかった。ガリツィアの農民サファが片言のドイツ語で発言したとき、隠されていた階級対立が暴露された。

ガリツィアでは農民がドイツ語を[話せない]ということは誰の責任でしょうか。専ら領主の責任です。昔から5月15日に至るまで私たちは可能な限り圧迫され、苦しめられてきたのです。ガリツィアでは農民は住居も服も何も持っていません。ガリツィアの領主がすべて奪おうとしてきたのです。農民は生活のためのものを何も持っていないので、学校には行けないのです。⁶¹⁾

しかしドイツ人たちはガリツィア農民の要求を無視した。農民解放の指導者ハンス・クードリヒでさえ、「代議員がドイツ語を理解し、読み書きができることは自明の規則」であると主張したのである。⁶²⁾ その上、「ポーランド農民は帝国議会に無秩序を引き起こすために保守派によって選出されたのだ」⁶³⁾と主張する者まで現れ、帝国議会はこの問題における完全な無力をさらけ出した。

7月の予備審議において明確な決着を見なかった言語問題が再燃することは不可避であった。7月の言語論争においてハヴリーチェクは『民族新聞』において次のように述べていた。「我々がドイツ語を議会の言語、討論言語として受け入れるとしても、それは議会における諸民族すべての長い抵抗によって、我々に対する剣が敵の手に渡されるだろうという確信からであるにすぎない。ドイツ人はスラヴ語ができないのだから、スラヴ人がドイツ語を話すことになるだろう。」⁶⁴⁾ ハヴリーチェクはいわば政治的なプラグマティズムからドイツ語を受け入れていたのだが、⁶⁵⁾ 9月の論争においては、原理的な問題が争われることになった。9月11日、ダルマチア選出の代議員らが、代議員の演説、修正動議、委員会報告、議会の異議などをイタリア語に翻訳し、彼らの演説をドイツ語に通訳するように要請すると、他の地域の代議員からも、チェコ語やスロヴェニア語の通訳が要請された。これに対してプラハのドイツ人ボロシュは、「議会の一部がドイツ語を理解しないことから生じる不愉快な混乱をどうすれば、簡単に除去できるのか、委員会を設置して審議」させるべきであると提案したが、同時に彼自身の解決策も示した。それが、「理性と実用的な欲求に命じられた国家語 *Staatssprache*」であった。⁶⁶⁾ ここでハヴリーチェクが「実用的な洞察」⁶⁷⁾に基づいて発言した。ハヴリーチェクは憲法の文言が決まるまでチェコ語の権利の要求は待つが、「代議員10名が要求したら、採決の前にはいつでも、採決されるべき問題がポーランド語もしくはルテニア語で繰り返される」⁶⁸⁾ということは必要であるという。なぜなら、30人から40人の代議員が、何が採決されるべきか理解できずに座っているのは「専制」であるというのである。⁶⁹⁾

議会でドイツ語しか使えないのは「専制」であるとハヴリーチェクが非難した後、もう一人のチェコ人トロヤンが問題の別の側面を明らかにする。トロヤンは、「ドイツ人が自分の母語を使う

のと同じように自分の生まれ持った母語を使う権利がある」⁷⁰⁾と主張したのである。もちろん、自分の母語を使う権利を奪われたのはチェコ人だけではないのだから、ルボミルスキが定式化したように、「自分の言語を使う自由」⁷¹⁾という一般的な要求が掲げられることになるのである。トロヤンの発言から明らかになることはそれだけではない。もしドイツ語が「国家語」にされるなら、その国家語はすべての話し手に対して中立的な道具ではありえない。オーストリア・ドイツ人だけが自分の母語を国家語として使うことができるのであり、オーストリア・ドイツ人が民族的特権を持つということになる。ラジスラフ・リーゲル (Ladislav Rieger: 1818-1903) の発言はこのような問題意識に導かれている。「ドイツ人だけが自分の民族言語を使う権利を持つべきであり、その他すべての人々はこの権利から除外されるという意味で平等を理解しているのだろうか。私見では、私たちの民族言語を使ってここで話すという私たちに認められた権利はドイツ人が持っている権利と同じものであり、これは疑いのないことである。」⁷²⁾ 民族言語を使う権利の平等からリーゲルは「国家語」を拒否する。「私は自由思想家として特権的な宗教を認めることはできないが、それと同じように、国家において特権的な民族と国家語を承認することはできない」と。⁷³⁾

チェコ人代議員の理路整然とした主張にドイツ人たちは追い込まれたように見える。7月の予備審議ではドイツ語が分からない者は「自発的にこの場から退場すべきである」⁷⁴⁾とまで述べていたノイヴァルが、「自分の郷里の言語を使って会議で話すのは代議員の譲渡し得ない権利である」⁷⁵⁾と述べるようになったのである。しかしボヘミア・ドイツ人はかたくなであった。ボロシュは、自分の言語を使い権利を主張するスラヴ人の態度を「民族道楽」Nationalitätsliebhabereiと呼んでスラヴ人を侮辱しつつ、⁷⁶⁾「共和国の首都パリで、このような恐るべき要求がなされたことはなかった」⁷⁷⁾と述べてフランス革命の経験から自らの態度を正当化しようとした。革命の当初からボヘミア・ドイツ人の民族的利害を強硬に主張していた「ドイツ人協会」のレーナーもフランス語を「自由の言語 la langue de la liberté」⁷⁸⁾と呼んだグレゴワールの表現を継承している。ドイツ語は「自由の言語 die Sprache der Freiheit」⁷⁹⁾だというのである。

ラジスラフ・リーゲルは特権的な民族と国家語を決して承認しようとはしなかったが、ハヴリーチェクと同様、議会におけるドイツ語にはプラグマティックな態度をとることができた。「ドイツ語を理解する代議員は、他の言語を理解する代議員よりも多い」のだから、「ドイツ語が意思疎通の手段として適しているように見える」というのである。もっともリーゲルは、チェコ人が「自分たちの言語の使用を放棄したのではなく、その権利を一時的に停止したに過ぎない」と付け加えることを忘れはしなかった。⁸⁰⁾

帝国議会がウィーンからクレムジールに移り、オーストリア帝国憲法が審議されるなかで言語問題は再び討論された。もっとも1849年3月4日、皇帝の勅令として公布されたオーストリア帝国憲法において、ブリアンも指摘しているように、国家語は規定も禁止もされていない。⁸¹⁾しかし民族と言語に関しては、その第5条において次のように定められている。「すべての種族は平等であり、どの種族も自らの民族性と言語を保持し育成する不可侵の権利を有する」と。⁸²⁾帝国議会の討論において指摘されたように国家語が民族的特権であるとすれば、民族の平等を定めたオーストリア帝国憲法は国家語に反対していると言えるのではないだろうか。事実、クレムジール帝国議会の憲法委員会が国家語を憲法によって規定しなかったのは、第一に、国家語が諸民族の平等という原則に抵触すると考えたからであった。すでに憲法草案において「州の習慣的言語すべての、学校、官庁、公的生活における平等は国家によって保障される」⁸³⁾と明記されていた。1849年2月8日の討論においてラジスラフ・リーゲルは次のように述べている。「平等という明確な原則に従えば、いかなる言語も優遇されてはならない」と。⁸⁴⁾アドルフ・フィッシュホーフもそれに賛同し、

「帝国議会の言語が法によって導入されないことに賛成する」と述べている。第二にドイツ語がこれからも知識人の言語であり続ける保証がなかったからである。「ハンガリーにおいてさえ知識人はとても上手にドイツ語を話している。すべての知識人においてますますそうなるだろう、」⁸⁵⁾とハインが述べたのに対してリーゲルは反論する。「ハンガリー、とりわけワラキアには非常に教養のある人々がいる。それでも彼らがみなドイツ語を話すわけではない。」⁸⁶⁾ またポーランドやボヘミアの議員も15年後、20年後にはドイツ語を理解するものは今よりも少なくなるだろうし、「野蛮人の言語」を軽蔑しているイタリア人がドイツ語を学ぶことはないだろう、と。⁸⁷⁾ さらにマイヤーは別の言語の可能性さえ示唆した。「スラヴ語とその文法が完成されるなら、スラヴ人がドイツ語を学ぶように、我々もスラヴ語を学ぶだろう。」⁸⁸⁾ ドイツ語だけが知識人の言語ではないのだから、ハインが述べているように、「知識人によってもっとも話される言語が帝国議会の言語として通用させられるだろう」⁸⁹⁾と考えられるようになったのである。このような討論に鑑みるならば、クレムジール帝国議会の憲法委員会が「ドイツ語」を「国家語」とすることに明確に反対していたと言えるだろう。このような討論を経て起草されたオーストリア帝国憲法における民族の権利に関する条文は、わずかに変更されただけで1867年の国家基本法19条に継承されている。⁹⁰⁾

III. 国家語のイデオロギー的背景と社会的機能

オーストリア・ドイツ人は自分たちが安定的多数を占めているわけでもない国家において、民族的少数派としての権利を要求することでは満足せず、なぜ支配的な民族という地位を求めたのであろうか。『ウィーン新聞』に掲載された匿名の論文「ボヘミア問題の評価によせて」の著者は、ドイツ人の支配を世界史的に位置づけようとする。ギリシア人の教養が小アジア、エジプト、マケドニアの諸民族の教養に勝利し、ローマの教養がケルト系諸民族に勝利したように、ドイツの教養は闘争に勝利して登場した。⁹¹⁾ このような教養の利害と結びついているのが「自由」であるとするれば、世界史の現段階において自由を体現しているのはドイツ人であり、ドイツ人に対立することは自由に対立することだということになる。フランクフルトからプラハに派遣されたエルンスト・シリングはチェコ人指導者らの面前で言い放った。「自由はドイツ的である。教養はドイツ的である。自由の理念はスラヴ人のもとには見られない」と。⁹²⁾ スラヴ人は自由に対立するものと考えられていたからこそ、革命前のウィーン体制の支柱ロシアと結託していると看做された。ルートヴィヒ・レーナーの「ドイツ人協会」は6月4日「友と同胞へ」というビラを配布し、そこで次のように主張した。「ここ数週間プラハでは『ドイツ人の自由よりもロシアの鞭を』という呼びかけが何度も響き渡った」と。⁹³⁾ このようにドイツ人とスラヴ人がそれぞれ自由と反動を担うという世界史構想があったからこそ、エルンスト・フィッシャーが述べているように、「民主主義を構成するために集まった帝国議会においてもドイツ『国家語』が支配すべきとされた」のである。⁹⁴⁾ 『ウィーン新聞』の匿名氏はこう続けている、「オーストリア国家の統一的契機はドイツ語を法律と行政の言語、知識人の言語として承認することに存するのであって、この範囲で導入されるなら他のいかなる言語も王国の統一を危険にさらす」と。⁹⁵⁾

オーストリア・ドイツ人の「英雄的＝世界史的＝ヘーゲルの」立場⁹⁶⁾ がマルクスとエンゲルスの世界史構想、とりわけエンゲルスの歴史なき民の理論と親和的であったということは容易に察せられよう。事実、彼らが編集していた『新ライン新聞』もリーゲルらに反対し、次のようにコメントした。「代議員は自分の言語で演説し、動議を提出できるというわけだ。帝国議会は翻訳所、バビロンの混沌となり、その帰結は解散、オーストリアの終焉である。」⁹⁷⁾ また「仮に30の言

語に翻訳されるべきだとしても、遅延が生じるとは思わない」⁹⁸⁾と述べたルボミルスキを『新ライン新聞』は「民主主義の背教者」と呼び、「30もの音をだすバグパイプは壮大なカノンを叫ぶだろう」と論評した。⁹⁹⁾ここでもスラヴ系諸語は言語ではなくバグパイプの音と呼ばれている。ロマン・ロスドルスキーが指摘しているように、革命期のオーストリア・ドイツ人や彼らを支持したマルクス、エンゲルスとその『新ライン新聞』が理解していなかったことは、「フランス大革命期のジャコバン派がまだフランスの『パトワ』に対して行い得たことが、オーストリアでは革命を墮落させ、革命を敗北させるかもしれない」ということであった。¹⁰⁰⁾

カール・レンナー (Karl Renner: 1870-1950) は国家語が何を意味するのか明らかにされていないと述べたことがあるが、¹⁰¹⁾ 48年革命期の帝国議会における言語論争を振り返ることによって国家語の社会的機能は明らかになったと思われる。国家語は「国家の行政装置の作業を容易にするための単なる道具にすぎないのか」¹⁰²⁾ というブリアンの問いには否定的に答えざるを得ない。フランクフルト国民議会のマレクの動議においては、国家語と言語的少数派の保護を両立させようとする配慮が見られたが、ウィーン帝国議会においてそのような配慮は姿を消す。ドイツ語を国家語として承認するということは、国家語以外の民族語を使って話す権利を否定することである。国家語以外の民族語を母語とする人々にとっては、母語の使用が禁じられるということでもある。良知力氏が指摘しているように、オーストリアのドイツ語のような「民族語ならぬ『国[家]語』」は「地域的共同体のゆたかな可能性を圧殺する『支配語』」¹⁰³⁾ だったのである。自分の母語、自分の民族語しか理解できない人々にとって、国家語によって語られる政治は、ハヴリーチェクの言葉を借りれば、「専制」であり、このような意味において国家語は民主主義と両立しない。また国家語によって排除されるのは民族だけではない。アーネスト・ゲルナーが指摘しているように、近代工業社会以前の農業社会において文化的境界は民族のような政治的単位を定義づけるのではなく、¹⁰⁴⁾ 文化の役割は、「社会秩序におけるヒエラルキーの位階システムを強化・強調し、可視化することにあった。」¹⁰⁵⁾ ゲルナーの農業社会像は19世紀半ばのガリツィアにも当てはまると思われる。マキシミリアン・パッハによれば、ルテニア人にとって「ポーランド人とは彼らを搾取し尽す貴族のことであった」という。¹⁰⁶⁾ そうだとすれば、ルテニア語を話すということはまだウクライナ民族に属することを意味せず、それはポーランド語を話す貴族によって搾取される農民であるということの意味したのである。またヘルファートによると、ポーランド人やポーランド化した親の子供たちが、ルテニア語の教室に犬をけしかけるということもあったという。「ルテニア語を学ぶにふさわしいのは犬だけ」だというのである。¹⁰⁷⁾ こうしてポーランド語とルテニア語によって表現された身分の違いは強調され、可視化されたのである。ルテニア語とポーランド語について言えることはポーランド語とドイツ語の関係にも当てはまると思われる。帝国議会における言語論争のきっかけとなったのは、ドイツ語を理解しないポーランド人農民だったが、そもそもポーランド農民はなぜドイツ語を話す者を選出しなかったのだろうか。『プレッセ』紙によると、ポーランドの農民はドイツ語を話す貴族に不信感を持っており、「ドイツ語は話せないとしても、それだけにいっそう信頼できる者を帝国議会に送った」という。¹⁰⁸⁾ 従って、ドイツ語を国家語とし、ルテニア語やポーランド語を排除するということは、農民という特定の階級を政治から排除するということであり、国家語は階級的抑圧の手段なのである。

このように国家語が被抑圧民族や下層階級を排除するための手段として機能するのだとすれば、国家語においては「Staatの強制的、排除的、画一的な力がはたらいている」という田中氏の主張は的を射ていたように見える。しかし国家語における「国家業務を遂行するための機能」¹⁰⁹⁾ という側面を強調する田中氏の主張は政治的な危険性も孕んでいる。国家語は行政のための道具にす

ぎないという口実の下に民族的支配を確保できるので、それだけにいっそうナショナリストは国家語の道具としての側面を強調したのである。ボロシュがすでに国家語を「理性と実用的な欲求」に命じられたものと看做していたし、ヒトラーも『我が闘争』においてオーストリア史を振り返り、次のように述べていた。オーストリアを維持するためには「統一的な国家語を原則として確立することによって行政に技術的な補助手段を手渡さなくてはならない。それなしには統一国家は存続し得ないからである」と。¹¹⁰⁾

他方でオーストリアにおけるドイツ語のように国家語はそれ自体として一つの民族語なのだから、自分の言語が国家語になっている民族は特権を持っていることになる。1848年革命期にラジスラフ・リーゲルが、「特権的な民族」と「国家語」を認めないと主張したのは、そのためである。国家語のこのような性質は1880年代の討論においても指摘された。国家語が民族的特権を生み出す限り、それはすべての諸民族の平等を規定したオーストリア国家基本法19条という「憲法の力によるオーストリアの民族問題の解決の根底にある原理」と完全に対立するとマデイスキは指摘している。¹¹¹⁾

帝国議会における国家語論争によって、国家語の抑圧的性格は明らかとなっていたが、オーストリア・ドイツ人はそれを理解できなかったようである。国家語論争からからしばらくして、『ウィーン新聞』は、この論争を以下のように論評した。「ボロシュ議員が議会語 *parlamentarische Sprache* や帝国議会語 *Reichstagssprache* ではなく国家語という表現を用いたことは不適切だった、」と。¹¹²⁾ あたかも、「国家語という表現」に問題があったかのようなようである。しかし国家語という表現がどのようなイメージを喚起したとしても、帝国議会において国家語が拒否されたのは、その表現のためではない。国家語が拒否されたのは、それが民主主義とは両立しえない「専制」の言語であり、階級支配の道具であり、一民族に特権を与え、諸民族の平等という原則に反するからである。

IV. 社会民主主義と国家語

国家語が諸民族の平等という原則に反するとすれば、理論機関誌の創刊号において「間民族性の思想を生きた現実にするを自らの課題」¹¹³⁾ として掲げたオーストリア社会民主党が国家語を拒否したのは当然であろう。1899年のブリュン綱領では次のように要求されている。「我々は民族的特権を承認しない。それ故、国家語という要求を拒否する。媒介言語がどの程度まで必要となるかは帝国議会が定めるであろう。」¹¹⁴⁾ この定式は激しい論争の末に作成されたものであった。国家語に関する討論はブリュン党大会が開催される前からチェコスラヴ社会民主党の理論機関誌『アカデミー』誌上で行われていた。オーストリア・ドイツ人社会民主主義者フリードリヒ・アウステルリッツは論文「民族闘争と社会民主主義」において、「国家活動がますます拡大する時代に一つの言語への要求を否定することはできない」のだから、「ドイツ国家語はオーストリアにおけるドイツ人の民族的要求とは無関係であり、むしろオーストリア国家の要請である」と主張した。¹¹⁵⁾ これに対してスロヴェニアの社会民主主義者エトビン・クリスタン (Etbín Kristan: 1867-1953) は論文「オーストリアにおけるナショナリズムと社会主義」において、ドイツ民族派が要求しているドイツ国家語を「それに反対する法律にもかかわらず慣習として存在してきた古い特権」¹¹⁶⁾ と特徴づけている。クリスタンの論文はカール・レンナーに先立って個人原理に基づく民族自治を提唱したことで知られているが、レンナーはクリスタンの国家語批判も継承したのかもしれない。レンナーは1899年の著作『国家と民族』において次のように述べている。「オーストリアにおいて

国家語は許容されないし、国家語は争いの永遠の源泉である」¹¹⁷⁾と。

ブリュン党大会に提出された二つの決議案はそれぞれアウステルリッツとクリスタンの見解に従っているように見える。全党執行部の決議案は次のようなものであった。「我々は民族的特権を認めない。それ故国家語の要求を拒否する。他方で交流言語 *Verkehrssprache* としてのドイツ語という今日存在する事実を実践的な必要性和と看做すが、そこから他の言語を排除するような特権を生じさせない。」¹¹⁸⁾これに対して南スラヴ社会民主党執行部の決議案は以下のようなものであった。「国家においてすべての言語は完全に平等である。それ故、あらゆる民族的特権、従って国家語も排除されなくてはならない。相互交流の必要性に導かれて自由な諸民族は母語の他に実際に使用するために必要な言語をも習得するであろう。」¹¹⁹⁾南スラヴ社会民主党執行部の決議案が、相互交流のための言語を諸民族の選択に委ねているのに対して全党執行部の決議案はドイツ語に交流言語としての地位を認めている。ハンス・モムゼンによると全党執行部の決議案はカウツキーとアウステルリッツの見解に従っていたという。¹²⁰⁾領土原理に基づく民族自治がカウツキーの主張に由来することは明らかだが、国家語に関する節はアウステルリッツの見解に由来するのではないだろうか。

ブリュン民族綱領の決議案をめぐる討論に参加したのはクリスタンやアウステルリッツのような著名人だけではなかった。ブリュン党大会前、社会民主党内では国家語の問題への関心が高まっていた。グラーツの『アルバイターヴィレ』紙において同紙の創立者ハンス・レーゼルは、党内の討論は国家語の問題をめぐる討論が行われており、「私見ではこの問題は党大会においても討論の中心点になるだろう」と述べている。¹²¹⁾このような関心の高まりに寄与したと思われるのが、チェコスラヴ社会民主党の修正案である。この修正案は、党大会に提出されるのではなく専ら機関誌上の討論の素材として利用されるべきものとされたが、この修正案は、国家語に関する節が全党執行部の決議案と大きく異なっていたのである。チェコスラヴ社会民主党の修正案は次のように要求している。「我々は了解言語 *Verständigungssprache* がその都度すべての諸民族の代表の共同の決議によって規定されることを必要と看做す」と。¹²²⁾『アルバイターツァイトUNG』に掲載された匿名の論考は全党執行部と南スラヴ人の決議案がどちらも国家語を拒否したことに賛意を表明した。国家語とは「同権の表現ではなく、支配と従属の表現」に他ならないからである。とはいえ、国家の諸機関は相互に理解しなくてはならないのだから、了解言語は必要である。しかしそれに関心を持つのは各民族の官僚層だけなのだから、ドイツ語を了解言語としてもそれが民族の危機をもたらすわけではないと述べて、全党執行部の決議案を支持した。¹²³⁾これに対してチェコスラヴ社会民主党の機関紙『プラークヴォ・リドゥ』に論文「民族問題に対する社会民主主義」を発表したフランチシェク・ソウкуп (František Soukup: 1871-1940) は「媒介言語としてのドイツ語について語られている全党執行部の決議案の一節は「ドイツ・ナショナリズムに対する完全に不要な譲歩」であると主張した。¹²⁴⁾

このようなドイツ国家語に関する関心の高まりにもかかわらず、『アルバイターヴィレ』紙の編集部は「党大会がドイツ語を国家語と宣言するにせよ、交流言語、死語と宣言するにせよ、どうでもよい。交流言語の存在は現実の諸関係から生じるのであって、いかなる決議にも依存しないからである」と論評し、ドイツ語が交流言語となっている現実を変えることができないという態度をとった。¹²⁵⁾またウィーンのフローリツドルフの『フォルクスボーテ』紙もチェコ修正案を念頭に置きながら、「すべての点では一致しないということはある」¹²⁶⁾と書いている。事実上の交流言語というドイツ語の地位を譲ることはできなかったのであろう。このようにドイツ語が事実上の交流言語となっている現実を維持することがオーストリア・ドイツ人指導者たちの本音だっ

たのではないと思われる。というのもブリュン党大会でドイツ人指導者と話す機会を得たというブラハのレオ・ヴィンターはつぎのようなエピソードを伝えているからである。そのドイツ人指導者は、ドイツ語とチェコ語に交互に通訳される討論の長さに不満をもらしたという。これは必要ないことだというのである。ルテニア人やポーランド人も民族的だが、チェコ人だけがチェコ語で話すことに固執しており、それはチェコ・ショーヴィニズムへの妥協に他ならないのだと。ヴィンターは次のように反論したという。「チェコの代表には肉体労働者が多く、ドイツ語を話せるのは一部にすぎない。会議の討論が捗るようになるためだけにチェコ人は永遠の沈黙を強いられるべきだということのか」と。¹²⁷⁾

ブリュン党大会における討論はボヘミア・ドイツ人の指導者ヨーゼフ・ゼリガーの報告から始まった。ゼリガーの報告においては、「ドイツ語を帝国全体の交流言語として要求するのは、ドイツ語が交流言語に最も適しており、ドイツ語によって諸民族の意思疎通が最も簡単に生み出されるからである」¹²⁸⁾とされ、ドイツ語を交流言語とする実用的な必要性が強調されたが、チェコスラヴ社会民主党のニエメツが直ちに、「全オーストリアの官吏のために一つの言語が定められるとすれば、それは平等に反する」¹²⁹⁾と批判した。レンベルクのウクライナ人ハンキエヴィッチも決議案の表現に反対し、「交流言語に関する一節の削除」を要求した。¹³⁰⁾

ヴィクトル・アードラー (Victor Adler: 1852-1918) は「媒介言語はドイツ語以外には考えられない」とは述べたものの、民族的な発言を慎み、チェコ人に対して妥協的な態度さえ示している。「交流言語はその都度議会によって決定されるというチェコ人の一部の同志の提案」に対してアードラーは「公然の事実を改めて決議させるのは余計なことだ」¹³¹⁾と述べていたが、アードラーは媒介言語を議会に委ねるというチェコ人の提案を受け入れてもよいと述べたのである。このような態度の背景にあるのは、「オーストリアにおけるインターナショナリズムはドイツ人の犠牲によって賈われるのであって、それは当然のことだ」¹³²⁾というアードラーの建前だけではない。フーゴー・ハンチュが述べているように、チェコ人の影響力であろう。¹³³⁾

党大会においては、スラヴ系の社会民主主義者が国家語だけでなく交流言語の要求にも反対した背景も明らかにされた。プシェミスルのリーバーマンは次のように語っている。「交流言語という語を削除しようとするチェコの同志が私にはわかる。大衆は国家語、役人言語 Amtssprache、交流言語という瑣末事を区別しないだろう。それは我々の敵たちによって歪曲され、チェコの同志に対する新たな攻撃点がチェコ・ブルジョアジーに与えられるだろう。」¹³⁴⁾ 国家語ではないにせよ、ドイツ語に特別な地位を社会民主党が要求するなら、社会民主党は反民族的という烙印を押されるというわけだ。そうだとすれば、チェコ人とアードラーの間の溝は埋められていなかったのである。チェコ人が「交流言語を帝国議会の決定」に委ねようとしたのは、社会民主党がドイツ語に特別な地位を認めるという事態を避けようとしたからであり、決してアードラーが述べたように、余計なことではなかったのである。

このようにオーストリアの社会民主主義者たちは諸民族の摩擦面をできる限り減少させるために議論を重ね、国家語に反対しただけでなく、媒介言語さえ帝国議会に委ねた。ブリュン綱領を生み出したこのような努力に鑑みるならば、カウツキーのように、オーストリアの国家語はドイツ語であると主張することは、この努力を無にする行為であると言わざるを得ない。カウツキーの発言の背景には何があったのだろうか。

V. カウツキーと国家語

ブリュン党大会直後の1899年10月、カウツキーはフランチシェク・モドラー・チェクにこう書いている、「私は、ブリュン党大会決議に含まれているもの以外にオーストリアにおける社会民主党の民族政策を想像することができません」と。¹³⁵⁾ このようにカウツキーがブリュン民族綱領を高く評価していたとすれば、カウツキーが国家語に対してブリュン綱領とは異なる態度を取ったことは、ブリュン党大会以降の状況に由来すると考えられる。それはオーストリア社会民主党内部のオーストリア・ドイツ人とチェコ人の対立であったと思われる。周知のように、オーストリア社会民主党のオーストリア・ドイツ人とチェコ人は民族別の労働組合を求めた分離主義やチェコ少数派学校¹³⁶⁾を争点として激しく対立していた。国家語の理解も争点の一つであった。

レンナーは1899年の『国家と民族』において、国家語を「争いの永遠の源泉」と看做したが、今や国家語を行政の道具としての側面を重視し、国家官吏の言語として「国家語は必要である」¹³⁷⁾と述べるに至った。これに対してチェコスラヴ社会民主党は国家語を民族問題の一部として理解し、党大会では、「チェコ民族が自分の故郷の主人となり、官庁と学校における自分の権利を貫こうと努めているのに対して、ドイツ民族は、押しとどめられない進歩の論理によって、チェコ人の間における国家語の担い手という機能を放棄せざるを得なくされた」と説明されたという。¹³⁸⁾

この対立においてカウツキーは調停役を演じようとした。カウツキーは、「すでにチェコ分離主義のナショナリズムにドイツ社会民主主義のナショナリズムを対立させようという声が大きくなっている」という現実を指摘しつつ、「それは社会民主主義思想の終焉であろう」と述べて、これ以上の対立の激化に警鐘を鳴らした。¹³⁹⁾ それにもかかわらず、カウツキーがドイツ人寄りの立場にあったことは否めない。

ブリュン党大会の少し後で、チェコのソウクプは『ノイエ・ツァイト』に発表した論文「オーストリアにおけるチェコ労働運動」において国家語を批判し、「ドイツ語を国家語とするような統一的な王国を築くならば、王国を中央集権化、ゲルマン化することに成功したヨーゼフ2世の改革とは正反対の傾向を覚醒させるだろう」¹⁴⁰⁾と主張した。この論文をカウツキーはアードラー宛の書簡で酷評しているのである。ソウクプは「チェコ人を今日なお抑圧されている民族として描き、ドイツ国家語をナンセンスと看做している」¹⁴¹⁾と。翌日の返信においてアードラーはカウツキーに「このショーヴィニスト的愚論を印刷しないでくれたまえ」¹⁴²⁾と頼んでいる。アードラーがチェコ人の同権要求に反発するのは理解できる。彼にはドイツ・ナショナリストとしての過去もあったからである。¹⁴³⁾ それではカウツキーは何故ソウクプの論文が気に入らなかったのだろうか。ドイツ・ナショナリズムが原因だったとは考えにくい。ズデニェク・シヨレが述べているように、「カウツキーが大ドイツ的な雰囲気屈したことはなかった」からである。¹⁴⁴⁾ そもそもカウツキーの父親はチェコ人であり、10代の若きカウツキーが最初に抱いた政治思想はチェコ・ナショナリズムであった。「私はあらゆるドイツ人を宿敵と看做し、ドイツ人であることほど罪深いことはないと思っていた」¹⁴⁵⁾とカウツキーは回想している。社会主義運動に参加してからもアードラーのドイツ・ナショナリズムを危険視し、アードラーを「党の外にある者」¹⁴⁶⁾と看做したこともある。カウツキーがドイツ・ナショナリズムの立場からチェコ人の民族的要求に反対したのではないとすると、その原因はマルクス主義に求めざるを得ないのではないだろうか。

周知のように1848年革命期にエンゲルス (Fridrich Engels: 1820-1895) は、「自分の歴史を持つ

たことがない諸民族」にチェコ人を数え、これらの諸民族は「生命力」を持っていないのだから、「なんらかの自立に到達することはできないだろう。と主張した。¹⁴⁷⁾ この「歴史なき民」の理論をエンゲルスはその後にも維持し、書簡を介して若きカウツキーに伝えている。1882年2月7日の書簡でエンゲルスは書いている。「スラヴ人に打ち込まれたドイツ人、マジャール人、トルコ人という三つの楔によって木々端微塵にされたスラヴ系の小民族や民族片に対して私が共感しないかどうかあなたは尋ねてみてもよいでしょう。実際、ほとんど共感しません。」¹⁴⁸⁾ ズデニェク・ショレが述べているように、このような「48年革命期のすでに時代遅れとなった見地がチェコ民族の状況に関する理解を妨げた」¹⁴⁹⁾ のであろう。カウツキーは1887年の論文「近代民族」において「チェコ民族の維持はほとんど考えられない」¹⁵⁰⁾ と述べて、エンゲルスの「歴史なき民」の理論を再生産したのである。

しかし、カウツキーはエンゲルスの「歴史なき民」の理論を批判したのではなかったのか。確かにそうである。カウツキーはチェコ民族が「生命力」を持つ「文化民族」となったと指摘し、エンゲルスのかつての主張は対象を喪失したと主張した。¹⁵¹⁾ このような認識に基づいてカウツキーはオーストリアの民族問題を解決するために「言語の境界に基づく諸民族の連邦制」¹⁵²⁾ を提起し、これがオーストリア社会民主党のブリュン綱領に取り入れられたのである。マサリクが指摘しているように、カウツキーが提案した民族自治が、「1848年のハヴリーチェクとパラツキーの民族、言語綱領、すなわち民族連邦制」¹⁵³⁾ と重なり合うとしても、カウツキーがそれで「歴史なき民」の理論を克服したことにはならない。事実、カウツキーはオーストリアが解体され、チェコ人が独立してもなお、その将来には否定的であった。北部、西部、南部をドイツに囲まれたチェコ国家はドイツと対立する政策を営むことができないので、ドイツの従属国となる、というのである。¹⁵⁴⁾ 本稿の筆者が別稿において指摘したように、マルクスとエンゲルスの民族理解は、彼らの「人間観、国家論、革命論と深く結びついて」おり、「次世代のマルクス主義者においても、彼らがマルクス主義者である限り、民族的解放という要求と労働者の解放というマルクス主義の要求が理論的、実践的な矛盾として現れる」¹⁵⁵⁾ と考えられる。そうだとすれば、カウツキーにおける国家語とは、彼がマルクス主義者として再生産せざるを得なかった「歴史なき民」の理論の一側面であったと言えるのではないだろうか。¹⁵⁶⁾

注

- 1) 「歴史学と社会言語学の架橋」という表現は木村護郎クリストフ氏の論文「ヨーロッパにおける言語の政治性を考える——歴史学と社会言語学の架橋に向けて——」,『歴史学研究』2010年12月, No.874から借用した。
- 2) 田中克彦「カール・カウツキーと国家語」,『言語からみた民族と国家』岩波書店1978年所収, 162頁。
- 3) 三浦信孝「植民地時代とポスト植民地時代の言語支配」, 三浦信孝, 糟谷啓介編『言語帝国主義とは何か』藤原書店2000年, 10頁。
- 4) W.A. グロータース「『国語』と日本人」, 田中克彦『ことばの差別』農村漁村文化協会1980年所収, 207頁。
- 5) Peter Burian, The State Language Problem in Old Austria (1848-1918), in: *Austrian History Yearbook*, Vol. 6, Minnesota 1970, p. 83/84.
- 6) 田中「カール・カウツキーと国家語」, 前掲書, 176頁。
- 7) もちろん、国家語概念の歴史的研究がこれまで試みられてこなかったわけではない。「国家語の概念を史的におうことで、その意味内容を明らかにすることを目的としている」という西島佑「国家語の概念小史——19世紀半ばから20世紀前半のドイツ語圏、保科孝一、田中克彦までにおける——」,『言語政策』第13号2017年を日本における先行研究に数えることができるかもしれないが、西島氏の論文は一次史料の研究に基づくものではなく、専ら二次文献の論述に依拠しており、表面的な研究史という印象

を拭えない。

- 8) Karl Kautsky, Nationalität und Internationalität, in: *Ergänzungshefte zur Neuen Zeit*, Nr. 1, 1908, S. 20.
- 9) *Ebd.*, S.22.
- 10) 厳密にはハンガリーの言語である。事実、ハンガリーにおいては「国家語はハンガリー語である」と法律で定められていた。Gesetz über die Gleichberechtigung der Nationalitäten, in: Stanislaus Poray Ritter von Madeyski, *Die deutsche Staatssprache oder ein deutscher Staat Oesterreich*, Wien 1884, S. 166.
- 11) Kautsky, Nationalität und Internationalität, *a.a.O.*, S. 30. 西島佑氏はカウツキーが「オーストリア帝国については国家語の制定には反対した」と主張しているが、西島氏はカウツキーのこの発言をどのように理解したのだろうか。西島佑「旧ソ連地域における国家語の系譜：カウツキーからレーニン、ポスト・ソヴェトへの歴史的展開」『上智ヨーロッパ研究』2017年。西島氏の論考には他にも奇妙な論述がある。氏は田中克彦氏の主張を敷衍しつつ、こう述べている、「カウツキーの論文『民族性と国際性』は1908年にロシア語に訳されており」、「ロシア語における国家語の登場」は1908年ではないかと。しかし1903年に開催されたロシア社会民主労働者党第二回党大会において採択された綱領では、「あらゆる地域の、国家的諸制度において、国家語との平等を認められた母語の導入」が要求されている。Программа Российской Социалдемократической Рабочей Партии принятая на II Съезде Партии, Коммунистическая Партия Советского Союза в Резолюциях и Решениях Съездов, Конференций и Пленумов ЦК, Том Первый 1898-1917, Москва 1983, стр. 63. この事実を西島氏はどのように理解するのだろうか。
- 12) Kautsky, *Habsburgs Glück und Ende*, Berlin 1918, S. 28.
- 13) Kautsky, Nationalität und Internationalität, *a.a.O.*, S. 21.
- 14) *Ebd.*, S. 30.
- 15) *Verhandlungen des Gesamtparteitages der Sozialdemokratie in Oesterreich, abgehalten zu Brünn vom 24. Bis 29. September im „Arbeiterheim“*, Wien 1899, S. 104.
- 16) Madeyski, *a.a.O.* S. 25.
- 17) *Ebd.*, S. 27.
- 18) 言語学者のトマシュ・カムセラは、オーストリアにおいて、1867年、「国家語、州言語、州の習慣的言語という三言語システムが生じた」と述べている。いかなる根拠に基づいてこのように主張しているのだろうか。Cf. Tomasz Kamusella, *The Politics of Language and Nationalism in Modern Central Europe*, Basingstoke / New York 2012, p. 390.
- 19) Madeyski, *a.a.O.*, S. 18/19.
- 20) Burian, *op.cit.*, p. 87.
- 21) Ernst Fischer, *Österreich 1848*, Wien 1946, S. 147.
- 22) ヴァーツラフ浴場の集会を呼びかけたのは「リピール」と呼ばれるグループだった。リピールのメンバーの多くはチェコ人だったが、ルートヴィヒ・ルッペルトのようなドイツ人学生も参加していた。Stanley Pech, *The Czech Revolution of 1848*, Chapel Hill 1969, p. 45. また、ヘルファートによると、集会においてボヘミア・ドイツ人がドイツ語なまりのチェコ語で「チェコ人とドイツ人は一心同体！」と声を上げたという。Joseph Alexander von Helfert, *Von Böhmen nach Italien*, Frankfurt am Main 1862, S. 18. この時期にチェコ人とドイツ人の民族対立はまだ表面化していなかったと考えてよいのではないだろうか。
- 23) První petice Pražská 11 Března, Jan M. Černý, *Boj za Právo. Sborník aktů politických u věcech státu a národa českého od roku 1848*, Praha 1893, str. 5.
- 24) Kabinetní list ze dne 8. Dubna 1848, Černý, *Boj za Právo*, str. 101. ここで「ボヘミア人民」と訳したのは česká národnost、ドイツ語では böhmische Nationalität であり、文字通りに訳せば「チェコ民族」だが、ここで意図されているのはチェコ人とドイツ人を含むボヘミアの住民全体であり、意味を汲んで「ボヘミア人民」とした。「内閣書簡」のドイツ語テキストは、F.J.[Franz Joseph] Schopf, *Wahre und ausführliche Darstellung der am 11. März 1848 zur Erlangung einer constitutionellen Regierungs-Verfassung in der königlichen Hauptstadt Prag begonnenen Volks-Bewegung und der hierauf gefolgten Ereignisse, als ein Beitrag zur Geschichte, und ein Angedenken an die verhängnissvolle Zeit*, 2. Heft. Leitmeritz 1848, S. 72ff. を参照されたい。
- 25) Anonym, Die Cechen und ihre Sprache, in: *Die Constitution*, Nr. 5 vom 27. März 1848, S. 45.

- 26) *Ebd.*, S.44.
- 27) Ein Jurist, ein Mitglieder der National-Garde, Czechen und ihre Sprache, in: *Die Constitution*, Nr. 22 vom 15. April 1848, S. 319.
- 28) *Ebd.*, S. 320.
- 29) František Palacký, O poměru Čech i Rakouska k řiši Německé. Psání do Frankfurta dne 11. dubna 1848, *Spisy Drobné*, Díl I, Z oboru politiky, Praha 1898, str. 18/19.
- 30) *tamtéž*, str. 19.
- 31) *tamtéž*, str. 20.
- 32) Adresse der Deutschen aus Böhmen, Mähren und Schlesien, in: *Wiener Zeitung*, Nr. 103 vom 12. April 1848, S. 490.
- 33) Karel Havlíček, Čeští deputovaní na sněmu říšském, *Politické Spisy*, Díl II, část 1, str. 121.
- 34) Wilhelm Müller, Die Czechen und ihre Sprache, in: *Die Constitution*, Nr. 27. vom 21. April, S. 419.
- 35) Österreichische Verfassung vom 25. April 1848, in: *Die österreichischen Verfassungsgesetze*, hrsg. von Edmund Bernatzik, Wien 1911, S. 104.
- 36) 『ゲラーデアウス』紙はチェコ人に対して比較的同情的で、「チェコ人がドイツ人を殺害しているというデマを批判したが、それでも、「スラヴ国民会議の最初の討論においては、互いに理解するためにドイツ語が使用されざるを得なかった」と書いた。*Gerad'aus. Politisches Abendblatt für's Volk*, Nr. 20, vom 3. Juni 1848.
- 37) Lewis Namier, *1848: The Revolution of the Intellectuals*. Oxford 1944, p. 108.
- 38) Wie sieht es in Prag aus, in: *Katzen-Musik (Charivari) Politisches Tageblatt für Spott und Ernst mit Karrikaturen*, Nr. 2 vom 13 Juni 1848.
- 39) Frhr. von Helfert, *Wiener Journalistik im Jahre 1848*, Wien 1877, S. 32.
- 40) 1836年刊のヨゼフ・ユングマンの『チェコ語＝ドイツ語辞典』Josef Jungmann, *Slownjk česko-německý*, Prag 1836はNěmecにein Stummerという訳語を当てている。
- 41) *Stenographischer Bericht über die Verhandlung der deutschen constituierenden Nationalversammlung zu Frankfurt am Main*, Bd.1, hrsg. von Franz Wigard, Frankfurt am Main 1848, S. 118.
- 42) *Ebd.*
- 43) *Ebd.*, S. 183.
- 44) Alfred Fischel, *Das Österreichische Sprachenrecht*, zweite vermehrte Auflage, Brünn 1910, S. LVIII.
- 45) Fischel, Einleitung, in: *Protokolle des Verfassungsausschusses über die Grundrechte*, Wien / Leipzig 1912, S. XIV.
- 46) Peter Burian, The State Language Problem in Old Austria (1848–1918), *op.cit.*, p. 87.
- 47) Anton Springer, *Geschichte Oesterreichs seit dem Wiener Frieden 1809*, 2. Teil, Leipzig 1865, S. 404.
- 48) *Constitutionelle Donau-Zeitung*, Nr. 78, vom 19. Juni, zitiert nach: Roman Rosdolsky, *Die Bauernabgeordneten im konstituierenden österreichischen Reichstag 1848-1849*, Wien 1976, S. 196.
- 49) *Wiener Katzen-Musik*, Nr. 14 vom 3. Juli 1848.
- 50) *Verhandlungen des österreichischen Reichstages nach der stenographischen Aufnahme*, [以下 *Verhandlungen* と略称]1. Bd., Wien, S. 1.
- 51) *Ebd.*, S. 7.
- 52) *Ebd.*
- 53) Roman Rosdolsky, *Die Bauernabgeordneten im konstituierenden österreichischen Reichstag 1848-1849*, Wien 1976, S. 197.
- 54) *Verhandlungen*, 1. Bd., S. 7
- 55) *Ebd.*
- 56) *Ebd.*, S.8.
- 57) Anonym, Die Sprache des Reichstags, in: *Die Constitution*, Nr. 93 vom 15. Juli 1848.
- 58) *Verhandlungen*, 1. Bd., S. 11.
- 59) *Ebd.*, S. 14/15.

- 60) Bericht des Sprachenausschusses, in: Madeyski, *Die deutsche Staatssprache oder ein deutscher Staat Oesterreich*, Wien 1884, S. 135.
- 61) *Verhandlungen*, 1. Bd., S. 11.
- 62) *Ebd.*, S. 9.
- 63) *Ebd.*, S. 15.
- 64) Karel Havlíček, O sněmu říšském, Karel Havlíček, *Politické Spisy*, Díl II, část 1, str. 85.
- 65) Barbara K. Reinfeld, *Karel Havlíček (1821-1856). A National Liberation Leader of the Czech Renaissance*, New York 1982, p. 54.
- 66) *Verhandlungen*, 2. Bd., Wien, S. 321
- 67) *Ebd.*, S. 322.
- 68) *Ebd.*, S. 321.
- 69) *Ebd.*, S. 322.
- 70) *Ebd.*, S. 322.
- 71) *Ebd.*, S. 323.
- 72) *Ebd.*, S. 327/328.
- 73) *Ebd.*, S. 328.
- 74) *Verhandlungen* 1. Bd., S. 7.
- 75) *Verhandlungen* 2. Bd., S. 326
- 76) *Ebd.*, S. 325.
- 77) *Ebd.*, S. 325.
- 78) Grégoire, Rapport sur la nécessité et les moyens d'anéantir les patois et d'universaliser l'usage de la langue française, in: Michel de Certeau, Dominique Julia, Jacques Revel, *Une Politique de la Langue. La Révolution Française et les patois*, 1975, p. 301.
- 79) *Verhandlungen* 2. Bd., Wien, S. 329.
- 80) *Ebd.*, S. 328.
- 81) Peter Burian, State Language Problem in Old Austria, *op.cit.*, p. 88.
- 82) Kaiseliches Patent vom 4. März 1849, die Reichsverfassung für das Kaiserthum Oesterreich enthaltend, in: *Allgemeines Gesetz-und Regierungsblatt für das Kaiserthum Oesterreich*, Jg 1849, Wien 1851, S. 151.
- 83) Entwurf der Konstitutionsurkunde für österreichischen Staaten, in: *Die österreichischen Verfassungsgesetze*, hrsg. von Edmund Bernatzik, Wien 1911, S. 142.
- 84) *Protokolle des Verfassungsausschusses im Oesterreichischen Reichstage 1848-1849*, hrsg. von Anton Springer, Leipzig 1885, S. 136.
- 85) *Ebd.*, S. 140.
- 86) *Ebd.*, S. 145.
- 87) *Ebd.*, S. 136.
- 88) *Ebd.*, S. 144.
- 89) *Ebd.*, S. 140.
- 90) 1867年の国家基本法においては「すべての種族」Alle Volksstämmeが「国家のすべての種族」Alle Volksstämme des Staatesに変更されている。
- 91) R.E.v.E., Zur Würdigung der böhmischen Frage, in: *Wiener Zeitung*, Nr. 172 vom 23. Juni Wien 1848.
- 92) Protokol o schůzi deputace Frankfurtské se dvojí sekci Národního Výboru, in: Černý, *Boj za Právo*, Praha 1893, str. 167.
- 93) Flugblätter :Der Verein der Deutschen aus Böhmen, Mähren und Schlesien zur Aufrechthaltung ihrer Nationalität, *Freunde und Landsleute!* 4. Juni 1848.
- 94) Ernst Fischer, *Österreich* 1848, S. 82.
- 95) R.E.v.E., Zur Würdigung der böhmischen Frage, *a.a.O.*
- 96) 良知力『向う岸からの世界史』未来社1978年, 53頁.
- 97) *Neue Rheinische Zeitung*, Nr. 105, vom 17. Sept. Köln 1848.

- 98) *Verhandlungen des österreichischen Reichstages nach der stenographischen Aufnahme*, 2. Bd., Wien, S. 324.
- 99) *Neue Rheinische Zeitung*, Nr. 105, vom 17. Sept. Köln 1848.
- 100) Roman Rosdolsky, Friedrich Engels und das Problem der „geschichtslosen“ Völker. (Die Nationalitätenfrage in der Revolution 1848–1849 im Licht der Neuen Rheinischen Zeitung), in: *Archiv für Sozialgeschichte*, hrsg. von der Friedrich-Ebert-Stiftung, Bd.4, Hannover 1964, *Ebd.*, S. 100.
- 101) Karl Renner, Das Klasseninteresse des Proletariats an der Amtssprache, in: *Der Kampf*, Bd. 1, Wien 1907–1908, S. 169.
- 102) Burian, *op.cit.*, p. 82.
- 103) 良知力『向う岸からの世界史』未来社1978年, 45頁.
- 104) Ernest Gellner, *Nations and Nationalism*, Oxford / Cambridge 1983, p. 11.
- 105) Ernest Gellner, *Nationalism*, London 1997, p. 20.
- 106) Maximilian Bach, *Geschichte der Wiener Revolution im Jahre 1848*, Wien 1898, S. 486.
- 107) Joseph Alexander Helfert, *Revolution und Reaction im Spätjahre 1848*, Wien 1870, S. 188.
- 108) Wien den 12. Juli 1848 in: *Die Presse*, Nr. 11. vom 13. Juli, Wien 1848.
- 109) 田中克彦「国語と国家語」,『国やぶれてもことばあり』新泉社2018年, 472頁.
- 110) Adolf Hitler, *Mein Kampf*, München 1936, S. 77.
- 111) Madeyski, *Die deutsche Staatssprache oder ein deutscher Staat Oesterreich*, S. 88.
- 112) Die Sprachenfrage in der Reichsversammlung, in: Abend-Beilage zur *Wiener Zeitung*, Nr. 209 vom 20. Nov. Wien 1848.
- 113) Anonym, Der Kampf, in: *Der Kampf*, Bd. 1, H. 1, Wien 1908, S. 3.
- 114) *Verhandlungen des Gesamtparteitages der Sozialdemokratie in Oesterreich, abgehalten zu Brünn vom 24. Bis 29. September 1899 im „Arbeiterheim“*. Wien 1899, S. 104.
- 115) Fritz Austerlitz, Der nationale Kampf und die Sozialdemokratie, in: *Akademie. Orgán socialistické mládeže*, roč 2, číslo 10, Praha 1898, str. 458.
- 116) Etbin Kristan, Nationalismus und Sozialismus in Oesterreich, in: *Akademie, Orgán socialistické mládeže*, roč 2, číslo 11, Praha 1898, S. 486.
- 117) Karl Renner, *Staat und Nation*, Wien 1899, S. 21.
- 118) *Verhandlungen des Gesamtparteitages der Sozialdemokratie in Oesterreich, a.a.O.*, S.XIV.
- 119) *Ebd.*, S. XV.
- 120) Hans Mommsen, *Die Sozialdemokratie und Nationalitätenfrage im habsburgischen Vielvölkerstaat, I. Das Ringen um die Supranationale Integration der zisleithanischen Arbeiterbewegung (1867-1917)*, Wien 1963, S. 314.
- 121) H.R. [Resell], Die nationale Frage auf dem sozialdemokratischen Brünner Parteitag, in: *Arbeiterwille*, Nr.38. Vom 21. Sept. Graz 1899.
- 122) Der Gesamtparteitag der österreichischen Sozialdemokratie und der Nationalitätenstreit, in: *Arbeiter-Zeitung*, Br. 235, vom 27. August, Wien 1899.
- 123) S., Die Verkehrssprache. Zur Verständigung, in: *Arbeiter-Zeitung*, Nr. 203, vom 14. Sept. Wien 1899.
- 124) F. Soukup, Sociální demokracie k otázce národnostní, *Právo Lidu*, číslo 202, dne 22, září 1899.
- 125) Zum Gesamtparteitage, in: *Arbeiterwille*, Nr. 37 vom 14. Sept. Graz 1899.
- 126) Die Nationalitätenfrage und der Parteitag, in: *Volksbote (Wähler)*, Nr. 25 vom 7. Sept. Floridsdorf 1899.
- 127) Leo Winter, Die Sprachenfrage in Böhmen, in: *Socialistische Monatshefte*, No. 6, 1902, S. 449/450.
- 128) *Verhandlungen des Gesamtparteitages der Sozialdemokratie in Oesterreich, a.a.O.*, S. 78.
- 129) *Ebd.*, S. 79.
- 130) *Ebd.*, S. 84.
- 131) Victor Adler, Die Nationalitätenfrage und der Brünner Parteitag, in: ders., *Aufsätze, Reden und Briefe*, VIII. Heft, S. 139.
- 132) *Verhandlungen des Gesamtparteitages der Sozialdemokratie in Oesterreich, a.a.O.*, S. 82.

- 133) Hugo Hantsch, *Die Nationalitätenfrage im alten Österreich*, Wien 1953, S. 78.
- 134) *Verhandlungen des Gesamtparteitages der Sozialdemokratie in Oesterreich, a.a.O.*, S. 92.
- 135) Karl Kautsky an František Modráček, Berlin-Friedenau, 22. 10, 1899. in: Karl und Louise Kautsky, *Briefwechsel mit der Tschechoslowakei 1879-1939*, hrsg. von Zdeněk Šolle, Frankfurt / New York 1993, S. 133.
- 136) 勝又章夫『オットー・バウアーと民族自治——チェコ少数派学校をめぐる』, 三田史学会編『史学』第77巻第1号2008年, を参照されたい.
- 137) Karl Renner. Das Klasseninteresse des Proletariats an der Amtssprache, in: *Der Kampf*, 1.Bd. Wien 1908, S. 170.
- 138) Franz Soukup, Der Parteitag der tschechischen Sozialdemokratie, in: *Der Kampf*, 3. Bd., Wien 1910, S. 6.
- 139) Kautsky, Eine Frage, in: *Der Kampf*, 4. Bd., Wien 1911, S. 484.
- 140) F. Soukup, Die tschische Arbeiterbewegung in Oesterreich, in: *Die Neue Zeit*, 18. Jg., Bd. 2, Stuttgart 1900, S. 816.
- 141) Kautsky an Adler, Berlin 31. Mai 1900, in: Victor Adler, Briefwechsel mit August Bebel und Karl Kautsky sowie Briefe von und an Ignaz Auer, Eduard Bernstein, Adolf Braun, Heinrich Dietz, Hermann Müller und Paul Singer, Wien 1954 [以下 *Briefwechsel* と略称], S. 351.
- 142) Adler an Kautsky, Wien, 1. Juni 1900, in: Adler, *Briefwechsel*, S. 352.
- 143) 確かにアードラーはのちに、「ドイツ語で書かれていない死刑判決はなかった」と述べて、ドイツ語が果たしてきた役割を厳しく批判し、「ドイツ語は古いオーストリアの国家・官吏・抑圧語 die Staats-, Amts- und Unterdrückungssprache であるべきではない」と主張することになる (Victor Adler, Die Erklärung des Ministerpräsidenten Gautsch, in: ders., *Aufsätze, Reden und Briefe*, X. Heft, S. 267.) が, 「法によってドイツ語を国家語と宣言する」ことを要求したシェーネラーのリンツ綱領 (Albert Fuchs, *Geistige Strömungen in Österreich 1867-1918*, Wien 1996, S. 179/180.) の作成に協力し, 「ドイツ人児童のスロヴェニア化とチェコ化を彼らに加えられた不正と看做す」 (Adler an Kautsky, Wien, 21. August 1886, in: Adler, *Briefwechsel*, S. 12.) と述べたことさえある. カウツキーはアードラーのこのようなナショナリズムを危険視していた. カウツキーは1880年の論文「オーストリア社会党の緊急の課題」において社会主義運動には「スラヴ人を文化水準の低い者としか見ない民族的偏狭さが存在しており, これが様々な諸民族の兄弟的協力を妨げている」と述べて, 偏狭なナショナリズムに警鐘を鳴らしたが, (Kautsky, Ueber die nächsten Aufgaben der sozialistischen Partei Oesterreich's, in: *Der Sozialdemokrat*, Nr. 33 von 15. August 1880.) アードラーの態度こそ, このような「民族的偏狭さ」であると言えるだろう. シェーネラーが人種主義的な反セム主義に転じたため, ユダヤ人だったアードラーはシェーネラーから離れることになるが, アードラーは社会主義とドイツ・ナショナリズムを結びつけようとする. アードラーによれば「最も惨めで飢えた鉱山労働者にいたるまで全人民の大義を代表する者」こそ民族的なのであって (Adler, Arbeiterversammlung über die Arbeitskammer, in: ders., *Aufsätze, Reden und Briefe*, 5. Heft, S.184/185.), 「真剣に民族的であるものは共産主義者とならなくてはならない」 (Adler an Kautsky, 21. August 1886, *Briefwechsel*, S. 12.) というのである. このような意味において, モムゼンも指摘しているように, 彼の民族的な目標が大きく変わることはなかったと言えるだろう. (Hans Mommsen, Victor Adlers Weg zum Sozialismus, in: ders., *Arbeiterbewegung und Nationale Frage*, Göttingen, 1979, S. 183.)
- 144) Zdeněk Šolle, Die Sozialdemokratie in der Habsburger Monarchie und die tschechische Frage, in: *Archive für Sozialgeschichte*, Bd. VI/VII, Hannover 1966/67, S. 348.
- 145) *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der deutschen Sozialdemokratischen Arbeiterpartei in Oesterreich. Abgehalten in Innsbruck vom 29. Oktober bis 2. November 1911*, Wien 1911, S. 129.
- 146) Adler an Kautsky, Wien, 21. August 1886, *a.a.O.*, S. 12.
- 147) Friedrich Engels, Der demokratische Panslavismus, in: Karl Marx, Friedrich Engels, *Werke*, hrsg. Von der Bundesstiftung Rosa Luxemburg, Gesellschaftsanalyse und politische Bildung, Berlin 1999 [以下 *MEW* と略称], Bd. 6, S. 275.
- 148) Engels an Kautsky, London, 7. Febr. 1882, *MEW*, Bd. 35, S. 272.

- 149) Zdeněk Šolle, Die Sozialdemokratie in der Habsburger Monarchie und die tschechische Frage, *a. a. O.*, S. 348
- 150) Kautsky, Die moderne Nationalität, in: *Die Neue Zeit*, 5. Jg., Stuttgart 1887, S. 448.
- 151) Kautsky, Vorrede des Uebersetzers, in: Karl Marx[Engels], *Revolution und Kontre-Revolution in Deutschland*, 6. Auflage, Stuttgart 1896, S. XXVIII/XXIX.
- 152) Kautsky, Der Kampf der Nationalitäten und das Staatsrecht in Oesterreich, in: *Die Neue Zeit*, 16. Jg., Bd. 1, 1897–98, S. 558.
- 153) Th. G. Masaryk, *Die philosophischen und soziologischen Grundlagen des Marxismus. Studien zur sozialen Frage*, Wien 1899, S. 436.
- 154) Kautsky, Der tschechische Staat, in: *Arbeiter-Zeitung*, 30. Jg., Nr. 317 vom 20. Nov. Wien 1918.
- 155) 勝又章夫「マルクス、エンゲルスにおける人間的解放と民族的解放」, 神田順司編『社会哲学のアクチュアリティ』未知谷2009年, 145頁.
- 156) カウツキーと「歴史なき民」の理論に関しては, 勝又章夫「カール・カウツキーと『歴史なき民』の問題——チェコ問題を中心に——」, 『東京国際大学論叢 人文・社会学研究』第8号, 2023年3月を参照されたい.

関東大震災における旧浅草区田中町の 被災に関する一考察

——東京都慰霊協会『震災死亡者調査表』の分析から——

小 室 広 佐 子

A Study on the Damage to Tanaka-machi, Asakusa Ward, Tokyo, during the Great Kanto Earthquake: An Analysis of the Newly Disclosed “List of the Deceased” from 100 years ago

KOMURO, Hisako

Abstract

This paper examines why and how more than 1,000 people lost their lives at Tanaka Elementary School in Asakusa Ward, Tokyo during the Great Kanto Earthquake 100 years ago.

The author confirmed from the documents immediately after the earthquake that Tanaka Elementary School had not yet been built, and that the land was vacant and had no administrator.

In addition, from an analysis of the recently disclosed “List of the Deceased”, the author found the demographic composition of the deceased was mostly young, that females outnumbered males, and that more than one-third of the deceased in Tanaka-machi and Asakusa Ward were from rural areas. Most of the deceased were local people, and did not evacuate far from their homes.

Although 100 years have passed and city infrastructure and earthquake-resistant building structures have advanced considerably, the experience of this tragedy has profoundly impacted evacuation methods.

Keywords: The Great Kanto Earthquake, Evacuation, Tanaka elementary School in Tanaka-machi, Asakusa Ward

目 次

はじめに 関東大震災100年を超えて	
I 章 関東大震災の『震災死亡者調査表』	
1. 関東大震災の被災状況	
2. 『震災死亡者調査表』とは	
3. 『震災死亡者調査表』データの位置づけ	
4. 対象地域【浅草区、田中町、田中小】	
II 章 浅草区、田中町、田中小の被災	
1. 浅草区田中町	
2. 田中小	
III 章 『震災死亡者調査表』分析	
1. 近隣での死亡	
2. 女性比	
3. 多数は若年層	
4. 出身地	
IV 章 結論	
おわりに	

はじめに 関東大震災100年を超えて

1923年関東大震災の犠牲者は約10万5千人、旧東京市内では6万8千人を超えると言われる。¹⁾ 2023年には関東大震災100年を記念し、東京、横浜を初め各地で学会、自治体、関連団体により企画展やシンポジウムが開催された。100年前と現代では、テレビやインターネットの出現、水道、都市ガスや耐火建築の普及など、都市のインフラが大きく変わったが、それでもなお、首都圏に大被害を与えた関東大震災から得られる教訓は多く残されている。

関東大震災の被災状況のうち、本稿では東京市浅草区田中町田中小とその周辺に焦点をあてる。本地域を取り上げる理由は、田中小敷地における焼死者数が1,000人を超え、旧東京市内で本所区被服廠跡につき二番目に多かったこと、それにもかかわらずこれまで災害研究で被災状況について注目されず、被災の状況が明らかでないからである。²⁾

本稿は大きく分けて2部構成となる。田中小でなぜ多くの焼死者が出たかという大きな問いに対し、まずII章で田中小のおかれた状況を当時の史料から、これまで見落とされてきた特徴が、多数の犠牲者を出す背景にあったことを示す。³⁾ 続くIII章でこのたび公開された公益財団法人東京都慰霊協会⁴⁾（以下、「慰霊協会」と記す）『震災死亡者調査表』のデータを通して、田中小を含む田中町、浅草区の人々の動きを分析する。

おりしも社会全般でデジタル化が進む中、関東大震災100年を記念した各所の事業でも史料のデジタル化が進み、その結果、震災当時の史料へのアクセスが格段に容易になった。III章で分析する史料は、慰霊協会が震災100年記念事業として『震災死亡者調査表』をテキスト化し、その一部を公開したものである。『震災死亡者調査表』には、浅草区については町名の記載が多いなど他地域と比較して詳細なデータが数多く残されており、⁵⁾ 公開された範囲からだけでも分析可能な事項があることが予測される。この点も本論の対象地域を浅草区田中町田中小とその周辺に焦点を当てた理由の一つである。

田中小でなぜこれほどの焼死者がでたのか、⁶⁾ どのような行動がとられたのかを解明する一助とし、時代を超えた防災対策につなげることが期待できる。

I 章 関東大震災の『震災死亡者調査表』

1. 関東大震災の被災状況

1923年（大正12年）9月1日午前11時58分、相模湾北西部を震源とするマグニチュード7.9の巨大地震が発生した。死者数（行方不明者含む）は、関東一円を中心に105,385人、うち火災による死者は91,781人であった。東京府内では火災による死亡者が全体の94.5%、東京市内に限れば、焼死率96.0%、圧死率4.0%であった。⁷⁾ 浅草区は震度6弱、全壊率は10.7%にとどまるが、焼失率は100%、焼死率87.5%であった。⁸⁾

2. 『震災死亡者調査表』とは

『震災死亡者調査表』⁹⁾ については、これまでの北原の研究、¹⁰⁾ 及び慰霊協会が2024年に発行した報告書に詳しい。¹¹⁾ これらによると震災後、財団法人東京震災記念事業協会¹²⁾ により東京府内で死亡した犠牲者を慰霊するため、多数の犠牲者が出た本所区被服廠跡に震災記念堂（現東京都慰霊堂）を建立し、霊名簿を奉納し犠牲者を永久に追弔することが企画された。『震災死亡者調査表』はその霊名簿を作成するために調査した原表である。この作成経緯等を記した『被服廠跡』（1932年）¹³⁾ によると、調査の内容は以下のとおりである。調査時期は震災から4年後の1927年2月に始まり、調査範囲は関東大震災により東京府下で死亡した者とされた。死亡者氏名、男女別、生年月日、本籍地、住所、死亡場所が主な調査項目であった。埋葬認可の申請、御下賜金の申請、遺骨引き渡しの控え他、新聞広告や本籍地への照会により、調査が進められた。

『震災死亡者調査表』は1人1枚のカードに記されたものが、木製筆筒4棹、各5段の引き出しに収納され、東京都慰霊堂の収蔵庫に保管されていた。1992年に目録が作成され、これまでに北原らにより一部がテキスト化され分析された。¹⁴⁾ 慰霊協会は関東大震災100年事業として『震災死亡者調査表』全体についてテキスト化を行うこととした。¹⁵⁾ 2024年3月『震災死亡者調査表』データとして、氏名、性別、年齢、住所、本籍地、死亡場所を1名ごとにテキスト化された内、死亡者氏名を除いた項目が公表された。研究者、メディア機関等は利用目的を記載の上、慰霊協会に申請し認可されることによりデータを貸し出された。原則対面でデータメディアの受け渡しをし、データを複製後、データメディアを返却することとされた。

3. 『震災死亡者調査表』データの位置づけ

本調査表がもつ特徴をより明確にするため、『震災死亡者調査表』が示すデータを、従前公表されてきた数字と比較する。

「震災予防調査会報告」¹⁶⁾ は、震災から2年後に被災の全体状況を把握するため、統計的な数字を得ることを目的として行われた公的な調査に基づく報告である。地震学者の武村は、震災から数年の間にまとめられた「関東大地震調査報告」「震災予防調査会報告」「大正震災誌」等のデータを後年、推計式を使用し修正した。¹⁷⁾

一方2024年に公表された『震災死亡者調査表』は震災から4年後に死亡者の霊を悼む目的で個人ひとりひとりを追跡した調査の積み重ねである。¹⁸⁾ 参考までに人口を、当時の史料に基づき付記する。

表1 死亡者データ（死亡場所、出典別）および人口

死亡場所 \ (出典)	人口(震災予防調査会報告 第100号戊)	死亡者数(震災死亡者調査表)	死亡者数(震災予防調査会報告 第100号戊)	死亡者数(武村による修正値)
東京府内	3,494,042	38,332 (他県 240、不明 432 含む)	60,198 (52,183)	70,387 (66,521)
東京市内	2,437,503	36,546	58,420 (52,178)	68,660 (65,920)
浅草区内	284,296	2,177	2,244 (1,974)	3,667 (3,225)
田中町		859		
田中小		131	(1,081)	

(『震災死亡者調査表』、『震災予防調査会報告 第100号戊』、『武村(2009)』、『武村(2010)』をもとに筆者が作成)
(表右2列中カッコ内は焼死者数)

『震災死亡者調査表』が把握する死亡者データの割合は、東京市内では「震災予防調査会報告」の死亡者数に対して63%、浅草区に限定すると97%にのぼる。一方、武村の修正値を基準にすれば、東京市内53%、浅草区59%となる。この割合から、浅草区の『震災死亡者調査表』により、浅草区で死亡した人の動向をある程度読み取ることが可能であるといえよう。

さらに、震災死亡者調査表は個々人の記録を氏名、本籍、住所、死亡場所までたどっており、人数を把握する目的の他の調査とは異なる情報が含まれており、被災者の動向を新たに浮彫にすることが期待できる。

4. 対象地域【浅草区、田中町、田中小】

I章2で述べたとおり、公開されたデータは東京府全般にわたるものであるが、本稿では浅草区田中町、田中小に焦点をあてる。その理由の一つは、下記の表2にみるとおり、これまでの史料(『震災予防調査会報告』)から田中小における焼死者数が本所区被服廠跡について旧東京市内で二番目に多いことである。

焼死者数多数にもかかわらず、本所区被服廠跡のように災害研究として先行研究がなく、メディアにも注目されてこなかったことから、田中小及びその周辺である田中町、浅草区で人々が

表2 「焼死者の100名以上あった場所」被災場所と焼死者数(旧東京市内)

被災場所	焼死者数
本所区被服廠跡	44,030
浅草区田中小学校敷地内	1,081
本所区太平町一丁目四十六番着先横川橋北詰	773
本所区錦糸町駅	630
浅草区吉原公園	490

(『震災予防調査会報告 100号戊 p. 129, 1925』より抜粋し、筆者が作成)

どのように被災したかを探ることは、新たな発見につながる。

他方、今回公表された新たな史料『震災死亡者調査表』には田中町についての詳細なデータが残されていることが判明した。『震災死亡者調査表』の死亡場所に町名まで記載されているケースは本所区の場合は5%に満たないが、浅草区の場合は95%が町名まで記載されている。¹⁹⁾ 浅草区の田中町については、死亡者数859人のデータが残されており、浅草区全体の4割ほどのデータとなっていることから、まとまったデータとして分析することは意義があると考えた。

Ⅱ章 浅草区、田中町、田中小の被災

Ⅱ章では、Ⅲ章で分析対象とする浅草区田中町、田中小がどのような場所でどのような被災状況だったかを被災当時の史料から特徴をとらえる。それを踏まえた上でⅢ章のデータ分析に進むこととする。

1. 浅草区田中町

田中町は1891年（明治24年）に東京府北豊島郡地方山谷町字田中耕地と千束村字西耕地を併せて起立された。明治19-21年地図には近辺は「千束村字西耕地」と記載され耕地の記号が記されるのみで「田中町」との記載はまだない。明治28年地図には「田中町」との記載はあるものの宅地と耕地が混在している。明治44年地図には耕地の記号は地図上から失せ、宅地化したことが伺える。

浅草区北西部に位置する田中町付近の地震の揺れは、武村の地震分布解析によると、吉原付近の震度7に対し、田中町の田中小所在地は6強であった。²⁰⁾

竹内六蔵（1925）『震災予防調査会報告』100号戊には、具体的な発火地点と氏名、発火原因が以下のように記されている。²¹⁾

田中町51 汁粉屋 野口隆之介 倒壊

田中町66 車屋 細田力蔵 倒壊

また『大正震災誌』によれば、消火活動については、田中町68の発火は南風によって北に進行し、風向きが西に変わると浅草町の火と合流し、さらに吉原の火と合流し、焦点の猛火は田中町・浅草町に出で、ついにポンプを焼却するに至った旨、記載されている。²²⁾

『東京震災録』によれば、日本堤警察署管内では地震と同時に、新吉原5か所、田中町3か所など計11か所の発火があり、「すなわち四方に広がり消防の策すべきなく、遂に橋場町の一部を除き、管内大半消失せしむるに至りたり」と記録されている。²³⁾

同様の記述は『浅草区史』²⁴⁾にも掲載されている。

一方田中町 浅草町より発したる火は南千住方面に進み午後2時吉原の火と合流して玉姫浅草の2か町を焼き尽くした。かくの如くにして本区の大半は全くの焦土と化し、修羅の巷となり至る処只広茫たる焼け野原となり焼け残りたる電線の地に垂れ下りて死屍さへ散見するの地となった。○○徒らにくすぶり 町界さへも分かぬ焼野の原を或は子を負い老人の引きて逃げまどう有様 或は一陣の旋風起るよと見るまに濛々たる黒煙天を覆い雨或は○紅に焼けた鉄板さへも漂漂として天をかけり此の世の終わりにかと思われた。（筆者注 ○は解説不能）

他方、猛火の中の人命救助については、田中町4名という数字が記録され、わずかな救助しかかなわなかったことが伺える。²⁵⁾

2. 田中小

i 位置

田中小は墨田川の西側に位置する東京市浅草区内の北西、田中町に設置された。

『浅草区史』による田中小学校の所在地は田中町九十四となっているが、設置決定時以降に地番の変更があったことから、地図上（昭和5-7年地図）で小学校の位置が確認できるのは田中町89である。さらにその後、町名が変更され浅草田中町3丁目、そして日本堤2丁目となった。²⁶⁾

前述したように発火場所、消火活動、火流の勢いなどについて、田中町に関しても他所と同様な消防・警察による記録がみられ、思うような消火活動ができない火勢であった。しかしながら注意深く読み進めると、「田中小」に関する描写や記録はない。

ii 遺体

田中小での焼死者数1,081に対し、遺体処理数は1,312である。その数値の差異は、田中小跡地は、吉原公園、待乳山公園とともに、旧浅草区内6か所の遺体集積所の1か所とされ、累積した死体をそこで火葬に付したためである。また9月28日には死者弔魂祭が催され、10月15日に本所被服廠跡地の市納骨堂に移送し、管理を引き渡したと記録されている。²⁷⁾つまり田中小で遺体を火葬の後、鎮魂の儀式が営まれ、被服廠跡に遺骨が移送された。

田中小の遺体は、近隣の吉原公園と比べて性別不能が極めて多く、表3に見られるとおり遺族へ引き渡した遺体もきわめて少なかった。このことから、直接の猛火による犠牲であったことが伺える。

その後被災者は避難所やバラックでの生活を始めるが、初期の区役所設置収容所に加え、1923年10月以降、田中町小学校焼跡、今戸小学校焼跡にもまた収容所を設け、1925年3月末時点では、田中小学校跡地の居住者数は239と、市営の中で浅草公園362に次いで多い数字となった。²⁸⁾

表3 遺体の状況

収容場所	遺体数	男	女	性不明	遺族渡
田中町学校敷地	1,312	33	14	1,262	3
吉原公園	539	108	397	3	33

（『東京震災録（別）』をもとに筆者作成）

iii 焼死の原因

本所区被服廠跡での大量死者の発生は、火災の発生後、避難民が荷車などに載せて持ち込んだふとんなどの家財に火が燃え移り、火災旋風が起きたことによるという説明が見聞記や写真とともになされてきた。しかしそうした火災のメカニズムや目撃談について、浅草区田中町田中小に関しては、これまで収集した史料には記載がない。

浅草区史による以下の叙述も、田中小での焼死の説明を具体的に述べたものではない。²⁹⁾

火災の焼死者及び溺死者を出したことは安全と思った避難所を三方四方より日に包囲され逃ぐるに途なくして窒息又は焼死し或は火を避けんとして河川溝梁に飛び込み或は避難の沈没又は焼失の爲め或は先を争ふて逃げんとする群衆に押され橋上又は河岸より墜落して溺死した者である。左に区内で五十人以上の集団の惨死したる場所をあげれば

東京下町109先道路（焼死） 238人
 田中町小学校敷地内（焼死） 1081人
 吉原公園内池（溺死） 490人
 今戸公園愛（焼死） 86人
 吾妻橋付近（溺死） 84人
 山之宿河岸（溺死） 39人」

また後年、内閣府がまとめた以下の報告書でも、多くの人が集まり犠牲になった原因が「推察」されているものの、写真、証言などは得られていない。³⁰⁾

浅草区では、大きな空地として浅草公園や上野公園への避難が行われた。しかし、出火件数が多い北部地区では、死者が本所区被服廠跡に次いで多い田中小学校や吉原公園など近くの公園に避難して、多くの死者が発生した。10人以上の焼死者が出た地点について表（筆者注 表番号）に示す。

ここに示すのは代表的な場所であり、多くの死者が発生した田中小学校、錦糸町駅なども避難場所として考えられたものである。当時の人々は、周辺より大きな空地を避難場所として考えていたと推察される。これらの場所が安全な空間とならなかったのは、周辺市街地から輻射熱に対して安全な離隔 距離が取れなかったことや内部に可燃物が多く存在したことが主な要因である。特に、避難者による家財の持ち込みは、写真1-2（筆者注 被服廠跡）でも明らかである。家財は、避難場所の空間を狭めるとともに、延焼媒介としても危険が高い。被服廠跡地の場合は、周囲からの熱により内部の家財が燃え上がり、安全な空間が確保できなかった。

田中小について火元、火勢、消火活動、犠牲者数、遺体の状況、バラック数などのデータは残されている。しかしどのようにして人々が田中小敷地に集まり、犠牲になったかの情景描写やエピソード、伝聞記は、筆者の調べた限りでは、みつからないまま、田中小敷地で多くの犠牲者が出た原因が「推測」として説明されている。

iv 開校

先に述べたように田中小敷地は東京市内で二番目に多くの焼死者が出た場所である。学校としては他と比較して群を抜いた数の多さである。

改めて前項 iii 焼死の原因 で提示した浅草区史、内閣府による報告書を注意深く読むと、田中小は小学校としての機能をもった場所として記述されておらず、広場という位置づけで記述されていることが分かる。

武村（2020）³¹⁾に「それにしてもなぜ、このように大量の死者を出した場所に小学校が建てられたのか、真相はよくわからない」とあるが、建設地として決まっていたところに震災が起きてし

まったというのが事実であることを筆者は史料から見出した。田中小の記述について「田中小」、「旧田中小」、「田中小跡」（鈴木淳）³²⁾、「田中小敷地内」（竹内六蔵）、「田中小学校焼跡」（『東京震災録』）など、様々な記述がなされているが、それは田中小の歴史を物語っている。

浅草区史³³⁾によれば、東京市田中尋常小学校創立の因由は以下のとおりである。

本区には益々教育の事業盛んとなり小学校の増設新設も計画され設立されて来たのであったが東京市に於ける学齢児童の増加率は年々著しくなつて之が教養上今後如何と憂慮されこれが結局校数の増加によって始末するに外なかった。（中略）実に児童の増加の甚しい本区内に遂に大正十年本校新設の許可と同時に位置の指定を受けたのであった。然るに大正12年の震災で日は流れて昭和4年1月創立となったもので本区内尋常小学校中最も新しいのである。

昭和4年4月1日創立にかかるもので東京市田中尋常小学校と称し 現に本区田中町九十四番地にある。

以後、校舎完成までの間、近隣の待乳山小学校の仮教室で二部制授業を実施し、昭和5年6月12日新校舎落成時に、全部同所に移転し、二部制を廃止した。³⁴⁾

田中小学校認可の経緯は、『記念誌 田中』の年表でも以下を確認できる。³⁵⁾

大正10年10月13日 府知事より浅草区田中町3丁目9番着に本校設置認可。

大正12年9月1日 関東大震災。

昭和4年3月8日 開校準備に着手。校名 東京市田中尋常小学校。昭和4年4月1日開校。仮校舎 東京市待乳山尋常小学校の一部。

昭和5年6月12日 新校舎落成。本校舎移転完了、7月5日 本校落成式の挙行。

以上、田中小開設までの経緯を見たが、注目すべきは震災当時、小学校はまだ開校しておらず「田中小敷地」であった点である。震災時、小学校建設予定地ではあったものの、この土地はいわば「空白の土地」で、管理者（例えば学校長）が常駐しているわけでもなく、誰かの土地、どこかの組織の土地という認識がなかったと推察される。

この点が、他の小学校が9月1日、始業式を昼前に終了し児童が帰宅した後、震災となり、被災すれども犠牲者が少なかったことと大きな違いである。

前述の近隣待乳山小では被災後、校長が現場を見に行つたエピソードが残されている。³⁶⁾ 東京震災録（別）（p. 714）によれば、各区の学校による対応が記載される中、浅草区待乳山尋常小学校（のちに田中小と合併する近隣の小学校）では、「2日校地を検するに焼死体28あり」とされている。1,000人以上の犠牲者がありながらエピソードの残らなかった田中小との違いが際立つ。³⁷⁾

田中小は学校が開校していないため、地震時にそこに児童が集まっていたわけではない。地震後、人々が集まり、そこで死亡した。とりまとめや指示を出す管理者がいないところに大勢が集まることの危険性が示唆される。これまで多くの研究者に見逃されてきた点、すなわち、田中小は当時、小学校開校予定地であり「敷地」でしかなかった。³⁸⁾ このことが、犠牲者を多くした要因の一つと筆者は考える。もちろん、前述の内閣府報告書が示唆するように、田中小敷地でも本所区被服廠跡と同様に「周辺市街地から輻射熱に対して安全な隔離 距離が取れなかったことや内部に可燃物が多く存在したことが主な要因」であり、大規模火災が発生したという火災のメカニズ

ムは推察できるだろう。しかし、なぜ人々は田中小敷地に集まり、そこに留まることになったのかという人々の行動の説明は、なされていない。場所の管理者不在により、人々の行動に、何ら指示や案内が与えられなかったことが、多数の犠牲者が出た理由の一つではないだろうか。

補足すれば本所区被服廠跡も、近代的な公園計画地であり、震災当時は空き地であったことから多くの人が避難したとされている。どちらも管理者がいない空き地であったという共通項がある。「管理者のいない広場」でおきた2か所の甚大な犠牲は、今後の防災計画をたてるにあたり留意すべき点であろう。

また田中小に管理者がいなかったことは、被災の状況や経緯について、エピソードも記述されず、慰霊碑も建たず、結果として遺体の数などの数値以外には、記録されることがなかったことにもつながる。

v 震災後

田中小は1929年（昭和4年）の開校後、戦時中の学童集団疎開を経て、戦後「東京都台東区立田中小学校」と改名された。少子化に伴い、2001年に近隣の待乳山小学校と統合し、待乳山小学校の場所に「東浅草小学校」として生まれ変わった。「田中小跡」「旧田中小」という記載は、2001年（平成13年4月）をもって合併により「田中小」という名称と実態がなくなったため「跡」「旧」を付したと解釈できる。

小学校移転後、多くの犠牲者を出した「田中小」跡地は、スポーツセンター、ダイケアサービス、子ども支援センターなど「多目的センター」に衣替えをした。また「舞台芸術スタジオ」として映画やドラマのロケにも使用されている。創立70周年記念碑、小学校統合時の碑、二宮金次郎像は実査により確認できたが、100年前の震災に関連する痕跡はみつけられず、そこに出入りする人たちが田中小の歴史を知る様子もなかった。³⁹⁾ 多くの小学校が指定されているように「田中小」跡も、現在「一時集合場所」「避難所」に指定されている。田中町という町名はすでになく、現住所は日本堤となっている。

Ⅲ章 『震災死亡者調査表』分析

Ⅱ章で述べたように田中小での被災状況の手がかりは、これまで公開された当時の史料、防災研究の学術論文、あるいは誰かが書き記したエピソードとして残されていない。

Ⅲ章では慰霊協会による『震災死亡者調査表』を分析し、浅草区、田中町、田中小における被災者の実態と動向をとらえることを試みる。

2024年に慰霊協会が公表した『震災死亡者調査表』は、データの一覧である。Ⅰ章で紹介した手続きに基づき筆者が借り受けた『震災死亡者調査表』は、エクセル表1行に、性別、年齢、住所、本籍地、死亡場所を記載した38,332人分のデータ、すなわち38,332行のデータである。筆者はこのデータを、死亡場所と住所との関係、住所と本籍との関係、性別と年齢など、各項目の関係性を調べることで、死亡者の動向について分析した。⁴⁰⁾

本稿では浅草区田中町の田中小に注目しているが、「死亡者調査表」に残された東京府内の学校⁴¹⁾における死亡者数は277人であり、そのうち田中小は131人と約半数を占める。学校での被災として群を抜いて犠牲者数が多いことが改めて確認される。

1. 近隣での死亡

田中小，田中町，浅草区で死亡した人の住所をみると以下のとおりである。

以下本稿での筆者作成の表中「田中町」の数値は「田中小」を除く。「浅草区」の数値は「田中小，田中町」を除く。このように集計することにより，合算したときに浅草区全体の数値を得ることができるからである。また「府内」は東京府内で浅草区を除いた数値とする。⁴²⁾「県」は東京以外の道府県とする。

死亡場所が田中小（131人）のうち，住所が田中町の人割合は（118 ÷ 131 =）90.1%であった。田中小への避難者は，ほとんどが小学校の所在地である田中町の住民であった。田中小で死亡した，住所が府内の8人は，いずれも北豊島郡南千住町三ノ輪，千束を住所としており，浅草区の外，郡部となるが，これらは田中町に隣接する地域である。

死亡場所が田中町（田中町計。すなわち表4 田中小，田中町の合計）（131 + 728 = 859）の人のうち，住所が田中町の人（118 + 665 = 783）の割合は，（783 ÷ 859 =）91.2%であった。つまり，田中町で死亡した人は，ほとんどが田中町在住であった。さらに，田中町で死亡場所番地が判明し，住所の番地も判明している212人のうち，死亡場所番地と住所の番地が一致した人は132人で，少なくとも田中町の132人は自宅住所で死亡した。

これらのことから，死亡者は遠くへ避難しなかったことが読み取れる。

田中町で死亡した人で，住所が田中町以外の人（5 + 8 + 33 + 27 + 1 = 74人）の住所は，近隣の

表4 浅草区内死亡者数（死亡場所，住所別）

死亡場所	人数	住所	人数
田中小	131	田中町	118
		浅草区	5
		府内	8
		県	0
		不明	0
田中町	728	田中町	665
		浅草区	33
		府内	27
		県	1
		不明	2
浅草区	1,318	田中町	23
		浅草区	1,162
		府内	121
		県	3
		不明	9
合計	2,177		2,177

（『震災死亡者調査表』をもとに筆者が分析，作成）

地域（南千住、玉姫町、山谷など）が大半で、遠方から用事で来ていた、もしくは遠方から避難してきた可能性のある人はごく少ない。

死亡場所浅草区（浅草区計。すなわち表4 田中小、田中町、浅草区の合計。131 + 728 + 1,318 = 2,177）のうち、住所が浅草区内の人（表4 田中町、浅草区の合計。118 + 5 + 665 + 33 + 23 + 1,162 = 2,006）の割合は（2,006 ÷ 2,177 =）92.1%であった。浅草区内で死亡した人は、区内在住者が9割を超える。すなわち、区を超えての避難はほとんどされていなかった。

以上から、田中小、田中町、浅草区、いずれの範囲においても、ほとんどの死亡者が、自宅近辺にて死亡したことが明らかになった。つまり死亡者は遠くへ避難した形跡がほとんどみられない。

2. 女性比

本節では死亡者の男女比を死亡場所ごとにまとめる。

まず当時の浅草区人口の男女比は、第一回国勢調査（1920年）によれば、男性52.4%、女性47.6%であった。⁴³⁾

田中小131人、田中町計859人（田中小、田中町の計）、浅草区計2,177人（田中小、田中町、浅草区の計）、吉原地区704人の各死亡場所と死亡者の性別の割合は図1～図4のとおりである。

田中小、田中町計の死亡者に、男女比に著しい偏りはない。しかし浅草区計では男女比が41%

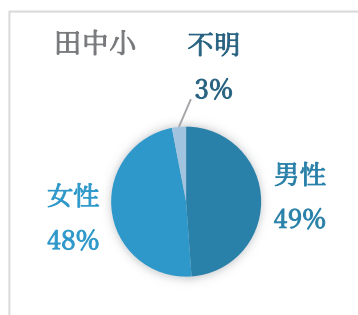


図1 田中小における死亡者男女比

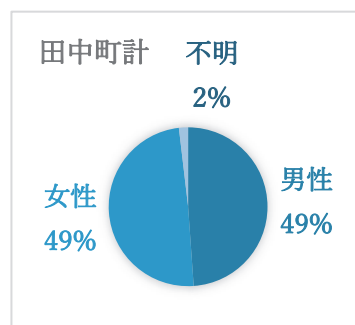


図2 田中町における死亡者男女比

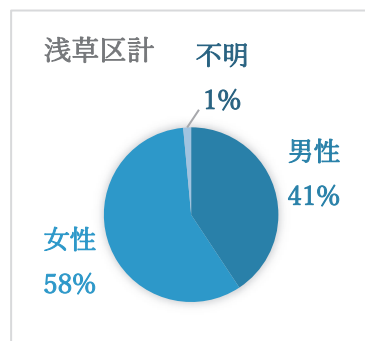


図3 浅草区（合計）における死亡者男女比

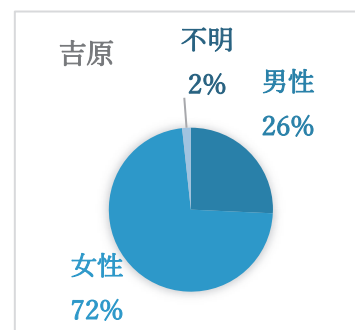


図4 吉原地区における死亡者男女比

（図1～図4 いずれも『震災死亡者調査表』をもとに筆者が分析、作成）

対58%と大きな差がある。これは浅草区吉原地区⁴⁴⁾で女性死亡者が男性の3倍近くにのぼったため、浅草区全体の女性死亡者率を押し上げる結果となったためである。

先に掲載した「遺体の状況」では、男女の性別不明が多かったが、「死亡者調査表」では性別不明はむしろ少数であった。これは調査方法の相違によるもので、「遺体の状況」はまさに遺体の状況からの判定であり、「死亡者調査表データ」は親類等が氏名、性別、戸籍、住所を記した申請書によるため、性別不明となるケースは少数となった。

3. 多数は若年層

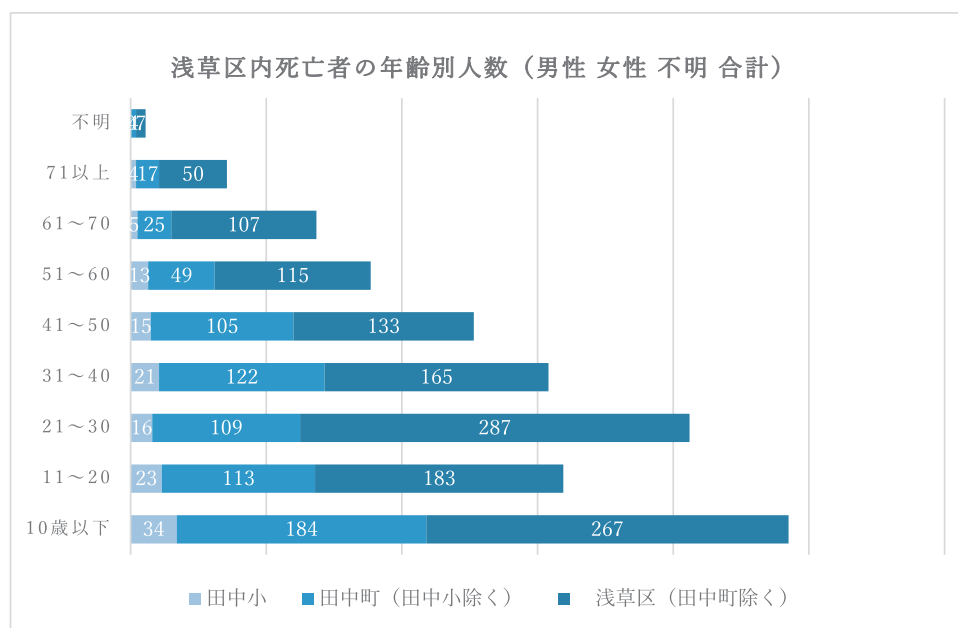
死亡した人の年齢構成について、男女合計、男女別に分析する。

「死亡者調査表」から死亡場所ごとに、性別、年齢別に分類し作成したのが以下の図5～図7である。死亡場所は田中小、(田中小除く)田中町、(田中小と田中町を除く)浅草区とした。それぞれを足し合わせたものが横棒グラフとなる(積み上げグラフ)。各死亡場所における年齢層別死亡者数を、男女(不明)計、男性、女性に分類して集計した。

まず明らかなことは、10代の死亡者がやや少ないものの、年齢構成が基本的には若年層を底辺とし、高齢層を頂点とする正三角形の富士山型を示している。現在の高齢社会のつば型とは全く異なる構成である。

慰霊協会による報告書には、東京市、東京府、男女別に年齢階層死亡者数がグラフで表示されている。それによると10歳以下から71歳以上まで、若い層ほど人数が多く、きれいな富士山型を作っている。⁴⁵⁾

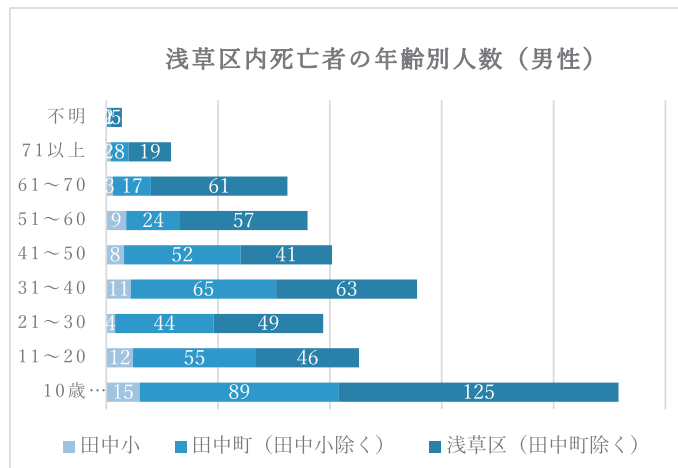
一方、筆者の分析では、浅草区では、図5が示すとおり、基本的には若い層が多く、年齢層が上



(『震災死亡者調査表』をもとに筆者が分析、作成)

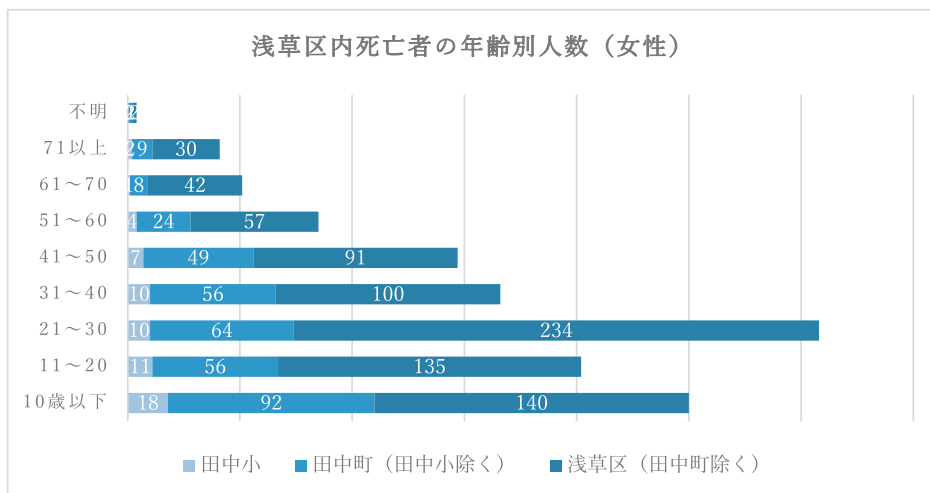
図5 浅草区内死亡者の年齢別人数(男女計)

がるに従って死亡者が少なくなるという大まかな傾向は似通っている。しかし男女別グラフが示すように、浅草区（すみあげ）では、20歳代の女性が突出し（図7）、男性は10代、20代が凹む（図6）特徴がみられ、結果として浅草区合計では富士山型で10代が凹む形となった。女性の20歳代の突出は著しく、浅草区（田中町を除く）での数の多さが際立つ。先にみたとおり、吉原地区での女性死亡者率が高く、その多くがこれら若き年代層であったことが要因である。吉原地区の女性死亡者511人の平均年齢は28.8歳であった。



（『震災死亡者調査表』をもとに筆者が分析，作成）

図6 浅草区内死亡者の年齢別人数（男性）



（『震災死亡者調査表』をもとに筆者が分析，作成）

図7 浅草区内死亡者の年齢別人数（女性）

4. 出身地

住所田中町、浅草区について、本籍地を手掛かりに地方出身者の割合、出身地について分析する。住所が田中町にある人、浅草区内にある人について、それぞれ本籍地を表したのが図8、図9である。

田中町に住所がある人のうち他県に本籍がある人の割合は44%である。(図8) 浅草区に住所がある人のうち他県に本籍がある人の割合は34%である。(図9) すなわち田中町では4割以上が、浅草区では3分の1以上が、他府県に本籍地を持つ人々であり、地方出身者が相当の割合でいたことが分かる。

次に他府県出身者の出身地はどこか特定の地方であったかを県別に調べる。

県ごとに、住所が田中町の人数、住所が(田中町を除く)浅草区的人数、両者の合計を1本の横棒に表したものが図10である。⁴⁶⁾

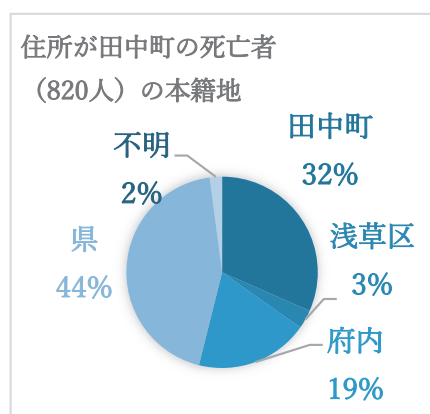
田中町の住民は本籍が26府県にわたり、浅草区全体の住民の本籍は38道府県にわたっている。多い順に、茨城、埼玉、千葉、新潟、栃木の各県となり、北関東から上信越方面が多い。浅草区の中でも田中町住民が本籍とする割合が高いのは、新潟、山形、群馬各県である。(図10の薄い青色の横棒部分が突出している県)

田中町に住所がある人の中で本籍県が一番多いのは新潟県の46人であった。そのうち、同一の本籍の番地から同一の住所番地へ移った人々の集合がいくつもみられた。例えば、本籍 新潟県佐渡郡新穂村大字瓜生屋74 から、42歳男性、42歳女性、11歳、4歳の男児、7歳、1歳の女兒、計6人が浅草区田中町70に住所を構え、田中町で死亡した。

本籍が茨城県の43人のうち、茨城県稲敷郡阿見村大字阿見4666を本籍とし、男性35歳、18歳、女性59歳、58歳、35歳、性別不明の62歳の計6人が、田中町69を住所として居住し、田中町にて死亡した。

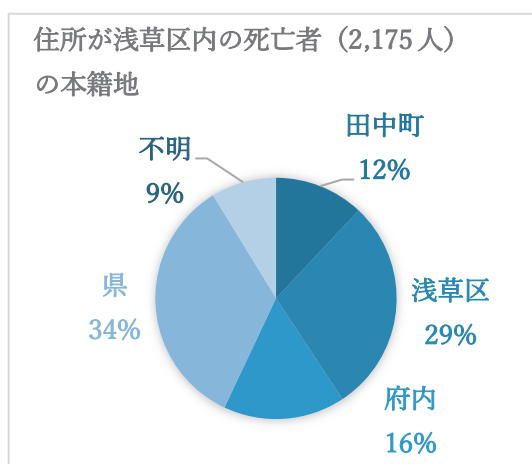
これらは家族もしくは親族として上京し、震災時にともに避難行動をとったことが推察される。同様に同じ本籍地から田中町の同じ住所に上京した人々の集合が各県で複数みられる。

家族で地方(本籍地)から上京し、田中町、あるいは浅草区内に住所を持ち、ともに避難をし



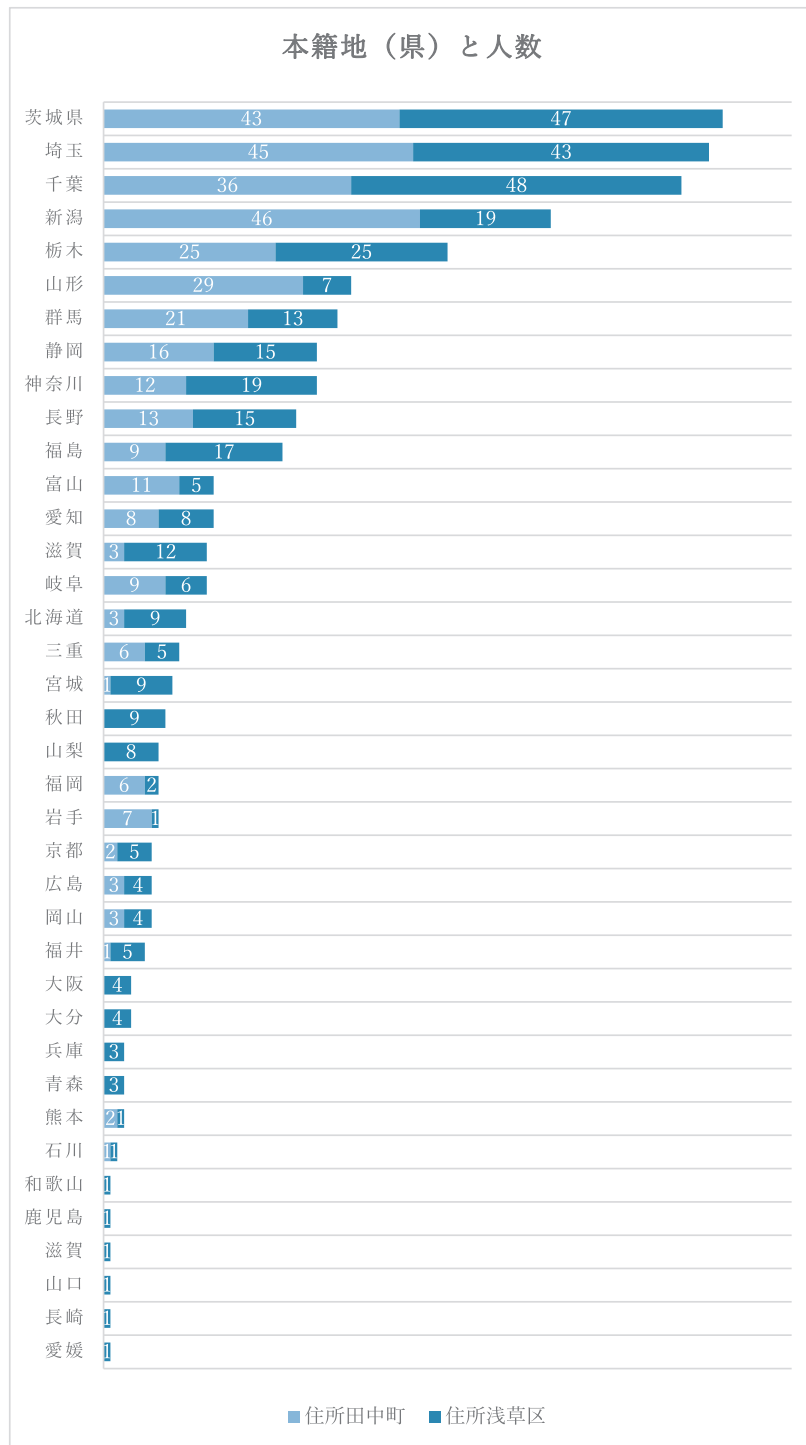
(『震災死亡者調査表』をもとに筆者が分析、作成)

図8 住所が田中町の死亡者の本籍地



(『震災死亡者調査表』をもとに筆者が分析、作成)

図9 住所が浅草区内の死亡者の本籍地



（『震災死亡者調査表』をもとに筆者が分析，作成）

図 10 本籍地（県）と人数

て死亡したであろう家族の姿が浮かび上がる。しかしながら氏名による確認ができないため、本稿では推定の範囲にとどまる。氏名の公開が実現すれば、家族、親族による集団上京、集団避難の様相はより確かなものになるだろう。

IV章 結 論

本論は、焼死者1,000人を超える犠牲者が出た田中小で、なぜ、どのようにして、これだけの犠牲者が出たのかという問いへの答えを探す試みの一環である。すでに公開された震災直後の史料をもとに浅草区田中町田中小について被災状況を文献調査し、続いて2024年3月に公開された慰霊協会『震災死亡者調査表』により同地区の死亡者の動向、状況について分析を行った。

I章では関東大震災の被害のあらましと、本論で分析する2024年に公開された『震災死亡者調査表』とは何かを説明し、浅草区においては死亡者（震災予防調査会調べ）の相当数のデータが死亡者調査表に残されていることを確認した。また本稿の対象地域を浅草区、田中町、田中小に焦点を絞る理由として、田中小の焼死者数が多いにもかかわらず先行研究がないこと、『震災死亡者調査表』から浅草区に関して他地区より詳細なデータが得られることを述べた。

続くII章では、まず浅草区田中町が明治後期から大正期にかけて人口増加により耕地が宅地化されていく歴史をたどった。関東大震災時には猛火に包まれ消火活動が思うにかなかったという史料はあるものの、田中小に人々が避難し、焼死に至る経緯を記す文献はみつからない。田中小は実は震災時には設立が予定された敷地でしかなかった。校長や教員、児童がそこに通勤通学していたわけではなく、主のいない「空白の土地」であったことが当時の史料から判明した。こうした管理者のいない状況で大勢の人が押し寄せたことが、多数の犠牲を出した背景であると筆者は考える。実際に校舎が完成したのは震災から7年後の1930年夏であった。

III章では『震災死亡者調査表』のデータ分析により、田中小、田中町、浅草区の人々の動きを捉えようとした。田中小、田中町、浅草区で死亡した人々のほとんどは、同町、同区の住民で、遠くからの避難者は数少ない。人口構成は男性がわずかに多いが、調査対象地域の死亡者の男女比は、吉原地域における死亡者に女性が突出していることから、結果として浅草区の死亡者に女性の割合が多い。死亡者の年齢階層は、現代の少子高齢化時代とは逆に、富士山型となるが、吉原地域での20代女性の死亡者数が突出するため、その部分は富士山型に歪みが生じている。浅草区の住人はおよそ3分の1が他府県出身で、田中町に限定するとその割合は4割を超える。人口急増期に地方から多くの人が上京してきたことを物語っている。地方の同一本籍地から年齢の離れた大人子どもの男女が集団で上京し、同一の住所に住まい、同一の地域で死亡した足跡が辿れる。このように地方の同じ地域から共に上京し、死亡したケースを多数見出した。

関東大震災の地震火災では、本所区被服廠跡での火災旋風が焼死者多数の原因として説明され、広く知られているが、田中小のようなどこにでもあるような規模の小学校⁴⁷⁾でも1,000人を超える「群死」が発生した。当時の市内各地の火災状況をつぶさに検証した『震災予防調査会報告』(1925)で竹内六蔵は、被服廠跡と田中小の焼死を紹介した次に「広場」に避難者を滞留させることへの疑問を呈している。

このごとく悲惨な運命に陥らぬようにするには、異なった方面からの火陣が近づかぬように協力して火を消すことを第一方策とし、もし到底それが不可能となったならば、第二策に移ってどこまでも逃げて見せるという意気で更新して一か所に停滞せぬことを、第二の方策

としたいと思う。この見地からかんがえると広場を作って、避難者の停滞を起こりやすくするよりは、道路をなるべく広くして遠く市外にまで延長してある様にすることが良い。四角な大公園よりは、細長い公園の方が良いと思う。⁴⁸⁾

竹内六蔵はこのように、一度避難した場所に留まることへの警鐘を鳴らしている。田中小、田中町の人々は、自宅から遠くない場所への避難しか試みなかったことが、本稿の分析から読み取れた。竹内六蔵の提言はそこを突いている。

もちろん現代では都市構造が異なり、家屋の不燃化が進んで当時の警鐘が現代にそのまま当てはまるとは言えない。しかし見過ごしてきた視点はないか、今一度検証する余地はある。

本稿では、田中小は震災時に設立されておらず、空き地であったことを当時の史料から確認した。また「死亡者調査表」からは、田中町、浅草区の死亡者の3分の1以上が地方出身者であったこと、田中小と田中町における死亡者の大半が地元の人々であり、遠くへの避難はなされていないことが明らかになった。しかし、例えば家族がどのように行動したかなど、田中小、田中町、浅草区における被災者の動向、状況について、残された課題は多い。

おわりに

被災後に生存者の声を聴くことは可能であるが、死者の声を聴く機会はない。防災の観点から、死者に関する残された貴重な史料は十分に活用すべきである。それが100年前の被災後に行われた大規模調査を将来に活かす道である。本稿の後半Ⅲ章は慰霊協会により貴重な史料がデータ化され一部公開されたことから研究が可能になった。しかし例えば、地方から家族で上京し、土地勘のない場所で家族そろって近場に避難し、ともに死亡したという推定を確かなものにするためには、死亡者氏名が公開されることが必須である。さらに研究を進展させるために、未公開項目が公開されることを望む。

注

- 1) 『大正震災誌』(上) 内務省社会局, 1926.
- 2) 小室広佐子「語り継がれる被災, 語り継がれない被災——関東大震災の被災事例から」『日本災害情報学会第27回学会大会予稿集』2023年10月.
- 3) 小室, 前掲書, 2023.
- 4) 公益財団法人東京都慰霊協会とは、「過去の震災・戦災を教訓として風化させないように広く後世に引き継ぐ」という公的目的の達成のため多彩な事業を展開しており、関東大震災発生100年を迎えるにあたり、復興記念館の展示の改変、史料のデジタル化に取り組んできた。(東京都慰霊協会『震災死亡者調査表』の公開に関する報告書～関東大震災東京府における死亡者実態』より)
- 5) 森田祐介「統計処理結果を活用した展示公開」公益財団法人東京都慰霊協会『震災死亡者調査表』の公開に関する報告書Ⅳ, p. 37, 2024.
- 6) 田中小学校については「田中小」「田中小敷地」など文献により表記が異なるため、本文では以下「田中小」と記す.
- 7) 諸井・武村は、震災直後に発刊された史料間にみられる被害数の食い違いを精査し、住家被害ならびに人的被害のデータベースを作成した。諸井・武村「関東地震(1923年9月1日)による被害要因別死者数の推定」『日本地震工学会論文集』第4巻第4号, pp. 21-45, 2004.
- 8) 武村雅之「関東大震災における火災」日本建築防災協会『月刊 建築防災』p. 7, No. 385, 2010年2月.
- 9) 東京都慰霊協会『震災死亡者調査表』の公開に関する報告書』2024.

- 10) 北原糸子「関東大震災における避難者の動向——『震災死亡者調査票』の分析を通して——」『災害復興研究』4号, 2012.
- 11) 東京都慰霊協会 前掲書, 2024.
- 12) 震災記念堂に納める霊名簿作成にあたり, 公的な作業としての位置づけが必要であったことから, 財団法人震災記念事業協会を立ち上げ, 震災死亡者の調査が始められた。(東京都慰霊協会 前掲書, 2024.)
- 13) 『被服廠跡』財団法人東京震災記念事業協会事業報告書, 1932年.
<http://tokyoireikyokai.or.jp/museum/archive/hihukusyouseki.html> (新字体アーカイブ 2024年8月12日最終閲覧)
- 14) 北原糸子, 前掲書, 2012.
- 15) 森田祐介A「『震災死亡者調査表』の現存状態とデータ化について」公益財団法人東京都慰霊協会『『震災死亡者調査表』の公開に関する報告書』Ⅱ章p. 24, 2024.
- 16) 竹内六蔵「大正十二年九月大震災火災に因る死傷者調査報告」『震災予防調査会報告』第100号(戊) p. 144, 1925.
- 17) 武村雅之「関東大震災における火災」日本建築防災協会 月刊『建築防災』No. 385, 2010年2月 p. 7.
武村雅之「未曾有の大災害と地政学——関東大震災——」p. 9, 古今書院, 2009.
- 18) 断りのない限り本稿で使用する『震災死亡者調査表』のデータは, 筆者が分析した数値である. 筆者の分析では, 全データ38,332に対し, 死亡場所が他県240, 不明432が含まれる.
- 19) 「死亡場所」を「本所区」と表記するカードが多数存在する理由を, 森田は次のように説明をしている. 「本所区一帯は火災による延焼で区の中心部が大半焼失した. その結果, 震災後の区画整理事業による地区再編成が行われ, 1929(昭和4)年には町名変更が著しかった. このため, 震災以前の町名による「死亡場所」の特定を避け, 「本所区」と表記するに留めたと推定される.」(森田祐介B「統計処理結果を活用した展示公開」公益財団法人東京都慰霊協会『『震災死亡者調査表』の公開に関する報告書』Ⅳ章, p. 37, 2024.)
- 20) 武村雅之『関東大地震 大東京圏の揺れを知る』p. 116, 鹿島出版会, 2003年.
- 21) 一方, 内務省社会局『大正震災誌』(内編) p. 364-365によると, 上記車屋の発火が2か所と記載され, 合わせて発火場所3か所とされている. また番地についても, 上記汁粉屋は田中町53, 車屋は田中町68となって記述されている. (以下引用)
田中町68の発火は南風によって北に進行し, 風向きが西に変わると浅草町の火と合流し, さらに吉原の火と合流し, 焦点の猛火は田中町・浅草町に出で, ついにポンプを焼却するに至った
- 22) 内務省社会局, 同書, 1926.
- 23) 東京市役所『東京震災録』(中編) p. 279, 1926.
- 24) 浅草区史編集委員会『浅草区史』p. 14, 16, 1933.
- 25) 東京市役所, 前掲書(中編) 人名救助, 1926.
- 26) 東京通信局編纂 東京市浅草区竜泉・南千住 明治19-21年, 明治28年, 明治44年, 大正8-11年, 昭和5-7年, 昭和26年, 昭和31-34年版 地図.
- 27) 東京市役所『東京震災録』(別) 1927.
- 28) 北原糸子『震災復興はどう引き継がれたか 関東大震災・昭和三陸津波・東日本大震災』p. 323, 藤原書店, 2023.
- 29) 浅草区史編集委員会, 前掲書 p. 14, 1933.
- 30) 内閣府「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書」平成21年3月『1923 関東大震災【第2編】』より.
- 31) 武村雅之『東京都における関東大震災の慰霊碑・記念碑・遺構 その2』(非売品, 台東区中央図書館蔵), 2020.
- 32) 鈴木 淳『関東大震災 消防・医療・ボランティアから検証する』講談社学術文庫, 2016.
- 33) 浅草区史編纂委員会, 前掲書, 1933.
- 34) 同書. 同書によれば学校規模は以下のとおりであった.
昭和4年度合計11学級 500名 5年度14学級 6年度 18学級 945名
現在校地坪数1237坪二合二勺屋外体操場256坪屋内体操場141坪余. 建坪六百十六坪七合八勺教室数二十八を有しているがその他なんの変動も見えない。

- 35) 『記念誌 田中』東京都台東区立田中小学校創立60周年記念事業協賛会発行（平成2年3月）1990.
- 36) 東京市役所『東京震災録』（別）p. 714, 1927.
- 37) 田中小学校の児童が校舎完成までの間、間借りしていた待乳山尋常小学校の創立の由来も、田中小と同様に人口の増加とされている。
- 38) 前掲書『記念誌 田中』.
- 39) 2023年7月20日, 24日, 9月1日, 12月26日実査.
- 40) 分析にあたり複数の地名が記載されるなど分類困難なデータも数件あり、一定のルールを策定して分類した。
- 41) 医学校、軍関連の学校など負傷者や遺体を収容した学校を除く。
- 42) 区部と郡部を同一分類にしたのは、田中町が浅草区の北端にあり、区の境界を超えると郡となるため、区部と郡部を区別する意味あいがないため。
- 43) 総務省第1回国勢調査 ([20a03301 \(2\).pdf](#) 2024年9月1日最終閲覧) 浅草区人口256,410, 男性134,392, 女性122,016.
- 44) 『震災死亡者調査表』にて、死亡場所を浅草区内の吉原、新吉原、吉原池などとする人の性別を調査した。
- 45) 森田祐介B 前掲書p. 35, 2024.
- 46) 田中町と、田中町除く浅草区では、対象人数は822, 1353と1.6倍の差があるにもかかわらず、本籍が他県にある人の実数は田中町、田中町除く浅草区では、363, 379と大きな相違がない。その理由は、田中町では（不明）の数が少ない（17）のに対し、浅草区（田中町除く）では（不明）の数が多（173）ことが挙げられる。
- 47) 前掲書『浅草区史』によれば、校地1237坪と記載される。
- 48) 『震災予防調査会報告』第100号（戊）、p. 129, 1925年。

史料

- 『大正震災誌』（上）（下）内務省社会局, 1926年.
- 『大正震災誌』（内編）内務省社会局, 1926年.
- 『東京震災録』（前編）（中編）東京市役所, 1926年.
- 『東京震災録』（別）東京市役所, 1927年.
- 『震災予防調査会報告』第100号（戊）、1925年.
- 『被服廠跡』財団法人東京震災記念事業協会事業報告書, 1932年（新字体によるアーカイブの公開 2024年）.
- 『震災死亡者調査表』財団法人東京震災記念事業協会, 1927～1930年（慰霊協会によりテキスト化一部公開 2024年）.
- 『浅草区史』浅草区史編集委員会（昭和8年9月）、1933年.
- 『記念誌 田中』東京都台東区立田中小学校創立60周年記念事業協賛会発行（平成2年3月）1990年.

自閉スペクトラム症児の主体性を促進するための
療育における具体的な工夫
——心理療法と療育に橋を架ける——

田 中 信 市
小 島 美 恵 子

**Specific Innovations in Rehabilitation to Encourage
Autistic Spectrum Disorder Children's Subjectivity:
Building a Bridge between Psychotherapy and
Rehabilitation**

TANAKA, Shinichi
KOJIMA, Mieko

Abstract

This paper discusses, from a psychotherapeutic perspective, innovations in rehabilitation to assist children with autism spectrum disorder to live more subjectively. Firstly, the distance between the child and the therapist needs to be considered. As these children are prone to invasive experiences, it is necessary to approach them with understanding of their characteristics. Secondly, it is necessary to engage with the children by being on their wavelength rather than prioritizing the task. Even if a child with autistic spectrum disorder has repetitive or adherence behaviors, we will use them as a “window” into the relationship between the practitioner and the child. Even with children who do not express themselves verbally sufficiently, we should capture the social context and give them experiences that can be communicated. Thirdly, in the case of a child who does not get on with the task, the treatment provider will match the child's movements. For example, in the case of a child who runs away, the therapist will run with the child, transforming the act into play, sharing the enjoyment, and then leading the child to the task. Fourthly, it is important to step in a little, albeit cautiously, to open up the children's world.

Keywords: building a bridge between psychotherapy and rehabilitation, the distance between the child and the therapist, matching children's wavelength, opening the children's world

目 次

はじめに

1. 距離感に注意する
 2. 子どもたちに波長を合わせる
 - 1) 「問題行動」と捉えずに、それを繋がるチャンネルとする工夫
 - 2) 子どもたちの好きなもの、興味をひくものを知っておく
 - 3) 子どもの要求などの意味を捉える努力をする
 3. 課題に乗らない子どもの対応
 - 1) スタッフが子どもの動きに沿ってみる
 - 2) 課題にこだわらず、子どもの興味ある課題に変更する
 - 3) 気持ちを変える「一緒に遊び」と、その子どもに合った課題の質と量
 4. 考察
- おわりに

はじめに

児童精神科医の齊藤（2024）は、発達障害臨床において医療者が担える領域は、「全体のほんの一部にすぎないことを理解しなければならない」とし、「薬物療法が適応となる領域はさして広くない」と述べている。そして、自閉スペクトラム症児の幼児期における、「社会的機能、とりわけ対人交流機能の開発および発達促進に取り組む子ども発達センターなどでの療育プログラム」を大切なものとして挙げている。¹⁾

この論文では、心理療法の専門家である田中が、療育の専門家である小島²⁾の実践活動を事例として扱いながら、自閉スペクトラム症児の対人交流を促し、親子関係をよりスムーズにしていくための具体的な工夫を、心理療法的な視点から論じていくものである。この論文は、長年にわたる小島との話し合いが基礎となっている。とくに、2019年から具体的な活動を文字化することを小島に促し、それを基に話し合い、考えていくということを繰り返してきた。その経過報告である。

療育というと、どうしてもプログラムをいかにスムーズにこなしていくかという方向に流れていきがちである。この論文で取り上げる就学前の子どもを対象とした療育の本来の目的は、子どもたちが、自分が受け入れられている感じを持ちつつ、彼らのテンポで主体性を養い、対人交流を楽しめるようになっていくことである。しかし、療育の場を始め、保育園や幼稚園でも、このことがおろそかになる場合が散見されると、小島との話し合いで話題に上ることが多かった。

この論文では、上述した療育の本来の目的を遂行するための具体的な工夫を論じていく。将来的に、療育のスタッフの研修用の資料、スタッフ養成マニュアルを作成していくための素材づくりが、この論文の目的のひとつである。心理療法的なアプローチをする人や学生が読むことも想定している。

この論文では、主に自閉スペクトラム症児を対象とするが、彼らを自閉スペクトラム症児と一括りにするのではなく、個性を持った一人一人の子どもとして捉える視点を大切にしながら、専門家として自閉スペクトラム症児特有の反応を見立てつつ、繊細に応答し、子どもの気持ちを捉えていくという作業を繰り返していく必要性を述べていく。先行研究などは、考察で取り上げる。

なお、本文で、共著者の小島の活動エピソードを報告する際には、KあるいはスタッフKと表記

する。事例に登場する子どもたちは、1, 2歳児, 年少児, 年中児, 年長児のいずれかのグループに属している。本文は田中が執筆し、小島が最終確認をしている。疑問点はその都度、話し合っている。

1. 距離感に注意する

子どもたちは、周囲の状況が分からなかったり、これから行うことが理解できなかったり、様々な理由で不安になる。その時に、どのようにかわるかは、心理療法においても、療育においても、基本的な姿勢は同じである。子どもの様子を丁寧に細かく観察して、専門的な理解も含めて、子どもの動きを理解しつつかわることである。しかし、これができていない専門家が少なくない。スタッフ側があまり自覚することなくかわってしまうと、失敗するので、具体的な子どもとのかかわりを通して、考えていきたい。

A (3歳女兒) が来ないので、スタッフKが建物の外に見に行くと、車の外に母親がドアを開けて立っているが、Aは、車の中で背中を向けて立っている。アンパンマンのメロディ絵本を鳴らして聞いている後姿を見て、それほど固い感じがしないことにKは気づく。この日はいつもと時間帯が違ったことが、不安にさせている可能性があると考え、後姿の固さがそれほどないことから、「抱っこするよ」と声をかけて、Aを車から降ろす。すると、Aは触れられたお腹のあたりを自分の手で触って、見上げて、ニコツとしてから、「あー」のような発声をする。そして、Kが手を差し出すと、つなぐのである。

まず、なぜ車から降りないのかを推測していることが大切である。時間帯が違うことは、自閉スペクトラム症児 (以下、ASD児と表記) にとっては、大きな変化であり、不安を引き起こしうる。このことを理解したうえで、つまりその不安が車から降りることの抵抗となっているが、しかし、Aは座って泣いているわけではなく、立っていること、背中の中に固さが少ないことを観察している。「固さがそれほどない」ということは、Kにとっては一瞬で感じ取れることであるが、あえて細かく説明してもらえると、Aの背中に力が入っていないこと、メロディ絵本を聞いているが没頭していない状態で、Aの意識が外に向いていることが感じ取れ、それらを総合して、「固さがそれほどない」と判断したという。

急な動きは子どもを不安にさせるので、「抱っこするよ」と声をかけ、それからKを抱きかかえるのである。かわる大人の側のこうした細かい観察と心遣いがあれば、少なくとも不安を大きく煽ることはないだろう。触れたときに体を固くすれば、抱っこすることをやめればよいだけのことである。

B (2歳男児) が慣れない部屋で様子を見ていたので、Kは、動物の「型はめ」を手に取り、Bに見せて、一つを外して、入れてみせる。正しい動物が型にはまると、その動物の鳴き声がするのだが、この声を聞いてBは固まる。そして、部屋の壁についている扇風機が回っているのをじっと見つめ始めた。

ここで、多くのスタッフなら、「ごめん」、「怖かったね」などと声をかけて、むしろ余計に不安にさせることが考えられるのだが、Kは、機械的に動くもの、特に扇風機のように回転するものをASDの子どもは好み、それを見つめるのは自分で「自分を安心させるため」と理解し、そ

のまま待つのである。すると、その距離感がよかったものと思われるが、しばらくして、Bは動き出す。

Kがカップを重ねる玩具を見せると、すぐに来て、手に取る。積木を一緒に出し、カップに積木を入れてみせると、Bも入れ始め、さらに手を入れて、ガシャガシャ音を出し、積木の感触を楽しむ。「型はめ」では、動物の鳴き声が突然聞こえ、不安になったBであるが、自分で音を出すことは、むしろ楽しんでいる。

Kが積木を高く積んで、そのままにしておくと、Bも積木を上を重ねていき、とうとう倒れてしまう。しかし、この音にも怖がらず、笑顔になるのである。

Bとのかかわりにおいて、「こだわり」と見なされることが多い扇風機を見つめる行動に対して、その行為からそらそうとせず、むしろ「安心感」を得る行為と捉えることで、その後のスムーズなBの動きが引き出されている。そして、Bは小島の行動を模倣し、感触や感覚を主とした遊びを楽しむのである。無理に対人遊びへと展開しようとせず、まずは模倣から感覚遊びを楽しんでいることを大切にしている。

子どもとのこの距離感は、ASD児とかかわる時に、とても大切になる。彼らが普段から周囲の何気ないかかわりを侵襲的に感じている可能性が高く、周囲の意図を同じように捉えているとは限らないのである。ましてや、療育でのかかわりとなれば、いかに上手に距離を取り（距離を詰めるのではなく）、子どもの安心感を保障しつつ、遊びに誘っていく技量が求められる。

ASD児には、苦手なもの、怖いものが結構あるのだが、「慣れる」という発想でかわる周囲の大人は、侵襲的になりやすい。ある子どもが砂を苦手としていて、砂場に入らないので、療育のスタッフが「すぐに慣れます」と抱っこして砂場に入れた。すると、この子は泣きをし、夜になっても怖がって泣き続けたのである。この子どもは、砂場には近づかなくなったが、心理療法を開始してから、そのプロセスの中で、安心感を得るようになってくると、自分から砂場に入り、とても意味深い遊びを展開していったのである。

小島は、普段から子どもとの距離感を大切に、スタッフのための簡易版のマニュアル作りを試みたことがあるのだが、その中で、小島は、皆が体操をしている時に、参加しないで壁にもたれて座っている「こたろうくん（人形）」の写真を使い、どの位置に座るかを考えてもらう課題を作成した。体操に戻ってもらうために、壁にもたれている「こたろうくん」の正面に中腰になり、子どもの目線に合わせるように話しかける人が多いのだが、いくら子どもの目線に近い位置に自分の顔を持って行っても、これだと圧迫感がある。子どもによっては叱られているように取るかもしれない。また、スタッフが前にいることによって、「こたろうくん」は、みんなが活動しているのが見えなくなる。「こたろうくん」が自分から興味をもって、戻る機会を奪ってしまうかもしれない。

「こたろうくん」の横と一緒に壁にもたれるように座れば、子どもの視線を遮らないし、圧迫感も少ない。一緒に壁にもたれて座れば、中腰で子どもの前に位置するよりも、スタッフ自身の焦りも静まり、子どものペースを尊重しやすくなるだろう。

狭い隙間に入って隠れることは、ASD児にはしばしば見られることであるが、この場合は特に、近づいてしまうことそのものが、逃げ場を奪い、彼らをさらに奥に追いやってしまうことになる。この場合は、文字通り距離を置いて、声掛けを行う必要がある。

2. 子どもたちに波長を合わせる

課題に取り組むことが難しい子どもがいるし、難しい状態の時という場合もある。その時に、課題を優先して、いかに課題に取り組ませるかという方向に傾くと、失敗してしまう。むしろ、その時の子どもの波長に合わせることが、遠回りのように見えても、彼らの課題への興味を引き出すことにつながる。

1) 「問題行動」と捉えずに、それをつなげるチャンネルとする工夫

Bが扇風機の動きを見つめている場面を前述したが、これを修正すべき行為として捉えてしまったら、その後の変化は望めなかっただろう。常同行為や規則的な動きへの集中、規則的にもちやを並べるなど、ASDの子どもたちのこうした行為は、改善されるべきものと捉えられがちであるが、むしろ安心感や落ち着き、周囲の侵入的な雰囲気や音、光などから自分を守る手段でもある。Cと母とスタッフKのやり取りを取り上げる。

描画の課題になった時に、C（3歳男児）は、真っ白な紙にクレヨンで、アルファベットを順番に書き始める。それを見ていた母親は、「これなんです。アルファベットや数字を家でもずっと書き続けていて、こだわりが強いんです。」と困ったように言う。

Cはそれほど固い様子ではなかったので、Kは、「お母さんも一緒に入ってみては？」という提案をし、Kがまずクレヨンを持ち、一緒に描くことにする。Cが描いた「A」に、「Aの中を青にしちゃおう」と言いながらKが青で塗る。すると、Cは「Aのあおー」と楽しそうに応答する。「Bの中も青にしよう」とKが続けると、声をたてて笑う。

さらにアルファベットをCが描きだしたので、Kは「はーと」と言いながらハートを描いた。Cも「あーと」と真似て言い、一生懸命にハートを描いた。「ほし」とKが続けると、星は難しいが、Cも描いた。Kが「さんかく」と言いながら描くと、Cは「まーる」と丸を隣に描いた。Cは四角も描いて、「まる、さんかく、しかく」と指差ししながら楽しそうに言う。Kが「こんなのは？だ・い・け・い」とゆっくり描いて伝えと、Cはとても喜び、一生懸命に台形を描く。「だ・い・け」と声に出す。

ふと気づくと、母親は渦巻を描いていたので、「みてみて。ママがぐるぐる描いたよ。」と言うと、Cは渦巻をすぐに真似て隣に描いた。Cの渦巻きにKが棒を描き足し、「ペロペロキャンディ」と言う。「ペロペロキャンディすきー！」と舐める真似をし、母の描いた渦巻にCが棒を描き足した。

そのすぐ後に、Cが「ゆー、ぶい」と言いながらUとVを描いたのだが、それを見て母親は「あー、Uになっちゃった」と残念そうに言う。「じゃあ、Uは顔にしようかな」とKが言いながら、Uを輪郭にして顔を描き、「だれのお顔かなあ？」と言うとCは「Cくん！」と自分の名前を言う。その後もアルファベットの中を塗ったりしながら一緒に楽しむ。

少し長いやり取りの様子を提示したが、Cはアルファベットと数字を書き続けることが好きで、母親は「こだわり」と感じている。確かに長時間繰り返し同じことをされると、「意味のないこと」をしていると感じるのは当然である。

ASDの子どもたちの中には、数字はそれだけですっきりする感じをもつものがある。規則的な

ので、目にも心地よいようである。年齢があがると、数字の持つ規則性は、複雑でわかりにくい人間関係よりも、わかりやすく、気持ちの良いものとして感じるようである。Cにとってのアルファベットは、形態の面白さも含めて、同様な意味がある可能性が高い。

やり取りに戻ると、母として、この場では、「課題を他の子どもたちのように」してくれることを望むのも当然である。Kは、描画という課題に向かおうとしない。

Kは、まず、Cの様子が固い感じがしないかどうか確認している。固い感じがする場合は、この場の何らかの刺激や雰囲気が入り込んでいるので、逃げる場所としてのアルファベットである可能性が高い。したがって、そのことをまず理解し、除外できるなら除外するか、場所を変えるなどの工夫が必要だろう。しかし、ここでは、アルファベットを書くCにそれほどの固さがないのである。そこでまず、KがCのアルファベットを交流のチャンネルとしようとする。スタッフのKは、Cの描いたアルファベットに青いクレヨンで隙間を埋めるという、かなり積極的なかわりをしていく。これは誰にでも勧められる方法ではないが、KのようにCの様子をよく観察し、うまくいかなくても、臨機応変に対応を変えられる場合には、ここから始めてもよいだろう。一方、ここでCと同じようにアルファベットを書くやり方もあるだろう。色を変えて書いていくと面白いかもしれない。この方が、侵襲性が少ないので、慣れないスタッフはアルファベットを並行して書くことから始めることを勧める。

Kが青く塗ったことに、Cが応答しているので、相互遊びは進行していきそうである。「B」の隙間も青く塗ると、笑いが起こる。ここで注意したいのは、Kは、「B」の隙間を塗る前に、言葉でその行為を告げていることである。言葉に反応をしていないかのように見えるASDの子どもがいるが、そう「見えている」だけの可能性があることを忘れたくない。心理療法の場で、こちらに背中を向けてセラピストの存在を無視するように一人遊びをしていても、「背中で聞いている」「背中から見ている」ことが少なからずある。大学院生たちの指導では、このことをよく話すのであるが、Kは常に声をかけて、侵襲性をできる限り減らしながらかわっていくのである。

Kのかかわりに対するCの反応を見て、アルファベットに戻ってほしいとCを、ここで初めて描画課題へ誘う。「はーと」と声を付けつつ描くと、Cは「あーと」と声を出しながら、がんばってハートを描き始める。Kは、Cが「今、何をしたらよいかを理解していないだけ」と判断したようである。それなので、「絵を描く時間だよ」と抽象的に言うのではなく、具体的にハートを描いて見せることによって、課題へと誘っているのである。この辺も、是非、療育にかかわる人は学んでほしいところである。

関係性ができているので、CはKの誘いに乗るように、声も模倣し、絵も模倣する。三角に対して、四角で応じるなど、完全に遊びになっている。二人でのやり取りがスムーズになったところで、母親の描画を見て、Kは「母子の遊び」へとCを誘う。Cはすでにこの時間に何をするかを具体的にわかっているので、Kが、母親が渦巻きを描いたことを告げると、すぐに渦巻きで応じる。Kが棒を書き足して、ペロペロキャンディーにすると、「ペロペロキャンディー好きー」と自分の体験を言葉にし、舐める動作までつけている。そして、Kの模倣をするように母親の渦巻きをペロペロキャンディーに変える。その後も、Cがアルファベットに戻ると、おそらく母親の失望感をフォローするためもあると思われるが、人の顔に変えるなどして、描画遊びを続けていくのも、巧みである。

Kの所属する施設の床の木の部分に、洞があるのだが、この「穴」が好きな子どもたちがいる。「穴探し」も、意味のない行動、あるいは「こだわり」と取られてしまう可能性があるが、スタッ

フのKは、施設を見学に来たD（2歳男児）とともに、部屋にある穴を一緒に見て回る。いくつかの「穴」のうち、Dが気に入った穴を、「一番素敵なお穴」であることを子どもと確認する。すると、言葉がないということで来ていたDが、「ママ」と呼んで、一番素敵なお穴を指さして、見せたのである。

言葉が出る時というのは、「伝えたいこと」がある時で、絵カードなどで「いちご」などと発音させていることは、練習にはなるけれど、「言葉」ではない。Dの場合も、素敵なお穴を見つけた喜びを、母と分かち合いたいという気持ちが、「ママ」という呼び掛けにつながっていて、これを上手に周囲の大人が受け取ることで、言葉は「伝わるもの」として、増えていく可能性を秘めている。

2) 子どもたちの好きなもの、興味をひくものを知っておく

小島は上述した、施設のスタッフの教育のためのマニュアル作りで、何もない部屋の写真を提示して、ASDの子どもが興味をひくものを考えるという課題を作成した。その写真にも、ふたつの部屋の境にある自然のままの木が写っていて、そこ「穴」が正解のひとつとして、挙げられている。

「足裏の感触を楽しむ」子どもが好きなものとして、カーペット、木の床、畳というように、材質が違う部分を、歩いたり、走ったりしている時に、足裏の感触を楽しんでいる子どもがいることを指摘している。何をしているのかわからないと、子どもについていかれない。この部分を読んでいた新人スタッフが、抱っこしている子どもを、どこに降ろしたら喜ぶだろうと考えるようになり、子どもとのコミュニケーションに、ひとつ引き出しが増えたという実績がある。

アコーディオンカーテンは、触ったり、触りながら歩くのが好きな子どもがいる。床に差し込んだ光なども、子どもの興味をひくものである。

前述した「穴」ではないが、子どもが興味をもったものを、まず一緒にみたり、触れたりすることが、子どもとの大切なチャンネルづくりとなる。療育の課題への導入前に、関係性と作るここそが、第一歩なのである。神田橋（1984）が、かつて患者さんの内面理解の一つの方法として、その姿勢を真似ることを勧めていた³⁾が、子どもの動きを真似ること、同じことをしてみることは、チャンネルづくりにつながる。

その一方で、子どもの興味をひくものを設定のレベルで、取り除くことも、大切なことがある。Kの所属する施設では、屋上でいろいろな遊びを行うのだが、その際、長い間、子どもたちが屋上から降りる非常階段に行かないようにということで、机でバリケードを作って、遊びの活動を行ってきた。しかし、子どもたちはその机に興味を示し、よじ登ったり、もぐったりして、それを止めることに労力を費やし、かえって危険性を増すと考え、机のバリケードをすべて取り除いたのである。それによって、もともと非常階段は柵で塞がれているので、むしろ安定した遊びの場になったのである。

また、感覚刺激に敏感な子どもたちが多いので、視覚刺激だけでなく、音刺激、臭い刺激、触覚刺激など、多くの刺激に子どもたちが囲まれていることにスタッフが気づき、療育のできる環境であるかどうか、子どもごとに気を付けてあげることが大切である。

3) 子どもの要求などの意味を捉える努力をする

療育の場では、スタッフ側の要求に、子どもを従わせる場面が出現しやすいのであるが、むしろ子どもの要求を理解することが大切である。

電車の窓をクレヨンで描くという課題の時に、スタッフはピンクのクレヨンを手渡そうとしているのだが、E（3歳男児）は怒っている。その様子を見ていたスタッフのKは、Eが「おーえ、おーえ」と叫んでいることに気づく。そこで、赤いクレヨンを渡すと、ずっとEは、電車の窓を描き始めたのである。「おーえ」とは、「大江戸線」のことで、ピンクではなく、赤いクレヨンが欲しかったのだが、手が届かなかったので、怒っていたのである（大江戸線は、正確にはマゼンダが車体と路線図などに使われている）。その後Eは、「ちよ」と言うので、緑のクレヨンを渡すと、窓を完成したのである。

Eはおそらく地下鉄が好きで、路線図や車体の色を細かく覚えているのだろう。レールを走る車体の音で、どんな列車が走っているか聞き分けるASDの子どもがいるが、路線図や車体の色は、当然知っていると思った方がよい。

自閉症の権威であると同時に、音声言語の専門家であるPrizant, B.M. (2015) は、ASD児のエコラリアを社会的文脈において丁寧に観察を続けることによって、意味があることを見出している。元気がなさそうな子どもが、教室にいる大人に接近して顔を近づけて「どーー、あーー！」（Doo-aaah!）と発声しては、口を大きく開けるというようなことを繰り返した。母親に尋ねると、具合の悪い時に、この子に、口を開けるように言って、「あー」してご覧（do'Aaah'）と言っていたことが分かり、この子は、母親に言われていたことを繰り返し、自分が具合が悪いことを伝えようとしたことがわかるのである。あるいは、船の上で、行ったり来たりをし始め、水の中を覗き込み、そして、「犬はお断り！犬は噛む！」と父親を振り返りながら、繰り返した子どもについて例示している。この子は犬が怖いので、自分が安全かどうかを確認する時に、こういうのだと父親が解説してくれるのである。もちろん、父は水の中に入って大丈夫だと伝えようと、喜んで海に飛び込んだ。Prizantは、このフレーズで、恐怖していること、父親の許可を求めること、そして、海が安全であることを確かめることができていると捉えている。⁴⁾ こうした研究は、ASDの子どもたちの言葉や行為に対して、新しい光を投げかけてくれ、子どもたちと関わる大人が、何を伝えようとしているのか考える契機となるだろう。

3. 課題に乗らない子どもの対応

課題に乗らない子どもの対応では、どうしてもスタッフ側が何とか課題に乗せようとして、失敗することがある。以下に、事例を取り上げて、考えてみたい。

1) スタッフが子どもの動きに沿ってみる

Fは、入所して2か月の3歳児である。Fだけが課題にあまり参加できないということで、母親が涙した次の回である。Fは、動きを止められることが嫌で、何かを強制されることを嫌がる。他の子どもとぶつかりそうな時に、パッと止められることも嫌で、大声を出し、手足をばたばたする。そうすると、母親のところに行き、母親を叩いたり、かみついたりする。

「体操」する課題の時、Fは走り出したので、スタッフのKは、一緒に走ることを選ぶ。誰かにぶつかりそうな時だけは、後ろから手を添えて方向を伝えるようにする。そのうちに、FはKの手をつなぐようになる。そうすると、一緒に走ることを大変さが無くなる。

「よーいどん」「ごーる」とその都度、Kが言っていると、繰り返しているうちに、Fは楽しみ出し、Kの顔を見ながら走ったり、先に「ゴール」としようと自分の手を伸ばしたりするようになる。

こうした関係性を築いた時に、体操は子どもが大人に高く飛ばしてもらうところに差し掛かる。Fもみんなのそばにいたので、KはFを抱えて飛ばしてあげることを試してみると、笑ったので、続けてみる。母親が近くに來たので、「笑っていますよ」と伝えると、今回は嬉しくて涙したのである。

Fが走り出した時に、「体操に参加しない」と捉えて、無理に参加させようとするれば、まるでFが悪い子であるかのように、暴れる場面を出現させてしまっただろう。それを見た母親も傷ついたことだろうと思われる。しかし、Kは、Fが「走る」という動作に付き添ってみる。このかわりによって、FにとってのKは、他のスタッフとは違う感じの人、少なくとも「強制をしない」人と映ったであろう。

動作を止められることは、Fにとってはパニックになるほど「怖い」ことだ、ということを理解しないと、「我儘な」Fというラベルを貼り、我儘なFを集団行動できるように療育していくことを「強制」することの繰り返しになってしまっただろう。

走っていくFと一緒に走るのは、最初是他の子どもの安全も考えなければならないので、大変だったと思われるが、ぶつかりそうになっても「止めない」で、そっと「手を添えて」方向を知らせてあげる配慮が、二人の関係性をつくることに役立っている。

一緒に走り、行動を阻止しない配慮のあるKに対して、Fが信頼を寄せ始めることに注目したい。Fから手をつなぐのである。Fにとって、自分を理解してくれる大人は信頼できる人であり、そういう相手は求めるのである。こういう子どもからの働きかけを、療育のスタッフも経験してほしい。心理療法の場で、全くの一人遊びをしていたASDの子どもが、侵襲的でない関係を維持し続けると、満面の笑みを浮かべてThを迎えに來るようになるのである。

Kのかわりと、その後のFとの関係性の深まりを見ると、前述したように、制止されることがFにとっては「怖い」体験であったことがわかるだろう。課題をするということは、スタッフとの関係性が基礎となっているということは言うまでもないことであるが、それを築く工夫が必要な場合が少なからずあるのである。

高く投げ上げられるなど、Fのそれまでの様子から考えると、侵襲的であるはずだけれど、Kへの信頼感があるので、「楽しい」ことになる。当然のこのように見えるけれど、スタッフ一人一人が自分の経験として、こういう体験をしないと、なかなかスタッフ自身の行動に変化が起きてこない。子どもの行動の変容を目指すときには、スタッフ自身が自らの行動を変化させていく大変さを知ることは、子どもとの触れ合いに役立つことだろう。

2) 課題にこだわらず、子どもの興味のある課題に変更する

もうひとつの事例は、6歳女児Gである。

描画の課題で、「パフェ」「ラーメン」などのパーツがあり、台紙にそれを貼ったり、クレヨンで描いたりするものだったが、興味を示さず、立ち上がって、部屋を歩き始める。

スタッフKは、白い画用紙を床に広げて、隣にクレヨンの蓋を開けて置く。Gはすぐに黒いクレヨンを手に取り、「まるー」と言いながら描き始める。続けて、まつ毛、口、胴体、手足と描

く（図1参照）。

Gは、さらに胴体にハートを描き足す。Kも一緒に「はーと」と言いながら、ハートを右隣りに描く（鉛筆の線が、Kによるもの）。Gはそれをじっと見ている。Kは、「しかくー」と、さらに描くと、Gはその上を青いクレヨンで塗り始める。描いたものを消すというよりも、一緒に描いている感じがKは受けたので、さらに「さんかく」「まる」「しかく」を描くと、Gは塗り続けて、追いかけてこのようになる。

一区切りついたのか、Gは立ち上がり、また部屋を歩き始める。Kは、まだGが絵に気持ちが向いている感じがしたので、新しい画用紙を持ってきて床に置くと、やはりGはすぐに来る。オレンジのクレヨンを取って、大きな円を描く（図2参照）

「おおきいねー。じゃあ、このまわりに、もこもこ描いちゃおー」とKは、オレンジ色の大きな円の周囲に、半円を描いていく（Kの線は、鉛筆書き）。Gは、オレンジ色でKの線の上を塗っていく。その後も、Kの描いた線のところをGはオレンジ色で塗っていく。

Kが「池みたいになったね」というと、Gはクレヨンを青に持ち替え、塗ったのである。

療育の場合、子どもが課題の途中で席を立つと、すぐに「すわって」「もどって」と指示を出したり、連れ戻そうとする場合が散見される。課題を行わず、Gのように立ち歩く場合、課題に興味がない、課題を行う雰囲気嫌だ、課題が続くことに飽きた、他の刺激にひかれているなど、いろいろな可能性が考えられる。Gの行動を見ると、描画するという行為自体には興味があることがわかる。しかし、立ち歩くのであるから、課題の提示の仕方、あるいは課題そのものがGの興味を引いていないと推測される。

注目したいのは、Kは子どもが、興味がなさそうだと感じたら、すぐに違う課題に切り替えている。正確には、「違う形」で描画という行為を促している。強制されることは、子どもたちにとって侵襲的に感じる事が少なくない。当然のこととして、スタッフが課題に戻そうとすると、結局は、子どもはパニックに至ることもある。

床に白い何も描いていない画用紙を置き、蓋を開けたクレヨンの箱を隣に置くだけで、Gがすぐに興味を示している。たったこれだけのことで、子どもが主体的に課題に取り組める状況をつくれるのである。決まった課題をすることも、もちろん意味があるが、大切なのは子どもが活動を通して、主体的に表現したり、相互のやりとりをすることである。図1を見ると、この大きな目とまつ毛（色が左右違う所が素敵である）に口で、顔を表現し（輪郭がなくても、顔を十分に認識できる）、胴体にはハートが描かれている。台紙にパフェやラーメンなどの切り抜きを貼って描画するよりも、はるかにGらしい描画である。おそらくこの女の子像は、かなりの頻度で描いているのだろう。それ以外の描線に比べて、手慣れた描線で描かれている。

ハートにKも惹かれて、描くと、今度は描いては塗るという、一種の追いかけてここに展開していく。一人遊びから二人遊びへ展開する。この関係性が、図2の大きな円につながっている。立ち歩く子どもが、これだけ大きな円を描けることも注目すべきである。つまり、描くということに興味がないのではなく（描画と言わない方がよいだろう）、上手にきっかけを作ってあげることが大切なのである。きっかけと言っても、スタッフ側の受け方、発信の仕方、つまり雰囲気を子どもは敏感に察知する。クレヨンと画用紙を使った遊びへのいざないという雰囲気が、きっとこの場に漂っていたのだろうと推測される。決まった課題という概念は、Kの中にはこの段階では全くないだろう。Gの描いた大きな円を見て、その周囲にフリルのように半円をつけていく。Gが主で、Kが従である。しかし、従といっても、交互の遊び、あるいは共同の遊びに誘っている。

図1では、Gが描いた女の子のハートに感動したKが、ハートを描いたことが遊びの始まりになっていたが、図2では、大きな円に感動したKが、フリルのような半円を付け加えることで、オレンジ色のクレヨンで塗っていく遊びになっていく。「池みたいになったね」というKの言葉に明らかにGは反応している。より高度なやり取り、言語を理解し、それに即したクレヨンを選び塗るというやり取りに至っている。

小島との話し合いで出てきたことであるが、描画の課題というと、すぐに「上手」とほめたり、「〇〇描いて」と注文を出したりするが、一緒に遊べばよいと小島は考えている。遊ぶことの創造性、想像性は、心理療法、とくにプレイセラピーでは重要な概念である。遊べない子どもたちが、遊べるようになってくるだけでも、いろいろな問題が解決していく糸口になる。ASDの子どものプレイセラピーは、想像性に乏しいと言われることもある。確かに、神経症圏の子どもたちに比べて、パターン化が強く、変化の時間がゆっくりではあるが、彼らなりに心のあり様を表現し、ASDゆえの二次障害が軽くなっていくプロセスを展開していくのである。

心理療法では、クライアントの遊ぶ力、遊ぶことそのものに含まれる治癒力に注目するのだが、療育では、同様な部分もあるが、小島のいう「一緒に遊ぶ」という「一緒」の部分も重要である。セラピストなら、図1の女の子にハートが描かれた絵を見て、ハートを描くことはあまりないだろう。この絵が、どのように進展していくのかを見るだろう。図2でも同様で、大きな円の描写力に感動しつつも、やはりこれからどんな進展があるかを見守る可能性の方が大きい。しかし、療育では、ASDの子どもの内在する対人交流する力を引き出していくこと、意味ある他者との交流を



図1

多く体験することは、大切な目的である。したがって、「一緒に」遊ぶという小島の姿勢は、療育においては重視されるべきである。

ひょっとしたら、小島が感じていたのとは違って、Gは自分の作品に侵入してきたハートを「塗りつぶした」のかもしれない。人と人との出会いは、ある程度の侵入体験を伴うものであるので、それでも良いのではないかと思われる。大切なのは、相手の子どもが許容できる範囲内の侵入であることである。敏感に子どもの気持ちを、動作や体の様子からくみ取れる小島は、この「ある程度」の侵入、つまり相手の子どもの心の扉を「軽くノック」をすることができているので、塗りつぶしが、追いかけてごっこになっているのだと思われる。「女の子」の滑らかな描線と青いクレヨンの荒々しいが力強い描線の質の違いも興味深い。この追いかけてごっこが、図2の大きな円につながっている。追いかけてごっこの遊びを介して、力強く大きなエネルギーが表出されるようになっているのである。二人の交互の遊びそのものが、Gの心的エネルギーの大きな表出を促している。自由で、攻撃的でさえあるオレンジ色のクレヨンの線は、二人の遊びという場に守られて、引き出されていると考えられる。そして、「二人の遊び」の関係は、最後に、Kの言葉にGが答えるという、「池」に結実していく。

十分に対人交流体験をGはしたものだと思われる。心理療法ならば、この後、家庭に帰ってからのGの状態を次回の母親面接で聞きたいところである。

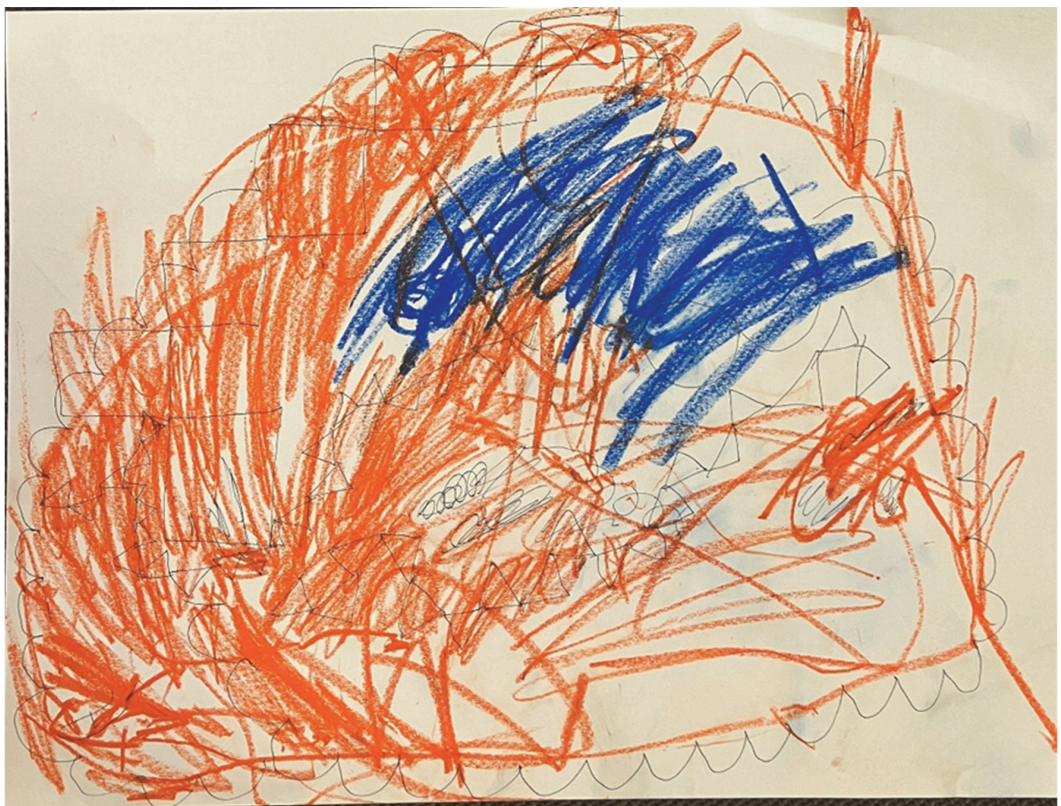


図2

3) 気持ちを変える「一緒に遊び」と、その子どもに合った課題の質と量

「まねっこ体操」の時に、H（4歳男児）はいつも嫌がり、走って逃げては、スタッフに捕まえられて戻され、また逃走するの繰り返しだった。この日は、たまたま逃げてきたHが、リーダーをやっていたスタッフKのところに偶然やって来たので、そのままKが捕まえて、抱っこしたまま横たわってゴロゴロ転がる（連係プレイで、リーダーを他のスタッフが交代する）。

ゴロゴロ転がっているうちに、Hは笑い出す。ゴロゴロを少し続けてから、「先生は起きるね」と言いながら、一緒に起き上がると、Hも胡坐のような姿勢になっていたの、KがHの肘を支え、少し持ち上げると、他の子どもたちがやっているように、Hは両手をあげる。5秒間その姿勢を維持するのだが、3秒間できたので、「できたね」とほめると、Hは笑顔になる。体操では、もう一度その姿勢を取るのだが、Hはその間、「Hちゃんできたねえ」と嬉しそうにKに話す。「そうだね」「できたね」と一緒にKも喜ぶ。

体操は次の姿勢に移り、正座の指示が出ると、Hは逃げようとし、「あー！」と叫んで嫌がる。そこでKは、先ほど同様に、一緒に横になって、ゴロゴロ転がって遊ぶことにする。機嫌が直ったところで、一緒に起き上がると、他の子どもたちは両膝立ちの課題を行っている。KはHの体を持ち上げるようにすると、Hはくると向きを変えて、Kの方を見ながら、両膝立ちをする。5まで数え終わると（5秒の静止なので）、笑顔で抱っこを求めてくる。Kに抱かれたまま、他の子どもたちの様子を落ち着いて見ることができる。

Hは「何かをさせられる」感じを嫌う子どもでもある。今までも述べてきたように、ASDの子どもは侵入感に敏感である。課題をさせることそのものが、この侵入感を強め、わからなさや恐怖感を喚起する可能性がある。Hの場合、逃げてでも連れ戻される体験から、ますますこの課題への嫌悪感が大きくなっていったものと思われる。逃げることを許されないという主体性の侵害でもある。

KもHを捕まえてはいるが、嫌がる課題に戻そうとしていない。一緒にゴロゴロと転がる体験は、Hの気持ちを変え、楽しい体験となっていく。回転する感覚が好きなASDの子どもがいるけれども、期せずして、二人で転がる身体感覚は、Hには心地よかったのだろう。Hにとっては、「一緒に転がること」は、「させられ体験」ではないようである。ただし、このようにすればよいということではない。試みながら、観察をすることである。一緒に転がったら、泣きだす子どももいるはずである。

Kのタイミングの取り方は巧みである。一緒に転がり笑ったからと言って、すぐに行動を変えない。急な動きの変化は、ASDの子どもは嫌うことが多い。しばらく続けてから、「先生は起きるね」と一緒に起き上がるのである。そして肘を支えるとHは他の子どもたちと同じように両手を上げる。「できたね」とほめると、嬉しそうにする。主体的にできたことをほめられるのは嬉しい体験であり、「Hちゃんできたねえ」と自分から言っているように、誇らしいのである。ここには、ほとんど強制の要素はなく、控えめにサポートするKのあり方が、「何かをさせられる」ことに拒絶感のあるHの主体的な動きを引き出している。このような体験がASDの子どもの自己感を成長させ、否定的な自己イメージから、活動に主体的に参加する自分イメージへと変容させていく端緒となる。他の子どものようにできずに、追いかけてまわされ続ける自分でなくなることで、そして、母親がそれを見て悲しそうにしているという自己イメージを下げる事態も、減少していく。

できたことを親や周囲の大人にほめられると、嬉しいと感じ、誇らしく思うのは、子どもに共通したことであるが、ASDの子どもは、療育の場面でも、課題通りにやらないこと、できないことが少なくないので、なかなか主体的な行動をほめられる経験を積み重ねにくい。

KとHとのやり取りで注目したいのは、Kが焦らないこと、欲張らないことである。一つのことができる、次もと周囲は思いがちであるが、次の体操に移った時に、「さあ、次もやってみようか」と勧めていない。ここで促したら、「やらされた」体験になっていってしまう。促さないからこそ、「Hちゃんできたねえ」とHが自分の体験を誇れたのである。

他の子どもたちが正座の姿勢になると、早速逃げ出す。ここでもう一度、ゴロゴロと一緒に転がって遊ぶことをKは選択する。Hの気分がかわったところで、再び一緒に起き上がる。HはKの方を向く形で、両膝立ちの課題をして、笑顔で抱っこを求めてくる。このテンポが大切で、子どものテンポをゆっくりと受け止めていく姿勢が、喜びと安心感を生み、抱っこを求めるというHの動きにつながっていく。ふたつの姿勢を1度ずつできただけと捉えることもできるが、その二つの姿勢ができたことを通じて、Hが得たもの、体験できたものはとても大きなものであることがわかるだろう。

Hが他の子どもたちと同じ姿勢を取れたことも初めてのことであり、抱かれたまま、落ち着いて他の子どもたちの様子を見ていられたのも初めてのことであったのである。

心理療法にも、様々な枠組みがあるが、Kは療育という枠組みを大切にしている、両膝立ちがKの方を向いた形であることを受け入れつつ、しかし、5秒間静止ということにHを導いている。それができたご褒美としての抱っことなり、この抱っこは、Hが自分から要求した報酬なのである。ゆっくり焦らずに付き添いつつ、5秒を数えて参加させていくという枠の作り方も、療育を行うKの方向性がよく伝わってくる。子どものテンポを大切にしつつ、その一方で、子どものできる範囲内で課題を大切にしていく（この場合なら、5秒間待てること、動きたい気持ちを制御すること）という、両方の方向性の尊重しているのである。

4. 考 察

距離感の問題を本論の最初に取り上げたのであるが、これはASD児との心理療法を始めるにあたって、とても大切な事柄である。古市（2019）は、5歳11ヶ月の男児の心理療法を引き継いだ。古市が新しいセラピスト（以下、Thと略）として紹介されると、クライアント（以下、Clと略）は走り去り、戻って来ては、走るということを繰り返す。プレイルームへ向かうClを「後ろから追いかけると、Thの腕をひいてプレイルームまで走っていく」。プレイルームでは、一人遊びをする。かかわろうとしても「スッと場所を変えたり、無関心におもちゃの操作を続け」る。トランポリンの時だけ、かかわりがもてる。Clがピコピコハンマーをもって一人で跳び始めたので、大きなバランスボールをトランポリンに乗せ、Thもゴルフクラブを持って上がる。ゴルフクラブで叩きながら跳ぶと、Clも笑いながらピコピコハンマーで叩きながら跳ぶのである。⁵⁾

距離を急いで詰めないでいたことが、一緒に遊べる場面の出現の準備をしたのだと思われる。走り去っては、戻って来る様子を見つつ、子どもがプレイルームに向かったときに、「後ろから追いかける」と、腕を引いてくれるという接触が現れる。注意したいのは、腕を引いたからと言って、すぐに一緒に遊びは展開しない。こういう時に、しばしばThは見捨てられ感が強まってつらくなり、余計なことをしがちなのであるが、古市はかかわりの試みはしても、反応を見て、無理にかかわろうとせずに、可能な時を待っていたのだと推測される。トランポリンで一緒に跳ねることも、Clが先に行ったことに参加する形なので、リズム感の共有になったのだと考えられる。

療育でも、心理療法でも、距離を急いで詰めないということは、大切である。特に、ASDの子どもは、定型発達の子と違い、自他が未分化な状態をかなり残している可能性が高く、特定

の人間（養育者）との関係とその恒常性の成立が遅れると考えた方がよい。その代わりとして、同一性の保持や繰り返し（反復運動）などによって、生きる世界の安定を得ようとしている面があると考えられ、配置が変わっただけでも「世界全体がひっくり返る」体験をすると内海（2015）は指摘している。⁶⁾

いずれにしても、スタッフ側から見れば、ささいな違いでも、子どもの側から見れば、不安を掻き立てる場面は、ある程度関係ができてからでも、起きる可能性が十分にあるので、その都度、距離感を大切にすることがあると思われる。と同時に、本論で指摘したように、「こだわり」「常同行動」「反復運動」などは、子どもが安心するためのツールでもあるという視点を常に持つておく必要がある。それらの行動を放置しておくということではなく、状況に応じて、まず安心感を取り戻すために必要な場合があると考ええるということである。

子どもの興味を把握して、つながれるチャンネルをつくるのは、心理療法とくに子どもとの関係を築くためには、基本である。しかし、ASDの子どもの興味は、定型発達の子どもの趣が異なり、ある種の感覚への没頭だったり、「こだわり」として、周囲の大人からは直す事柄として捉えられることが多いので、かかわる側の意識の切り替えが必要となる。

床の穴を見つけては、指を入れたりしながら楽しむ子どもとKと一緒に遊ぶ、Dの事例を挙げたが、KとDで、一番素敵な穴を発見すると、Dは「ママ」と呼んで、その穴を指さしている。内山（2013）は、ASDの診断に際して、大切な発達指標について述べている部分で、ASDの子どもは、注意共有の指差しが弱く、遅れると述べている。⁷⁾ 穴を喜ぶ子どもの気持ちを、親はなかなか共有しづらいかもしれないが、注意共有の萌芽として、少なくともスタッフの側は受けとめていきたい。スタッフKとの体験が、Dにとって、自分の興味を共有されたことにつながり、母親とも共有したくなったのだろう。

感覚遊びの共有、リズム遊びの共有は、関係性を深めることに役立つ。古市の事例でも、トランポリンで一緒に揺れる感覚・リズムの共有が背景にありつつ、バランスボールと一緒に叩く（これもリズムの共有と捉えることができる）遊びに展開したのだろう。Bの事例でも、積木をカップに入れて、手でかき回して、感触と音を楽しんでいる。小島が作成したスタッフへのマニュアルでも、足裏の感覚を楽しむポイントを示し、アコーディオンカーテンの触感や触って歩く楽しみに気づいてもらうようにしている。

養育者（母）と乳児のやり取りの研究は多くあるが、たとえば、正高（1993）は、授乳場面からすでに、母子がリズムの交換をしていることを実験的に調査している。⁸⁾ 乳児は、25秒吸うと、14秒休むというリズムをもっているが、休むときに母は無意識に子どもを優しく揺すってあげる。生後2週だと、実験的に揺めるのを母にやめてもらうと、本来乳児の側にある休む吸うのリズムが崩れてしまう。一方、生後8週になると、母が揺すっても揺すらなくても、このリズムは崩れないが、揺すらないと発声して、あたかも揺めるのを要求するような反応を示すのである。吸う—休む—（母が）揺する—吸うというリズムを二人で1連のリズムとして共有していると考えてよいだろう。とりわけ、栄養補給に関係ない母の「揺める」という行為がないと、乳児が発声すること、そして、そのタイミングが、吸うのをやめてから母が揺すり始める時間に少し遅れて発声していることから、揺えられるという感覚が大切であると言える。

大藪（2013）は、母子のやり取りの例を挙げている。⁹⁾ 乳児がニコニコしながら母を見ていると、母も笑顔になり穏やかで高い調子の声をかける。母の顔をじっと見ていた乳児は体に力を込めて、ウーンと声を出すと、母も同じようにウーンと声を出す。「おりこうさんね」と声をかけると、聞き耳を立てて、一呼吸おいて、「ウーン、ウン」と声を出す。母の側の模倣と声掛けに、乳児が反

応し、やり取りを楽しんでいることがわかる。

こうした乳幼児と養育者とのやり取りと同様に、ASDの子どもとスタッフあるいはThは、感覚的な遊び、リズムの共有、模倣などが、関係性のきっかけとなることは知っておいてよい。とはいえ、リズムの共有を始めとした、こうしたやり取りは、養育者と乳幼児のやり取りがほとんど無意識であるように、その場の流れに乗る感じで生じてくるものだろう。小島と子どものやり取りも、即興性が高く、その場の雰囲気の中で生じてくるようである。

そして、かかわり方の原則として、子どもの側に、まずこちらがチューニングしていくことである。Greenspan, S.I.は、子どものリードに従っていくことの重要性を強調している (Greenspan & Wieder, 2006)。子どもの「興味の対象が普通でなく、大人からすれば関わりたくないと思うことでも、大人の気持ちはひとまず置いておくべきです。子どもの関心のありかを尊重し、そのリードに従うことによって初めて、子どもにとって何が重要なのかについての手がかりを得ることができるからです」と述べ、「子どもを大人の世界に巻き込もうとし、新しい物事に注意を向けようとしても、子どもはそれを大事なことだと思いません」としている。¹⁰⁾療育の場面では、少なくとも導入として、このことは尊重すべき事柄である。プログラムは大人の側が、よいと思って作ったものであるけれども、それを子どもは大事なことだと思わない可能性が高い。Eのように強制されると逃げ、止められるとパニックを起こすのである。

Greenspanは、彼自身の体験として、後述するように、子どもと一緒に床のシミをこすった例を挙げている。小島は、穴に興味をもつASDの子どもがかなりいることを語っているが、そうした子どもたちと「一緒に」遊んでいる。一緒であることが重要であることは言うまでもない。本論で指摘してきたように、反復動作や常同行為、固定した興味などを「窓」として、それを二人の遊びにしていけることで、子どもたちの世界が対人的なものへと広がっていくのである。

距離感に注意しつつ、子どもの世界に沿う形で、触れ合っていくのであるが、本論で触れたなどの事例でも、Kは子どもとの触れ合いに至るように工夫している。療育だと、これを急ぎ過ぎて失敗することがあるのは、上述した通りであるが、だからと言って、一人の世界に子どもを放置するのではなく、人と人が触れ合う世界へと開かれていく契機になるような、かかわりが求められる。

車から降りられないAに対しては、固さを十分吟味することを論じたが、その上で抱っこをして降ろすと、笑顔で発声し、手をつなぐ関係になっていく。Bとの関係では、音に驚いたBがいったんは回転するものを見つめて、一人の世界で安心感を得ていることを尊重しているうちに、Kがカップを重ね、積木を入れると、感覚遊びを二人で楽しむようになる。Cの場合は、描画の課題の時に、母がこだわりと見なすアルファベットを書き始めるが、それにクレヨンでKが描き加えると、「Aのあおー」と反応するようになる。Dの床の穴への興味を、Kが共有することで、母に気に入った穴を見てもらおうとするのである。Eの場合は、しばしばあることであるが発音が不明瞭だったり、独特な発声だったりするASDの子どもたちの声の意味をスタッフが理解することで、伝えることを体験させることができていく。動きを止められることが嫌で、強制されると怒るFに対しては、走り去るのを「一緒に走る遊び」に変えて（「よーいどん」、「ごーる」などの言葉を交えて）、両者の信頼感を深めて、子どもが身体を投げ上げてもらうという動きを楽しめるまでに至っている。Hも体操の課題から走って逃げているのだが、一緒にゴロゴロすることで、リズムを共有できたこともあり、Kの支えで他の子どもたちと同じ姿勢を取ることができ、できたことを誇りに思える機会を提供している。

このように一人の世界から、信頼できる他者を体験できることこそ、ASDの療育の大きな目的

の一つである。一方、心理療法でも、発達障害児とのプレイセラピーでは、こうした出会いは大切な契機となっている。河合（2010）が指摘するように、子どもが何かを作り出すのを待っているだけでは、一人の世界を安全なものとしていて、自他の分化が十分でない（「主体のなさ」「主体の欠如」として、河合は捉えている）ASD児のプレイセラピーでは、停滞してしまう可能性がある。積極的なかわりが、自他の分化を促し、主体が立ち上がって来るプロセスに立ち会うことができると考えている。¹¹⁾

藤巻（2020）は、3歳3か月の男児とのプレイセラピーで、Thの存在を認めているように見えず、発音が不明瞭であるClが、ミニカーをひとりでトランポリンのへりを走らせている時、Thは向かい側からミニカーを走らせ、触れる感じで衝突させ「チョン」と言う。すると、この出会いをClは何度も繰り返したのである。これが契機となり、Thの取った食べ物の玩具をClが横取りする遊びに展開していき、少しずつ関係性が生じてくる。言葉も聞き取りやすいものに変化していく。¹²⁾

古市の事例でも、藤巻の事例でも、Thのかかわりが、セラピーの流れを変えていくことが分かる。小島の事例でも、Gの描画で彼女が描いた女の子の胸のハートをきっかけに、Kが鉛筆でハートを描いて参加していく。そのうちに、Gは青いクレヨンで、Kの描いたものの上に塗っていき、追いかけてこのような遊びが展開している。描画の課題なので、女の子の絵を描くだけでもよさそうであるが、Kが同じ紙に図形を描きこむことによって、静的なGの世界（いつも一人で描いているだろう女の子の描画）が、二人の遊びの世界へと変容していく。本論で指摘したことであるが、Kが描いては、Gがクレヨンで塗り、図形を消していく追いかけてこの展開となったことで、2枚目の画用紙には、力強い大きな円が描かれることにつながっていったことは論じた通りである。

こうしたスタッフ側の動きについて、ミニカーを並べるというASD児が好む遊びを、Kが二人の遊びへと変えていく様子を取り上げて、考察を深めていきたい。

Kは並べられたミニカーを少しだけ動かしてみる。そして、子どもがどのように反応するか、そもそもそのかわりに気づくかどうかを確かめる。怒る子どももいるので、その場合は、「ごめんね。でも一緒に遊びたかったんだよ」と言いつつ、子どもが怒っていても、「先生も並べたいから、隣に並べちゃうね」とミニカーを増やしていくこともある。怒り具合によって、「隣」の距離を調整し、怒り方が強い場合は、ミニカーをやめて、「じゃあ先生はドミノにするね」とドミノを並べる。すると、子どもによっては、ドミノを倒してくれて、楽しい時間が始まることもある。怒っている子どもは、倒してくれないので、その子が使わなそうなミニカーを一つ借りて、ドミノを倒すことを試みる。すると、じっとそのミニカーの動きとドミノが倒れるところを見たのだという。

怒ってもチャレンジしていくのだが、今まで述べてきたように十分に子どもの反応を観察して、心的距離も調整しながら、行っている点は注意してほしい。慣れていない人が、すぐにまねするのは危険であるが、経験を積んでくると、こうして「積極的に」かわかることによって、子どもが他者のいる世界へ開かれていく契機を作ることにも可能であることは、知っておいてよいだろう。

ちなみに、並べられたミニカーを少しだけ動かすという最初のチャレンジで怒らない子どもの場合は、並べていく「法則」をKは推測して、子どもの世界に入っていく。「次はこの車はどう？」と手渡したり、法則を見つけ出すために「この車をこれと変えてもいいかなあ？」と1台変えてみたり、位置をずらしてみたり試すという。いい具合に並べることができたら、「きれいに並んだね」「この並びがいいね」と二人で喜ぶという。Kは、羅列のように見えるASDの子どもの世界に寄り添い、そこには子どもなりの法則があることをつかもうとしている。この姿勢と感性が、「積

極的」なかかわりの背景にあるのである。

Greenspan, S.I. は、床のシミをこすっている子どもと同じことをしてみろという例をあげている (Greenspan & Wieder, *ibid.*).¹³⁾ 同じことをすると、子どもは手を遠ざけて違うシミをこすり始める。それに対して、彼も数センチ手を近づけ、さらに子どもは手を遠ざける。彼が子どもの顔を見ると、困ったような様子で、彼の顔をちらっと見る。こうして視線が初めて合う。

Greenspan が、ゆっくりと手を近づけ、子どもの手の下に滑り込ませようとする、今度は唸り声をあげる。子どもは彼を見て、声を出す。かかわりを持てたと彼は考え、子どもの混乱に気づいていることを示すために、手を少し引っ込める。子どもは少し満足したように、シミをこすり続け、その一方で、唸り声は「うーん、うーん、うーん」というリズムカルなものになる。Greenspan も同じリズムで声を出し、シミをこする。それから、子どもの方に手をそっと近づけると、警戒する声を出す、Greenspan は楽しそうにしつつ、笑みをうかべるようにして繰り返す。彼が子どものお気に入りのシミをこすると、とうとう子どもは彼の手をこするようになる。ここから手の追いかかけごっこへと遊びは展開していく。これが二人の出会いとして機能したのである。

Greenspan のかかわりも、やや強引に見えるが、やはり巧みな距離感と同時に、出会いが可能であるという経験に裏付けられた自信が、出会いの契機を生み出している。

療育をしている人たちと違い、心理療法家は彼らほどたくさん ASD 児とやり取りをする機会はないだろうから、同じような方法は避けた方がよいと思われるが、こうしたことが展開する可能性を知り、自分の経験に合わせて、かかわりを調整するとよいだろう。

他のスタッフがこうしたかかわりをしてもうまくいかない場合について、小島と話し合ったのだが、少しかかわってみて、反応がないように「見える」と、諦めてしまうことが挙がる。「反応がない」のは、嫌がっているわけではなく、むしろ、じっとこちらの言葉に耳を傾けたり、こちらの動きのようなものを感じようと神経を研ぎ澄ましているという。それを感じられるかどうか、大きな分かれ道だと考えられる。本論で、ASD 児が背中に耳や目をもって、じっとこちらをうかがっていると筆者が書いたように、小島も同様な指摘をしている。私たちは場の雰囲気を感じ取る能力を、本来的にもっていると考えられるので、そういう視点で観察をするようにし、スタッフ側のアンテナの感度をあげるようにすれば、子どもたちの反応を捉えることは可能である。

母子相互作用の研究で、Stern, D.N. (1985) が情動調律を始め、それ以前のやりとりも含めて論じている母子のやり取りは、上記の可能性を示していると捉えることもできる。いわゆる共感より先に、共鳴や共振という現象があり、あるいは、動物間の「共感的」な行動とその背景にある相手の状態が伝わる現象など、¹⁴⁾ 多くの研究が、言語以前のコミュニケーションの基礎となる現象の重要性を示している。言語を習得するようになると、こうした能力が通常の対人関係の背景としてあることを気づきにくなっている可能性はあるが、私たちに生涯継続する能力と考えられる。

藤巻 (2020) は、ASD 児との心理療法で、こうした場を共有する独特な状態が出現することを論じている。自他が未分化な独特な状態に Th は入りながらも、その一方で自他が分化した意識状態も持ちながら、子どもたちとかかわっていく意味を考察している。¹⁵⁾

スタッフがうまくいかない背景に戻ると、かける言葉が少なすぎるということを、小島は指摘する。発語がないと、言葉が理解できない、言葉をかけても意味がないと思われるかもしれないが、言葉をかけることによって、音声の抑揚・強弱などとして伝わるもの、雰囲気として共有できるものがあるはずである。Stern, D.N. (*ibid.*) の研究は、母子のやり取りをビデオで録画して詳細に分析することで、こうした現象を浮き彫りにし、この方向性の研究を推し進める端緒となっている。上述した、大数の母子の間でよく見られるやり取りでも、母の言葉はリズムや高低の雰

囲気として子どもの伝わっているはずである。

ASD児に限らないのであるが、リズムは彼らとのかかわりで、とても大切なツールとなる。上述したGreenspan, S.I.の例でも、子どもの唸り声にリズムが生じてきたときに、彼はそのリズムを共有し、つながり合いの道具として使っている。

子どもたちが遊びを具体的に理解できるように、小島はオノマトペを多用している。子どもとのやり取りで、二人の動作に「がっちゃん」とか「コロコロ」とリズムのある音をつける。遊びが進み、「がっちゃんしよう」と言えば、リズムのある音声が言葉として使えるのである。「連結しよう」とか「転がしてみよう」と言うのと、「がっちゃんしよう」「コロコロしよう」と言うのでは、子どもへの伝わり方に大きな差が出るのである。オノマトペは、耳に入りやすく、楽しい感じが出現する。五味太郎の絵本や谷川俊太郎の詩・絵本にも、オノマトペが巧みに使用されて、子どもたちが喜ぶ姿が目に見えよう。

おわりに

行動療法を背景にした療育から、発達論的療育まで様々な療育が提唱されているが、この論文では、子どもたちが対人交流の起こりうる世界に開かれ、受け入れられていると感じることができ、主体性が育っていく契機になるようにという視点に立って、むしろ療育のプログラムに至るまでの具体的な工夫を、心理療法的視点を織り交ぜながら、論じてきた。

この論文を基にして、次の段階として、研修の手引きやマニュアルを作成して、実践的にフィードバックされることで、論じたことの有効性を検証していくことになる。

謝辞：「風の子キッズ」で楽しく遊んでいる子どもたちの活動について、取り上げることを快くご承諾いただいた保護者の皆様に、心より感謝申し上げます。専門家たちがよりよく子どもたちと触れ合うことを、この論文が促してくれることを祈りつつ。

注

- 1) 齋藤 (2024) 482ページ。
- 2) 現在は、子どもたちと触れ合うと同時に、NPO法人風の子会児童発達支援事業「風の子キッズ」所長として施設全体の運営をしている。
- 3) 神田橋 (1984) に「ある患者が、面接の途中で黙りこんだことがあった。ほとんど身動きもせず、視線はじっと自分の足先に向けられていた。(中略) 目の前の患者の姿勢を真似て、自分も足先を注視してみた。すると、何かこの場の雰囲気というものが伝わってきて、いま、患者がかなり生産的な思索をしているのだと、確信をもてたような気がした」(追補版1994, 182ページ) とある。「姿勢を真似る」という方法をいろいろなところで書いたり、話したりしていたが、「言葉のつかいかた、アクセント、語り方のテンポ、呼吸のテンポなどすべての身体活動の領域で、真似ることは共感性を高めるようであった。」(同上, 183ページ) と、真似の領域を広げて、患者理解を進めていったようである。
- 4) Prizant, B.M. (2015). pp. 43-48. 翻訳では、50-54ページ。一部分、訳を変更した。
- 5) 古市 (2019) 第2章事例1. 引用は48-49ページ。
- 6) 内海 (2015) 第7章. 引用は116ページ。
- 7) 内山 (2013) 89-91ページ。
- 8) 正高 (1993) 12-27ページ。
- 9) 大藪 (2013) 115ページ。
- 10) Greenspan, S.I. (2006). pp. 69-70. 翻訳では、69-70ページ。

- 11) 河合 (2010) 第1章, 第2章.
- 12) 藤巻 (2020) 第4章第1節. 事例1.
- 13) Greenspan, S.I. (*ibid.*). p. 71. 翻訳では, 70-71ページ.
- 14) de Waal, F. (2009) は, 動物間の様々なレベルでの共感, 同情, 愛他的行動とみなしうる現象について, その背景も含めて, 動物行動学視点から論じている. 人間の意識化される以前の他者とのつながりについて, 豊富な例が挙げられている.
- 15) 藤巻 (同上) 第3章第2節及び第5章.

文献

- de Waal, F. (2009). *The Age of Empathy-Nature's Lessons for Kinder Society*. Harmony Books. (柴田裕之訳 (2010) 『共感の時代——動物行動学が教えてくれること』 紀伊國屋書店)
- 藤巻 るり (2020) 『発達障害児のプレイセラピー——未分化な体験世界への共感からはじまるセラピー』 創元社
- Greenspan, S.I. & Wieder, S. (2006). *Engaging Autism: Using the Floortime Approach to Help Children Relate, Communication, and Think*. A Merloyd Lawrence Book. (広瀬宏之訳 (2023). 『自閉症のDIR治療プログラム——フロアタイムによる発達の促し』 金子書房)
- 古市真智子 (2019) 『自閉症スペクトラム児の遊戯療法『『自閉的不安』を乗り越える』という視点から』 ナカニシヤ出版
- 神田橋條治 (1984) 『精神科診断面接のコツ』 岩崎学術出版社
- 河合俊夫編 (2010) 『発達障害への心理療法的アプローチ』 創元社
- 正高信男 (1993) 『0歳児がことばを獲得するとき——行動学からのアプローチ』 中公新書
- 大藪 泰 (2013) 『赤ちゃんの心理学』 日本評論社
- Prizant, B.M. (2015). *Uniquely Human: A Different Way of Seeing Autism, Updated and Expanded Edition*. Simon & Schuster Paperbacks. (長崎 勤監訳 吉田仰希・深澤雄紀・香野 毅・長澤真史・遠山愛子・有吉未佳訳 (2024). 『自閉 もうひとつの見方——これが私だと思えるように』 福村出版)
- 齊藤万比古 (2024) 「発達障害臨床の現在——精神療法は何に寄与できるのか」『精神療法』 vol. 50 no. 4 金剛出版
- Stern, D.N. (1985). *The Interpersonal World of the Infant: A View from Psychoanalysis and Developmental Psychology*. Basic Books. (小此木圭吾・丸田俊彦監訳 神庭靖子・神庭重信訳 (1989) 『乳児の対人世界——理論編——』 岩崎学術出版社)
- 内山登紀夫 (2013) 『ライブ講義発達障害の診断と支援』 岩崎学術出版社
- 内海 健 (2015) 『自閉症スペクトラムの精神病理——星をつむぐ人たちのために』 医学書院

From Inception to Impact: The Evolution of the Student Leadership Internship Program at Tokyo International University

HAYS, George

Abstract

The Student Leadership Internship (SLI) program at Tokyo International University (TIU) has evolved significantly since its inception. Initially conceived as a solution to support the growing demands of the Self-Access Learning Centers (SALCs) at the Kawagoe campus known as the English Plaza (EP), it began with a small group of unpaid student interns. Over the past eight years (2016–2024), this program has grown into a robust, paid internship that is critical to the university's academic support and international exchange infrastructure. This paper explores the development and impact of the SLI over the last eight years with qualitative testimonies, participation data, and specific examples of activities and collaborations. Insights from student engagement in the Learning Commons (LC) are also integrated, providing context for a broader audience and offering future enhancement recommendations.

Keywords: Self-Access Learning Centers, SLI, internship

Contents

1. Introduction
2. Activities and Training Sessions
3. Impact on Students: Developing Leaders and Scholars
4. The Role of International Collaboration
5. Strengthening the University Community
6. Challenges and lessons learned
7. Future Directions
8. Conclusions

1. Introduction

The SLI was first introduced to address the growing need for support in the English Plaza at the Kawagoe campus. SALCs and Language Learning Centers (LLCs) are critical for promoting autonomous learning, language acquisition, and intercultural competence (Gardner & Miller, 1999; Mynard, 2019). However, these centers are often underutilized, limiting their potential impact. The SLI was established to manage these challenges, using insights from both the Japanese and global

contexts to create a sustainable support system for SALC operations.

A SALC is designed to be a supportive environment that promotes learner autonomy and language use. These spaces should include services that allow learners to use language with a variety of materials and opportunities to use their target language (Mynard, 2022). Gardner and Miller (1999) provide a framework, offering practical guidance for designing and managing SALCs. These centers are not merely spaces for independent learning but are structured environments that actively encourage students to engage with resources and peers, fostering academic and personal growth.

In Japan, SALCs have gained significant traction, particularly in response to declining birth rates and the increasing need to attract international students (Mynard, 2019). Universities have adopted SALCs to create dynamic, multicultural learning environments that align with global educational standards. Research by Chen and Mynard (2018) highlights the role of physical layout, resource availability, and peer support in influencing students' perceptions of SALCs. These findings underscore the importance of creating spaces that are both accessible and engaging to a diverse student population.

2. Activities and Training Sessions

The SLI offers comprehensive training and activity management. Interns participate in weekly meetings focusing on peer English conversation practice (PEP), café service, and intercultural communication. Workshops at the start of each semester equip them with foundational skills to effectively facilitate activities.

Student engagement data from the LC at the Ikebukuro campus underscores the impact of these training programs. At present, 28 interns are working in the LC; their duties, as previously mentioned, revolve around shifts that start at 10:00 and end at 17:30, Monday through Friday. On average, close to 30 drinks are served in the LC café and nearly 20 reservations are made for PEP daily. The following chart shows the total number of drinks served in the LC café during the fall 2024 semester. These numbers are representative of current trends observed across several semesters. It is typical for the final month of the semester to see fewer drinks ordered due to the few open days and students' schedules.

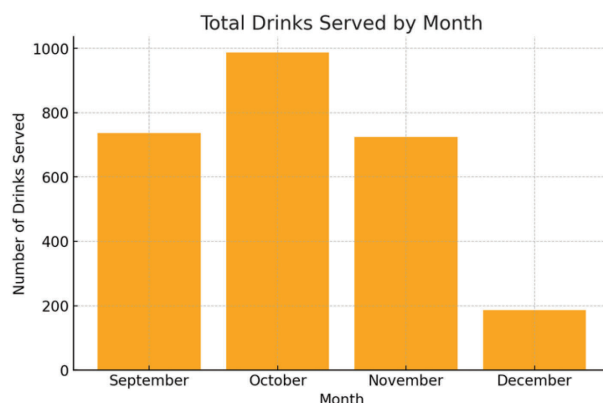


Figure 1 Number of drinks served in the LC café from September to December 2024

As Hays and Mueller (2024) note, activities like Peer English Practice (PEP) are highly attended, with many students exceeding the required participation for class credit. In the fall semester of 2024, the number of reservations made for PEP conversation sessions with interns peaked in October, while a decline was shown from November to December. Like the café drink orders, this is a common trend because December is much shorter, and students often prepare for final exams.

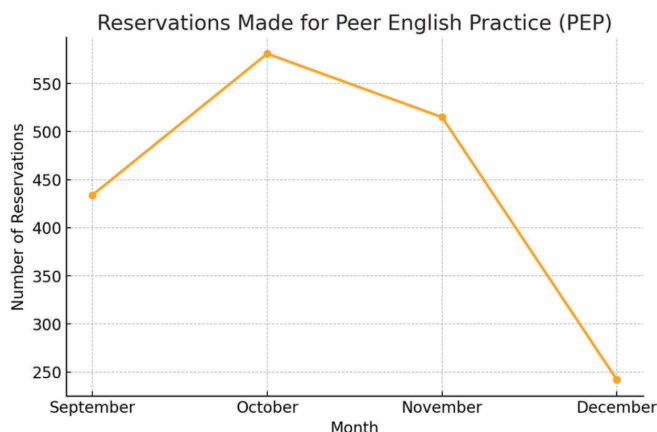


Figure 2 Reservations Made for Peer English Practice (PEP) from September to December 2024

The figures mentioned previously are not only used to calculate engagement of LC activities but also for training purposes. Intern training includes real-world scenarios, preparing them for professional challenges. For example, conversation topics in PEP and customer interactions in the café are used for role-play situations adapted for training sessions. The PEP sessions that were reported as especially challenging are considered. Similarly, exchanges with customers in the café where there was a reported problem with communication are also added to the training program to understand the difficulties experienced and to learn from them. One intern who participated in the training workshops has reflected on how organizing events—an initiative that supported over 100 students during a single semester—enhanced their event planning and coordination skills. Another intern, who facilitated weekly English conversation groups with consistent attendance of 8–10 students, noted that the experience improved their public speaking and group management abilities.

3. Impact on Students: Developing Leaders and Scholars

The SLI has significantly impacted both the interns and the students they support. Student users report improved academic performance and confidence in their abilities. In a 2024 survey of interns, 85% highlighted how PEP sessions and workshops enhanced their understanding of a variety of English spoken by the interns.

Hays and Mueller (2024) highlight that students visiting the LC for mandatory academic

advising often return voluntarily to participate in non-mandatory peer-led sessions, demonstrating increased autonomy and engagement. Japanese first-year students, who make up a significant portion of LC users, particularly value the space for its bilingual support, which fosters a comfortable environment for academic and social growth.

Expanding on these findings, one intern shared during a one-on-one meeting with a faculty supervisor in the spring of 2024 that their work facilitating structured events significantly improved their leadership skills and academic confidence (George Hays, personal communication, August 2024). These events included diverse activities such as “Open Mic Night,” which allowed over 80 students to participate in a cross-cultural activity. These activities’ success benefited users and provided interns with a sense of accomplishment and practical skill-building opportunities.

Interns gain essential leadership, communication, and organizational skills through peer tutoring and workshop facilitation. A business major reflected that managing group activities in the LC enhanced their teamwork skills, which later helped them secure employment with a multinational corporation. Another intern, A Digital Business and Innovation major credited their experience with improving their project coordination and time management abilities, leading to an internship at a Japanese tech firm.

4. The Role of International Collaboration

The collaboration with Willamette University was a pivotal turning point in the SLI’s evolution. Willamette’s established model of student-led academic support provided TIU with a blueprint for compensating and training interns effectively. For example, Willamette’s published programs emphasize structured peer tutoring and leadership training modules, which were instrumental in shaping TIU’s approach to formalizing intern roles (Willamette University, *n.d.*). Willamette’s influence also bolstered the case for paid internships at TIU, ensuring greater accessibility and inclusivity. By formalizing these positions, the SLI attracted a more diverse cohort of student leaders, enriching the learning experience for all involved.

Additionally, the partnership highlighted global best practices, such as offering leadership certification for interns who complete advanced training modules. The insights gained from this collaboration were invaluable in shaping the internship program at TIU. This model provided a concrete example of how student interns could be effectively integrated into the LC, taking on more significant responsibilities while receiving proper training and supervision. Moreover, the program’s success demonstrated the benefits of compensating student interns in attracting a more diverse group of participants and recognizing the valuable contributions these students made to the university community.

With Willamette University’s support, faculty administrators from the Global Teaching Institute at TIU presented a compelling case to the university leadership of TIU for the expansion and formalization of the Student Leadership Internship program. This support was crucial in getting the program off the ground and in aligning it with the global standard of having students work in campus jobs. This practice supports the students involved and enhances the overall educational environment. One of the most significant developments in the SLI was the transition from unpaid to

paid internships. This change marked a new era for the program, reflecting a growing recognition of student interns' value to the university. Several factors drove the decision to transition to paid internships. First, there was an increasing acknowledgment that the contributions of student interns were essential to the successful operation of the LC. These students provided critical support to their peers and helped sustain the quality and accessibility of the services offered in the LC. Paying the interns was a way to ensure that the program could continue attracting and retaining high-caliber students committed to their roles.

5. Strengthening the University Community

The program's impact extends beyond individual participants to benefit the wider university community. Trained interns foster a welcoming environment in SALCs, where students from diverse backgrounds collaborate and support each other's academic goals. For instance, surveys conducted between 2020 and 2023 revealed that over 75% of EP and LC users felt the presence of peer tutors increased their confidence in seeking academic help (Hays & Mueller, 2024). Additionally, interns facilitated interdisciplinary study groups, bringing together students from business, economics, and international relations majors to solve academic challenges collaboratively.

Feedback from LC users further supports this. Hays and Mueller (2024) report that 68 first-year Japanese students cited the LC's bilingual environment as a significant draw, highlighting the value of inclusive language policies in fostering collaboration. Similarly, international students using the LC expressed appreciation for the opportunity to practice Japanese alongside their English studies, enhancing their intercultural competence.

The program's role in strengthening intercultural ties cannot be understated. For example, "Friday Events," hosted monthly at the LC, attracted over 150 participants in 2023. This number increased from the "Friday Events" held in the EP the previous spring. These events encouraged cross-cultural dialogue and mutual understanding, helping to build a sense of community within TIU's diverse student body.

Faculty also benefit from the program. By mentoring interns, they forge stronger relationships with students while alleviating administrative burdens. Interviews with faculty members revealed that mentoring interns improved communication and strengthened trust between students and staff. This dynamic created a more cohesive academic community, where both students and faculty contributed to a culture of collaboration and support.

6. Challenges and Lessons Learned

While the SLI has achieved many successes over the past six years, it has also faced challenges. One of the main challenges has been managing the program's growth as it has expanded to accommodate more interns and offer more services to students. As the program has grown, ensuring that interns receive adequate training and support has become increasingly important. This has required ongoing investment in training programs and resources and careful planning and coordination between faculty advisors and university administrators. The program's success has

depended on the ability to balance the interns' needs with the demands of the LC and the broader university community.

Another challenge has been maintaining the quality and consistency of the internship experience as the program has expanded. With more interns and more services being offered, it has been essential to establish clear standards and expectations for all participants. This has required ongoing monitoring and evaluation of the program and a commitment to continuous improvement. The number of faculty advisors have increased. This expansion provides interns with more personalized support and opportunities to provide feedback, reflect on their experiences, and receive guidance from their advisors. Despite these challenges, the program has continued to thrive, thanks to the dedication of the interns, faculty advisors, and university administrators who have worked tirelessly to ensure its success. The experience of navigating these challenges has provided valuable lessons for the future, helping to ensure that the program remains sustainable and effective as it continues to grow and evolve.

7. Future Directions

The SLI program has ample opportunities for further growth. Collecting longitudinal data on academic outcomes, such as GPA trends and graduation rates, will help demonstrate the program's long-term impact. Additionally, the program could expand content-based support for business, economics, and digital innovation students by training interns to assist with case studies, software tools, and complex academic concepts.

Strengthening collaborations with Willamette University and other institutions remains a priority. Joint virtual workshops expanded exchange opportunities, and shared training resources can enhance the program's global perspective. Finally, introducing ongoing professional development workshops with guest speakers from the industry will ensure that interns continue to develop leadership and career-ready skills.

There are many exciting opportunities for the continued development of the SLI. One of the key priorities for the future is to continue expanding the program to include more students and to offer more services to the university community. There is also potential to further integrate the program with other areas of the university, such as career services and academic advising, to provide a more holistic and comprehensive support system for students. Discussions are being held with faculty across different departments within the English-Track program to provide content-based academic support through peer tutoring. Since TIU's SALCs are spread across two campuses, now is the time to coordinate opportunities to offer language and educational support to the growing student body. By building stronger connections between the internship program and other support services, the university can enhance its learning opportunities and potential for students to grow.

Another promising avenue for the development of the SLI program is to enhance its collaborative ties with sister university, Willamette University, focusing on the exchange of ideas and practices around student-led academic support. This collaboration could take the form of joint virtual workshops, exchange programs for interns, and shared online resources that provide training materials and best practices. Such initiatives would allow both universities to benefit from

each other's experiences and innovations in student leadership and academic support. By fostering an international dialogue between interns and administrators from both institutions, the program can adopt a more global perspective on student services, which is especially beneficial in preparing students for the increasingly globalized business environment. This collaborative effort would strengthen the program's international relations and provide a richer, more diverse educational experience for the interns.

To further enhance the capabilities and growth of SLI interns, the program should consider developing and implementing ongoing workshops focused on leadership and professional development. These workshops would give interns the skills to excel in their current roles and future careers. Topics could include effective communication, conflict resolution, project management, and ethical leadership. Additionally, bringing in external speakers from various industries could provide interns insights into different leadership styles and success stories. Regularly scheduled sessions would ensure interns receive fresh and relevant inputs to help them grow as leaders. Such workshops would not only benefit the interns by providing valuable life skills but would also enhance the overall quality of the support they are able to offer to their peers, thereby strengthening the SLI and its impact on the university community.

8. Conclusions

The SLI program at TIU exemplifies the potential of well-structured student leadership initiatives. By continuing to evaluate qualitative testimonies, measurable academic improvements, and global collaborations, the program has become a model for academic support. Insights from Hays and Mueller (2024) on the Learning Commons reinforce the importance of inclusive, bilingual spaces in fostering engagement and autonomy. Future enhancements will focus on expanding its scope, strengthening international ties, and enriching interns' professional development, ensuring a lasting impact on both the university and its students.

References

- Chen, A., & Mynard, J. (2018). Student perceptions of the English Lounge after a layout change. *Relay Journal*, 1(1), 221–235. <https://doi.org/10.37237/relay/010122>
- Cooker, L. (2010). Some self-access principles. *Studies in Self-Access Learning Journal*, 1(1), 5–9. <https://doi.org/10.37237/010102>
- Gardner, D., & Miller, L. (1999). *Establishing self-access*. Cambridge University Press.
- Hays, G., & Mueller, K. (2024). Exploring student perceptions of the new Learning Commons at the Ikebukuro campus of Tokyo International University. *JASAL Journal*, 5(1), 92–99.
- Hobbs, M., & Dofs, K. (2017). Self-Access Centre and autonomous learning management: Where are we now and where are we going? *Studies in Self-Access Learning Journal*, 8(2), 88–101.
- Hooper, D. (2020). Modes of identification within a language learner-led community of practice. *Studies in Self-Access Learning Journal*, 11(4), 301–327. <https://doi.org/10.37237/110402>
- Mynard, J. (2019). Self-access learning and advising: Promoting language learner autonomy beyond the classroom. In H. Reinders, S. Ryan, & S. Nakamura (Eds.), *Innovation in language teaching and learning: The case of Japan* (pp. 185–209). Palgrave Macmillan. https://doi.org/10.1007/978-3-030-12567-7_10

- Mynard, J. (2022). Perspectives on self-access in Japan based on a typology and a thematic analysis of the literature. *JASAL Journal*, 3(2), 4–21.
- Thornton, K., & Noguchi, N. (2016). Building a picture of usage patterns in a language learning space: Gathering useful quantitative and qualitative data. *Studies in Self-Access Learning Journal*, 7(4), 413–426. <https://doi.org/10.37237/070409>
- Thornton, K. (2018). Language policy in non-classroom language learning spaces. *Studies in Self-Access Learning Journal*, 9(2), 156–178. <https://doi.org/10.37237/090208>
- Willamette University. (n.d.). Academic support and leadership development. Retrieved June 7, 2024, from <https://willamette.edu>

日本のものとしての武道ツーリズムと 沖縄空手をめぐるモビリティーズ

柄 本 三 代 子

Martial Arts Tourism as a Japanese Thing and Mobilities around Okinawan Karate

ENOMOTO, Miyoko

Abstract

Tourism for international visitors is one of the few fast-growing industries in Japan. One measure to promote tourism is martial arts tourism. Martial arts were first positioned as an ancient Japanese tradition and rediscovered as a tourism resource, convinced that it would become a key feature of Japanese tourism. Martial arts tourism incorporates a 'Japanese' element, similar to what is expected of 'Budo'.

This paper will also consider martial arts tourism as a policy but will limit its focus to karate. There are two reasons for this. The first reason is that karate, as a type of martial arts, has gained popularity and given rise to dojos and enthusiasts worldwide. The second reason is that karate originated in Okinawa and has travelled through a unique and multiple route of transmission overseas, involving a variety of human mobilities in the dissemination process and creating mixed representations of 'Orient', 'Japan' and 'Okinawa'. In this context, this paper considers the geopolitics of Okinawa, including its geographical condition as a southernmost prefecture hosting a US military base, substantial. However, this paper does not discuss the differentness or cross-culturality of Okinawan karate. This is because we do not argue from the self-evident point of view of being different but rather consider how the perspective of being different was brought into the discussion.

For these reasons, the purpose of this paper is to show the necessity and significance of discussing karate's mobility in a way that is separate from martial arts theory while considering its various peculiarities. It must be said that martial arts tourism, including karate, can only be established as inbound tourism if it is outbound once transmitted overseas. The role of tradition and authenticity associated with Okinawan karate is also discussed in this context.

キーワード：tourism, karate, Okinawa, Japan, mobility, martial arts

目 次

- I. はじめに
- II. 空手をめぐるモビリティーズと痕跡
- III. 「日本のもの」としての武道ツーリズム
- IV. 他国と競合する「武道」と「伝統」
- V. 沖縄空手の歴史とツーリズム
- VI. おわりに

I. はじめに

Covid-19のパンデミックをはさんでもなお、海外からの客を見込んだツーリズムは、日本において数少ない急成長中の産業と言っていだろう。日本において、いわゆるインバウンドの需要はまたとない経済再興の契機ととらえられており、それは政策にも反映されている。海外の観光客をよぶために「日本的なもの」がアピールポイントとして重要視されている。そのイメージはどのようにつくられているのか「日本」の痕跡をたどることが本論の目的である。

ツーリズム振興策のひとつに本論で検討する武道ツーリズムがある。武道を人びとの移動、すなわち後述するモビリティーズの目的とするということは、武道を日本古来のものとして先ず位置づけ、日本観光の目玉となることを確信し、観光資源として再発見したということになる。そしてその武道の種類として、柔道、剣道、弓道、相撲、合気道、少林寺拳法、なぎなた、柔剣道、そして空手といったものが含まれている。要するに武道を通して「東洋の身体観」をある種の身体技法に凝縮させ海外で受け入れられる過程は、さまざまな形で「日本」の表象や「日本人らしさ」が期待されながら実践されているのだ。

武道ツーリズムにおいては、たんなるスポーツツーリズムにはない「日本的な」要素が必要とされており、それはそのまま「武道」そのものに期待されているものと相似をなしている。これについては、フランスに渡った柔道の事例でやはり、礼節などを含む道徳的あるいは倫理的価値づけもまた、フランスの親たちが子どもに柔道をとおして施したい教育内容に含まれるし、あるいは競技人口獲得のための「教育的効果の喧伝」のためにもまた重用されることになることについての研究がすでにある（星野他 2022）。

また本論は、政策としての武道ツーリズムを考察しつつも、具体的には空手を中心として論を進めることにする。その理由は二つある。ひとつめの理由として空手は、今日武道というよりも格闘技（Martial Arts）の一種として世界的人気を博しており、世界中に道場や愛好家を誕生させているということがある。その数は約200か国で1億人以上ともいわれている（柄本 2023：133）ともあれ今般、その人気を反映してか日本国内外の空手実践家たちによる資料や文献は少なくないが、空手そのものに対する学術的研究の蓄積はまだ乏しいと言っていい現状がある。空手の学術的研究を蓄積していくことは、グローバル化過程における身体技法と表象をめぐるモビリティーズ論すなわち「時間をかけてさまざまな空間を横断して重層的に営まれ組織化されている経済・社会生活が、さまざまなかたちの旅行、交通、通信に対する分析へとつながられていく」（Urry 2007=2015: 16）といった新たな説明可能性を提示することになり、文化研究の進展という意味でも意義があるはずだ。

ふたつめの理由として空手は、他の武道とは異なる展開過程をへてきたという事情がある。そもそも空手は琉球時代の沖縄で誕生したのだが、柔道をはじめとした他の武道とは異なる地理的歴史的背景を有し、海外へ伝わる際にも独特かつ複数のルートを経ている。そのルートとは、主としてハワイを中心とした沖縄移民によるもの、沖縄米軍基地に駐留した後に帰国したアメリカ軍人によるもの、そしていったん武道として認められ日本のものとして組織的に「本土」経由で伝播したもの、また沖縄において直接的教示を受けた者によるもの、ということになる。つまり伝播の過程にはさまざまな人のモビリティが関与し、「東洋」「日本」「沖縄」の表象が錯綜している。先述した政策としての武道ツーリズムにおいて「日本的要素」をかもし出す際に当然のことながら沖縄が除外されているわけではない。いっぽうでルーツをたどってあえて「日本」ではなく沖縄を訪れる海外の空手家も多く、沖縄固有の観光資源としても空手は注目されてきている。このような状況における、米軍基地を抱える南端の県という沖縄の地理的条件を含む地政学的ポリティクスについて本論は重要なものと考えている。ただし本稿は、沖縄空手の異質性や異文化性をめぐる考察ではない。なぜならば、異なるということを自明視するところから論じるのではなく、「異なるという視点」がいかに持ち込まれたのか、という地点から考察を開始する必要があると考えるからだ。この点については富山の「日本人」と「沖縄人」に関する議論に示唆を受けている。すなわち彼は『「沖縄人」がいかに設定されるかは、同時に「日本人」になるということがいかなる回路として準備されているかを決定している』と述べている（富山 1990：4）。つまり沖縄空手も、いったん日本のものとみなされる回路が用意される必要があったのであり、しかしなお沖縄空手とあえて名の必要も現状としてあるのだ。

以上の理由から、空手の有するさまざまな特殊性に鑑みつつ武道論とは切り離した形で空手を論じることの必要性和意義を示すことも本論の目的となる。人のモビリティにともなう身体技法の伝播の過程の歴史的背景に鑑み、実際にイギリスで空手を行う場と人びとを対象としておこなったフィールドワークで得た知見も参照しつつ、空手をめぐるツーリズムと、さらにルーツをさかのぼって沖縄へ回帰する武道ツーリズムの今日的意味について考察する。また本論は「回帰してきたモビリティ」として武道ツーリズムにおける「インバウンド」を考察する。なぜなら、空手を始めとした武道ツーリズムとはいったん海外へ伝播されたというアウトバウンドあってはじめてインバウンドとして成立していると言わざるを得ないからだ。またそこで沖縄空手に付随する伝統や真正性のもたらす役割は大きいという点について明らかにする。

Ⅱ. 空手をめぐるモビリティと痕跡

さてこの章では、本論の前提とする理論的枠組みについて確認しつつ論をすすめていくことにする。まずツーリズムに関してであるが、その学術的関心は高まってきている。その中のひとつである『観光のまなざし』という著作の中でUrryらは、次のように述べている。

観光のまなざしの概念は、なぜ、ある人が旅に出たいと思うかということを説明するために用いられているのではない。そうでなく、私たちの言いたいのは、多様なまなざしの体系的でかつ整合性のある特質についてなのである。（Urry and Larsen 2011=2014: 27）

すなわち、なぜそこへ行きたいのかといったツーリズムの動機を説明することよりも、出かけた先や訪れる人びとをはじめとした多様なまなざしの交錯と介在について議論しようとし

ている。したがって、そこで重視されるのは、「観光のまなざしの概念を、パフォーマンスとして、身体的行為として、とくにそれぞれのまなざしが言説や記号とあわせて行動やモノの関係にも同様に依拠していることを再考」することになる (Urry and Larsen 2011=2014: 22)。ツーリズムにおいてはただたんに人が移動しているのではなく、たとえば行き先がどのように提示されイメージし期待するかといったように、さまざまな表象も人とともに移動している。換言するなら、ツーリズムをめぐるさまざまな表象や行動やモノの関係に着目するということだ。たとえば「日本的なもの」もまた、人びとの移動にまつわっているのだ。日本へいざなうためのイメージもあるだろうし、そもそも元から日本について有していたイメージもあるだろう。そこで使われる記号は、典型的には「富士山」かもしれないし、「桜」、「漢字」、「清水寺」、「着物」、「舞妓」かもしれない。すなわち、ツーリズムというと人の移動に関心が集中してしまうのだが、それに付随してさまざまな要素が移動している点に留意が必要であるということだ。空手の例でいうなら、経験者が移動する際には、その人物は沖縄に端を発する「突き」や「蹴り」「受け」「手刀」「型」「礼(おじぎ)」「正座」といったなんらかの身体技法を身につけていると考えられる。そしてそれらの多くは海外での稽古の際にも日本語のままで使用されているので、おのずと「日本語」にもふれていることになる。使用言語だけの問題ではなく、それとともに伝授され身につけていく身体技法といった身体的行為もまたツーリズムに介在するものとしてとらえなければならない。

さらにUrryは、何らかの社会なるものを分析する際に「社会的な実体は、人間とこれらの非人間的な構成要素とを結びつけるネットワークを必然的に含ん」でいることに留意しなくてはならないし、社会とはそもそも人間だけで成立するものではなくさまざまなものや記号によって成立するハイブリッドなものであると述べる (Urry 2000=2006: 26)。さらに社会関係は必然的にモビリティーズをともなっているとして、以下のようにも述べている。

社会諸関係はすべて移動〔mobilities〕ないし潜在的移動〔mobilities〕を伴っており、移動〔mobilities〕は当の社会諸関係のありように影響を及ぼしている。さらに、社会科学は主体の相互作用にあまりにも集中しており、言わば社会生活の基盤を整えている永続的なシステムを無視している。この永続的なシステムは場所から場所、人から人、出来事から出来事への人、理念、情報の移動〔mobilities〕を可能にしているが、その経済的、政治的、社会的意味合いについて社会科学ではほとんど検討されていない。(Urry 2007=2015: 25) ([] 内は筆者による。以下同じ)

本論はこのような知見に示唆を受けつつ、移動先やモビリティーズの過程を「よその場所」として認識することで「情動の場」となる契機について考察するものだ (Urry 2007=2015)。要するに、ツーリズムをたんなる人の移動ととらえるのではなく、そこにはさまざまな構成要素がネットワークとして介在しているという視点が重要だということなのだ。

以上のような関心は、移動の過程で残されていくさまざまな痕跡をたどることへの関心にもつながっている。一例に過ぎないのだが空手の場合具体的には、「空手を伝える人」、「ともに稽古する先輩」、「動作」、「呼称」、「気合」、「礼(おじぎ)」、「正座」、「道着」、「帯」、「胸のバッジ」、「型」、「呼吸」といったさまざまなものがある。そしてこのことが内包する重要性についてLatourは次のように述べている。「社会学を、『社会的なものの科学』と定義するのではなく、つながりをたどること (tracing of association) と定義しなおすことで、社会科学の本来の直感に忠実であり続けることができる。(中略) 社会的という形容詞は(中略) それ自体は社会的でない事物同士

のある種の結びつき (a type of connection) を指し示すものである。」(Latour 2005=2019: 15)。さらには、「そこが場所であるためには、あらゆる場所は他のどこかと行き来するひとつないし幾つかの運動の道筋に位置しているはず」なのだ (Ingold 2007=Kindle の位置 No. 229-230)。

本論の関心からするとここでいう「痕跡」には、身体へ刻印される技の継承も含んで考えるべきだろう。長年の蓄積から生まれたさまざまな考えをミックスしたり変更したりしながら、一回一回の「いま」の稽古において身体を使いながら長年にわたって師範や先生、先輩から伝授されていくのだ。これは身体にとどめられていく痕跡と言えよう。

以上の知見を前提とするなら、武道ツーリズムに関する考察において重要なことのひとつとして、「インバウンド」の方向だけに注目するのではなく、さまざまなモノや人や表象が構成要素となってネットワークをつくってきた「アウトバウンド」そのものや、そのような「アウトバウンド」があってはじめて「インバウンド」が成立している、という点がある。

先述したLatourはさらに、「時間はつねに折り畳まれている」とも述べている (Latour 2005=2019: 385)。型や技として伝承されてきた動きのひとつひとつに「時間」が、まさに伝統として織り込まれている。しかも空手の場合、沖縄の時間と、「本土」の時間と、さらに後述するように武道のルーツをたどれば中国や東洋の時間、といったように地域ごとの時間が重なって織り込まれている。先生たちや先輩たちそれぞれの説明の仕方、言い方が多少違っていたとしても、それぞれの時間を重ねながら継承しているともいえる。

そして、身体の動かし方の模倣と口頭での説明によって、折り畳まれた時間を、自分の身体を使用しながらいまに解き放つ。さらに、折り畳まれた時間を自らの身体に刻んだ人たちは、その技法とともに移動する。沖縄へきてその技の発祥を確認し、道場の先生や先輩の教示によって自分の未熟さを確認することにもなるだろう。そしてそこでまた新たな技法を身につけ、頭で理解するなどして持ち帰ることになる。このような連関とネットワークの中で空手をめぐるモビリティーズをとらえる必要がある。

Ⅲ. 「日本のもの」としての武道ツーリズム

海外で空手と遭遇し実践する人びとは、空手のもつモビリティや表象、たとえば日本から渡ってきた「日本人の先生」や「黒帯」「型」といったものをさまざまに解釈しつつ、どれくらい稽古をしているかとか何ができるかできないかといったような自らの身体経験と結びつけて理解しようとしている。そしてそのような愛好家たちは、日本や沖縄への関心を深めいちは訪れたいと口にする。あるいは、何度もすでに日本を訪れた経験のある人びとも出会った。そのうちのひとりの訪日は、ほとんど観光することなく日本の道場で日本人の先生に空手を教授してもらうことが目的だった。ルーツをたどることにも熱心な彼らにとって、それはたんなる観光ということではなく、自らの身体にすでに刻印されているコトの意味を再確認する旅にもなっている。そして、世界中に愛好家が存在し空手が貴重な観光資源となることの発見は、日本政府を中心とした武道ツーリズム振興策へと展開してきている。武道ツーリズムの中でも空手が特に注目されていることは、2020年1月にアメリカとイギリスを調査対象地としてJTBコミュニケーションデザインによって行われた「武道ツーリズムへの興味関心にかかわる調査」でも明らかになっている。具体的には、武道のなかでも、アメリカで42%、イギリスで32%とをもって体験してみたいものが空手であった (JTBコミュニケーションデザイン 2020)。要するに空手というひとつの文化の意義が、「日本のもの」として海外に知らしめられ、確認され、めざましく愛好者を誕生させ、それに

呼応して日本国内で観光資源として再発見されたのだ。

そんな背景に関心が高まり誕生した武道ツーリズムは、現在において政策として明確に推進されてきている。その振興は、観光庁を中心とした2011年の「スポーツツーリズム推進基本方針」策定が一つの契機となっている。これが2018年に「スポーツツーリズム需要拡大戦略」として進展し、そこで新規重点テーマとして武道ツーリズムがとりあげられたのだ。その内容は、たとえば経済産業省のホームページで次のように説明されている。「空手をはじめ、武道は海外でも愛好者が多く、受入態勢やコンテンツを整備することで、海外の愛好者・日本文化への関心が高い層に対し、発祥地である日本への関心・訪日意欲を喚起できる」(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sports_future/pdf/006_03_00.pdf)。すなわちここで武道ツーリズムは、スポーツツーリズムの一環とみなされ「みる・する」スポーツとも称されている。そして空手はその筆頭としてやはり位置づけられている。

しかし、武道をスポーツのひとつととらえるのなら、とくに日本らしさというものを求める必要性は薄いのではないだろうか。それは、柔道がオリンピック競技に位置づけられる過程で、その競技性がより重要視されるようになってきた経過を見ても明白だ。たとえば、より速くより強く、ということを経うということであれば、特に「日本」というモチーフは必要ないだろう。いっぽうでこのことが意味するのは、日ごろの稽古は必ずしも日本人が教える必要はないということでもあり、とりわけ日本人にしか技を教示できないわけでもないということの意味している。あるいは、日本や日本人の方が優れているということをも意味していない。

しかし、武道ツーリズムが成立しているという事実は、たんなるスポーツや競技として以上に、空手が日本のものとして、あるいはわざわざ日本に行ってまでやるべきものとして認められているということを意味している。すなわち、日本文化としての固有性や真正性がそこでは必要不可欠となっているのである。この点については、中国のカンフー劇に関する寒川による以下の指摘が参考になる。

〔2004年に北京で上演されたカンフー劇について〕西洋人が持つサイドのいうオリエンタリズムを逆手に取ったセルフ・オリエンタリズム的演出の中で、観客の西洋人が高額の入場料を払って心地よいオリエンタリズムの世界に浸ることができるよう計算されているのである。(寒川：348)

観光ビジネスに限らず、外から伝統文化に関心をもたれる時、武道によく見られる外国人の入門はその例だが、そこに日本文化としての固有性・真正性は戦略的に不可欠なのである。(寒川：350)

つまり日本へ観光客をよぶためには「日本文化としての固有性・真正性」が必要となってくるわけで、それはまさに武道にうってつけの性質と考えられる。この要素がどのように政策に取り入れられているのか次にみてみよう。武道ツーリズムの管轄はスポーツ庁ということにもなるのだが、2020年3月には同庁がさらに「武道ツーリズム推進方針」を発表している。武道ツーリズム推進のため文部科学省管轄下に設置された「武道ツーリズム研究会」が出した報告書「武道ツーリズム推進方針——日本の武道が世界を繋ぐ」をみてみよう。「武道ツーリズム」推進のビジョン(目指す姿)として、「1.『武道』が日本発祥であることの国際的認知(プレゼンス)の向上 2. 武道をインバウンド誘客のキラーコンテンツに→地域活性化, 収益を武道に還元 3. 体験を通じ

た『武道』ファン層の拡大、競技人口の拡大→日本の精神・文化の国内外への普及・発信」の三つを掲げている（武道ツーリズム研究会 2020）。ここで本論にとって重要なのは、空手を含む「武道」が日本発祥のものであり、「日本の精神・文化」の普及と発信が目指されている点である。たとえば「日本が誇る武道の精神性を未来につなげていくという機運を作りながら磨いていくことが重要」との記述もある（武道ツーリズム研究会 2020：11）。くり返しになるが、ここでいう武道において空手が念頭におかれていることは言うまでもない。

IV. 他国と競合する「武道」と「伝統」

武道を Martial Arts と訳す場合があるが、Martial Arts にはたしかに武道は含まれるものの武道以外の格闘技も多々含まれている。Martial Arts Studies という近年研究の蓄積が目覚ましい分野では、当然のことながら中国をはじめとした東洋の格闘技が関心の核をなしており、日本の武道についても関心が高いとはいえ、Martial Arts の一部でしかない（Bowman ed. 2018）。しかも、いわゆる西洋文化圏から見た際に、「日本のものの空手」であるか「中国のもののカンフー」であるかすらそれほどたいして変わらないことだと見なされている点についてはすでに論じた（柄本 2023）。すなわち、インバウンドを見込んだ武道ツーリズムというのは、実は日本以外の東洋、とりわけカンフーや少林寺拳法などの中国や、ムエタイなどのタイ、テコンドーなどの韓国と競合するものでもあるのだ。先にみた「武道ツーリズム推進方針」でも「海外においては、一部の外国人を除き、武道＝日本という認識は決して浸透しているわけではなく、他の格闘技も含めたマーシャルアーツとして一体的に捉えられている側面がある」と述べられている（武道ツーリズム研究会 2020）。

たとえばイギリスの研究者である Deng は、中国とタイの格闘技（Martial Arts）ツーリズムについて議論している。つまりルーツを中国やタイにさかのぼるような格闘技ということになるのだが、それはカンフーとムエタイのことを指している。Deng は、そのツーリズムを成立させるために「アジア的男性性」の表象がそこで重要視されていると指摘する。しかしその論法でいくのならば、空手もまた同じように「アジア的男性性」で説明可能かもしれないのだが、そのこと自体の妥当性を問うことは本論の目的ではない。ただここで言えることは、同じアジアの Martial Arts ではあるけれども、空手のモビリティは「アジア的男性性」だけでは説明しきれない、ということである。ともあれ格闘技ツーリズムというくくりでいうならば、たとえば西洋から向かう先はけっして日本だけではなく中国をはじめとしたアジア全域に及んでいるということである。したがって、武道ツーリズムにおいてより一層の「日本らしさ」が要求されることになる現状について考察するなら、武道だけを切り取ってきて議論するのではなく、アジア的 Martial Arts の一種であったり、後述する沖縄空手が典型のように、武道にくくられてはいるもののその来歴は「日本のもの」とは言い難かったりすることを念頭におきながら、包括的なつながりの中で考察することが重要になってくるのだ。

そもそも武道は日本古来と言いきれるものではなく、中国に端を発する儒教と言ったようないわゆる東洋思想の影響を受けている（寒川 2014）。日本固有のものであるのか否か、といった議論がここでの眼目ではないのだが、日本オリジナルなものとは言い切れない背景があるにもかかわらず日本のものであるという真正性や正当性が必要とされている、ということが本論にとっては重要になってくる。そこで必要になってくるのが「伝統」である。過去にさかのぼればさかのぼれるほどに価値が増すとするなら、前近代の過去から延々と現代へと続くものであるかのように空手は「日本古来の」「伝統である」と見せるのに、武道と結びつけることは有効であったといえ

よう。ここで参照しておきたいのが、ホブズボウムらによる、「創り出された伝統」という以下のよう説明される概念である。

〔「創り出された伝統」とは〕通常、顕在と潜在とを問わず容認された規則によって統括される一連の慣習であり、反復によってある特定の行為の価値や規範を教え込もうとし、必然的に過去からの連続性を暗示する一連の儀礼的ないし象徴的特質。事実、伝統というものはつねに歴史的につじつまのあう過去と連続性を築こうとするものである。(Hobsbawm 1983=1992: 10)

この示唆を本論の関心に引きつけるなら、武道がいかにして伝統とみなされるようになるのか、という問いにつながる。たとえば、武道概念の形成過程について議論する中嶋は、学制が公布された明治五(1872)年のあと、武術がいかに学校教育に参入したかについて次のように述べている。

学校において武術の価値は実践性以外に求めなければならなかったためである。つまり、武術の技術修得それ自体に価値を見出すのではなく、技術修得を通して得られる副次的な効用の価値が議論されたのである。(中嶋 2017: 52)

中嶋のいうような「副次的な効用の価値」については、井上が次のように述べていることと重なるものと考えていいだろう。

武術や武芸が「武道」と呼ばれるようになり、武士道思想とも結びついて独特の形をとりはじめるのは、明治も後半になってからのことである。(中略)昭和初期、一九三〇年代に入ると、武道は急速な発展を示し、同時に軍国主義イデオロギーとの結びつきを強めていく。(中略)「人格の陶冶」や「精神修養」の強調といった形で、なおいくぶんかはかつてのニュアンスが残されている。(井上 2004: 3)

以上の指摘が示唆するように、「伝統」がつくられていく過程においては、さまざまな価値が結びつけられていく。それは武道も同じであって、しかも格闘技ツーリズムという市場において、(ホブズボウムの言を借りるなら)他国と競い合うためにはより一層の「歴史的につじつまのあう過去と連続した」「日本らしさ」という要素が必要不可欠なのである。

そして実は、「伝統」と結びつつ繰り出されていくさまざまな「日本らしさ」のイメージとセットになった空手は、前章で見たようにそもそも沖縄(琉球)由来であることから「沖縄(琉球)」とも競合することになる、という空手特有の事情があるのだ。したがって空手の場合、競合するのは「他国」だけではなく、「国内もまた」なのである。

V. 沖縄空手の歴史とツーリズム

イギリスをはじめとした海外において空手を実践している人びとは、それが日本由来のものであることは当然のことながら認識している。なぜそのように言えるかというと、空手にまつわる語彙や稽古の動作において、多数の日本語が使用されているからである。あるいはまた、実践者たちが身につけている道着をはじめとしたウェアや試合会場には「日の丸」の意匠が多々見受け

られる。したがって、「東洋」や「中国」というのではなく、「日本」につながるものとして空手を実感し想起しているということはいえそうだ。それはもちろん柔道をはじめとした他の武道も同様であるが、空手の場合は歴史的背景や伝達の過程が異なっており、そこに「沖縄（琉球）」が介在していることにより、たんに「日本の武道」受容という考察だけでは不十分である。

ここで紙幅を割いて議論しなければならない問題が発生する。それは、はたして空手は武道なのか否か、いつからいかにして武道となりえたのか、という論点のことである。沖縄発祥の空手は、いったん本土に渡り日本化されることによって空手として世界中に輸出されたという一面も有している。すなわち、日本のものとして伝播されていく過程において武道化することが重要であったということだ。

たとえば「沖縄という一地域の武術でしかなかった空手」という言い方をしつつ、やはり「空手を社会的価値あるものとして教育制度に導入」したさいに重要な役割を果たした人物たちが「明治二三年〔1890〕年に陸軍教導団に志願して活躍したことが〔空手の普及にとって〕大きい」とも言われている（新垣 2011：48-9）。さらに空手を沖縄県外に知らしめるひとつのきっかけとなったのが、1908年8月6日に京都で開催された大日本武徳会での演武であった。すなわち「柔道の部の開催に先立った特別演技」（沖縄県 2021：14）として位置づけられた時点で、少なくとも武道あるいは武道に近似のものとみなされていた、と考えていいだろう。その当時の様子が以下の記述からうかがえる。

本格的な空手演武の公開としては、これが初めてということになるわけである。この時の観客の様子を翌日付『大阪時事新報』は、空手は「同地〔琉球〕特有の武技にして内地人の目には珍しければ輝く太陽に焼焦げて宛ら仁王に似たる勇ましの体と阿吽の声と呼吸を測れる刹那の掛声とは多大の興味を以て迎えられ喝采鳴りも止まず」と報じている。（沖縄県 2021：14）

さらに「内地」において強い印象を残した空手がその後あまねく伝播するのは、沖縄の空手家であった船越義珍が、1922年に東京で開催された文部省主催の第一回運動体育展覧会で空手を紹介するのをきっかけとして、国内どころか「国際的に重大なる使命」を視野に入れつつ空手普及に努めたことが大きい（沖縄県 2021：15）。船越義珍の名は、当然のことながら海外でも空手家の間で広く知られている。新垣もまた、中国拳法と沖縄空手との密なる関係を、琉球王国へ帰化した中国人の影響も含め以下のように詳細に議論している。

武術・空手。それは琉球王国と呼ばれていた沖縄において、中国武術と日本武術がミックスされ、日本本土に移入されることによって武道としての整合を果たし、世界に飛躍した身体文化だ。（新垣 2011：5）

この指摘は、琉球の空手が武道化されることで世界へ普及したことを端的に示しているだけではない。武道としてくぐられたものには、中国の影響を受けたものも含まれるということであり、したがってそのような武道を日本固有のものとして位置づけることの難しさも示している、といえよう。このことは、儒教、仏教、神道、道教といった武道の精神的屋台骨になっているといい東洋思想の源流をたどったとしても同じことがいえる（寒川 2014）。

さて、ひとことで空手といっても数多くの流派があるのだが、沖縄県が振興しようとしつつ観

光資源ととらえている空手は、そのすべてではなく、武道化される以前から琉球に在った空手である。すなわち、あくまでも剛柔流、上地流、松林流、小林流、少林流などといったように沖縄空手あるいは沖縄伝統空手と位置づけられるものなのである。先述したように沖縄の空手が日本のものになっていく過程において、武道化というのは決定的に重要だった。

そんな歴史を知る空手愛好者にとって、沖縄と沖縄空手は特別であり、まさに彼らをつき動かす「情動の場」となる。そもそも自分の身体に長きにわたる空手の歴史が折り畳まれているのだ。日本ではなく、あえて沖縄へ向かう者たちはいっそうルーツをさかのぼろうとしている。

そしてとりわけ沖縄への空手に特化したツーリズムは、さまざまな展開をみせている。その過程をここで整理しておこう。

沖縄県では、翁長雄志知事時代の2016年4月に文化観光スポーツ部内に空手振興課が設置された。琉球新報によると、「都道府県に『空手』を冠した課が設置されるのは全国初」である（『琉球新報』2016.2.13）。その後中心的な物理的位置を占めシンボルとなる空手会館が2017年3月4日に開館される。空手の試合や世界大会が開催される道場はもちろん、そこには博物館が併設されており、お土産物も売られている。館内には飲食店もあり、そこでは空手そばが提供されている。たとえば、2023年12月21日から2024年3月36日に開催された企画展示「欧米人のみた琉球・沖縄の武術」では、海外で沖縄空手のいずれかの流派に属し道場を開く空手家たちのインタビュー動画が上映されていた。そこに登場した空手家たちは、JapanではなくルーツとしてのOkinawaとの技術的かつ精神的つながりをひき続き求めている。

また沖縄県も、そのニーズにこたえようとしている。特筆すべきなのは、独自にツアーガイドを養成するプログラムをもっている点である。それは「聖地・沖縄空手ガイド養成事業」といって、英語や中国語、スペイン語に堪能な人びとを対象として沖縄空手ガイドの養成が試みられている。「世界1億を超える空手愛好家が探求するディープな沖縄伝統空手のニーズに対応する人材づくり」なのである（沖縄空手会館 2024）。

また沖縄県は2018年3月に、2037年度までを射程に入れた「沖縄空手振興ビジョン」を発表している。そこでは全編で「沖縄のものとしての空手」が次のように語られている。

沖縄を発祥の地とする空手が、世界中の人々を魅了するのは、沖縄に古くから伝わる「空手に先手なし」の理念に表される平和を希求する心や、先人によって創造され受け継がれてきた空手の真髄ともいえる型が、見る者の心に深い感動を与える美しさを持つとともに、型に秘められた精緻な技を解釈し身につけたいという思いを人々に抱かせることと、厳しい鍛錬を通して得られる本当の自信と人格形成につながる思いやりの心が育まれるからだと考えられます。（沖縄県 2018：1）

すなわちここでは「日本らしさ」というよりもむしろ「沖縄らしさ」が希求されていると言っている。そして空手のルーツが沖縄空手であるという歴史的事実こそが、日本のものとしての空手の真正性や固有性が要求される「伝統」をより強固にしている。すなわち空手の伝統と本物らしさを支えているのは、沖縄空手の実践あってこそ、ということと言えるだろう。

しかし実際に海外から日本を訪れた場合、飛行機発着の利便性やさまざまな観光スポットのことを考えると、東京や京都といった観光地に日程の多くがまず割かれてしまうことになりかねない。実際、2024年11月に10日間の日程で来日した筆者の知る、イギリスで空手を指導する黒帯有段者たち四人は、空手のルーツが沖縄にあることも熟知しており「沖縄にもいずれ行ってみたい」

とは言っていたものの、先ずは東京、箱根、京都、奈良、広島、宮島をめぐる予定でツアーを組んでいた。滞在中に日本人指導者による稽古を体験したのだが、それは東京都内にある空手道場だった。もちろん、沖縄滞在だけを目的として来訪する空手家たちも少なくはない。しかし多くの訪日客と同様、空手家であっても他の滞在先が優先されてしまうことは否定できない。いずれにしても沖縄はなかなか遠いという地理的な問題はある。要するに、船越義珍の思想が育まれた空手発祥の地を訪れてみたい、と思ったとしても限られた予算と日数でなかなか沖縄までたどりつけない、ということはある。沖縄空手で観光客をひきつけるコンテンツの充実と発掘、アピールが今後の課題ということになるだろう。しかしこのことは、発見されることを待つ沖縄の魅力と可能性、ポテンシャルを示すものであって、限界を意味するものではない。

VI. おわりに

ビジネスとしての空手観光について論じるのではなく（Gonzalez 2020）、本論は表象と歴史的観点から観光資源としての空手についてモビリティ論を参照しつつ考察した。

空手家あるいは空手愛好者たちは、武道ツーリズムの振興なくとも日本を訪れるだろうし、アウトバウンドというモビリティあつてのインバウンドであることは以上でみてきた。したがって今後は、観光事業の目玉としてだけではなく、本格的に魅了されている人たちがすでにいるという現実をみきわめ、その人びとを落胆させないような方策が必要となるだろう。

換言するなら、インバウンドを振興するのであるならば、「伝統」を支えたり創り出したりすることに熱心にならなくてはいけないだろうし、さらなる空手振興策を含むアウトバウンドも重要になってくるだろう。しかし、平板な日本らしさをしてあぐらをかくだけでは、十分に本物らしさを身に刻んでいる海外実践者からは見放されてしまうかもしれない。そこでルーツに立ち返り沖縄のものであることに特化することにより沖縄空手の価値は保たれることになる。それだけでなく、かつて普及のために武道化して「日本のもの」となった沖縄空手であるが、今日の武道ツーリズムの振興においては、沖縄空手の真正性と固有性こそが、ひいては「日本の空手」の伝統的価値を高めるという逆転現象を起こしていることも重要になってくる。

本論の延長線上にある今後の展望としては、沖縄空手が海外へ伝播されていく過程について人物や表象の痕跡をより詳細に追い、それらがどのように世界各地の人たちに受容され実践されているのか、さらには空手の実践が身体化される過程においてどのように「日本らしさ」や「沖縄」が認識され消費されるのか、ということについて、具体的に事物や人物を追いつつ検証していきたい。

謝 辞

本稿執筆において、沖縄伝統空手道振興会の仲村顕氏、沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課の桃原直子氏には資料をご提供いただくなどご協力をいただいた。ありがとうございます。

また本稿は、東京国際大学特別研究助成（2024年度）の助成を受けている。

参考文献

- 新垣 清, 2011, 『沖縄空手道の歴史——琉球王国時代の武の検証』原書房。
 P. Bowman ed., 2018, *The Martial Arts Studies Reader*, Rowman & Littlefield Intl.
 武道ツーリズム研究会, 2020, 「武道ツーリズム推進方針——日本の武道が世界を繋ぐ」, スポーツ庁ホーム

- ページ, (2024年9月16日取得, https://www.mext.go.jp/sports/content/20200330-spt_stiiki-000005408-05.pdf).
- Deng, Jiange, 2022, "Beyond self-Orientalism: Asian masculine landscapes in Chinese and Thai martial arts tourism," *Tourist Studies*, Vol. 23, no. 1 pp. 8-24.
- 柄本三代子, 2023, 「Karate Kid コンテンツに見いだされた教育的価値と空手の世界的伝播」『メディア研究』103: 133-151.
- Gonzalez de la Fuente, Eduardo, 2021, "Recentring the Cartographies of Karate: Martial Arts Tourism in Okinawa," *Journal of Martial Arts Anthropology*, Vol. 21, no. 3, pp. 51-66.
- Hobsbawm, Eric and Terence Ranger ed., 1983, *The Invention of Tradition*, Press of the University of Cambridge. (前川啓治他訳, 1992, 『創られた伝統』紀伊國屋書店.)
- 星野 映他, 2022, 『フランス柔道とは何か』青弓社.
- Ingold, Tim, 2007, *Lines: A Brief History*, Routledge. (工藤 晋訳, 2014, 『ラインズー線の文化史』左右社.)
- 井上 俊, 2004, 『武道の誕生』吉川弘文館.
- JTB コミュニケーションデザイン, 2020, 「武道ツーリズムへの興味関心に関わる調査」, スポーツ庁ホームページ, (2024年9月16日取得, https://www.mext.go.jp/sports/content/20200330-spt_stiiki-000005408-07.pdf).
- Latour, Bruno, 2005, *Reassembling the Social: An Introduction to Actor-network-theory*, Oxford University Press. (伊藤嘉高訳, 2019, 『社会的なものを組み直す——アクターネットワーク理論入門』法政大学出版局.)
- 中嶋哲也, 2017, 『近代日本の武道論——<武道のスポーツ化>問題の誕生』国書刊行会.
- 沖縄空手会館, 2024, 「令和6年度沖縄空手ガイド研修生募集のお知らせ」(2024年9月19日取得, <https://karatekaikan.jp/blogs/news/>)
- 沖縄県, 2018, 『沖縄空手振興ビジョン』(2024年9月30日取得, https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/652/vision2.pdf)
- 沖縄県, 2021, 『沖縄空手流派研究事業解説書 首里・泊手』沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課.
- 沖縄県, 2022, 『沖縄空手実態調査業務報告書』沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課.
- 寒川恒夫, 2014, 『日本武道と東洋思想』平凡社.
- スポーツツーリズム, 「武道ツーリズムとは?」(2024年9月19日取得, https://sporttourism-japan.com/budoBtoB_about.html)
- スポーツ庁, 2018, 「スポーツツーリズムに関する海外マーケティング調査報告書」, スポーツ庁ホームページ, (2024年9月16日取得, https://www.mext.go.jp/sports/content/20200330-spt_stiiki-000005408-12.pdf)
- 富山一郎, 1990, 『近代日本社会と「沖縄人」——「日本人」になるということ』日本経済評論社.
- Urry, John, 2000, *Sociology Beyond Societies: Mobilities for the twenty-first Century*, Routledge. (吉原直樹監訳, 2006, 『社会を越える社会学——移動・環境・シチズンシップ』法政大学出版局.)
- Urry, John, 2007, *Mobilities*, Cambridge: Polity Press Ltd. (吉原直樹・伊藤嘉高訳, 2015, 『モビリティーズ——移動の社会学』作品社.)
- Urry, John, and Jonas Larsen, 2011, *The Tourist Gaze 3.0*, Sage Publications. 加太宏邦訳, 2014, 『観光のまなざし〔増補改訂版〕』法政大学出版局.)

郷土史団体の歴史と現状

——滋賀県の事例から——

高 田 知 和

History and Current Status of Local History Groups: Case of Shiga Prefecture

TAKADA, Tomokazu

Abstract

This paper clarifies the history and current status of local history groups in Japan. For this purpose, we studied the case of the Minakuchi Town Local History Association in Koka City, Shiga Prefecture, a group founded in 1959. By mainly using newsletter articles, we clarified the 65-year history of the association till present day and its current status.

The following four conclusions were identified.

- 1: In 1959, a local history group was established in the town of Minakuchi by an outstanding local historian. Since then, however, the Minakuchi Town Local History Association has changed its character in accordance with the social changes. In present day, it has transformed itself into a social and educational organization that actively assists with community development.
- 2: Since the 2000s, the relationship between the local government and the Minakuchi Town Local History Association has improved due to an increase in the importance of cultural property administration.
- 3: However, the local residents still have a strong interest in the history and folklore of the area that they live in. Therefore, today, the Minakuchi Town Local History Association is not an association for a small number of researchers, but an association for satisfying the intellectual curiosity of many residents.
- 4: Recently, new developments in local history research have emerged, such as rise in small group activities clarifying the history of the area.

In summary, we believe that while it is true that the membership of local history groups is aging and declining, local history groups and local residents can open up new possibilities for local history through collaboration with specialists and the government.

Keywords: Local History, Local History Group, *Minakuchi-machi Kyoudoshikai*, Local Community, Koka City

要 旨

本論文の目的は、日本における郷土史団体の歴史と現状を明らかにすることである。この目的のため、1959年に設立された、滋賀県甲賀市にある水口町郷土史会を事例として取り上げた。そして今にいたる65年間の同会の歴史と現状を、主に会報の記事を使って明らかにした。

そこで得られた結論は次の4つである。

第一。水口町では1959年に優れた一人の郷土史家によって郷土史団体として水口町郷土史会がつくられた。その後、同会は社会の変化に応じて性格がやや変わり、今では「まちづくり」に積極的に協力する社会教育的要素も持つようになった。

第二。2000年代以降、地方自治体と水口町郷土史会の関係が非常に強くなった。これは文化財行政の重要度が増したことのあらわれだった。

第三。しかし、地域住民たちは、自分たちが住む地域の歴史や民俗への関心を今でも強く持っている。したがって今日、同会は少数の研究者のための団体ではなく、多くの住民たちの知的好奇心を満足させるための存在になっている。

第四。これらの一方で、近年では少人数のグループで地区の歴史を明らかにする活動が盛んになるなど、郷土史研究では新しい展開が出現している。

以上から、郷土史団体の会員が高齢化したり減少したりしているのは事実であるが、その一方、郷土史団体や地域住民が行政や専門家との協働を通して新しい郷土史の可能性を切り拓いていくことができると考えられる。

キーワード：郷土史、郷土史団体、水口町郷土史会、地域社会、甲賀市

目 次

- I. 本稿の目的
- II. 郷土史団体とは
- III. 本稿の対象——滋賀県甲賀市、旧甲賀郡——
- IV. 事例としての水口町郷土史会について
 - 1. 郷土史家・中西義孝
 - 2. 水口町郷土史会のあゆみ
 - 3. 水口町郷土史会ではどんな歴史や民俗が語られてきたのか
- V. 地域の歴史への関わり方とその多様化
 - 1. 郷土史団体に集まる二つのタイプ
 - 2. 少人数のグループと行政
 - 3. 地域の歴史に関わっていくこと
- VI. 郷土史団体の行方——まとめに代えて

I. 本稿の目的

一定の地域を対象にして、歴史学の専門家ではない普通の地域住民たちが集まってつくる、自

地域の歴史や民俗などを探求する団体は、一般に「〇〇史談会」とか、「××郷土史会」などという名称がつけられることが多い。こうした団体はまとめて地域史研究団体と呼ばれることもあるが、¹⁾むしろ郷土史団体と言われることが多いので、本稿でも郷土史団体と呼んでいく。²⁾これらの団体のなかには戦前から活動を継続しているものもあるが、今活動しているものの多くは第二次世界大戦後に設立されたものである。それはまた、いわゆる郷土史家たちを中心にして活動が展開されてきたものといっていよい。

しかしそれらは、近年では全国どこでも会員の高齢化と減少が指摘されるようになった。長きにわたって地方史文献目録の作成に携わって来た飯澤文夫氏は、³⁾『東海近代史研究』第30号（東海近代史研究会、平成20）で田村貞雄氏が発表した「地方史研究会の衰退」という論考に拠りながら次のように指摘している。

「会員減少の要因は会員の高齢化が大きく、財政悪化から活動が鈍り、精彩を欠いた会には新たな会員を呼び込むことができないという負の連鎖を招いている。団体によっては、自治体からの助成金を得ているところもあるが、自治体の財政悪化によって、減額あるいは打ち切られるところも出てきているようだ。」

「どの団体も高齢者の比重が極端に大きくなり、出席は同窓会のようなもので、若い人を育成する機能も失われているばかりか、高齢者は年々減り、会の財政も苦しくなっている。」⁴⁾

田村氏の論考を受けた飯澤氏のこのような指摘は、極めて正しいものといえるだろう。もっとも、日本社会全体が高齢化・縮小しているのであるからこうした問題は郷土史団体だけではないのであるが、実は郷土史団体に限定してその実状を調べた研究は意外に少ない。その一方で、この二、三十年の間で、郷土史自体についてはアカデミズムの側からは再評価されるようになった。近年のものに限っても、平成29年（2017）の名古屋大学近現代史研究会では拡大例会「郷土史家の仕事とその遺産」が開かれ、主に東海地方の郷土史家たちの仕事が再評価された。⁵⁾また神戸大学地域連携センター年報『Link：地域・大学・文化』第14号（令和4）でも「地域史研究団体の潮流」という小特集が組まれ、兵庫県内の幾つかの郷土史団体の活動が紹介された。⁶⁾他方、国民的歴史学運動との関連で京都府の城南郷土史研究会を取り上げて考察した高田雅士『戦後日本の文化運動と歴史叙述』のような業績も出てきている。⁷⁾これらのうち名古屋大学近現代史研究会が扱ったのは厳密には郷土史団体ではなくて郷土史家たちであるが、郷土史団体も含めて、アカデミズムから再評価されていると言ってよい。⁸⁾

ただ注意すべきは、郷土史団体について述べる場合、ともすればその会を代表する二、三の郷土史家たちが取り上げられることが多いのだが、彼らを紹介することと郷土史団体そのものを語ることは必ずしもイコールではないことである。郷土史団体にはほんの少しだけ地元の歴史に興味があるという程度の人たちも大勢入っているものであり、彼らにも目配りをしなくては団体としての全容に迫ることはできない。実は先に挙げた飯澤氏の指摘の元になっている田村氏の論考でも、郷土史団体が高齢化などのために活動が停滞し、そのため「出席は同窓会のようなもので、懇親の昼食会や史蹟見学はにぎやかである。それはそれで結構なことではある」とされている。⁹⁾そしてこのところを前後も含めてよく読むと、自分で一次史料を調べて研究成果を書いていくことのできる人と、特にそうしたことはできないが懇親会や史蹟見学には喜んで参加する会員たちとの間に、違いが設定されていることに気づく。後述するように、この違いは多くの郷土史団体では自覚されていることであり、その点に着目してみれば、田村氏は昼食会や史蹟見学になると参加する多くの会員がいるのは「結構なこと」として否定しないが、研究成果を論じ合うことのできる地元の研究家たちの活動が停滞してしまっていることを憂いていたといえることができる。

だろう。

そこで本稿は、滋賀県内の一つの郷土史団体を取り上げて、いわば研究家のような活動は志向していないものの地元の歴史には興味があるという人たちのことも視野に入れて、その設立から現在にいたるまでの変容を具体的に検討していく。滋賀県は、字誌とか大字誌と呼ばれている地域史誌の編纂が盛んなところである。¹⁰⁾ こうした地域史誌は、定義にもよるが概ね自分たちが暮らしている字、大字や町内会・自治会ほどの範囲の歴史をその地域住民たちが調べてまとめたものといっていよい。¹¹⁾ したがってこれが多いということは、それだけ地域社会のなかで歴史が意識され、それを記録にとどめようとする働きが強いということでもある。そのような特質を持つ滋賀県では、郷土史団体も戦後多くつくられてきた。本稿では、そうしたなかの一つの団体の活動を継続的に見ていくことを通じて、地域で地域の歴史を書いてきたこのような団体の経緯と現状を明らかにしていく。そしてこの作業を通じて、地域社会に生きる人たちと当地の歴史の関係性についても言及していくことにしたい。

Ⅱ. 郷土史団体とは

近世の地誌研究で知られる白井哲哉氏によれば、郷土史や郷土史家という範疇は近世以来の地誌の伝統とは一応分けて考えられるべきで、「郷土史」は、一九三〇年代に提唱される歴史学の研究動向を指し、「郷土史家」は、二〇世紀の郷土研究や郷土史に従事した民間の人びとを指す」とされている。¹²⁾ 他方、羽賀祥二氏によると、「歴史知識の秩序化、叙述、古文書の蒐集と活字化といった作業」がいつ頃から始まったかということ「郷土史の誕生」と呼び、それは一九世紀前半頃からだろうとしている。そして大正から昭和期になる頃には、幾人もの偉大な業績を残す郷土史家の成果となって現われたということである。¹³⁾

このように郷土史という営み自体の歴史についてはまだ議論の余地があるようだが、ただ現在活動している郷土史団体の多くは、先述のように実質的には第二次世界大戦後につくられたものである。戦前には突出した郷土史家たちが個人で活動していたものが、戦後になると会をつくって組織化したところも多い。やがて昭和30年代以降、このような郷土史団体は、自治体史編纂が全国的に盛んになるとその実働部隊として活動した。郷土史団体に集まっていた人たちの手で自治体史が編まれることも多かった。

今一つ、郷土史団体に拠った人たちが気を揉んでいたのは、郷土の文化財や史料が戦後著しく散逸して失われていたことだった。したがって彼らは自分たちの暮らす地域のなかでどんな文化財があるのか、それをどう保存していくのかということにも熱心に取り組んでいる。そしてこうした活動のなかで、著名な郷土史家も多数生まれてきたといえることができるだろう。¹⁴⁾

では全国でどのくらいの数の団体がつくられてきたのかということであるが、それは不明としか言いようがない。というのは、郷土史団体の規模や範囲はさまざまで、特に少人数の集まりも含めれば無数になるからである。前掲飯澤文夫氏は、会誌や通信を発行している郷土史団体に限っていえば、平成23年1月時点で全国で815団体あったとされている。とはいえこれも、「会誌等を持たずに小規模で地道に活動を行っている団体は、かなりの数があるのではなかろうかと思われるが全国にわたって把握することは、大変に困難なことである」とのことでもある。¹⁵⁾

また郷土史団体ではどんな活動をしているかというと、全国どこでも概ね似通っている。研究会を開催して個々の研究発表、講演会の開催、自地域の文化財の確認と保存、遺跡発掘、県内外の史蹟見学旅行、それと会誌や会報の発行といったところである。¹⁶⁾ 会誌は冊子形態の機関誌で、

会報は一年に数度発行されるような連絡誌であるが、会誌はなくて会報だけ出している団体もある。そういう団体では会報に会員たちの研究成果である論考が掲載されているので、会報といっても会誌としての性格を持っているものも多い。

Ⅲ. 本稿の対象——滋賀県甲賀市、旧甲賀郡——

以上のことを前提にしたうえで本稿で検討していくのは、滋賀県甲賀市水口町にある水口町郷土史会である。同会は昭和34年5月に設立され、現在（令和六年）の会員は240人ほどである。男女比は7:3くらいで、現副会長の話によれば会員のほとんどは現在70歳代以上であるという。¹⁷⁾

同会では設立以来、会報を出してきた。前述のように、会誌はなくて会報のみ出している団体では会報が会誌の役割も果たしていることがあるが、水口町郷土史会ではまさにそうで、会員たちの研究成果が会報にもよく掲載された。会報は昭和34年7月の第1号から、当初は毎年二回、ついで一回、中断していた時期もあるが、近年では会員間の事務連絡という主旨で回数が増やされて毎年三回出されている。本稿を執筆している令和6年9月時点では、103号が最新刊である。そこで本稿では、主にこの会報を資料として用いていくことにする。¹⁸⁾ 会報のような定期刊行物は郷土史団体にとっては重要で、「地域で私的に歴史研究を続けるためには、何よりも仲間と媒体と意思が必要であり、その結晶が雑誌（同人誌・会報を含む定期刊行物）だ」とも言われており、¹⁹⁾ 水口町郷土史会の変遷を考察するには好都合な資料と思われるからである。

ところで甲賀市は、平成17年に旧甲賀郡のうち、北部にあった石部町、甲西町を除いた五町——水口町、甲南町、甲賀町、土山町、信楽町——が合併して成立した比較的新しい市である（石部町と甲西町は二町で合併して湖南町となった）。

旧甲賀郡は低い山が続き、古代には東大寺造営などの杣山とされた。当時は、「鹿深（かふか）」とも書かれていた。また古代も東海道がこのエリアを通っており、伊勢神宮に参る斎王の頓宮がつくられるなど、歴史は古い。近江国とはいえ琵琶湖に接していないこともあり、むしろ伊賀や伊勢とのつながりが深かった。

中世末の戦国期には地形の理由もあって甲賀郡内には大きな大名権力が生まれなかったため、土豪クラスの豪族が多数力を持ち続け、彼らが取り結んだ「甲賀郡中惣」や甲賀武士たち、さらには近世の甲賀忍者たちは地元の歴史愛好家たちにとって興味が非常にそそがれるテーマになっている。水口では戦国末期に長束正家が在城していたが（当時の名称は岡山城で、近世の水口城とは場所も違う）、関ヶ原合戦時に正家は敗死、その奥方も非業の最期を遂げた。近世になると水口は東海道の宿場町であると同時に水口藩が置かれていたので「城下と宿場の町」と言われる特色ある地域となり、近世後期には旧甲賀郡一帯では天保義民一揆と言われる激しい農民一揆が起きた。これらの出来事も、郷土史会では関心が高いテーマである。²⁰⁾

なお、平成の大合併当時、郷土史団体は旧甲賀郡域各町にあった。旧甲賀郡では「甲賀郡郷土史研究同好会」という組織が昭和30年代にあり、²¹⁾ 若干の成果を出していたが長続きしなかったようである。²²⁾ また、昭和50年代後半には改めて甲賀郡全域を対象にした「鹿深史談会」がつけられたが、こちらも目立った活動は記録されていない。²³⁾

近年、甲賀市成立を機に甲賀市内の郷土史団体が連携する「甲賀市郷土史連絡協議会」が作られたが、これも毎年の総会時に講演会が開かれる程度である。

また、滋賀県全域で考えると、県内で個々に活動していた郷土史団体全体をカバーする会もかつてはつくられていたが、現在は存在していない。すなわち、昭和30年代前半には滋賀大学学芸

学部（当時）に事務局を置いて「滋賀県郷土史学会」がつくられたが、機関誌『滋賀郷土史』を第三号まで出したところで活動は停止した。ついで昭和40年代に入ると、滋賀県立図書館が同館内に事務局を置いて「滋賀県地方史研究家連絡会」を組織して県内の郷土史活動を網羅する集まりをつくったが、昭和60年頃に活動はやはり停止してしまっている。

このように水口周辺では、滋賀県全域でも旧甲賀郡域でも郷土史団体の連携は活発なものではなく、各地区の郷土史団体では個々の活動が多くを占めているという状況にある。

Ⅳ. 事例としての水口町郷土史会について

1. 郷土史家・中西義孝

水口町郷土史会の設立は、前記のように昭和34年5月のことであった。中心人物は中西義孝（明治21—昭和48）という人物である。中西は明治21年に水口に生まれ、幾つかの郡役所や信楽窯業試験場に勤務し、甲賀郡役所書記時代には大正15年に出された『甲賀郡志』の編纂にも携わっていた。やがて昭和8年に仕事をやめて以降は、郷土史研究に専念し、特に甲賀武士と忍者研究に励んだ。旧甲南町に残る忍術屋敷を「発見」したのも中西だという（会報29号、昭49—以下、会報からの引用はこう表記する）。郷土史会が設立される以前から中西の名前は知られていたようで、彦根史談会の『彦根郷土史研究』第二集（昭和32）には、昭和31年3月11日に彦根市立図書館で、「甲賀忍術と其の武士」という演題で中西が講演し、約40名が来聴したという記事が出ている。²⁴⁾ なお中西の死後、郷土史会が編集して『中西義孝遺稿集 甲賀歴史秘話』（山川書店、昭和53）が刊行されている。

この中西が死去した後で会報『みなくち』29号が中西の追悼号として出され、そこで多くの人が中西について書いているが、それを読むと中西がいかに関心を持って郷土史に打ち込んでいたかが分かる。紙幅の関係で一つ一つを紹介できないが、各人の追悼文から浮かび上がってくるのは、子どもの頃から大の歴史好きで、郷土の歴史のこととなると目がなく、何ものかにとり憑かれたかのように歴史に打ち込んでいた「郷土史の虫」²⁵⁾ という人物像である。とりわけ死の床に就いていた時に、既に意識が混濁していたのに見舞い客に向かって、「（水口町）郷土史会はしっかり勉強してや。文化財を大事にしてや」とようやくの思いで口にしていたという回想もあり、いわば郷土史家の典型的な人物だったようである。²⁶⁾

この中西が中心になって、水口町郷土史会は発足した。設立時の役員は、会長の中西を入れて20人いるが、このうち学校の教師2人、宮司2人、僧侶4人、それと昭和35年刊行の『水口町志』で地元の編纂委員だった2人で、²⁷⁾ 要は地元の知識人層が中心の会であったといえるだろう。²⁸⁾

2. 水口町郷土史会のあゆみ

ここからは水口町郷土史会が昭和34年設立から本稿執筆時点である令和6年まで歩んだ65年間の推移を検討していくこととするが、同会では平成21年の時点で会のあゆみを6つの時期に区分している。²⁹⁾ そこで本稿でもこの時期区分を踏襲することとする。但し、第6期に関しては現在までに21年間となり他の期に比べてかなり長くなるため、表1のように本稿では新たに第7期と第8期を設定して考察することにした。

なお、以下では先に述べたように主に会報『みなくち』に依拠しながら検討していくが、会報は第4期頃から会全体の動向を伝える記事が見えてくる。そこで第4期以降では、特に項目立てはしないが、概要/会としての活動/会報掲載の論考の三つを意識して考察していくことにしたい。

表 1 水口町郷土史会の時期区分

時期	年代	時期名
第1期	昭和34-40年頃	創立、初期活動の頃
第2期	昭和41-48年頃	個人研究発表の場として/そして町へ文化施設の建設を提唱
第3期	昭和49-60年頃	とまどいを越えて/会組織と、会「活動の再構築」
第4期	昭和61-平成5年頃	歴史特別講座の開講と/水口城角櫓の復元に係わって
第5期	平成6-14年頃	町、関連団体との/歴史文化事業の協力タイアップ活動
第6期	平成15-21年	地元史跡の再発見と/まちづくりを含めた活動へ
第7期	平成22-30年	甲賀市歴史文化財課との強いつながりへ
第8期	令和1-6年	コロナ禍を越えて

出典) 水口町郷土史会記念誌編集委員会編『創立五十周年記念 あゆみ50年』(水口町郷土史会, 平成21) 11, 25, 35, 45, 59, 73頁より作成。

注) 第1-6期の時期名は同書より。第7期と第8期は筆者が命名した。

○第1期（昭和34-40頃）

第1期の具体的な様子については資料がなくて不明であるが、当時の会については、次のような回想が残されている。

「昭和三十四年頃は、戦後の社会から少し落着きが出てきた時代で、仕事や社会情勢にも余裕が見られ、仕事の外に何か変った事を考えるようになり、時ととき、郷土史や文化財を発掘する楽しみを持ちたいと言う人々が会の創立を考える事になり、中央公民館に於ても有志者数名が集り、現実的なものへと話を運ぶ事になりました。当時、水口では波濤ヶ平に古墳二基が発見された事と、会長となられる中西義孝氏が甲賀武士の研究をされており、その研究資料の発表等が旨く一致して、具体的に創立への運びになったのではないかと考えられます。

創立以来しばらくこれと云った集まりもなく、中西会長の研究された資料によりお話し会が開かれました。その間、会の運営について役員会がもたれ、その結果、各学区にあります文化財を見学したいと言う希望が出て、水口学区として、今回、発掘された波濤ヶ平古墳の現地説明会がありましたが、当時は自転車か歩くしかなく、希望者の一部の人は参加したくてもできなかったと言う現実があり、色々と考えさせられる面がありました。然し、見学することに興味が湧いてきたのか、少しずつ参加人員も増えるようになってきて各役員も計画を立て易くなり、回数も増えるようになりました」(佐々木堯信「『生きていく…』あの頃から五十年」『創立五十周年記念 水口町郷土史会 あゆみ50年』平成21, 17頁)。

初期の郷土史会の状況としては、概ねここで書かれているようなものだったのではないかと。つまり、会をつくってはみたものの、具体的に何をどのように進めていくかは決まっていなかった。そこで会長の中西を中心にした勉強会的なものが開かれていた。そのうちに、まず水口町内にはどのような文化財があるか見ていきたいという希望が出て見学会をするようになった。それがやがて広まっていった参加人員や見学の回数も増えていったということである。

ただそれと同時に、水口町では昭和30年代半ばに町指定の文化財を検討するため町内にどの程

度の文化財が存在するのか、町で指定する文化財のために資料作成を企図した際に、町からの依頼があって郷土史会がその資料を作成している。会長の中西は、町内各地の会員たちの協力を得て資料を作って町教育委員会に提出しており、いわば郷土史会が町の文化財保護の最前線で活躍していた（会報6号、昭36）。

ところで、この時期の会報を見てみるとさまざまな論考が載せられている。なかには、歴史とは直接関係ないエッセイ風のものもある。ただ執筆回数は、当然ながら中西が断然多い。歴史の論考を書いているのは、この他には柏木神社宮司である川島雅直など数名であり、やはり中西が絶対的な中心だったことがうかがわれる。

なお、本会でやや特徴的に思われるのは、会則第三条で「本会は会員相互の連絡親睦をはかり郷土史探究を推進すると共に本町観光協会並に水口町文化協会と連携協調して郷土文化の発展に寄与することを目的とする」とある点で、歴史や民俗を探求するだけでなく、観光協会や文化協会とも連携協調していくものとして説かれていることである。実はこの部分が今となつては重要な意味を持つものとなっている。というのは、後述のように今日では会の性格にまちづくりと連動した歴史理解といったものが加わっており、その理論的根拠として第三条が常に取り上げられているからである。

○第2期（昭和41-48頃）

この時期も、第1期に引き続いて中西義孝が中心であった。会報にはやはり中西の論考が圧倒的に多く、中西以外の投稿は県内外の史蹟見学の旅行記や随想、それと文化財関係の論考がある程度だった。したがって、中西が中心になって論考を書き、会としては県内外の史蹟見学に出かけに行くという活動だったと思われる。また昭和44年3月には、水口町内にある金石文を調べて『金石年表』を郷土史会として刊行している。

ただこうしたなかで、明治21年生まれの中西もさすがに老いていく。やがて体調不良に陥り、会の活動が停滞して会報も出されなくなった。昭和45年3月に会報27号が出された後で、28号が出たのはほぼ三年後の昭和48年1月のことだった。この時、中西は会長職をようやく退いた。会員のなかには、こうした会の状況に対して、「中西義孝前会長の陣頭指揮に引っぱられてどうにか今日まで余端を保って来たが、いよいよ第一線から引退された今日、下手をすると、（郷土史会は——引用者注）のたれ死にの結果を見かねない恐れがある」、「起死回生を願って緊禪一番会員挙げて奮起すべき秋であろう」（会報28号、昭48）と、危機感を表明する会員もあったが、これは中西という突出した郷土史家が引っ張って来た会の活動のあり方に、限界が来ていたということであつたろう。

今ひとり、この時期の郷土史会で目立っているのは、中西利弘という人物であつた（会長の中西義孝と同姓であるが、姻戚ではない）。彼は、元々は農林技師だったが戦後勤めをやめて自分の所有地を果樹園にするため開墾をしていたところ、昭和31年に偶然そこで古墳を発見した。後にこれは水口町（現甲賀市）重要文化財に指定される波濤ヶ平古墳群となるが、これを機に郷土史、特に文化財保護に関心を寄せるようになった人物である。この時期の会報にも幾つか論考を寄せていて、いずれも発見された文化財を「現地に適切な保管施設を造って常時展観したい」というものだった。例えば、会報27号（昭45）に「郷土史会への提案二つ三つ」と題した論考を載せており、提案の一つとして「水口歴史資料館（室）（仮称）創設を提唱する」と主張していた。

中西利弘はその後一貫して資料館の必要性をさまざまなところで主張し、その活動を通じて水口町重要文化財審議会委員、文化財調査専門員や、滋賀県文化財保護指導員等を歴任して文化

財関係の町の重鎮になっていった。

○第3期（昭和49-60頃）

昭和48年に中西義孝が死去すると、郷土史会は活動ができなくなった。会報も5年近く発行されなかった。ただこの間、中西のような一人の突出した人物に依存する形を改め、町内各学区ごとで春秋の年二回、「史談会」を開催するようにした。また研修旅行も充実させて県外一泊、県内一日で行ったので好評を博した結果、会員も増加したという（会報54号、平15）。つまりこの時期に、水口町郷土史会はそれまでの一部の郷土史愛好家たちの集まりから、より広くさまざまな町民が集う歴史の会になったと言えるだろう。

会報も、昭和54年8月に5年ぶりに出された。そしてこれ以降は、いろいろな人が書くようになった。それは、一人の突出した郷土史家のいわば独壇場だった会からの脱皮であったといえる。会報33号（昭56）の「編集後記」では、「郷土に関する調査研究として継続しています。みんなの「郷土史を聴く会」等の開催も、既に伴谷、貴生川、柏木、岩上の各地域を終了しましてその結果、ご投稿くださる会員も漸く、新人が多くなってそのムードも高まってまいりました」とある。この当時、町内の各地区ごとで史談会を開いていたので、会報にもその広告が折りに触れて出ていた。

この時期、郷土史会としての実際の活動の状況は、具体的には分からない。が、会員各自で研究活動や県内外への研修旅行の他、「郷土の史跡研究見学会」（会報35号、昭59）、水口町内での「町内文化財めぐり」や「史談会」（会報36号、昭60）などが開かれていた。また、水口町東部での「東部郷土史学会」や、特に町内和野地区に限った「和野郷土史学会」などもつくられて活動していた（同上）。

○第4期（昭和61-平成5頃）

以上のような郷土史会の性格が徐々に変わっていくのは、この時期からである。それは、公民館と結んだ生涯教育のための団体、単に歴史や民俗を調べるのではなく、それをまちづくりと結びつけて考える団体へと変質したことだった。

まず、町の公民館事業として「練心大学」が始められ、その歴史学科と共催で昭和62年5-7月に、「水口の歴史」特別講座を5回開いた（会報38号、昭62）。これは非常に好評で、これ以後「練心大学」と郷土史会の共催で毎年特別講座が開かれるようになった。そして毎回百数十名が聴講する大規模なものとなり、郷土史会事業の中心の一つに位置づけられた。

他方、この頃たまたま、明治維新後に城下の町家に移築されていた角櫓が水口城に戻されるという出来事があった。この時、郷土史会では町長からの要請で、資金面も含めて全面的に協力した（資金自体は、多くは竹下内閣時の「地方創生事業一億円事業」が宛がわれた）。³⁰⁾ その後、平成4年11月に「水口お城まつり」が始められると、郷土史会はそれにも協賛した。

これらのことと相俟って、まちづくりや地域づくりを表わす言葉が会報に出るようになるのが昭和62年頃からである。当時、水口町では水口城址に面している城南街道を「文化のふれ合いの道」として整備し、国土庁（当時）の「花と緑の都市モデル地区」の指定を受けていた。郷土史会会長西川義郎は「角櫓の復元は郷土史会のかねてからの念願」であり、「水口町のシンボルである城址が観光的存在に脚光を浴びて」きたと述べている（会報38号、昭62）。さらに翌昭和63年1月には、水口町に当時の稲葉稔滋賀県知事がやって来て、郷土史会との懇談会が開かれた。そこでも、角櫓の復元は「城下と宿場の町・水口」の顔づくりであり、「文化のふれ合いの道」である城南街道は「心あたたまる道であってほしい」、また文化財保護についても「行政と住民が一体と

なって、特色ある“ふるさとづくり”に努力したい」と郷土史会から知事に述べられている。これに対して知事は、「湖国二十一世紀ビジョン」を語って答えていた（会報39号，昭63）。

このように、この第4期を境にして郷土史会は従来のような歴史や民俗の純粋な探究団体というよりも、「城下と宿場の町・水口」のまちづくりや地域づくりも視野に入れて歴史や民俗を学んでいく団体へとその活動のための意識をやや変えていったのである。

ところでこの時期の郷土史会の活動としては、上記の「水口の歴史」特別講座が占める意義が非常に大きくなっていた。同講座では、毎年平均して1冊100ページ前後のテキストが講師の協力でつくられており、これも好評であった。同講座では県外への泊りがけの研修旅行も好評で、平成2年の愛媛県「松山城・大洲城跡、道後温泉二泊三日の旅」からは、会報でも詳細に紹介されるようになった。ちなみに松山や大洲は、旧水口藩主加藤家の家祖である加藤嘉明ゆかりの地である。

会員それぞれの研究成果としての論考は、この時期でも多く掲載されている。とはいえ、研修旅行の詳細や、特別講座関係の記事も増えているので、実質的には第3期よりも数は減っていた。

○第5期（平成6-14頃）

この時期、郷土史会では転機となる出来事が三つあった。

一つは、平成11年に公民館事業が郷土史会から切り離されたことである。実は郷土史会では事務局を公民館に置いていて、これまでずっと公民館長が事務局としての仕事を務めてきたのだった。それを町による公民館事業の改革によって、以後郷土史会の業務を公民館はいっさい行わないと通告してきたため、事務局を郷土史会員で分け合っただけで担うこととなった。そこで会では「総務部」「研修推進部」「調査・広報部」と組織化して、部会制を整えた。³¹⁾

転機の二つめは、郷土史会が会の活動として本格的にまちづくり事業と関係し始めたことであった。これは、この時期から会長・副会長などに町議会議員や議長経験者が多く就いてきたこととも関係していたと思われる。これ以前から現町議・元町議が会員になってはいたのだが、この頃から郷土史会をリードする立場に就任していたのである。

ちょうどこの時期、水口町では「東海道水口宿・文化歴史街道整備事業」が行われ、平成8年度からはまちづくり課が役場に設置された。こうした変化のもとで、「我が同志（郷土史会員）も益々活動の範囲を拡充し、歴史と伝統芸能を活かした町づくりに貢献していこうではありませんか」と、西川義郎会長が会報に書いている（会報47号，平8）。

平成7年には、郷土史会主催で「東海道ネットワークの会」総会が水口祭りと合わせて開催され、翌平成8年には水口町で「第九回東海道五十三次シンポジウム」が開催され、郷土史会が大会開催の推進母体、郷土史会長が大会実行委員長に就いた。会員かつ町議の名倉利次は、「提言「水口宿文化歴史街道整備事業」をどう活かしたらよいか——滋賀県文化歴史街道研修会の受講を参考にして」を会報に掲載（会報48号，平9）、翌々年にも「郷土史会とまちづくり」を投稿している（会報50号，平11）。名倉は平成12年には郷土史会長となり、さっそく「歴史を活かした町づくりを」という「あいさつ」を掲載した（会報51号，平12）。

名倉の次に会長になった徳地行雄——彼も元町議——も、「要は水口町官民が協調し、創意工夫をして取り組むことが求められる。私共郷土史会も水口町の史跡や伝統を顕彰しながら、まちづくりに向け生かしたい」と書くなど（会報51号，平12）、歴史と文化を活かしたまちづくりが強調されて、まちづくりと郷土史会のつながりは継続されていった。

郷土史会の転機となる出来事の三つめとして、郷土史会全体での活動とは別に、各公民館単位

で支部組織をつくったことである（平成13年）。そこでは、「支部において、それぞれの地域内の史跡の調査と保存及び史蹟の整備、また地区内における伝説・史実等の掘起し等、身近な歴史の見直しをしていただくと共に地区内会員の交流親睦を深めてもらう」（会報52号、平13）とあり、これ以降今に至るまで各支部単位での活動が活発に行なわれるようになった。

以上のように、この時期の郷土史会は、今の姿の原型がつけられた時だったということが出来るであろう。

ところでこの時期の郷土史会の活動としては、前述の公民館事業改革によって平成11年からは「練心大学」が廃止となったため、同講座の一部を施設内の講演会から開放して現地研修のフィールド学習で行うというかたちに変えていった。平成13年には「甲賀郡の中世城郭を訪ねて」のタイトルで講師のもとに実際の中世城郭跡を訪ねたり、翌14年には「植遺跡並びに泉塚越古墳と横田の渡し」「最勝寺と飯道山を訪ねて」という現地研修を行い、いずれも「好評裏に終局を迎える!!」（会報53号、平14）などとされていた。

他方、会報掲載の論考としては、前期に比べて本数も減り、また当時水口町立歴史民俗資料館学芸員の米田実氏の投稿論稿がしばしば見られるようになった。

○第6期（平成15-21）

この時期になると、各支部ごとでの活動が活発となり、会報でもその活動が紹介されるようになった。それとともに、行政（甲賀市教育委員会歴史文化財課）との関係が深くなる。とりわけ、会報には先述の米田氏を含めて、歴史文化財課の職員の論考が頻繁に載るようになった。これは、一つには自分で論考を書くことのできる会員がいなくなったことの結果でもあろう。かつての中西義孝のように自分で古文書を読んで、自分で調べて歴史的事実を明らかにしていく人が減ったということでもある。加えて、郷土史会の総会には市長や市議会議長を始めとした関連諸団体の長が連年出席するようになった。これは、「町、関連団体との歴史文化事業の協力タイアップ活動」（第5期のタイトル）がそれだけ本格化したことの証左といえるだろう。

そのためこの時期には、郷土史会は自らも単に研究団体というより啓蒙、生涯学習、まちづくりのための歴史・民俗の探究団体をさらに志向するようになったと思われる。水口中央公民館長として平成7年度から4年間、郷土史会の事務局を担当していて、平成21年当時郷土史会顧問であった宇留野可澄が次のように書いている。

「水口町郷土史会の会則第3条に「郷土史の探究を推進するとともに、本町「観光協会」並びに「水口町文化協会」と連携・協調して郷土文化の発展に寄与する」とあります。単なる歴史好きな人の知的好奇心を満足させるだけであってはならないと思います。」

「今後の郷土史会の事業目的は「個々人の郷土観を確立して地域の活性化や地域づくりに生かす」ということを大切にしなければならないと思います」（『創立五十周年記念 水口町郷土史会 あゆみ50年』平成21、111頁、下線は引用者）。

このように宇留野は、前に少し触れた会則第3条を引用しながら、「単なる歴史好きな人の知的好奇心を満足させるだけであってはならないと思います」と述べている。もちろん郷土史会を創設した中西義孝にしても、単に自分の知的好奇心を満足させることだけが目的であったということはないだろう。が、郷土の歴史にのめり込んで傾倒していた「郷土史の虫」であった中西の行動が、あるいは「単なる歴史好きな人の知的好奇心を満足させるだけ」と映ったのかもしれない。

そのためそうした人ではなくて、「個々人の郷土観を確立して地域の活性化や地域づくりに生かす」人たちが郷土史の会員としてふさわしいと、宇留野には感じられたのだということであろう。このように、郷土史会に求められる人物像も変わって来ていたのである。

この時期、郷土史会自体の活動では、やはり「水口の歴史」特別講座がメインだった。内容は毎年若干の違いはあるが、概ね①県内外の研修、②水口町内の各支部単位の現地研修、③講演会、④米田氏による講演、⑤各支部からの報告会などであった。

ただこの時期になると、会報には、会員たちの研究成果そのものよりも、特別講座、上記①から⑤の個々の報告や、講座とは別に各支部単位の活動報告が論考の形で掲載されるようになっていた。このように会全体として見た場合、自分で地域の歴史や民俗を探求していこうという度合いが薄れてきたためか、平成19年に開かれた三重大大学の藤田達生「織田・豊臣政権下の伊賀・甲賀武士像——惣国一揆論の再検討——」という講演について、会報上で批判が寄せられた。それは、「中世における甲賀武士の活動について」という報告タイトルが当日いきなり変更になったという事情もあるが、それとは別に「惣国一揆論」という専門用語も含めて内容が難しかったというものであった（会報61号、平20）。これは、多くの会員たちはそのような専門的な話は必ずしも望んでいないという批判であったと言ってよいだろう。

○第7期（平成22-30）

この時期には、郷土史会が取り組んでいたことが二つあった。いずれも当時の会長らの発案で、³²⁾一つは自主研修グループづくり、つまり会員たちにアンケートを取って「自分でこういうテーマで研究したい」というテーマを募り、同じテーマ同士で集まって自主研修していこうというもの、もう一つは『郷土歴史読本』の編集執筆であった。だが、肝心の会長が体調不良に陥ったこともあり、いずれも結実しなかった。

また郷土史会の活動としては、この時期のある頃から、「水口の歴史特別講座」という名称を使わなくなった。平成24年度からは単に「特別講座」と言い、同27年度からは個々の回を指して「県内研修」「県外研修」「市内研修」「講演会」などと呼ぶようになったようである（会報79号、平28）。これにはかつての「練心大学」時代とは違う活動であることを明示する意味があったと思われるが、ただ活動内容としてはあまり変化していない。この期を通じて、①県内研修、②甲賀市歴史文化財課や外部の人の講演、③県外研修ということが行われていた。

ところで、会報には総会の記事や研修推進部など会内の各部からの報告記事が増えていた。また74号（平成27）からは、「運営委員会だより」が載せられるようになり、これ以降総会記事や会の各部からの連絡事項、事業報告などが目立つようになった。

こうした傾向を受けてのことか、会報85号（平30）の「研修推進部より」で次のように書かれている。

「さて、先日、郷土史会員の方と話し合う機会があり水口町郷土史会の研修計画について、研修旅行二回、歴史講座二回もいいが、今一度身近なところに点在する水口町内の史跡及び歴史を訪ねる現地研修会を毎年順次一区ずつ実施してはどうか？あるいは、新聞等で紹介される甲賀市内の古くから守り伝えられてきた甲賀の祭を訪ねてはどうか等の話がありました。

郷土史家顔負けの勉強家もいれば、勉強半分楽しみ半分少しだけ歴史に興味がある会員もおられます。魅力ある研修計画をすべく皆さま方のご意見をお待ちしています」（下線は引用者）。

このように、ここで郷土史会の会員を「郷土史家顔負けの勉強家」と「勉強半分楽しみ半分少しだけ歴史に興味がある会員」という二つに分けて考えている点に注意をしておきたい。後でまた詳しく見るように、これは郷土史会としては前者にこだわって郷土史の探究に邁進していくのか、それともほんの少しだけ地元の歴史に興味があるという程度の人に合わせていくのかということが、会の活動の分岐点にもなっているということだったからである。

○第8期（令和元-現在）

この時期は、新天皇の即位があつて年号が変わりやがてコロナ禍に見舞われたため、当初、表立った活動は停滞していた。令和2年にはコロナ禍のため総会では中止、代わって開かれた運営委員会が、総会の役割を果たした。その際、甲賀市の歴史文化財課の課長と課員の二名が出席していて、課長からは「水口町郷土史会が甲賀市のまちづくりに大いに貢献していただいている」というお礼の言葉があつたという（会報91号、令2）。

翌令和3年も総会では中止、代わりの臨時運営委員会が開かれ、やはり歴史文化財課の課長と課員が列席している。この時は、平成30年の文化財保護法改正に基づいて策定された『甲賀市文化財保存活用地域計画』概要版について説明があり、それに対して市の歴史文化財課主導のもとでの文化財の保護活用に郷土史会でも積極的に関わっていく運営の必要性を実感したと、会報94号（令3）では報じている。

郷土史会の具体的な活動としては、令和3年にはコロナ禍のため「新型コロナウイルス感染予防を睨み、今後の研修は当面各支部の輪番により実施すること」になった（会報92号、令3）。その際、「講座名は「歴史講座」、研修目的は「各支部（地域）の歴史を探る」、研修テーマは各支部役員と研修担当の協議で決めることとし、第一回は伴谷支部の担当で、研修テーマを「山村氏（山村城主）と山村天神さんの歴史と探訪」にすると報じられている（同上）。これらの歴史講座は、市の歴史文化財課と連携・指導のもとに実施され、この年以降は各支部担当で歴史講座が開かれている。また、「歴史談笑会」と名付けられた、会員若干名が集まってざっくばらんに日頃自分で調べた歴史や民俗について語る会も催されるようになった。

会報は、多くは総会の報告、運営委員会の報告、それと事務局から要請のあつた各支部からの原稿になっており、会員からの投稿については「特別寄稿」「寄稿」という欄に掲載された。この他、上記の「歴史談笑会」で報告された内容も、原稿化して掲載されていた。

○会員数の変遷

なお、水口町郷土史会の会員数の変遷については資料不足のため詳細には分からないので、次表（表2）に拠りながら大体の傾向をみておくこととした。

昭和34年5月に設立総会が水口公民館で開かれた際は「当日は天候も良く、三十余名の参会者

表2 水口町郷土史会会員数の変化

S. 34	S. 41	S. 44	S. 62	H. 11	H. 15	H. 18	H. 19	H. 29	R. 01	R. 02	R. 03	R. 04	R. 05
100+	154	150	328	287	327	337	317	271	265	256	261	253	246

資料：水口町郷土史会『みなくち』各号、『50年誌』、『60周年記念誌』、『広報みなくち』各号から作成。

注：下段の単位は人。

S. 34の「100+」とは100人以上ということ。『みなくち』2号（昭和35）に「昭和三十四年度は目標の百名に達し得ました」とある。

を得て、会発足にふさわしく充実したものであった」とされており（会報1号，昭34），表の注にもあるように同年度内には会員数の目標としていた100人を超えた（会報2号，昭35）。その後は恐らく徐々に増えていき，昭和40年代前半には会員数が150人に達している。やがて初代会長中西義孝の死去後，第4期で見たような地道な活動が功を奏してか，昭和62年には328人にまで増えた。平成11年の時点で287人に減少しているのは，公民館事業が郷土史会から分離された影響と思われる。その後また増加に転じ，平成18年には337人となってピークを成した。この間の増加は，第6期で見たような各支部活動が盛んになったためだろう。地域社会で生きている人たちにとって，自分の身近で歴史の会が活動しているわけだから，入会しやすかったと思われるからである。とはいえその後は再び減少に転じ，令和5年には246人となった。この減少は会員の高齢化の故と思われ，現時点に至るまで減少傾向が続いているといえよう。

このような変化をどう評価するかは難しいが，会員たちの高齢化は確実に進んでいるものの，今のところはまだ200人以上の規模を持つ郷土史団体として維持できているということもできる。これは，前節で検討してきたように，会の歴史のなかで第4期の頃からまちづくりとリンクさせたり各支部での小さな活動を進めてきた結果として，地元の歴史に多少興味があるという人たちが多く会員になったからだといってよい。

3. 水口町郷土史会ではどんな歴史や民俗が語られてきたのか

ところで，水口町郷土史会ではどのような歴史や民俗が語られてきたのだろうか。これまでの会報に載っていた郷土史に関する論考を時代で分けて数え上げたものを，表3として掲げた。ただ時代区分が曖昧なものや，幾つかの時代にまたがっているもの，通時的なものもあるため，完全に正確とは言い難いので一応の目安として考えていただきたい。

さて表3によれば，まず，論考が対象とする時代にはやや偏りがあることが分かる。多いのは戦国時代や近世，民俗についてであり，中世や近代もそこそこあるが，現代（戦後）は皆無である。このうち，戦国期のものにはやはり甲賀武士や関ヶ原合戦時についての論考が多い。また近世については，天保義民一揆が多く見られる。この他，本能寺変後の徳川家康のいわゆる伊賀越えも関心が高いテーマである。家康がどのルートを通ったかを明らかにするということが，論考の主題となっている。

また，ここで民俗に類別しているものには地元の神社仏閣の由来やそこに配置されている金石研究などについての論考が多く含まれている。これらはいわば自地域にあるモノの由来を片っ端から明らかにしていこうというもので，「モノや場所に強烈に執着した「土着」の知のありよう」³³⁾ということもできよう。

他方，前述のように近現代を対象にしたものは多くない。なかでも現代を扱った論考は皆無で

表3 水口町郷土史会ではどんな歴史や民俗が論じられてきたか

古代	中世	戦国	戦国 ～近 世	近世	幕末 維新	近代	現代	民俗	通 時 的	そ の 他	計
11	20	53	3	49	3	18	0	48	30	25	260

資料：水口町郷土史会『みなくち』各号から作成。

注：下段の単位は論考本数。

あるから、高度経済成長期以降の社会変動のなかでの地域の変遷に言及したものはまったくない。したがって、「地域の古老たちのライフヒストリーを聞く」とか「地域での聞き書き」といったテーマは存在しない。会報も103号を数えているが、現代史（戦後史）について触れているのは、管見の限り二人だけであった。それも、論考というよりも戦後の変動の記録作成が必要ではないかという提案だったので、上表でも「現代」を扱ったものとしては数えなかった。³⁴⁾

このことについて明確な理由は分からないもののあえて推論すると、一つにはこの地域の特性として、歴史が古いだけに指定・未指定を問わず文化財や歴史的故事が多く、郷土の歴史といえばそうしたことがすぐに思い当たるからではないか。しかも会員たちに高齢の人が多いのであれば、自分自身が生きてきた時代の変化は調べなくても分かっていることであり、興味が湧かないのではないだろうか。例えば沖縄県では各字ごとに字誌が熱心につくられているが、これを社会教育の立場から検討した末永誠氏によれば、つくられた字誌自体に対する地元の人たちの反応は鈍いということである。その理由として、字誌で書かれていることは地元の人たち（「シマの内側の人々」）には「既知の事実が改めて記述される」だけだから、分かっていることを改めて読もうとはしないのだと指摘されている。³⁵⁾ このことから考えてみれば、古代からの歴史資源が豊富で歴史のテーマには事欠かない当地にあって、自分たちが経験してきた既知のことを「歴史」として改めて取り上げようということがなかったのではないかと思われる。いずれにしても、現代社会における社会変容と個々人のライフヒストリーなどへの関心とその前提となる論理的枠組みは、少なくとも水口町郷土史会では、強いものではなかったということがいえるだろう。

V. 地域の歴史への関わり方とその多様化

1. 郷土史団体に集まる二つのタイプ

前章で見てきたように、水口町郷土史会の歴史で見られたのは会員の減少や高齢化だけでなく、会員の志向性の変化、時代や社会の変動に応じた会としての性格の変化であった。会としては「単に歴史好き」よりも、まちづくりとつながった歴史のありようを志向するようになっており、かつての「郷土史の虫」はいなくなった。いわば、郷土の歴史にほんの少しだけ興味がある——冒頭の田村貞雄氏の表現によれば懇親の昼食会や史蹟見学には喜んでにぎやかにやって来る——人たちの割合が増えたのである。

だが、このような変化は水口町郷土史会に限ったことではない。水口に隣接する旧甲南町でも、甲南地域史研究会初代会長が以下のように郷土史団体のありかたを「史実追及自己研究型」と「史跡で弁当・拝聴型」に分けている。

「(前略) 以上のことが機縁となり、『甲南町地域史研究会』と呼称し、文字通り会員自身による「地域史研究」を目的とする、本会が発足したのである。

年齢を重ねてからの歴史愛好者が多いようであるが、強いて誇張して分類すると『史跡で弁当・拝聴型』と『史実追及自己研究型』に分かれる。この歴史愛好の質と水準の差異が会運営の在り方を左右する。以前、公民館事業の柚大学歴史部会が苦勞された主因もそれだったと聞いた。だから無理は禁物、高きを望めば失敗する。世の多くの「郷土史会」は大方このような立場で運営されているようで、勿論「自己研究者」の不満は免れ得ないが少数派である。本会は「研究会」と銘を打ち、敢えて会員各位が「歴史する」探究の閃きと追体験の喜びを体験して頂き、それを発表して頂くことを会則にうたっている」(服部勲「はじめに」)

甲南地域史研究会『地域の歴史』平成18, 下線は引用者)。

これは「史跡で弁当・拝聴型」に類する人たちをいささか軽く扱った論調となっているが、重要なのはむしろ、多くの郷土史団体では「史実追及自己研究型」の人たちと「史跡で弁当・拝聴型」の人たちとの間の葛藤が常に問題となり、その際前者に比べて後者が圧倒的多数を占めているという点であろう。これは言うまでもなく、水口町郷土史会で言われていた「郷土史家顔負けの勉強家」と「勉強半分楽しみ半分少しだけ歴史に興味がある会員」という分け方と共通するものであろうし、田村貞雄氏の指摘とも共通する区別である。

そしてこのような違いは、郷土史団体としては決して珍しいことではない。例えば兵庫県の淡路地方史研究会でも、昭和50年代後半に「これまでの研究会は研究者の組織であり、学校の教員が多かったが、研究者だけではなく、淡路の歴史・民俗・文化財などに興味関心をもっている人に呼びかけて入会してもらい、淡路の地方史を学ぼうとする人々を増やし、歴史や文化財などを大切にする気風を広めて行こうということになった」という変化が指摘されていた。³⁶⁾

このように、甲南地域史研究会でいう「自己研究者の不満」や田村氏のような憂いはあるにせよ、郷土史団体では「勉強半分楽しみ半分少しだけ歴史に興味がある会員」たちが往々多数派なのであり、したがって彼らのことを考慮しなくては、会の活動は理解できないということが、改めて指摘できるだろう。³⁷⁾

2. 少人数のグループと行政

その一方で、近年では市内の一地区だけを対象として歴史やその地区にあるモノの由来を調べて記録していこうとする小グループが行政部局に相談してアドバイスを受けていくケースが多々見られる。例えば水口では、町内の宇田地区で古文書整理の際に、甲賀市歴史文化財課に相談して水口町郷土史会とは別に宇田地区だけで「宇田郷土史会」を作って課員に導かれながら報告書をまとめている。³⁸⁾ この点、中西義孝がいた頃の昭和30年代の水口町であれば、まずは中西や郷土史会に相談に赴いたのではないかと思われるが、今日ではむしろ、歴史を「仕事」とする行政の専門家にまずは依拠しているのである。

同様の例として、水口町内今郷地区の「好日会」も挙げることができる。これは、「平成二十四年度から甲賀市の市民協働活動（歴史文化財課）で採択された歴史街道まちづくり整備事業を中心とする「今郷・好日会」の人・まちづくり活動」のことで（会報83号、平30）、平成22年9月に有志9名で結成されたものだった。そこでは、「団体で地域に密着した歴史街道整備活動を行って」おり、具体的には、①旧東海道に花を咲かせる活動、②街道見学者への案内板の設置、③休憩所「郷の里」の建設とメッセージボードの設置、④地蔵プロジェクトと鹿折ひまわりプロジェクト、⑤今在家城址の整備活動、⑥岩上ふるさと絵屏風の作成、⑦県近隣景観形成協定の締結、⑧水口干瓢を復活させる活動という活動を行っていたとのことである（会報87号、平31）。むろん、これらの活動には市の歴史文化財課が相談や助言の形で深く関わっており、まちづくり活動に携わりながら地域の歴史素材に触れていくという意味で、地域の歴史への多様な関わり方を示していたといえるだろう。

もちろん、これは甲賀市だけのことではない。同じく滋賀県で言えば、守山市矢島地区でも近世村のエリアで数人から十人程度の会を作って地区の歴史を明らかにしようという時、同市文化財保護課の職員に相談している。矢島地区は戦国期に興福寺から脱出した足利義昭が一時「矢島御所」に滞在していた地区であり、遺構ものこっているため、有志が集まって「矢島歴史の会」

をつくって矢島の歴史を調べて成果を出している。³⁹⁾ また同市勝部地区でも、数人のグループで地域史誌をつくったり地区内の地蔵を片っ端から調べ上げて報告書をつくる際には、やはり文化財保護課に相談していた。⁴⁰⁾ このような事例からは、今日においては行政の働きの意義が大きいこと、人びとが地域社会の歴史に関わる、その関わり方も水口町郷土史会のような郷土史団体に加わることで多様化していること、この二点が指摘できるだろう。

3. 地域の歴史に関わっていくこと

さて以上のように検討してきたが、これを最初の問題設定に立ち返って考えてみたい。つまり、郷土史団体の歴史・現状について、地域の歴史と住民の関係である。

まず、郷土史団体の歴史・現状についてまとめると次のようである。

昭和34年に地元では突出した郷土史家だった中西義孝を中心に設立された水口町郷土史会は、当初は中西を中心とした研究会だった。それが中西死去後、混乱期を経て合議的な組織で郷土史研究活動が行われるようになった。やがて平成に入る頃から会の性格に生涯学習やまちづくりの要素が入ってきて、その後は行政との連携が強くなった。その頃には、郷土史会にはかつての中西義孝のように自ら古文書を渉猟して読解・分析していく郷土史家よりも、「勉強半分楽しみ半分少しだけ歴史に興味がある会員」の方が多くなっていた。また会のなかでも「郷土史の虫」よりも、「個々人の郷土観を確立して地域の活性化や地域づくりに生かす」人たちが志向されるようになっていた。会員数がこの20年間ほどは徐々に減り続けていて高齢化しているのは確かであるが、会の活動も現在ではそうした会員たちを考慮して、主に生涯学習団体としてまちづくりなどにも関与する会というべきものになっている。またそれと並行して、従来の郷土史団体とは別に、より狭いエリアに少人数グループに集まって行政に相談や指導を受けることも多く見られる。このように、地域の歴史への関わり方に変化と多様化が見出され、郷土史団体を取り巻く環境にも変化があったことが指摘できる。

では、地域の歴史と住民の関係という点はどうだろうか。水口町郷土史会では、当初は初代会長中西義孝がひとり突出していたものの、第3期以後は多くの会員たちが自分なりに調べた地域の歴史が会報には載せられていた。しかし現在の会報を見ると、多くは総会や運営委員会の報告、事務局から要請のあった各支部の原稿で、自分の論考を出す人は「特別寄稿」「寄稿」という欄名が特に附せられるようになっている。その反面で各種施設の見学会などは盛んで、直近の催しで長浜市にある「国友鉄砲の里資料館」の見学（令和5年11月）もいたって盛況であった（会報101号、令6）。彼らは、注37で昭和30年代の野球解説者の言を紹介して説明したように、「自分たちより半歩くらい先の水準のこと」や、何か新しいことを「覚えようという一つの知識欲をもって」参加した人たちだったと考えられる。

このように現在の水口町郷土史会では、多くの会員たちは地域の歴史に対して、自ら調べて書くというよりも、歴史やモノの由緒、由来を見たり聞いたりして知識を得ることで地域の歴史に関わっているのである。その意味では、近隣の旧甲南町で「史跡で弁当・拝聴型」と言われていた多くの人たちも、史跡に出かけて行ってそこがどんな場所であるかを見て、その説明を拝聴したくなるほどの好奇心を持った人たちということになる。⁴¹⁾ このように考えてくれば、彼らの歴史関心に対応し、地域の歴史に関わっていくための集まりとして、今日の水口町郷土史会は機能しているといつてよい。地域の歴史と住民の間の仲立ちとして、同会の意義を見出していくことができるのである。

Ⅵ. 郷土史団体の行方——まとめに代えて

本稿では、主に会報を読み解くことを通じて水口町郷土史会の経緯と現状について論じてきた。ただ、第5期以降に見られるようになった各支部単位での活動については紙幅の関係もあって言及できなかった。もちろん支部によって活動に活発/不活発の差異はあるものの、水口町郷土史会では現在各支部単位での活動が大きな位置を占めるようになってきている。かつての中西義孝のような突出した郷土史家たちがいなくなった今日では、むしろ自分の生活する身近な地区で歴史の会に加わって自分たちの地区の歴史や民俗を明らかにしていこうという小さな活動が、より大切なものになっているということもできよう。本稿ではそこまで論じきれなかったので、今後は改めてこうした支部活動の現場に降り立って調べていきたい。そのことを通じて、人びとが（会員が）地区の歴史にどのように関わっているのかを明らかにしたいと考えている。

ところで、水口に限らずこうした郷土史団体はこれからどうなっていくのであろうか。本稿ではこうした問いに答えることはできなかったが、近年では大学の歴史学の専門家たちと郷土史団体との協働がしばしば見られるので、一つにはその点から将来の可能性を考えていくことができるであろう。⁴²⁾ その際、このような協働を通じて「郷土史家顔負けの勉強家」たちの不満は解消されるかもしれないが、その反面で「勉強半分楽しみ半分少しだけ歴史に興味がある会員」が取り残されては元も子もない。したがってその際は、後者の志向性も十分に配慮していくべきだと思う。

ただ、郷土史団体の変遷は多種多様といってよい。滋賀県内の他の郷土史団体を見てみると、会員の高齢化や中心人物の死去のために休会状態に陥っているところもある。また、滋賀県以外に目を移せば、月刊の会誌『伊那』を昭和20年代後半の創刊以来一度も休むことなく刊行し続けている長野県下伊那の伊那史学会や、ごく一時的に合併号を出したことはあるがやはり昭和30年代初頭から月刊誌『伊那路』を欠かさずに出している同県上伊那の上伊那郷土研究会など、これらは生涯学習団体としてまちづくりなどにも関与している水口町郷土史会の活動とは異なる歴史を経てきているだろう。したがってそう考えると郷土史団体のあり様はさまざまで、水口町郷土史会の一事例を以て郷土史団体全般を語ることは難しいことである。

それと同時に、旧水口町宇田地区や守山市矢島地区・勝部地区のように、市の歴史文化財課や文化財保護課に相談しながら活動している小グループも多く見られたり、自治振興会主催の歴史講演会が盛況であるなど（注40参照）、自地域の歴史や、そこにあるさまざまなモノの由来への地域住民たちの関心は決して低くない。本稿では、それらの詳細を論じるまでには至らなかったが、郷土史団体の現状、ひいては現代社会における郷土史研究のあり様を総括していくためには、多くの事例を集めることと、地域の歴史に関わっていくさまざまな回路（手段）を一つ一つ検討して精査していくこと、これらが必要になってくると考えられる。本稿は、そのための第一歩として考えていくこととした。

注

- 1) 木村修二「小特集にあたって（〈小特集〉地域史研究団体の潮流）」『Link：地域・大学・文化：神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報』第14号、令和5、99-100頁。
- 2) 飯澤文夫氏によれば、「郷土史研究の範囲は、歴史から広く民俗、社会全般に及ぶ総合研究であり、まさに民衆史、生活史、文化史である。そして、学ぶことを通じて、郷土の発展、地域コミュニケーション

- ンの向上に寄与しようとする愛郷精神が底流に流れている」とされる（同「郷土史団体の現在」神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『「地域歴史遺産」の可能性』岩田書院、平成25、164頁）。
- 3) 同、163頁。
 - 4) 同、167頁。なお、田村貞雄「地方史研究会の衰退」（『東海近代史研究』第30号、平成21、98-99頁）も参照。
 - 5) この拡大例会の記録は、『年報近現代史研究』第10号（平成30）の81-113頁を参照。
 - 6) 同誌で掲載されている論考は次の通りである。武田信一「淡路地方史研究会の創立とその後の歩み」、足立義昭「丹波市における郷土史研究の潮流：近代～現代」、進藤輝司「旧美嚙郡から三木市誕生後の郷土史研究の流れ」、今井進「多紀文化顕彰会の歩みを継承し、新たな活動にむけて」、宮本博「明石における地域史研究と黒田義隆：『明石市史上巻』刊行への歩み」。
 - 7) 高田雅士『戦後日本の文化運動と歴史叙述』、小さ子社、令和4。
 - 8) この他、主に明治期の奈良県の郷土史を扱ったものとして、黒岩康博『好古の瘴気——近代奈良の蒐集家と郷土研究』（慶応義塾大学出版会、平成29）、同書に関連した研究に、久留島浩・高木博志・高橋一樹編『文人世界の光芒と古都奈良——大和の生き字引・水木要太郎』（思文閣出版、平成21）がある。近代の史蹟保存事業の観点から郷土史に触れたものとして、齋藤智志『近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム』（法政大学出版局、平成27）、特に第9章、第10章も参照。
 - 9) 前掲田村、99頁。
 - 10) 市川秀之「滋賀県下の字誌にみる歴史実践」（菅豊・北條勝貴編『パブリックヒストリー入門 開かれた歴史学への挑戦』（勉誠出版、令和元、196頁）によれば、滋賀県ではこのような地域史誌が、定義にもよるが400点以上は刊行されてきたし、今もなお増え続けているということである。
 - 11) 地域史誌の詳細については、拙稿「地域で地域の歴史を書く——大字誌論の試み——」（野上元・小林多寿子編著『歴史と向きあう社会学——資料・表象・経験——』第3章、平成27）、同「複数の「歴史」——地域史誌編纂の現場から考える——」（『社会学年誌』第58号、平成29）、同「地域史と住民——肯定的な記録としての地域史誌——」（『都市問題』第113巻第4号、令和4）なども参照のこと。
 - 12) 羽賀祥二「近現代史研究会十月拡大例会報告」『年報近現代史研究』第10号、平成30、84頁。なお、同稿によると、「近現代史研究会十月拡大例会」で白井哲哉氏は報告をしたが、『年報』発刊までにその原稿化が間に合わなかった。そのため羽賀氏が、論考の代わりとして例会報告時の白井氏のレジュメから要点を抜き出してまとめたものが、上記の羽賀報告であるという。
 - 13) 羽賀祥二「郷土史の誕生」『いま、歴史資料を考える 名古屋大学文学部創設50周年記念公開シンポジウム報告集』名古屋大学文学部史学科、平成11、99-111頁。
 - 14) このような活動をしていたからだと考えられるが、かつては郷土史団体に集まっていた人たちのなかには、自分たちこそが地域史の最前線に立っているのだという自負心があったようである。滋賀県東近江市の八日市郷土文化研究会前会長の中島伸男氏によれば、「市役所には、かつては歴史に関する職員がほとんどいなかった。だから、八日市郷土文化研究会のわれわれこそが、市全体の歴史を背負っているような感じがしたものだった」と言われている（東近江市八日市にて聞き取り、令和5年8月9日）。
 - 15) 前掲飯澤、164-165頁。
 - 16) 前掲飯澤（169-170頁）には、同稿執筆の平成21年当時の、全国諸郷土史団体の新しい試みがいくつか紹介されているので参照されたい。
 - 17) 令和5年7月21日、水口町郷土史会副会長竹崎文雄氏からの聞き取り。
 - 18) 会報は、水口町郷土史会の周年記念として刊行された記念誌のなかで復刻されている。本稿では以下の周年記念誌を利用した。
 - ・水口町郷土史会記念誌編集委員会編『水口町郷土史会創立四十五周年記念 会誌 みなくち』水口町郷土史会、平成15
 - ・同『創立五十周年記念 あゆみ50年』水口町郷土史会、平成21
 - ・同『創立60周年記念誌 歴史・伝承を引き継ぐために』水口町郷土史会、令和元
 - 19) 太田光俊「三重県の地方史関連雑誌素描」『地方史研究』第419号、令和4、77頁。
 - 20) 以上、旧甲賀郡・現甲賀市の歴史に関する部分は、『甲賀水口の歩みと暮らし』（水口町立歴史民俗資料館、平成6）を参照した。

- 21) 甲賀郡郷土史研究同好会については、「甲賀郡郷土史研究同好会発会近し」（『滋賀郷土史』第1号，昭和32，46頁）参照。
- 22) 甲賀郡郷土史研究同好会は，滋賀県甲賀郡教育会と共編で，昭和33年に『甲賀の民謡』を刊行している。またそれより以前，昭和31年に「郷土史関係資料展」も開いているようだが（甲賀郡郷土史研究同好会編『郷土史関係資料展目録』昭和31），詳細は不明である。ちなみに注21にあるように，昭和32年発行の『滋賀郷土史』第1号で「甲賀郡郷土史研究同好会発会近し」という記事が出ているので時間的に整合していないようでもあるが，同記事が書かれたのが昭和31年の「郷土史関係資料展」以前だったと考えれば矛盾しない。もっとも，正確なところは不詳である。
- 23) 鹿深史談会については，「鹿深史談会が発足/郷土史に関心の会員募集/会長に神山隆之さん」（『甲賀新聞』第899号（昭和56年7月25日）），「〔主張〕神山隆之（鹿深史談会長）郷土文化の発揚に/ふるさと甲賀の特性を」（同，第900号（昭和56年8月15日））を参照。
- 24) 『彦根郷土史研究』第二集，昭和32，97頁。「会報（史談会日誌）」欄にある。
- 25) 各地の郷土史団体の会誌・会報，それと回想などを読むと，しばしば「郷土史の虫」という表現が出てくる。かつては「〇〇〇の虫」という言い方がよくされていたので，その一つであろう（例えば，稽古熱心な力士のことを「稽古の虫」と言っていた）。「郷土史の虫」と呼ばれていた人たちは，まさに歴史好きであり，歴史となったなら目の色を変えてのめり込んでいった人たちであつたろうと思われる。中西自身も追悼号のなかで，「まあ郷土史の虫といってよいお人やった」と言われていた（会報29号，昭和49）。
- 26) 大正期の『甲賀郡誌』編纂のための史料収集でも，中西が非常に熱心かつ実証的に努力していたことが，服部源一郎「私の古文書調査」（『滋賀県地方史研究紀要』第二号，昭和48）のなかで，大正9年9月の思い出として語られている。ちなみにこの服部源一郎自身も，「青年時代より郷土史研究家として造詣深く，つとに古文書の収集，探索，郷土に残る伝説，古来伝わる儀式・行事その他広く町内外にわたる，その道のエキスパートであると思う」と，地元で崇敬されている郷土史家だった（林正一「『座右の書』に推薦」服部源一郎・奥村清夫編著『甲南町人物誌』洛樹出版社，昭和47）。
- なお，中西義孝については，中西が収集していた資料や遺品が令和5年に遺族から甲賀市に寄贈され，現在同市歴史文化財課で整理中である。それらが整理・分析されれば中西像が，より明らかになるだろうと思われる。
- 27) 水口町では，昭和28年に町史編纂が議決され，委員の一人として中西義孝も挙げられていた（『水口町報』第8号，昭和28年8月1日）。しかしその後，事情は不明ながら町史編纂は京大の研究者らに委ねられた。すなわち，柴田実が監修校閲し，実際の執筆は石田善人，朝尾直弘，佐々木隆爾という，後に歴史学界を背負って立つことになる若者たちが充てられ，上中下三冊から成る『水口町志』がつくられた。通史編である上巻の刊行は昭和35年2月であった。
- 28) 役員の人数については会報1号より。また役員たちの職業については，甲賀市「まるーむ」にて杉本杉一会長ら三役から聞き取り，令和6年1月24日。
- 29) 前掲『創立五十周年記念あゆみ50年』11，25，35，45，59，73頁。
- 30) 「ふるさと創生1億円の使い道 観光，イベントが中心 3割が具体案決定 共同通信が273自治体を調査」（『中日新聞』平成元年3月27日朝刊）。
- 31) 部会はその後幾度かの変遷を経て，本稿執筆時点（令和6年9月）時点では総会開催などを行なう本部の他，研修（史跡や諸施設の見学）や歴史講座を開催する「研修推進部」と会誌を発行する「調査広報部」の二つになっている。それ以外に，水口，伴谷，柏木，貴生川，岩上の各支部に分かれた活動がある（会報103号，令和6）。
- 32) この時期の郷土史会会長は平田憲（元町議）と谷川藤平（元教育長）という二人で，平田は郷土史会の高齢化・会員減少と企画のマンネリ化に，谷川は会員の主体的参加という点で，それぞれ危機感を持っていた。
- 33) 前掲黒岩，5頁。
- 34) その二つとは，加藤孝昌「〔地域活動の報告〕伴谷支部と春日での最近の活動」（会報54号，平15）と秋田通雄「これからの本会活動に私の想い」（会報83号，平成30）である。
- 35) 末永誠『沖縄のシマ社会の社会教育的アプローチ——暮らしと学び空間のナラティブ——』福村出版，

平成25, 203-206頁。

36) 前掲武田, 137頁。

37) それではこのような会員たちは、どのような人たちなのか、これについてはやや突飛であるが、プロ野球中継の視聴者と解説者について語った次のような説明が参考になると思われる。

昭和30年代にNHKのテレビやラジオの野球中継で志村正順アナウンサーと解説者の小西得郎のコンビが人気を博したということがあった。小西は明大出身でプロ野球草創期から監督を務めていた人物で、当時既に60歳を越していた。その小西が解説者になって一年ほど経った昭和31年にこの二人の対談が雑誌に掲載されており、志村と小西はそれぞれ次のように語っている。

「小西　そこで私も非常にいい気持ちになったのですが、これはプロ野球の選手に聴いてもらうより、一般ファンにわかることが一番で、そのためには親切にということが大事じゃないですか。

志村　それはそうです。しかしファンはあまり程度の落ちたものには喰らいつかないですよ。自分たちより半歩くらい先の水準のことをいってもらおうと、飛びついてくるものです。

小西　そうでしょうね。ちょっとわからないことをいったら、あの人は偉いというもの。(笑)

志村　野球の場合でも、一般のファンにはちょっと高級すぎると思うようなこともたまにはいったほうがいい。例えば杉下のピッチングの解剖、あるいは中尾のピッチングの特徴、山内のバットの振り方などについて、素人がふだん考えつかないことをおっしゃるのは、一般ファンのレベル向上に役立つ。それが選手のためにもいいし、一般のファンに喜ばれる線じゃないですかね。

小西　どうもそうらしい。一年だけの経験ではまだよくわからないのですが、しかしどうも一般の方は、何か知識を求めようとなすっている。ただラジオを聴いて楽しむだけでなく、そこから何か新しい野球を覚えようという一つの知識欲をもって聴いていられる。だからやはり三面記事みたいなことばかり喋ってはいけけないので、時々薬をきかせて、ちょっと難かしいようなこともいってみる。(後略)「(「アナウンサー連載対談 26 小西得郎・志村正順」『放送文化』第11巻第5号, 昭和31, 42頁。後に小西得郎『したいざんまい——私の懺悔録——』昭和32, 所収。なお、下線は引用者)。

ここで言われている「自分たちより半歩くらい先の水準のことをいってもらおうと、飛びついてくる」(志村)、「一般の方は、何か知識を求めようとなすっている。ただラジオを聴いて楽しむだけでなく、そこから何か新しい野球を覚えようという一つの知識欲をもって聴いていられる」(小西)という点が、郷土史会の会員たちにもあてはまるのではないか。つまり、「勉強半分楽しみ半分少しだけ歴史に興味がある会員」にせよ、ほんの少しだけ地元の歴史に興味があるという程度の人たちにせよ、地元の歴史について真摯に新しい知識を求めようとしていることに間違いない。しかしそこで、あまりに専門的に過ぎると先述のように難し過ぎるという批判が起こってしまう。彼らはそこまで専門性を欲しているのではなく、むしろ「自分たちより半歩くらい先の水準」にある知識を求めようとしている人たちということになるのではないか。もちろん、当初はそうした水準を望んでいたとしても、より専門性を志向する人がそこから出てくることもあり得る。本稿で述べるように、行政の指導によりながら「少人数グループ」で活動していく人たちはその一例ということができよう。

38) 「宇田郷土史会」については、佐野正晴「地域住民との協働による実践とその今後の展開に向けて——滋賀県甲賀市・宇田郷土史会の事例から——」(『九州保健福祉大学博物館学年報10』令和3)に詳しい。

39) 守山市「矢島歴史の会」会長八幡吉治氏からの聞き取り、令和6年1月27日。

なお、「矢島歴史の会」の成果物としては、『守山市 矢島のむかし』(令和2)、『冊子 旧矢島村庄屋 林家コレクション』『近江國野洲郡矢嶋村 村誌——活字による翻刻版(注釈付)』(いずれも令和4)などがある。

40) 守山市勝部地区は毎年1月に催される火まつりで有名なところで、本稿で示したグループも、同地区にある火まつり交流館で活動している。勝部史誌編纂委員会編『勝部史誌 勝部自治会火まつり交流館建設記念』(認可地縁団体勝部自治会, 平成29)や、勝部の文化伝え隊 歴史文化サロン編『勝部の「お地蔵さん」調査報告書』(認可地縁団体勝部自治会, 令和4)などの成果物がある。

41) 滋賀県では、多くの自治体で市町役所と町内会・自治会の中に自治振興会などの名称の中間団体が設置されている。自治振興会のなかには歴史部会が置かれ、その主催で歴史講演会が開かれることもある。例えば甲賀市甲南中部自治振興会歴史部会では、『家康と甲賀忍者大原一族』の著者大伴原甲賀氏による歴史講演会を令和6年1月28日に同市旧甲南町にある「忍の里ブララ」で開いた。筆者も参加し

たところ極めて盛会で、参加者名簿によればほとんどは地元の住民たちであった。

- 42) 大学と地域社会の協働という点では、神戸大学地域連携センターが既に二十年以上にわたって活動している。詳細は、同センターのHPならびに連年の年報（『Link：地域・大学・文化：神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報』）を参照されたい。

謝 辞

本研究は、東京国際大学2023年度国内研修「地域社会における歴史意識についての実証研究」の成果である。

本稿脱稿後、井上隆男「郷土研究のいま——千葉県の場合——五四市町村教委にアンケート回答報告」（『郷土史研究』第74巻第5号、令和6、95頁）を通じて、毎日新聞紙上の記事「郷土史研究はいま」（令和6年3月15日）の存在を知った。井上氏によれば、「二〇二三年一〇月～一十一月に実施したアンケートの結果、教委が把握している団体は計九九、このうち解散・休止状態にある団体は一七あることが分かった。高齢化による会員の減少に歯止めがかからず、「町の歴史の継承のため必要不可欠」（九十九里町）など、将来の不安を訴える回答も数多く見られた」ということである。本稿では滋賀県全体への視角を示し得なかったので、それについての検討は千葉県の事例を参照しつつ改めて滋賀県で検討するなど今後を期したいと思う。

また、水口町郷土史会の創設者である郷土史家・中西義孝が集めた資料などが甲賀市に寄贈されて整理中であることは注26に記した通りであるが、同会の「令和六年度 第一回歴史講座」として資料整理の概況が令和6年10月3日に報告された。詳細は会報『みなくち』第104号（令和7年1月1日）の「（故）中西義孝氏収集資料調査報告会開催される」に書かれているが、この報告会はいくまでも「概況」で、同資料の扱いは今後郷土史会の「事務局での協議となっている」ということである。

「後新儒學」の道家思想の受容とその特質について

水 野 厚 志

The Reception of Taoist Thought in Later Neo-Confucianism and Its Characteristics

MIZUNO, Atsushi

Abstract

Among the few articles that discuss the Taoist thought of Mou Zongsan, a representative contemporary Neo-Confucian, we focus on one by his direct disciple Yang Zuhan and the Hong Kong scholar Liu Guizhi. Summarizing their ideas enables us to draw conclusions with respect to the issues that were inherited, modified, or criticized by Mou Zongsan in later studies, and what kind of considerations are needed for future researchers on the Neo-Confucians of the day. This paper derives the considerations necessary for students of contemporary Neo-Confucianism.

Keywords: 後新儒學, 當代儒家, 牟宗三, 內聖外王, 與物冥

目 次

はじめに

- 一、「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」における牟宗三の郭象に対する注釋の修正と圓教の支持
 1. 問題の所在
 2. 存在論から見た、牟宗三の郭象の注釋に対する修正
 - (1)「大小の逍遙は一なり」の存在論から見た、牟宗三の郭象の注釋に対する修正
 - (2)「冥化（與物冥）」の存在論から見た、牟宗三の郭象の注釋に対する修正
 3. 郭象注の天臺圓教への援用あるいは支持
 - (1) 才能の高低と限界が圓教の内容と證明になる
 - (2) 形成された心の中に眞心（嘘、偽りのない眞實の心）を見ること、眞心が形成された心を消さないこと

- 二、「論牟宗三先生的老子詮釋——〈境界形態形而上學〉說述評」における牟宗三の郭象の注釋に對する修正と圓教の支持
 1. 問題の所在
 2. 牟宗三の「不生の生」の觀點と「領域形態の形而上學（境界形態形而上學）」の觀點から見た『老子』の道の客觀的な實在性
 3. 「有爲」が「道」よりも理論的に優れているという觀點と、それを支える「儒・道」の教相判釋の學說にも理論的な難點があること
 4. 「境界形態形而上學」の意義と價值、唐君毅氏の「道の六義」の改訂と統合
 - 三、「魏晉玄學與天臺圓教的互證——玄學與天臺佛教的互證」における王弼注と郭象注の理解について
 1. 問題の所在
 2. 王弼の「自然に法り違ふ無し」は、「物に順って應じる心境」である
 3. 郭象的「迹冥」
- おわりに

はじめに

當代新儒家（現代新儒家）に關する著作物は、天臺宗・華嚴宗との比較、あるいは宋明理氣學や西洋近代哲學のカントやヘーゲルとの比較によるものが多く世に出ているが、儒家・道家・佛家の三家の中でも、道家思想を利用して新しい知見を創出しようというものは略々皆無である。例えば牟宗三後學の鵝湖學派についてまとめた『鵝湖學派研究』においても、各研究者の道家思想についての考察が殆ど全くといってよいほど爲されていないが、このこともその證左となる¹⁾。

そこで、當該論文では當代新儒家の代表格である牟宗三の道家思想について論證した數少ない論文の中でも、直弟子の楊祖漢の「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」・「魏晉玄學與天臺圓教的互證」と香港の研究者である劉桂標「論牟宗三先生的老子詮釋——〈境界形態形而上學〉說述評」に注目し、それらの考えをまとめることによって、後學における牟宗三の繼承、あるいは修正・批判された事項は何か、今後當代新儒家の研究者にはどのような考察が必要なのかを結論として導き出したい²⁾。なお、表題の「後新儒學」というのは、當代新儒家（現代新儒家）の雙壁とされる牟宗三・唐君毅の後學を指す言葉で、林安梧が創出したものである³⁾。まずは、時系列に従って兩者の考えをまとめていく。

一、「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」における 牟宗三の郭象に對する注釋の修正と圓教の支持

1. 問題の所在

楊祖漢は、牟宗三の郭象注解釋に對して、次のように考えている。

牟宗三『才性與玄理』では、すでに郭象注の解説の哲學的な内容、たとえば「逍遙」「迹冥」「天刑」の形而上學的な意味の深さなどを非常にわかりやすく分析している。また郭象注の「冥」と「天刑」の意味は、圓教の意味であると説明している。後に（書かれた）『圓善論』でも、郭象注の「即俗迹而見至德（ありふれたものの中に至德を見る）」という圓境（完全な状態）をはっきりと表現し、天刑の意味を天臺宗の「三道（煩惱道・業道・苦道）はすなわち三德（法身德・般若德・解脫德）」と同じものだと考えている。しかし、牟氏はまた、道家はすべての存在に根源的な説明がないと考え、その（道家の）圓教は一境界型態の圓境にすぎず、ただ玄智によってのみすべて

の痕跡とそのはたらきを成し遂げ、すべての存在を保っているのは、佛教の般若がすべての法（ダルマ）を成就させるのと同じであって、これは般若の作用の圓であり、やはり存在論の圓ではないとする⁴⁾。

しかし、牟氏は天臺宗の思想に対して佛教中の眞の圓教であると評價し、智慧の教相判釋に對して、開權顯實（眞理の教義は、權威や教えへの執着を取り除くことによって明らかにされる）、發迹顯本（佛が假の姿を拂い、本來の境界を顯すこと）、一念三千（一念の瞬間的な心に三千の諸法を具えることを觀ずること）、佛即九法界衆生而成佛（佛は九法界の衆生であって成佛すること）、不斷斷（三千世界で煩惱痛苦に對峙しつつ、成佛したり聖人になれるように絶え間なく修行・修養に心を用いること）、佛性には惡がある等といった非常に理路整然とした解説をおこなった。さらに、天臺の圓教の教義によって、（カント以來の「現象と物自體」の問題や）「徳と福の一致」の問題を解決したのは、現代儒教の非常に高い哲學的成果であると圓教の面から師を高く評價しているものの、提要の中で楊祖漢は、牟氏は郭象の莊子注釋の意味をすでに深く理解しているが、郭象は「般若（知恵による）の作用の圓」を表現しただけで、まだ「存在論の圓」のレベルには達していないと述べている。また、郭象の莊子注釋に「存在論の圓」の意味が含まれていることを證明したいと述べているように、牟宗三の郭象注解釋について疑義を抱いている⁵⁾。

そこで、実際に楊祖漢の牟宗三の郭象の注釋に對する修正と圓教への支持について見ていくことにする。

2. 存在論から見た、牟宗三の郭象の注釋に對する修正

(1) 「大小の逍遙は一なり」の存在論から見た、牟宗三の郭象の注釋に對する修正

「問題の所在」で舉げたように、牟宗三は郭象注を知恵による作用としか捉えていないが、「存在論」の面から説明できると楊祖漢は考えている。實際に指摘している箇所を郭象注の原文を示しつつ、楊祖漢の考えを列記していく。初めに對象としている原文および書き下し文を提示し、それぞれのテーマに関わる楊祖漢の考えを記した箇所を出来るだけ忠實に抜き出した（一部のテクニカルタームや語句についてはアレンジを加えている）。以下の全ての文章の引用についても同様である。

まず初めに郭象注を引きつつ、郭象と支道林の優劣を論じた劉孝標の『世說新語』の注にある次の一文について見ていく。

向子期、郭子玄「逍遙義」曰、「夫大鵬之上九萬、尺鷃之起榆枋、小大雖差、各任其性、苟當其分、逍遙一也。然物之芸芸、同資有待、得其所待、然後逍遙耳。唯聖人與物冥而循大變、爲能無待而常通、豈獨自通而已。又從有待者不失其所待。不失、則同於大通矣。」支氏『逍遙論』曰、「夫逍遙者、明至人之心也。莊生建言大道、而寄指鵬、鷃。鵬以營生之路曠、故失適於體外。鷃以在近而笑遠、有矜伐於心內。至人乘天正而高興、遊無窮於放浪。物物而不物於物、則遙然不我得；玄感不爲、不疾而速、則逍然靡不適。此所以爲逍遙也。若夫有欲當其所足。足於所足、快然有似天真。猶饑者一飽、渴者一盈、豈忘蒸嘗於糗糧、絕觴爵於醪醴哉。苟非至足、豈所以逍遙乎。」此向、郭之注所未盡⁶⁾。

向子期、郭子玄「逍遙義」に曰く、「夫れ大鵬の九萬に上り、尺鷃の榆枋に起つも、小大差と雖も、各おの其の性に任せ、苟も其の分に当たれば、逍遙は一なり。然れば物の芸芸、同じく待する有るを資け、其の待つ所を得、然る後に逍遙するのみ。唯だ聖人のみ物と冥して大變に循ひ、能く待つ無くして常に通ずと爲す、豈に獨り自ら通ずるのみ。又待つ有る者より其の待する所を失はず。失はざれば、則ち大道[通]に同じ。」支氏『逍遙論』に曰く、「夫れ

逍遙とは、至人の心を明かにするなり。莊生言を大道に建て、鵬・鸚に寄指す。鵬 營生の路の曠きを以て、故に體外に適を失ふ。鸚近きに在りて遠きを笑ふを以て、心内に矜伐有り。至人天正に乗りて高く興り、無窮を放浪に遊ぶ。物を物として物に物とせざれば、則ち遙然として我得ならず。玄感じて爲さず、疾くせずして速ければ、則ち逍然として適かざる靡し。此れ逍遙たる所以なり。若し夫れ其の足る所に當たらんと欲する有れば、足る所に足らせ、快然として天真に似たる有り。猶ほ饑者の一たび飽き、渴者の一たび盈たすがごとし、豈に蒸嘗を糗糧に忘れ、觴爵を醪醴に絶たんや。苟も至足に非ざれば、豈に逍遙する所以ならんや」と。此れ向・郭の注の未だ盡さざる所なり。

楊祖漢は、牟氏はすでに、郭象注とは異なる支道林の解釋について、至人の逍遙と多數の衆生の逍遙との違いを明確に表現しているが、郭象注に優るものではないと指摘している。郭象注は、「至人の逍遙は大鵬とも小鳥の逍遙とも異なる」という分別説の他に、「至人の逍遙の領域では、人は萬物を通して、存在する物がすべて逍遙であることを見ることができる」という意味もある。後者の意味は、前の區別を消し去るものではなく、さらに高い層への渾化（一體化）である。だからこれは「融化（渾然一體化）説」であり、郭象注の理論は支道林の理論よりも圓融（偏見から脱却し、完全に調和する）である。ここでさらに斷っておきたいのは、郭象注の逍遙の意味は支道林のそれとは異なるということである。「融化説」に「分別説」の意味が含まれていることを除くと、郭象注は客觀的に存在する物一つ一つが逍遙する可能性を持っているように思われる。つまり、本體との関係で「一つの逍遙はすべての逍遙」と語るだけではなく、「存在論の圓」の意味も持っているとする。ここでは、牟宗三を支持（郭象注の支持）しつつも、さらに存在論の面から郭象注を支持しようとしていることが伺われる⁷⁾。

それから、牟氏の意圖するところは、もちろん道家の玄理（奥深い道理）の領域だが、郭象注には、存在そのものの實存的な領域を考える意圖もあると思われる。つまり、すべての存在が自分の實存的な状況に適切に對處できている限り、つまり「それぞれがありのままであることを許されている」・「それぞれがあるべき姿であることを許されている」限り、すべての存在は逍遙できるということだと述べている。さらに、これは至人（至高の存在）がすべてを自然の成り行きに任せたときに起こる、物質と自己の融合の状態にとどまるものではなく、それぞれの存在において實踐することができる。もちろん、これは存在に關わることであり、存在論的な意味を持つことではあるが、すべての存在の根本的な原因を説明することは可能なのだろうか。そしてその説明は一つの「圓説」なのだろうか。これについては詳しく議論する必要があると楊祖漢は問題を提起する。そして、ここでは、客觀的存在という觀點から、郭象注の意味を強調したい。そして、この「大小の逍遙は一なり」という状態は、至人の領域であるが、この精神的状態は、すべての個々の存在に普遍的に現れることができる。各個人は、状況や自分の才能に照らして、何もしなくても自然に働くことによって、逍遙の状態を現すことができる。この言葉は存在に關連しており、すべての存在をそこから排除することはできないので、「存在論の圓」を借りて「大小の逍遙は一なり」の意味を説明できると結論づけている⁸⁾。

以上のように、楊祖漢は意識して存在あるいは存在論（原文では「存在」・「存有」・「存有論」）といった言葉を多用し、存在論の觀點から郭象注を解釋していることが分かる。

次に「逍遙遊」篇の郭象注をさらに二カ所引用する。

夫莊子之大意、在乎逍遙遊放、無爲而自得、故極小大之致以明性分之適⁹⁾。（「逍遙遊」篇の「化而爲鳥、其名爲鵬」に對する郭象注）

夫れ莊子の大意は、逍遙遊放、無爲にして自得するに在り。故に小大の致を極めて以て性分の適を明らかにす。

物各有性、性各有極、皆如年知、豈跂尚之所及哉。自此已下至於列子、歷舉年知之大小、各信其一方、未有足以相傾者也。然後統以無待之人、遺彼忘我、冥此群異、異方同得而我無功名。是故統小大者、無小無大者也。苟有乎大小、則雖大鵬之與斥鷃、宰官之與御風、同爲累物耳。齊死生者、無死無生者也；苟有乎死生、則雖大椿之與蟪蛄、彭祖之與朝菌、均於短折耳。故遊於無小無大者、無窮者也。冥乎不死不生者、無極者也。若夫逍遙而繫於有方、則雖放之使遊而有所窮矣、未能無待也¹⁰⁾。（「逍遙遊」篇の「小知不及大知、小年不及大年。」に對する郭象注）

物に各おの性有り。性に各おの極有り。皆 年知のごとし。豈に跂ちて之を尙ぶも及ぶ所あらんや。此れより已下 列子に至るまで、年知の大小を歴舉し、各おの其の一方を信とすれば、未だ以て相傾けるに足る者有らざるなり。然る後 統ぶるに無待の人は、彼を遺れ我を忘れ、此を群異に冥し、方を異にし得を同じくして我が功名 無きを以てす。是の故に小大を統ぶる者は、小も無く大も無き者なり。苟も大小有れば、則ち大鵬の斥鷃と與にし、宰官の御風と與にすと雖も、同じく累物を爲すのみ。死生を齊しくする者は、死も無く生も無き者なり。苟も死生有れば、則ち大椿の蟪蛄と與にし、彭祖の朝菌と與にすと雖も、短折に均しきのみ。故に無小無大に遊ぶ者は、窮り無き者なり。不死不生に冥なる者は、極り無き者なり。若し夫れ逍遙して方有るに繫げば、則ち之を放つと雖も遊びて窮まる所有らしむ。未だ待する無きこと能はざるなり。

郭象の「小大の致を極めて、以て性分の適を明らかにす」という發言は簡潔だが、その意味は注目に値する。彼の發言は、天地の存在が極大であろうと極小であろうと、それが自然にふさわしいものである限り、逍遙でありうることを示唆している。彼の言う極大、極小には、明らかに大小、あらゆる種類の存在が含まれる。つまり、郭象の理解するような逍遙は、どのような存在であろうとも、存在界のあらゆる存在によって達成されうるということである。この意味によれば、郭象が表現しようとしているのは、賢者が萬物をあるがままに許し、干渉しないことで現れている逍遙の境地とは別に、客観的な決定もあるということである。すべての存在は、「各々を其の性に任せ、各々其の分に當る」という境地に到達するための無爲自然の作業を行いさえすれば、その大きさや才能がどれほど異なっても、どのような状況でも逍遙できるのであり、逍遙の境地が現れたとしても、存在の大小の状況を變えることはない。そして、たとえ逍遙の境地が實現したとしても、存在の大小を問わず、その状況を變えることはない¹¹⁾。

小ささも、大きさも、死も、生もない、それが「冥」であり、この冥は、すべての大きさや長命短命の存在物の中で、大きさ長さ死や生がないのではない（あらゆる大きさや長さのあらゆる存在の中に表現されている）。ここで表現していることは、郭象注の「逍遙」や「冥物」は、存在の領域そのものの個々の状況や差異を、確かに満たすことはできても、變えることはできないということであり、ここでは「（無間の）不斷不斷」ということである。「逍遙」の領域に到達するには、もちろん高度な精神修養が必要であり、その精神修養のおかげで、生命を淨化することができるが、これが「斷＝成佛・成聖」である。この高度な精神修養を提示しても、存在の本来の狀態を變えることはできない。これが「不斷」であり、郭象注の後半の意味である¹²⁾。

「逍遙遊」篇に掲載されている存在には、非常に大きなものから小さなもの、非常に長命なもの

から短命なものまで含まれる。また、幸運、不運、不幸など、それぞれの存在に起こることの最良と最悪も含まれる。このように、郭象の考える「逍遙の領域」とは、あらゆる存在、あらゆる存在の状態に現れる理想的な領域なのである。この領域はいかなる存在からも切り離されてはいない。「小さくもなく、大きくもない」という「冥」は、あらゆる大きさの対象に現れ、「(逍遙遊篇の)「方を異にし得を同じくして我功名無し」である。

そしてこれは「圓」の教義が意味するものであり、「道心玄智の知恵の妙用」という意味だけでなく、存在者の存在という意味での「圓」である。「至人だけが逍遙の状態を示すことができる」と支道林が言うだけでは不十分である。また、萬物と調和している聖人の主観的な領域でのみ「すべての逍遙である」と言うだけでは、郭象注の意味のすべてを満たしているとは思えない。物体の大きさや形、寿命の長さ、才能のレベル、出會いの浮き沈みといった観点から逍遙を例示した郭氏の説明は、明らかに物体の存在に基づくものであり、逍遙が物体のありとあらゆる状況から切り離されたものではないことを肯定している¹³⁾。そして、この意味を説明するのに、牟宗三氏の「存在論の圓」を使うことができると楊祖漢は考えており、郭象注の「與物冥」によって「大小の逍遙は一なり」を存在論の立場から表現できることを主張している。

次に「逍遙遊」篇の郭象注をもう一カ所引用する。

故有待無待，吾所不能齊也。至於各安其性，天機自張，受而不知，則吾所不能殊也。夫無待猶不足以殊有待，況有待者之巨細乎¹⁴⁾。(「逍遙遊」篇の「若夫乘天地之正，而御六氣之辯，以遊无窮者，彼且惡乎待哉。」に對する郭象注)

故に待つ有り待つ無しは、吾の齊しくする能はざる所なり。各おの其の性に安んじ、天機自ら張るも、受けて知らざるに至れば、則ち吾の殊とする能はざる所なり。夫れ待する無きは猶ほ以て待する有るを殊にするに足りず。況んや待する有る者の巨細をや。

所謂、「各おの其の性に安んじ、天機自ら張る」というのは、分化の中に同一普遍的な冥が表現されているのであり、それ故「吾の殊とする能はざる所なり」と言われている。この「冥物一如」という領域は、もちろん至高の人間の心を指しているのであるが、各存在者にも言えることであり、つまり各存在者は、それぞれの存在する立場と状況の中で、自己の領域を表現することができ、天機が自己に安んじているということであり、これは自由自在の無限の意義を示すものである。しかし一つ一つの存在者それ自身からすると、無限の意義であり、あらゆる対象が自らに安住し、自由自在の自由を表現することを意味する。天臺の教義になぞらえると、佛陀は九界の衆生であり、(衆生が)佛陀になるのだと言える。

郭象の理解する至人は、すべての存在と不可分であるとも言える。圓佛の佛は、九法界の衆生がそのまま成佛するものであり、いわゆる圓佛(完全佛)は、むしろすべての人、すべての存在にさえ現れることのできる、絶對的に普遍的な智慧と見なすことができるものである。この智慧は、すべての人々、さらにはすべての存在において顯現することができ、存在の領域において、どのような存在においても、どのような可能性のある状況においても顯現する。迷っている者を悟った者に變えることができれば、九つの法界の生きとし生けるものの違いは變わらず、目の前の特定の状況を離れることなく、佛の領域を現すことができる。佛の法界は九つの法界と同じであり、九つの法界が不自由なく解決されれば、それは佛の法界である。郭象の言う逍遙とは、智慧の普遍的で永遠の生命とも理解でき、この智慧はすべての存在から切り離されたものではない。どのような存在であれ、すべての存在は逍遙の境地を現すことができる。「無待は以て有待を殊とするに足りず」という言葉は、確かに渾化(渾然一體)の状態を示しているが、「無待」という意

味は、あらゆる存在の待つという状況の中で表現され、「無待は有待を隔てず」とも言える。また、「無待」の意味は「有待」という形で表現されているとも言えるのだと述べている¹⁵⁾。

後の項目3. でも改めて取り上げるが、楊祖漢は、郭象の理解する至人は全ての存在（物）と不可分の関係にある事を明らかにし、逍遙無待の渾（然一體）化した境地を利用して、郭象注の存在論の側面と天臺圓教との共通性にも言及している。

(2)「冥化（與物冥）」の存在論から見た、牟宗三の郭象の注釋に對する修正

先ずは、「徳充符」篇の郭象注を四カ所引用する。

羿、古之善射者。弓矢所及爲穀中。夫利害相攻，則天下皆羿也。自不遺身忘知與物同波者，皆遊於羿之穀中耳。雖張毅之出，單豹之處，猶未免於中地，則中與不中，唯在命耳。而區區者各有所遇，而不知命之自爾。故免乎弓矢之害者，自以爲巧，欣然多已，及至不免，則自恨其謬而志傷神辱，斯未能達命之情者也。夫我之生也，非我之所生也，則一生之内，百年之中，其坐起行止，動靜趣舍，情性知能，凡所有者，凡所無者，凡所爲者，凡所遇者，皆非我也。理自爾耳。而橫生休戚乎其中。斯又逆自然而失者也¹⁶⁾。（「徳充符」篇の「遊於羿之穀中。中央者，中地也。然而不中者，命也。」に對する郭象注）

羿は、古の射を善くする者。弓矢の及ぶ所 穀中と爲す。夫れ利害 相攻むれば、則ち天下皆羿なり。身を遣れ知を忘れ物と波を同じくせざるよりは、皆羿の穀中に遊ぶのみ。張毅の出で、單豹の處と雖も、猶ほ未だ中地に免れざれば、則ち中ると中らざると、唯だ命に在るのみ。而して區區たる者は各おの遇する所有りて、命の自ら爾るを知らず。故に弓矢の害に免れる者は、自ら以て巧と爲し、欣然として已多く、免れざるに至るに及べば、則ち自ら其の謬を恨みて志傷つき神辱めらる。斯れ未だ命の情に達すること能はざる者なり。夫れ我の生や、我の生ずる所に非ざるなり。則ち一生の内、百年の中、其の坐起 行止、動靜 趣舍、情性知能、凡そ有る所の者、凡そ無き所の者、凡そ爲す所の者、凡そ遇ふ所の者、皆我に非ざるなり。理自ら爾るのみ。而して横に休戚を其の中に生ず。斯れ又自然に逆ひて失ふ者なり。

其理固當，不可逃也。故人之生也，非誤生也。生之所有，非妄有也。天地雖大，萬物雖多，然吾之所遇適在於是，則雖天地神明，國家聖賢，絕力至知而弗能違也。故凡所不遇，弗能遇也，其所遇，弗能不遇也。〔凡〕所不爲，弗能爲也，其所爲，弗能不爲也。故付之而自當矣¹⁷⁾。（楊祖漢は「徳充符」篇の本文「哀公曰『何謂才全』」の郭象注とするが、内容から見て次の「仲尼曰，死生存亡・・・」の注とするべきである）

其の理固より當にして、逃るべからざるなり。故に人の生なるは、誤りて生まるるに非ざるなり。生の有する所は、妄に有するに非ざるなり。天地大なりと雖も、萬物多しと雖も、然るに吾の遇する所 適たま是に在れば、則ち天地神明，國家聖賢，絶力至知と雖も而れども違ふ能はざるなり。故に凡そ遇せざる所は、遇すること能はざるなり。其の遇する所は、遇せざるに能はざるなり。〔凡そ〕爲さざる所は、爲すこと能はざるなり。其の爲す所は、爲さざるに能はざるなり。故に之に付して自ら當とす。

苟知性命之固當，則雖死生窮達，千變萬化，淡然自若而和理在身矣¹⁸⁾。（「徳充符」篇の「故不足以滑和」に對する郭象注）

苟も性命の固より當なるを知れば、則ち死生は窮達し、千變萬化すと雖も、淡然自若にして理を和して身に在り。

既稟之自然，其理已足。則雖沈思以免難，或明戒以避禍，物無妄然，皆天地之會，至理所趣。自思之，非我思也。必自不思，非我不思也。或思而免之，或思而不免，或不思而免之，或不思而不免。凡此皆非我也，又奚爲哉。任之而自至也¹⁹⁾。（「徳充符」篇の「既受食於天，又惡用人。」に對する郭象注）

既に之を自然に稟け、其の理已に足れば、則ち沈思して以て難を免ると雖も、或いは戒を明けて以て禍を避け、物に妄りに然ること無く、皆天地の會、至理の趣く所なり。自ら之を思ふは、我が思ひに非ざるなり。必ず自ら思はず、我が思はざるに非ざるなり。或いは思ひて之を免れ、或いは思ひて免れず、或いは思はずして之を免れ、或いは思はずして免れず。凡そこれ皆我に非ざるなり。又奚をか爲さんや。之に任せて自ら至るなり。

「徳充符」の郭象注は、「すべての出會いは正當化され、あるいは合理的である。つまり、人生における豫測不可能な出會いには、それなりの合理的必然性がある」ということを言っている。ここで述べていることは、知ることのできない、豫測不可能なもの、つまり自分の知識の限界において、自分の力の限界に達することができず、自分を解放し、心配したり悩んだりすることをやめれば、神祕的な知恵を發揮し、逍遙することができるということである。すべての出會いが正當化され、必然的なものであるということは、もちろん變更できないことであり、すべての状況に存在の必然性があり、どのような状況であっても人は逍遙できるということは、この文章で述べている郭象注の深遠な義理が、聖人の逍遙だけが全ての逍遙の状況であるとか、聖者だけが萬物と冥合できるということだけでなく、すべての存在そのものが神聖でありうるということ、そしてその存在に不足がないということを證明している。あらゆる存在との出會いの必然性と、そこから解放される可能性を肯定するこの言葉は、もちろん、完全な善の可能性を證明している。牟氏の言う徳と福の一致の（自己否定を通して冥合した）詭譎的相即とそれによって證明される圓善の可能性の意味も當然含まれている。また、上に引用した「凡そ有る所の者、凡そ無き所の者、凡そ爲す所の者、凡そ遇ふ所の者、皆我に非ざるなり。理自ら爾るのみ」は、すべての法（ダルマ）の存在が理性に内在し、不可缺であることを明らかにしており、それはすべての法の存在の根源であると言える。楊祖漢は「徳充符」篇の郭象注において、郭象注が般若の作用の圓にとどまらず、存在論の圓であるとし、「冥化（與物冥）」の立場からみて、牟宗三の考える天臺圓教に繋がると確信している²⁰⁾。

續いて「大宗師」の郭象注である。

人之生也，形雖七尺而五常必具，故雖區區之身，乃舉天地以奉之。故天地萬物，凡所有者，不可一日而相無也。一物不具，則生者無由得生。一理不至，則天年無緣得終。然身之所有者，知或不知也。理之所存者，爲或不爲也²¹⁾。（「大宗師」篇の「知人之所爲者，以其知之所知以養其知之所不知，終其天年而不中道夭者，是知之盛也。」に對する郭象注）

人の生まるるや、形七尺と雖も而れども五常必ず具はる。故に區區の身と雖も、乃ち天地を舉て以て之に奉ず。故に天地萬物、凡そ有る所の者、一日にして相無しとするべからざるなり。一物具はらざれば、則ち生ずる者生ずるを得るに由る無し。一理至らざれば、則ち天年終りを得るに縁る無し。然るに身の有る所の者は、知りて或いは知らざるなり。理の存する所の者は、爲して或いは爲さざるなり。

「天地を舉て以て之に奉ず」と「凡そ有る所の者、一日にして相無しとするべからざるなり。一

物 具はらざれば、則ち生ずる者生ずるを得るに由る無し。一理至らざれば、則ち天年終りを得るに縁る無し」という言葉から、郭象注には、すべての存在がここに含まれるという考え方があることがわかる。すべての存在を含み、すべての存在を説明する「存在」論である。郭象は人間の誕生にすべての存在が関わっていると言っているのだから、どの存在も取り除くことはできないと言っているのであり、この存在論も非常に特殊なものである。郭象の注釋には、同じ意味を持つ別の一節もある。

非唯無不得化而爲有也、有亦不得化而爲無矣。是以（無）〔夫〕有之爲物、雖千變萬化、而不得一爲無也。不得一爲無、故自古無未有之時而常存也²²⁾。（「知北遊」篇の「仲尼曰『昔之昭然也、神者先受之。今之昧然也、且又爲不神者求邪。无古无今、无始无終。』」に對する郭象注）唯だ無 化して有と爲るを得ざるのみに非ざるなり。有も亦た化して無と爲るを得ず。是を以て（無）〔夫〕の有の物を爲すは、千變萬化と雖も、而れども一として無を爲すを得ざるなり。一として無を爲すを得ず。故に古より未だ有らざるの時無くして常に存するなり。

すべてのものは理由があって存在するのだから、天地の存在なくして存在することはできない。もし上記の記述が正しければ、實は郭象注には、すべての存在の根本原因を説明する實存主義が缺落していないことになる。このことは、郭象が本稿で述べた「存在の圓」の意味を持っていることを證明している²³⁾。

以上、存在論から見た、牟宗三の郭象の注釋に對する修正（楊祖漢は補足と述べている）をみてきたが、繰り返し強調している内容を見れば、明らかに補足というレベルではなく、まさしく修正といえよう。

3. 郭象注の天臺圓教への援用あるいは支持

上記の「存在論から見た、牟宗三の郭象の注釋に對する修正」の中でも天臺圓教への指摘はあったが、特に項をさいて強調している箇所を幾つか列記していく。

(1) 才能の高低と限界が圓教の内容と證明になる

楊祖漢は、限界の高さ、限界の長さ、あるいは限界の吉凶も、聖なる眞の人間になる可能性の根據であるとも言えるとする。さらにこれは、誰もが本質的に善であり、それゆえに聖なる人になるための根據があるという意味とは違うが、このような「根據」という意味もあり、郭象が「性に各おの極有り」と言い、「大小の逍遙は一なり」と斷言した意味は、ここにあるのではないかと考える。そしてもし上記の言葉が正しく、聖なる智慧が才能と混ざり合い、才能という形で提示され、異なる本来の才能という形で提示され得るのであれば、これは天臺宗の「佛は九法界で相即して佛になる」という主張や、無明と法が同じ三千法で提示されるという考え方とほぼ同じであるとする²⁴⁾。

續いて「逍遙遊」篇の郭象注を引用する。

夫年知不相及若此之懸也、比於衆人之所悲、亦可悲矣。而衆人未嘗悲此者、以其性各有極也。苟知其極、則毫分不可相跂、天下又何所悲乎哉。夫物未嘗以大欲小、而必以小羨大、故舉小大之殊各有定分、非羨欲所及、則羨欲之累可以絕矣。夫悲生於累、累絕則悲去、悲去而性命不安者、未之有也²⁵⁾。（「逍遙遊」篇の「而彭祖乃今以久特聞、衆人匹之、不亦悲乎。」に對する郭象注）

夫れ年知の相及ばざること此のごときの懸なり。衆人の悲しむ所に比ぶれば、亦た悲しむべ

し。而して衆人の未だ嘗て此を悲しまざる者は、其の性に各おの極まり有るを以てなり。苟も其の極まりを知れば、則ち毫分も相跂つべからず。天下又何ぞ悲しむ所ならんや。夫れ物未だ嘗て大を以て小を欲し、而して必ず小を以て大を羨まず。故に小大の殊を擧げて各おの定分有り、羨欲の及ぶ所に非ず。則ち羨欲の累は以て絶つべし。夫れ生を累に悲しむも、累絶てば則ち悲しみ去り、悲しみ去りて性命安んぜざる者は、未だ之れ有らざるなり。

楊祖漢は、もし人が自分の限界に満足することができ、自分より優れた人に對する妬みがなく、自分の人生が波亂萬丈でなければ、差別化の限界に最大の満足を見出すことができるだろう。このことから言えるのは、優劣、短長、善惡などの違いは認識しなければならないということである。この段落で郭象は、年知（壽命の差の限界を知ること）で、比較しなくても限界を知ることができるようになり、限界の場所が自分の解脱の場所であることを明確にすることができる。これも非常に玄奥（深遠で奥深い）であると述べている。

また、人生における様々な違いを認識することが必要であり、そうでなければ聖人や眞人の境地には誰もが到達できない。そして聖人や眞人となるためには、聖なる智慧と神秘的な智慧の顯現者でもなければならない。天臺宗によれば、この二つの意味を合わせれば「不斷斷（無間）」と言え、（無限である）聖なる智慧は（有限であり、優劣がある）才能ある智慧の中に顯れる。才能は聖なる智慧であり、両者は同一である。才能の限界は聖なる知恵と「詭譎地相即（逆説的に兩立する）」とも言える。次の「大宗師」篇の郭注の一節に「不斷」の意味はある²⁶⁾。

理固自全、非畏死也。故眞人陸行而非避濡也、遠火而非逃熱也、無過而非措當也。故雖不以熱爲熱而未嘗赴火、不以濡爲濡而未嘗蹈水、不以死爲死而未嘗喪生。故夫生者、豈生之而生哉、成者、豈成之而成哉。故任之而無不至者、眞人也、豈有概意於所遇哉²⁷⁾。（「大宗師」篇の「若然者、登高不慄、入水不濡、入火不熱。是知能登假於道者也若此。」に對する郭象注）理固より自ら全くして、死を畏るるに非ざるなり。故に眞人は陸行して濡を避くるに非ざるなり。火を遠ざけて熱を逃るるに非ざるなり。過ち無くして當を措くに非ざるなり。故に熱を以て熱と爲さずと雖も、而れども未だ嘗て火に赴かず。濡を以て濡と爲さずして未だ嘗て水を蹈まず。死を以て死と爲さずして未だ嘗て生を喪はず。故に夫の生なる者は、豈に之を生として生まんや。成す者は、豈に之を成して成さんや。故に之を任せて至らざる無き者は、眞人なり。豈に意を遇する所に概すること有らんや。

この一節に關する郭象の注釋は、眞人の行動は普通の人間のそれと變わらないが、その心の状態は同じではないという趣旨である。たとえば、生命を求めることだけが正しいのであれば、眞人も危険を避けるだろうが、それは死を恐れるからではなく、ただ理性に従ってそうするのである。したがって、普通の人と同じように、眞人も陸の上は歩くが水の中は歩かず、火からも遠ざかる。彼の行動はもちろんすべての人と同じであるが、彼の行動の意圖は自然から出たものであり、必要に迫られて行動するのではない。つまり、すべての人がそうであるように、濡れるのを避け、熱から逃れようとする考えはない。したがって、眞人は暑さを恐れないが、火を避ける。水に濡れることを氣にしないが、水の中には入らない。死を恐れないが、簡単に命を捨てることはない。すべての法（ダルマ）は存在する場所を持っており、それを壊すことはできない。人が取り除く必要があるのは、内なる心の不純さと不自然さであり、これらの人生の缺點を取り除けば、病氣によって引き起こされる行動を取り除く必要はない。

佛の領域がすべての法（ダルマ）を貫くことができるのは、このようにしてのみである。つまり、

「惡の世界に到達することは實踐的であることであり、間違った道を歩むことは佛の道に到達することである」。このことは、郭氏の迹冥、天刑及び天の戮民の記述にはっきりと暗示されており、牟氏はそれをうまく解明している。牟氏の説明は明快である。上記の郭象注からの引用は、行為そのもの、すなわち法の存在についてさらに明確であり、どのような法の存在も聖人の法にも死すべき者の法にもなりうることを、したがって聖人への到達も真人への到達もどのような法によっても達成されうることを説明している。このことから、法の存在にはそれなりの必然性があることが明らかであり、郭象には「存在論の圓」という思想があると言える²⁸⁾。

(2) 形成された心の中に眞心（嘘、偽りのない眞實の心）を見ること、眞心が形成された心を消さないこと

郭象の考えは、逍遙無待の精神世界を目指すものだが、理想世界そのものから出発しているのではなく、存在者のさまざまな大きさや才能から、つまり現實から、俗世間から出発している。純粹で超越的な理想とは異なる世界から出発し、死すべきものでありながら聖なるもの、つまり内面的でありながら超越的でありたいと考えているようである。彼の持論は、理想の状態は俗世から切り離されたものではないというものである。俗から出発し、俗でありながら眞理を體得し、俗を減することなく眞理を體得するというこの考え方は、天臺宗の「觀心論」に通じるものがある。郭象の物事の大きさや才能の限界に對する考え方も、天臺宗の形而上學に似ている²⁹⁾。

續いて「齊物論」篇の郭象注を二カ所舉げる。

物皆自是，故無非是。物皆相彼，故無非彼。無非彼，則天下無是矣。無非是，則天下無彼矣。無彼無是，所以玄同也³⁰⁾。（「齊物論」篇の「物无非彼，物无非是。」に對する郭象注）

物皆自是とす。故に是に非ざる無し。物皆相彼とす。故に彼に非ざる無し。彼に非ざる無ければ，則ち天下に是無し。是に非ざる無ければ，則ち天下に彼無し。彼無く是無きは，玄同する所以なり。

夫自是而非彼，彼我之常情也。故以我指喻彼指，則彼指於我指獨爲非指矣。此以指喻指之非指也。若復以彼指還喻我指，則我指於彼指復爲非指矣。此〔以〕非指喻指之非指也。將明無是無非，莫若反覆相喻。反覆相喻，則彼之與我，既同於自是，又均於相非。均於相非，則天下無是。同於自是，則天下無非。何以明其然邪。是若果是，則天下不得〔復〕有非之者也。非若果非，〔則天下〕亦不得復有是之者也。今是非無主，紛然淆亂，明此區區者各信其偏見而同於一致耳。仰觀俯察，莫不皆然。是以至人知天地一指也，萬物一馬也，故浩然大寧，而天地萬物各當其分，同於自得，而無是無非也³¹⁾。「齊物論」篇の「天地一指也，萬物一馬也。」に對する郭象注。

夫れ自らはにして彼に非ざるは，彼我の常の情なり。故に我の指を以て彼の指に喩ふれば，則ち彼の指 我の指に於て獨り指に非ずと爲すのみ。此れ指を以て指の指に非ざるを喩ふるなり。若し復た彼の指を以て還た我の指に喩ふれば，則ち我の指は彼の指に於て復た指に非ずと爲さん。此れ指に非ざるを以て指の指に非ざるを喩ふなり。將に是無く非無きを明かにせんとし，反覆して相喩ふるに若くは莫し。反覆して相喩ふれば，則ち彼の我と，既に自らはとするに同しく，又相非とするに均し。相非とするに均しければ，則ち天下に是無し。自らはとするに同しければ，則ち天下に非無し。何を以て其の然るを明かにせんや。是れ若し果たして是ならば，則ち天下〔復た〕非有るの者を得ざるなり。非 若し果たして非ならば，〔則ち天下も〕亦た復た是有るの者を得ざるなり。今 是非 主無く，紛然として淆亂し，此の區區

たる者 各おの其の偏見を信じて一致に同しきを明かにするのみ。仰ぎて觀 俯して察し、皆然らざる莫し。是を以て至人 天地は一指なり、萬物は一馬なるを知る。故に浩然大寧にして、天地萬物 各おの其の分に當り、自得を同じくして是無く非無きなり。

郭象は、すべての人や物事は「自分を正しいとし、他人を間違っているとする」という事実から出發し、すべての人が正しいという觀點からは世の中に間違いはなく、すべての人が間違っている（他人を間違っているとする）という觀點からは世の中に正しいことはなく、「正しい」は別の觀點からは「間違っている」のであり、「有」はあらゆる意味で「有」であり、「無」はあらゆる意味で「無」であると言う。この論法は、天臺宗（第六祖）湛然の「心の色と心は色と心でなく、色と心は色と心でしかない」（十不二門）、つまり、心であると言えば心は色であり、色であると言えば色は心である、だから色は色だけでなく色でもあり、心は心だけでなく心でもある、そして最後に、色であると言えば色は色であり、心であると言えば心である、という考え方と非常によく似ている。

道心は明白だが、この世から善惡の問題を取り除くことはできない。世の中に善惡は一つしかないと言われれば、「イエス」と言えばすべて「イエス」であり、「ノー」と言えばすべて「ノー」であり、まさに「色卽是空、心卽是空」の理論に近く、このように普通の感情から心に入って、最高の形而上學的領域まで進むことができる。自己と非自己の共通感覺から、世の中の人々はみなこのようなものと悟ることができ、この悟りは普遍的で超越的な眞心の現れであるに違いないが、この眞心は眞心の共通感覺であって、眞心の體裁をなしていない。このことは、眞心が一般的な感情から切り離されていないことを示している。これは天臺宗の「無智が宿らない時、無智は法性であり、法性が宿らない時、法性は無智である。自分の心の善惡から、すべての人の善惡を悟り、この世にただ一つの善惡しかないことを見る。これは「すべての法は空であり、まったく關心がない」という意味に似ている³²⁾。

先に引用した郭象の文獻に、「指を以て指の指に非ざるを喩ふは、指に非ざるを以て指の指に非ざるを喩ふに如かず」と説明されているが、これは「齊物論」の（本文の）文脈には必ずしも合致しない。彼は指と非を、相手と自分の善惡の觀點から理解しており、それは必ずしも本來の意味とは一致しないかもしれない。しかし、自分の指を相手の指に喩えることで、相手の指が自分の指の指ではないことを理解し、相手の指を自分の指の指に喩えることで、自分の指の指が自分の指の非の指であることを證明しているのである。この方法は、普通の心の中に道を見る方法でもある。心は難解な意味を表現することができる。私が他人を指さすことは指ささないことであり、他人が私を指さすことは指ささないことである。そして指は指であって指でなく、指でないものは指でなくて指であるから、私の指と私の指でない他の者の指から、すべての指が普遍的に含まれ、したがって天地には一つの指が存在する。こうして、どのような人のどのような思考においても、正しいことも間違っていることもないこと、あるいは正しいことも間違っていることもすべてあることを證明することができるのであり、したがって、すべてを止めてそれ自體に戻し、それぞれが自分の分け前を持ち、自己實現することができるのである。郭象の上記の注釋は、人は妄想から入り込み、妄想を通して眞實を見ることができるという天臺宗の言葉に近い。

以上のように、楊祖漢の牟宗三に對する見解では、存在論から見た、牟宗三の郭象の注釋に對する修正だけでなく、郭象注の天臺圓教への援用あるいは支持についても指摘していることは明らかである³³⁾。

二、「論牟宗三先生的老子詮釋——〈境界形態形而上學〉說述評」における 牟宗三の郭象の注釋に對する修正と圓教の支持

1. 問題の所在

劉桂標は、牟宗三の老子解釋に對して、牟宗三氏の視點は正當ではあるが、『老子』の意味、あるいは王弼の注釋書本文に即していないなど、いくつかの限界は否定できず、また、「道」よりも「無爲」の理論が優先されるという主張や、それを支える「儒・道」の教相判釋の學說にも理論上難點があると考えている。

また、一般的な學者の老子論とは異なり、牟氏の『才性與玄理』は老子を直接論じているのではなく、魏晉の形而上學者である王弼の老子注解を通して老子を語っているため、嚴密に言えば、牟氏の老子解釋は、王弼の老子研究を通しての牟氏の老子解釋ということになると批判しつつも、牟氏の老子解釋は實に多くの點で豊かで洞察に富んでいる。例えば、無と有を道の二重性格とすることで、道の意味を非常に包括的かつ深く理解している。牟氏の「領域形態の形而上學（境界形態形而上學）」の概念は中國哲學の理解に非常に有用であり、老子の「道」の意味、例えば道の二面性（無性と有性）、その支配性、永續性、先天性、生成性、成就性などについての彼の分析は、彼以前の他の人がまだ發見していない多くの洞察をもたらしている。従って、もし唐君毅氏の『道の六義』を改訂し、統合することができれば、現代の老子解釋の重要なモデルとなり、今後の老子研究に大いに役立つのだと一定の評価も與えている³⁴⁾。

2. 牟宗三の「不生の生」の觀點と「領域形態の形而上學（境界形態形而上學）」の觀點から見た『老子』の道の客觀的な實在性

次に牟宗三の『老子』解釋に對する劉氏の批判を抜き出してみる。

古來、多くの學者は老子の説く道を創造的な意味を持つ實在的あるいは形式的なものと見なしてきた。しかし、牟宗三は、老子の道は客觀的な（あるいは客體的な）實在ではなく、主觀的な（あるいは主體的な）領域であると主張した最初の人物である。牟氏は王弼の老子觀について、著書『才性與玄理』の第五章で論じている。この章は五つのセクションに分かれており、最初の四つは王弼の老子論の實現について、最後は宇宙體の實現について論じている。著者の理解によれば、第一節は道そのもの（これは「道の本體」と呼ぶことができる）に焦點を當てるが、この道の本體は究極的には實在ではなく形而上の姿にすぎないと説明する。第二部では、牟氏が道の三つの性質（主宰性、常存性および先在性）について語るとき、これらの性質は客觀的な形式的實在ではなく、人生實踐の主觀的實在であると説明する。牟氏は、老子の「道」は否定によって明らかにされる主觀的な生の領域であり、否定されるべきは人間世界の恣意的・妄想的行動、すなわち事物の創造（有爲・無爲）であり、したがって「道」は人間の恣意的・妄想的行動の否定、すなわち事物の非創造（有爲・無爲）の觀察にすぎず、客觀的な物理的實體を指すものではないと考える。その意味を考えれば、「無爲」は理論的には「道」よりも優れているのだから、老子の道家のキーワードである「無」はもともと動詞（「無爲」の實踐活動を意味する）であり主語が「無」の領域であったからこそ、「無」が名詞に變化して表現されたに過ぎない。老子が「無」を使って道を表現したのは、主に道が客觀的な實在ではなく、主觀的な領域であることを示すためだと、牟氏は考えている。また、儒教は道德（聖、智、仁、義）の觀點から道を説き、道德は唯一實在するものであるか

ら、儒教が説く道は實在するものである。しかし、道家は人生の主観的な領域から説くだけで、道德の観点からは説かず、道德の議論が不足しているので、道家の説法は實際ではなく、形式だけであるとする³⁵⁾。

劉氏は續いて、「道の客觀的實在性」について、『老子』本文を引用しつつ、牟氏『老子』解釋は、道家は領域形態の形而上學だけで、實存形式の形而上學を缺いていると斷定する。以下の文章は當該論文第一章の冒頭の文章を要約したものである。劉氏は領域からのみ道を解釋する考えに疑義を立てている。

牟宗三氏の主張するテキスト上の論據を検討すれば、牟宗三氏の主張を立證することは困難であると言える。というのも、『老子』全篇を注意深く讀めば、老子の言う「道」が、牟氏の言うような純粹に否定的な表現として「不生の生」を意味するのではなく、それどころか、「道」が現實の一形態であり、創造の意味を持つことを明確かつ明瞭に述べているからである。實際、このテーマに關する次のような文章が数多くある。「無名は天地の始まりであり、有名は萬物の母である」(『老子』第一章)。「無名」とは、知ることのできない天の道のことであり、天地の始まり、すなわち宇宙萬物の存在の根源であり、明らかに本當の意味を持っている。『老子』第21章：道は恍惚の中にあると言われるが、それは經驗的な形を持っていないという意味においてであって、存在しないという意味ではない。それどころか、老子はそれが實在する(本質があり、眞實であり、信仰がある)と斷言している。天地の前に生まれ、混じり合っているもの。それは静かで孤獨であり、獨立していて不變であり、周到で危うくなく、天地の母となりうる。『老子』第25章：ここに道の先在性、獨立性、永遠性を見ることができ、それが天地萬物の源(天地の母)であると明言されている。道は一を生み、一は二を生み、二は三を生み、三は萬物を生む。『老子』第42章：ここで、「一、二、三」が何を意味するかは、また別の學問的なテーマであり、本稿で深く検討する必要はない。したがって、老子はその過程を省いて、「道が萬物を生んだ」と明言したのである。道はそれを生み、それを美德とし、それを形とし、それを道具とする。それゆえ、萬物は道を敬い、徳を尊ぶ。『老子』第51章：ここでも、「道」が萬物を生み出すという考え方が明確に述べられている。

以上の内容をまとめると、老子の原文は、道は形式的な存在であり、萬物の根源であると言っていることが非常に明確に理解できる。原文以外の牟氏の個人的な解釋がなければ、老子が言いたかったことは、道は客觀的な形式的な存在ではなく、個人的な實踐の領域に過ぎないということを讀み取ることは不可能であろう。文字通りの意味だけで古典を學ぶべきでないと行って、牟宗三氏を擁護する人がいるかもしれない。というのも、文字通りの意味に従わないこの種の解釋は、多くのテキストの文字通りの意味に矛盾しないという条件を必要とするからである。しかし、牟宗三氏の解釋にはこの問題がある。牟宗三氏は「道は實在しない」と言っているが、これは老子のテキストの多くの字義通りの記述、すなわち「道は實在する」という記述と矛盾するものであり、このような解釋は妥當なものではない。老子がしばしばAと言っているように表現しているが、彼の心の中ではA以外のことを言おうとしている、と想像してみよう。老子の表現能力に非常に問題があることを前提にしない限り、あるいは何らかの理由で彼が意圖的に言いたいことに反することをたくさん言ったことを證明しない限り、このような發言が成立する可能性は非常に低い。實際、王弼の老子解釋をさらに分析すると、王弼は道が實在しないとまったく言っていない。その理由は、第一に、王弼は『老子』の他の章の注釋の中で、道は實在しないと、それに近いことは言っていない。

第二に、原注を注意深く見てみると、「道は實在しない」という牟氏の發言に意味があるとは思えない。經典が語っているのは、道は萬物を創造し、養い（生み、育てる）、萬物（特に人間）の自律を妨げないということであることがわかる³⁶⁾。

以上のように牟宗三の「道は實在しない」という記述について疑義を立て、『老子』本文に従って、牟宗三の「道の實在」に對する考え方について批判している。

3. 「有爲」が「道」よりも理論的に優れているという觀點と、それを支える「儒・道」の教相判釋の學說にも理論的に難點があること

劉氏は牟宗三氏は説明なしに『老子』を引用しているが、そこには、彼が「道」の實在性を否定することを正當化するための意味が込められている。つまり、『老子』の「有爲」は「道」よりも理論的に優れているので、「有」はまず動詞であり、主體の實踐活動であるのに對し、「道」は「有」の變形であり、その後名詞となり、「有爲」の域に達した人間の形式的な科學の身振りであり、實在するものではない。劉氏は、牟氏の言葉は「無」の變形であると考えている。劉氏の見解では、牟氏の主張はテキスト上の裏付けを缺くだけでなく、テキストとも矛盾していると強い口調で牟氏を批難する³⁷⁾。

そして、第二章の中段で、次のように述べている。

無爲は道を悟る一つの方法（否定的な方法）に過ぎず、道を悟る唯一の方法ではない。つまり、道を悟るもう一つの方法（肯定的な方法、すなわち自然）を排除するものではない、ということになる。従って、「老子の道はもともと曖昧にして顯現するものだから、その状況を『無』と呼ぶ。」「『無』はまず動詞として使われる。」「『無』はもはやあるものとして積極的に表現することはできない。すなわち、もはやあるものとして現實化することはできない、徹底的に境界形態の本體である」などというのは、個人的な考えに過ぎず、「老子」の哲學的な意味に従って成立させることは困難である。その思想は、『老子』の哲學の意味からすれば、成立させることは難しい。周文の疲弊に對應して「無爲」が生まれたという記述については、少なくとも周文の疲弊が老子の「無爲」思想の臺頭の一因であることから、この記述は間違っていないと考えている。しかし、ここから「無爲」や道家思想の起源が周文の疲勞に對處するためであったとか、それが「無爲」誕生の主な理由であったとは推論できない。道家や儒教のような哲學の一大流派を單一の原因、あるいは最も重要な單一の原因に歸するのであれば、哲學的思想の起源に關するそのような説明は單純すぎる。また、周文の疲勞が道家思想の唯一の、あるいは最も重要な原因であり、無爲がその原因であったとしても、それは無爲の概念が歴史的に優れていることを證明するだけで、そこから無爲の概念が道より哲學的に優れていることを推論することはできない。上記が眞實であれば、道は形式的存在であり、無爲はその實現であり、哲學理論においては、道は依然として無爲に優先する。無爲の歴史的優先は、道の實在性を否定するものではない。理論的には、老子は無爲の状態を通して、價値の源泉としての道の存在を経験したと言えるのであり、人々が道を非實在として経験するのではなく、形式的な身振りに過ぎないと言う必要はないのである³⁸⁾。

老子の言う「仁と義」（「聖と智」）とは、具體的には儒教の説く道德概念を指すはずである。當時、老子は儒教を、人間の本性に合わない純粹な世俗的道德規範だと誤解していたのだろう（つまり、後の律令主義の否定的な意味で、嚴格な道德規範を指す）。従って、老子が誤解した儒教的な仁と義の概念（創造された硬直した道德概念）を否定した後、眞の仁、

義、道德（第18章では「孝悌」、第38章では「上徳」と呼ばれ、創造にとらわれない眞の道德）が生まれると解釋できる。しかし、このような議論は、硬直した道德概念に對するものであって、眞の道德概念に對するものではない。つまり、老子は道德に反對しているだけでなく、道德を重視しているとさえ言える。老子が重視したのは、人間の本性に即した硬直的でない道德であった。こうしてみると、儒教と道家の違いは、道德に關しては儒教の方が道家よりも包括的で深いということに過ぎず、道家が道德を語らないということではないだろう。したがって、道家は道德を語らない（というより、道德を積極的に語らない）、さらに道家は道の實在を立證できないという牟氏の主張は、ほとんど成り立たない。全體として、牟氏が儒教と道家の判斷（あるいはさらに中國と西洋の宗教と哲學の判斷、たとえば儒教、佛教、道家の判斷など）の中で述べている價值の意味は、結局のところ儒教の道德的價值に限定され、他のすべての學派は否定されるか、あるいは否定的な意味しか持たない價值しか持たないとされており、これは一種の儒教至上主義であり、かなりの排他性を持っている³⁹⁾。

劉氏は、道家や佛教、その他の宗教・哲學の研究者の多くが、彼の判斷の背景を理解すれば、この視點を受け入れることは難しいだろうと考えている。また、次のように述べている。

道の存在を肯定することは、價值觀の客觀的妥當性を示すことでもある。これが否定されれば、價值觀は主觀的な判斷でしかなくなり、すべての價值觀は主觀主義に陥ってしまう。私たちが經驗する價值觀を語ることはできなくなり、結局、人間の世界は價值觀のない世界になってしまうのである。以上のことから、哲學的價值觀は道家の存在を認めざるを得ず、そうでなければニヒリズムと主觀主義に墮してしまう。もし牟氏が言うように、道家がその基礎となる對應する道を持たない純粹に主觀的な實踐領域に過ぎないのであれば、道家思想は虛無的で主觀的なものとなり、受け入れがたいものとなるだろう。牟氏によれば、道家は否定的な意味で價值觀を語っているだけで、價值觀がないわけではなく、後者は實際には儒教が語る聖、智、仁、義の道德的價值觀であると考え人もいよう。後者とは、實は儒教が言う聖、智、仁、義といった道德的價值觀のことである。しかし、このように言ってしまうと、筆者が前項で述べたように、儒教を推し進め道家を抑壓する儒教至上主義になってしまう。なぜなら、道家は儒教が言うような聖、智、仁、義といった道德的價值を語らないので、それだけで現實を語るができず、現實を語るためには儒教に頼らざるを得ないからである。このように、道家は儒教の臣下となり、その價值は儒教の道德を理解させ、その道德を理解するための障害を取り除くことだけになった⁴⁰⁾。

劉氏はこの後の文章で、道家の思想家にとって、儒教と道家をこのように排他的に分けることは非常に受け入れがたいことだと思う、というかなり強固な言葉で結んでいる。ここでは老子の道が客觀的な實在性に基いていることを基底にして、いわゆる教判の中で、儒家は道家より秀でているという考え方は改めるべきだと、暗に牟宗三を批判している。

4. 「境界形態形上學」の意義と價值、唐君毅氏の「道の六義」の改訂と統合

劉桂標は、牟氏の「境界形態形上學」には限界があるとしても、中國哲學の研究にとって重要な意義と價值がある。最も重要なのは、牟氏が形而上學において中國哲學と西洋哲學を區別するために、より本格的な中國哲學用語を用いたことである、と一定の評価を與えている。近代以降、中國哲學と西洋哲學はより傳統的で緊密な接觸と交流が行われるようになり、兩者の比較と理解

がますます盛んになっているが、牟氏の中國哲學と西洋哲學の比較と理解に關する見解は、この點で最も重要なものの一つと考えられる。しかし、唐君毅がいうように、牟宗三氏の主な問題は、牟宗三氏が道の實在性を認識していないことであり、この視點を修正しなければならない。つまり、老子の道が主觀的な領域であることが確認できるほかに、それは客觀的な實在性でもあるからである。そこで、唐君毅氏の『道の六義』を改訂し、統合することができれば、現代の老子解釋の重要なモデルとなり、今後の老子研究に大いに役立つのだと述べ、統合に關しては、唐氏の道の六義を簡単に説明し、次に牟氏の領域の意味をそれらに統合することを試みている。唐氏の道の六義は、『中國哲學原論』に掲載されている⁴¹⁾。

上記の道の六義について、劉桂標は次のように説明できると考えている。

道の第一の意味——虚理の道：すなわち道の普遍的な法則や原理であり、名詞として表すことができる⁴²⁾。

唐氏は、「老子書によれば、いわゆる道の第一義は、いわゆる自然の法則、宇宙の原理、あるいは萬物の共通の理とほぼ同じである」という（今按老子書中所謂道之第一義，爲略同於今所謂自然律則，宇宙原理，或萬物之共同之理者）。

唐氏が引用している老子の原文：天之道，其猶張弓歟。高者抑之，下者舉之，有餘者損之，不足者補之。天之道，損有餘而補不足。（『老子』第七十七章）『導論篇』 p. 350

道の第二の意味——形而上の道體：すなわち道の本體がこしらえる形而上學的實體そのものとしての道であり、名詞として表すことができる⁴³⁾。

唐氏は、「老子書のいわゆる道の第二義は、實際に存在する者、あるいは形而上學的に存在する實體や現實をはっきりと指している」という（老子書所謂道之第二義，則爲明顯的指一實有之存在者，或一形而上之存在的實體或實理者）。

唐氏が引用している老子の原文：有物混成，先天地生。寂兮寥兮，獨立而不改，周行而不殆，可以爲天地母。吾不知其名，字之曰道。（『老子』第二十五章）『導論篇』 p. 352

道の第三の意味——道相の道：すなわち道の本體の外的または現象的屬性であり、形容詞として表すことができる⁴⁴⁾。

唐氏は、「老子書の第三義の道は、第二義の實際に存在する道の相を道としている。第二義の道とは、萬物の起源あるいは母體のことであり、第三義の道とは、簡単に言えば道の相のことである。（この相は佛教用語であるが、その意味は老子のいわゆる「象」や「大象」と大差はない）この道の相とは、初めからほかでもなく道の本體の相である」という（老子書中第三義之道，乃以第二義之實體義之道之相爲道。第二義之實體義之實體義之道，爲物本始或本母之道體，此第三義之道，則可簡名之爲道相。「此相爲佛家之名辭，然其義正與老子之所謂象或大象，無大殊別」此道相初即道體之相）。

唐氏が引用している老子の原文：反者道之動，弱者道之用。天下萬物生於有，有生於無。（『老子』第四十章），吾不知其名，字之曰道，強爲之名曰大。大曰逝，逝曰遠，遠曰反。（『老子』第二十五章）『導論篇』 p. 354

道の第四の意味——同徳の道：すなわち道の本體の內的または精神的な屬性であり、形容詞として表すことができる⁴⁵⁾。

唐氏は、「老子書中のいわゆる道の第四義は、徳の意味と同じである。老子書中では、道德

の二つの名称には違いがある。……徳とは、人物の一人一人がその徳を得て自己生成あるいは自己推進するものである。……しかし、もう一つの意味からすれば、道が物を産み養い育てることができるのもまた道の徳であり、……道が物に逆らったり物に順ったりするのも道の（形而上學的な）玄德である……。まとめると、老子が徳を言うのは、あるいは人や物が道を得た者の説であり、あるいは道が物に逆らって物を生み、物を養い育て、物に順ったりするといった所説は、すべて道と人物との関係についての説である。これがつまり道德の二つの名称の違いである」という（老子書中所謂道之第四義、爲同於徳之義者。老子書中、道德二名、本有分別。……則徳爲人物之各得之以自生或自循者。……然自另一義、則道之能生物而畜物、亦爲道之徳、……道之反物而順物、亦爲道之玄德……。要之、老子之言徳、或就人物之得於道者説、或就道之反物而生物、畜物、順物等處説、此皆爲連道與人物之關係而説者。此即道德二名之別也）。

唐氏が引用している老子の原文：上徳不徳、是以有徳。下徳不失徳、是以無徳。（『老子』第三十八章）、玄德深矣、遠矣、與物反矣、然後乃至大順。（『老子』第六十五章）、生而不有、爲而不恃、長而不宰。是爲玄德。（『老子』第十章）『導論篇』 p. 358

道の第五の意味——修徳の道：すなわち道の本體の表現や活動の方法であり、動詞として表すことができる⁴⁶⁾。

唐氏は、「老子書中の道の第五義は、人が道と同じ形而上學的な徳を持ちたいと願うとき、そして徳を持とうとするときに、徳を修め徳を積む方法であり、人生における他人との付き合い方、政治や軍事における國の治め方や軍隊の使い方の道である。この（第五）義の道は、それ自體、上記の徳よりも一階層低いレベル、つまり純粹に應用上の道に屬している。現在のいわゆる修養の方法、生活様式、あるいは世間との付き合い方のテクニックの類いは、要するに人間の生き方の道である」という（老子書中之道之第五義、爲人欲求具有同於道之玄德、而求有徳時、其修徳積徳之方、及其他生活上自處人之術、政治軍事上之治國用兵之道。此義之道、就其本身而言、乃低於上述之徳之一層面之道、亦即純屬於應用上之道。如今所謂修養方法、生活方式、或處世應務之術之類、簡言之、即人之生活之道也）。

唐氏が引用している老子の原文：上士聞道、勤而行之；中士聞道、若存若亡；下士聞道、大笑之。不笑不足以爲道。（『老子』第四十一章）『導論篇』 p. 360

道の第六の意味——人物の状態の道：すなわち道の本體が實現した状態であり、副詞として表すことができる⁴⁷⁾。

唐氏は、「老子書中のいわゆる道の第六義は、ある種の事物の状態、あるいはある種の人の心境や人格の状態を指し、「道」の一名によって、この事物の状態、あるいは心境、人格の状態の姿を表す言葉である」という（老子書中所謂道之第六義、爲指一種事物之狀態、或一種人心境或人格狀態、而以「道」之一名、爲此事物狀態或心境、人格狀態之狀辭）。

唐氏が引用している老子の原文：上善若水。水善利萬物而不爭、居衆人之所惡、故幾於道。（『老子』第八章）『導論篇』 pp. 361-362

第二の定義は道そのものであり、その他（の定義）は道の發展や顯現の普及であり、理論（原理、すなわち第一の定義）、性質（徳、すなわち第四の定義）、外見（外觀、すなわち第三の定義）、用途（發展、すなわち第五の定義）、状態（状態、すなわち第六の定義）などを含み、

これらはすべて道に従属する。したがって、第二の定義は最高の定義であり、他の五つの定義と結び付けることができる。牟氏がその著書『才性與玄理』の中で述べている道の様々な意味については、実際に上記の6つの意味に統合することができる。牟氏が道の無と有という二重の性格（無と有と呼ぶことができる）、また道の存在論的悟りについて語る時の道の優位性、永續性、先行性は、唐氏が言及した道の第二の意味、すなわち道の本體の形に統合することができる。なぜなら、これらの意味は、その本質（道の本體の存在と呼ぶことができる）によって道の本體に関係していると言われているからである。これらの意味は、唐氏の道の第二の意味である「形式的道」に含まれる。牟氏の道の宇宙論的實現については、道の生成と實現は、合理性、性質、形態、使用、状態という形で現れる道の本體の發展、すなわちその徳（道の實現）に関連しているので、他の五つの意味に含めることができる⁴⁸⁾。

結論として、牟氏の老子解釋には限界があるが、重要な貢獻もある。したがって、もしも唐氏の六義を修正し、統合することができれば、現代の老子解釋の重要なモデルとなり、今後の老子研究に大いに役立つだろうとする。

劉氏の道の客観的な實在性からの牟宗三批判は、楊祖漢が郭象注を存在論の立場から捉え直し、牟宗三の考え方を修正したのと同様の趣を備えている。また、當代新儒家の二大雙壁をなすもう一人の巨頭である唐君毅の説を利用して牟宗三の考えを修正しようという點に斬新さを覚える。しかし、実際に唐氏の六義を修正し統合しているかと言えばまだその域に到達していない。詳細な統合とその成果については劉氏の今後の研究に俟ちたい。

最後に最近發表された楊祖漢の「魏晉玄學與天臺圓教的互證」に述べられている王弼・郭象に對する考え方をまとめていく。

三．「魏晉玄學與天臺圓教的互證——玄學與天臺佛教的互證」における 王弼注と郭象注の理解について

1. 問題の所在

楊祖漢は「摘要」の中で、「牟氏の見解によれば、王弼や郭象の道家の神祕的な教えは確かに包括的であるが、そこに含まれる道家的な圓教は、天臺宗の圓教の内容である圓の存在論に基づく圓教にはまだ到達しておらず、それは主観的な行爲の圓であって、存在的な意味を持つ客観的な圓ではないとしか言いようがない」と述べている⁴⁹⁾。この見解は、「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」の中で指摘されていたことであり、基本的な考え方に變更は見られない。しかし當該論文では、新たに王弼を取り上げ、「無」や「道法自然」に對する認識、郭象の「與物冥」との関係について考察している。次にこの「道法自然」「與物冥」の二點を中心にまとめてみたい。

2. 王弼の「自然に法り違ふ無し」は、「物に順って應じる心境」である

牟宗三氏は、道家の思想は「無の智慧」と「境界型態の形而上學（領域の形而上學）」によって定義できると考えている。いわゆる「無の智慧」とは、無心で自然な心の状態を實現することであり、そのような心の状態を實現する方法は、あらゆる人爲的造作と不自然な概念や觀念を取り除くことであり、こうした取り除き方は三層の構造に分けることができる。第一は、老子（十二章）の言う「五色は人の目をして盲ならしめ、馳騁田獵は、人の心をして狂を發せしむ」のように、人生を外に向かって走らせる原因となる官能的・生理的な欲望を取

り除くことであり、第二は、(老子十三章)「寵辱には驚くが若きは、大患を貴ぶこと身の若くなればなり」のように、外部からの自己評価によって引き起こされる心理的な悩みを取り除くことであり、第三は、老荘の仁義に対する攻撃のように、思想や概念、イデオロギーによって引き起こされるパラノイアを取り除くことであり、これは、善いものや概念に大きな価値を置くこともパラノイアを引き起こすという見方であり、いわゆる「概念のパラノイア」である。これは「観念の災害」、あるいは「意底牢結(イデオロギー)」であり、それゆえ(老子第十八章)「大道廢れて仁義有り」、(莊子齊物論篇)「大仁は不仁」などと唱えているのである。この三層を取り除くことで、私たちに生命の不自然な条件と意識型態の偏差を捨て去り、人間の生命はそこでやっと「道」の領域に達することができる。いわゆる「道」について、老子は「自然」という言葉を用いて定義したが、「自然」という言葉についての王弼(老子第二十五章王弼注)の説明は非常に洞察に富んでいる。「自然とは、無稱の言、窮極の辭なり」、つまり、道の領域を表す自然については、形や體で見ることができないため、定義できるような名前で説明する方法がなく、主観に関連する言葉で形容して表現する方法がない。つまり、名前を使うことができない、いわゆる「窮極の言葉」である。いわゆる「窮極」とは、どんな言葉でもこうした状態を表現する言葉は使えないということであり、王弼のいわゆる「道は自然に法る」の「自然」に対する理解であることが分かる。また王弼(老子第二十五章王弼注)は、「自然に法るとは、方に在りては方に法り、圓に在りては圓に法り、自然に於ては違ふ所無きなり」とも言っている。これは、扱う対象に従順であること、対象と一體になること、水のようになること、容器の型に従うこと、容器の形と完全に一體になること、異なる意見など存在しないのだから、いわゆる自然とは、完全な無心なのだ、という王弼の道に対する理解を表している⁵⁰⁾。

無心のその心の状態とは、客観的な対象が、それ自身のやり方で存在し、顯現するのを、わずかな干渉もなしに、つまり、自分の考えを相手に與えることなく許す状態のことである。このような心境において、いわゆる「道は萬物を生ず」とは、道が生きとし生けるものを産むのではなく、牟宗三が言うように、萬物が自ら産むことを許し、身を引くこと、干渉しないこと、操作しないこと、しがみつかないこと、これが道の萬物に対する「生ず」である。これは否定的な誕生、つまり対象にまったく觸れない誕生、「不生の生」とも言える。つまり、誕生という行爲はないが、萬物が自由かつ自律的に成長するための空間が保たれており、これが「萬物を生ず」である。これはもちろん偉大な知恵の表現であり、道の不生とは「不生の生」であり、物事の成長の超越的な基盤である。萬物の成長にはさまざまな条件の協力が必要であり、これは「内在する生」であり、老子(第五十一章)が「物之を形づくり、勢之を生じ、之を亭め之を毒くし」と言ったように、これが「内在の生」である。しかし、内在の生は、不生の生に超越される必要がある。そこで道は物を生じないながらも超越した物を生じると言うことが出来、生じないながらもそれは實は生の根據であり、これも(老子第七十八章)「正言は反するがごとし」の意味で表現できる⁵¹⁾。

しかし、道から物を生じないというだけで、道の生を理解できるのだろうか。聖人は道を體現する者なのだから、聖人はただ身を引いて萬物に干渉せず、萬物が自ら生まれるに任せることしかできないのだろうか。つまり、聖人は、自分が扱っている環境や対象を傍觀し、何らの行動も起こさず、接觸もしないことしかできないのだろうか。もしそうだとすれば、(積極的な逆説である)「無爲にして爲さざるは無し」の意味にはそぐわないように思われる。また、老子(第五十一章)「道は之を生ず」、(第四十二章)「三は萬物を生ず」、(第六十三章)

「無爲を爲し、無事を事とす」といった言葉によれば、道が物を生じるという理解を、道は現實に生み出す作爲だと理解することも、もちろん可能なはずである。ここで當代の牟宗三と唐君毅の二人の、老子の「道は物を生ず」に對する異なる解釋が登場する。では、「無爲」と「有爲」という二つの意味をどう調和させるのか。私の考えでは、道家は無爲と不干渉を主とする一方で、物事の本質に對應することも可能であり、先に引用した王弼の「道は自然に法る」の解釋は、無爲と爲を結びつける可能性を提示している。王弼によれば、「自然に法る」とは「自然に違う所がない」ことであり、これは當人が自然を法とし、己の内なる意思を完全に排除したとき、人とその人が對峙する人や事物は、水とその容器の状況と同じで、水はその容器の四角さと丸さ、大小の様式を完全に表現する。すなわち「方に在れば方に法り、圓に在れば圓に法る」のであり、それは對峙する對象の状況と完全に一體化するが、これが他ならぬ玄冥の領域であると解釋できる。王弼の注に「玄とは、冥なり、默然として有る無きなり」とある。玄とはつまり冥であり、冥とは「自然に法りて違う無し」の意味で、物（である對象）と一體化することであると解釋できる。沈黙して存在がないということは、物事と完全に切り離せないということである。この理解によれば、後の郭象の（多用する）「物と冥たり（事物と一體になる）」あるいは（莊子逍遙遊の郭象注）「無心にして玄應、唯だ感じて之れ従ふ」という言葉は、王弼の注釋を合理的に發展させたものであり、外界の事物と完全に一體になり、その動きに應じて動いたり静まったりする自然な氣分を表現したものである。これを基準とするならば、冥を使って（形而上學的な）玄を表現するという王弼の提案は、外的對象との一體化の状況を表現して傳えているはずであり、それが前述のいわゆる「違う無し」の心の状態である。外物との冥合（外的對象との調和）の結果、自分の考えや思想で積極的に對象を支配したり影響を與えたりしようとは思わないが、對象の要求や動きに従って、玄冥の人々は間違いなくそれに従って行動するだろう。このように考えると、無心無爲で自然體である道を修得した人や聖人は、どうして「無爲にして爲さざるは無し」という結果をもたらさないことがあるのか。いやもたらすのである⁵²⁾。

引用した文章が多少長くなってしまったが、王弼の道に對する重要な視點を含んでいるので、要約して示すことにした。

牟宗三の道統を引いている「鵝湖學派」の重鎮でありながらも、牟宗三に對して「道から物を生じないというだけで、道の生を理解できるのだろうか」という疑義を立て、道は物を現實に生み出す本體と見ている。そして、「道」を現實に物を生み出す作爲であるとしていることから、ここでは唐君毅の立場にも立っていることが分かる。また、「無爲」と「有爲」の調和は、無爲と不干渉を主とする一方で、物事の本質に對應することも可能であり、王弼の「道は自然に法る」という解釋によって、無爲と爲を結びつけ、對峙する對象の状況と完全に一體化するのが他ならぬ玄冥の領域であると解釋している。この考え方は先に劉桂標が牟宗三の老子解釋に唐君毅の六義を統合させることによって、牟宗三の領域形態の形而上學（境界形態形而上學）を修正しようと考えたのに對して、より道家的手法（老子の「無爲にして爲さざるは無し」）をとっているといえよう。

また、道が自然に法ることで得られる「無違」・「與物冥」は、王弼の最も決定的な概念である。王弼の理解する自然は、内心を通過した徹底的な無爲であり、それで物と冥合し、物に順って變化した状態であり、それは王弼と郭象の玄學を理解する上で重要なポイントでもある。王弼のいう自然とは、おそらくこのように理解することができる。つまり有爲とは、不自然さを取り除くことから無爲を言い表し、さらに無爲をも忘れることによって、爲と無爲の間に對立がない状態

になる。それが自然である。そして、この自然の心の状態では、対象や環境との間に距離や區別はなく、自然に反応して機能するようになるのである⁵³⁾。

3. 郭象的「述冥」

楊祖漢は郭象の冥について、次のようにまとめている。

郭象は、堯こそが本當に世界を治めることができる人物であり、堯が世界を治めたのは、無爲をなしたからであり、世界に関心を持たず、民衆が要求したからこそ世界を治めたのであり、日々の世界の管理において、無心と無爲を示し、そのため、廟堂で物事に對處するときも、何も心配することがない山や森にいるときと、同じ心境であった。これこそ道家政治の理想型で、牟氏が言うところの「道化の治道」であり、無心・無爲を通して表現した人民を管理する最も適切な方法なのである。ただ、牟氏の道家に對する統治方法は、無爲と一步を踏み出すことの意味を強調しているが、私がここで付け加えたいのは、自然にして物と冥すとは、物事に即した統治行爲を生み出すということであり、一步を踏み出すだけでなく、萬物に自らの意思決定權を委ねることである。もしもこのようにいうことができるとすれば、道で世界を治めるということは、單なる主觀的な領域だけではなく、物事に對應するという現實的な役割がこの領域にはあると言えるのである⁵⁴⁾。

これは道家の玄理が含む内聖外王の教義であり、無爲自然の道が現實の政治行爲にも適用できることを意味する。ここで、儒教と道家の政治思想の違いを比較してみると、儒家は忍びざる仁の心で忍びざる仁の政治を行うことを強調し、仁政や王道は道德的な心が、義のための義として自らを示すという要件のもとに與えられる理想的な政治的行爲、これは道德的な心や博愛の心から直接發生する要求であり、縦貫的（垂直的）かつ積極的なものと言える。一方、道家は無爲で自然や物に順うことから出發し、消極的に無心や物と冥合することを通して、仕方なくそれに應えなければならないというものであり、儒教の政治論の形態とは異なるがお互いに補完することができる。儒教は確かに仁や王道の根源を指摘し、壇上の役割を引き受けているといえる。一方、道家は無爲に従うことには自然が含まれていて、權力者は自分が正しいと思ってはならず、必ず無心になって何もせず、干渉も操作もせず、すべてが自律的に處理されることを求めている⁵⁵⁾。

「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」では、郭象注が、牟宗三の圓善論を深化させる物であることを強調しつつも、牟宗三が認めていない存在論としての描寫が爲されていることを「大小の逍遙は一なり」・「與物冥」を中心にまとめていた。「魏晉玄學與天臺圓教的互證－玄學與天臺佛教的互證」では、敢えて王弼注の存在論的側面を強調することはない（とはいえ、劉氏同様、存在論的な判斷によって郭象注を解釋する上で、牟宗三と唐君毅を對比させている）が、從來思想史的に同一視されてこなかった王弼と郭象について、その存在論的在り方を兩者ともに共通して存在させていることが理解できる。

おわりに

楊祖漢の二篇の論文には、劉氏が唐君毅の考え方を加えた上で、牟宗三の哲學を再構築しようというような斬新さはそこには見られない。しかし、從來王弼を「貴無論」として、郭象を「崇有論」或いは「物化論」として把握してきた學術界を基底に考えると、王弼に存在論的側面からのアプローチを求めるのはかなり勇氣が必要であったことと考えられる。そうであるならば、圓

善論をハイデッカーの哲學などと関連付け、「死の生命學」として捉える研究も幾つか散見される中、生命の學問として軌道修正しているのは、新儒學の今後の方向性を見極める上で、大變貴重な論文であるといえる⁵⁶⁾。また、「これは道家の玄理が含む内聖外王の教義であり、無爲自然の道が現實の政治行爲にも適用できることを意味する」と楊祖漢が述べていることは、今後、後新儒學が内聖外王の思想を再確認・再構築する上で、一つの指針となるはずである。科學には直結しないかも知れないが、内聖外王の一つの結論を導いているからであり、少なくとも自律・自由な社會の實現を求めることは出来るからである。

なお、新儒學と内聖外王との関係については、現在并行して執筆中の「現代新儒家と鵝湖學派——その道統と思想を中心に——」の中でも言及しているが、内聖外王の出現とその時代背景、今後の指針については、さらに調査研究する必要があると考えており、今後の研究テーマにしたいと考えている。

當該文章は海外研修費を受け、臺灣國立中央大學で海外研修をした研究成果の一端として報告するものである。

注

- 1) 程志華『臺灣“鵝湖學派”研究—牟宗三弟子的哲學思想—』（人民出版社，2015）
- 2) 楊祖漢「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」（香港 新亞學報二十八卷，2010）PP203-221
楊祖漢「魏晉玄學與天臺圓教的互證」（杭州師範大學學報2024年一月第一期，2024）PP1-12
劉桂標「論牟宗三先生的老子詮釋—〈境界形態形上學〉說述評」（楊永漢主編『紀念牟宗三先生逝世二十周年國際學術研討會論文集』所収，萬卷樓出版社）PP385-416
- 3) 林安梧『牟宗三前後：當代新儒家哲學思想史論』（臺灣學生書局有限公司，2011）PP165-360
- 4) 牟宗三『才性與玄理』（『牟宗三先生全集』所収，聊經出版事業股份有限公司，2003）
牟宗三『圓善論』（『牟宗三先生全集』所収，聊經出版事業股份有限公司，2003）
前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP203-204
- 5) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP204-205
- 6) 劉義慶著・劉孝標注『世說新語箋疏』（華正書局有限公司，1989）PP220-221
- 7) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP205-206
- 8) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P207
- 9) 前掲：郭慶藩撰『新編諸子集成 莊子集釋』（中國北京・中華書局1961）P3
- 10) 前掲：『新編諸子集成 莊子集釋』P11
- 11) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP207-208
- 12) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P208
- 13) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP208-209
- 14) 前掲：『新編諸子集成 莊子集釋』P20
- 15) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P209
- 16) 前掲：『新編諸子集成 莊子集釋』PP199-200
- 17) 前掲：『新編諸子集成 莊子集釋』P213
- 18) 前掲：『新編諸子集成 莊子集釋』P213
- 19) 前掲：『新編諸子集成 莊子集釋』P219
- 20) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP218-220
- 21) 前掲：『新編諸子集成 莊子集釋』P225
- 22) 前掲：『新編諸子集成 莊子集釋』P763
- 23) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP220-221
- 24) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P210

- 25) 前掲：『新編諸子集成 莊子集釋』P13
- 26) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P213
- 27) 前掲：『新編諸子集成 莊子集釋』P227
- 28) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP213-214
- 29) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP215
- 30) 前掲：『新編諸子集成 莊子集釋』P66
- 31) 前掲：『新編諸子集成 莊子集釋』P69
- 32) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP216-217
- 33) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP217-218
- 34) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P385
牟宗三『才性與玄理』（『牟宗三先生全集』所収，聊經出版事業股份有限公司，2003）
- 35) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP386-389
前掲：『才性與玄理』P140
- 36) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP396-400
前掲：『才性與玄理』P141
- 37) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P400
- 38) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P403
- 39) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P405
- 40) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P406
- 41) 唐君毅『中國哲學原論』第二冊「原道篇」（臺灣學生書局，1986）PP354-355
- 42) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P411
また，劉氏の道の第一義の原文は，「道之第一義——虛理之道，即道體的普遍的規律或原理；可以名詞表述」である。P415
- 43) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP411-412
また，劉氏の道の第二義の原文は，「道之第二義——形上道體，即道體作為形而上的實體本身；可以名詞表述」である。P415
- 44) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P412
また，劉氏の道の第三義の原文は，「道之第三義——道相之道，即道體的外在的或現象的屬性；可以形容詞表述」である。P415
- 45) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P412
また，劉氏の道の第四義の原文は，「道之第四義——同德之道，即道體的內在的或精神的屬性；可以形容詞表述」である。P415
- 46) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」PP413-414
また，劉氏の道の第五義の原文は，「道之第五義——修德之道，即道體的呈現或活動方法；可以動詞表述」である。P415
- 47) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P414
また，劉氏の道の第六義の原文は，「道之第五義——修德之道，即道體的呈現或活動方法；可以動詞表述」である。P415
- 48) 前掲：「比較牟宗三先生對天臺圓教及郭象玄學的詮釋」P416
- 49) 前掲：「魏晉玄學與天臺圓教的互證」P1
- 50) 前掲：「魏晉玄學與天臺圓教的互證」PP1-2
- 51) 前掲：「魏晉玄學與天臺圓教的互證」P2
- 52) 前掲：「魏晉玄學與天臺圓教的互證」P3
- 53) 前掲：「魏晉玄學與天臺圓教的互證」PP3-4
- 54) 前掲：「魏晉玄學與天臺圓教的互證」P5
- 55) 前掲：「魏晉玄學與天臺圓教的互證」P5
- 56) 一例として，朝倉 友海「死生の學としての儒學の意義：牟宗三の〈生命の學問〉」（『死生學研究』東京大學大学院人文社会系研究科8, 2006年）PP165-191・朝倉 友海「〈生命の學問〉から〈死の現象學〉へ：

後期牟宗三における仏教的轉回と京都學派」(死生學研究 11, 2009年) PP147-172を擧げることが出来る。

参考文献

- 牟宗三 (2003) 『牟宗三先生全集』 聊經出版事業股份有限公司
唐君毅 (2016) 『唐君毅全集』 九州出版社
朱謙之 撰 (1984) 『新編諸子集成 老子校校釋』 中國北京・中華書局
池田知久 (1983) 『莊子上』 學習研究社
池田知久 (1986) 『莊子下』 學習研究社
王先謙 (1974) 『莊子集解』 臺灣・三民書局印行
郭慶藩 撰 (1961) 『新編諸子集成 莊子集釋』 中國北京・中華書局
周啓成 校注 (1997) 『莊子虞齋口義校注』 中國北京・中華書局
服部宇之吉 校訂 (1911) 『莊子翼』 富山房
方勇 撰 (2012) 『莊子纂要』 中國北京・學苑出版社

調査報告

台湾南部における米および米料理に関する一考察 台湾料理に関する研究 その2

前 川 正 名

A Consideration of Rice and Rice Dishes in South Taiwan — Study on Taiwanese Cuisine Part 2 —

MAEGAWA, Masana

Abstract

This paper investigates and analyzes the relationship between Taiwanese and Japanese cuisine, focusing particularly on rice and rice dishes. The influence of Japanese cuisine on Taiwanese cuisine is considered to be one of the factors that distinguishes Taiwanese Fujian cuisine from Chinese Fujian cuisine.

In Chapter 1, a variety of documents are used to examine historical changes in rice consumption in Taiwan.

In Chapter 2, presents an investigation and analysis of the rice that is actually being eaten by Taiwanese university students. In Chapter 3 does the same for the rice that is actually being sold in local Taiwanese stores.

Then, in Chapter 4, aggregates and examines takeout rice dishes, with a distinction being made between long-grain and short-grain rice.

All investigations confirmed that short-grain rice was being used an extremely high percentage of the time. However, the results of these investigations merely demonstrate that Japanese food ingredients have taken root, and do not, at this point, lead to the conclusion that Japanese cooking techniques have become entrenched or that there has been an integration with Taiwanese cuisine.

Keywords: Taiwanese cuisine, rice dishes, long-grain rice, short-grain rice

キーワード：台湾料理，米料理，短粒種，長粒種

目 次

はじめに

1. 台湾における米に関する文献
2. 調査1 学生へのアンケート
3. 調査2 米の販売実数調査
 - 3.1 調査地点
 - 3.2 調査方法等
 - 3.3 調査結果
4. 調査3 米飯メニューの実数調査
 - 4.1 調査期間・方法等
 - 4.2 調査エリア概要
 - 4.3 道について
 - 4.4 調査結果

おわりに

はじめに

筆者は前稿にて、台湾料理の菜系（料理の系統）上の位置づけを検討した。¹⁾ 本稿はその続稿である。

前稿の内容は以下の通りである。これまで台湾料理に関する言説は、その定義に関して明確に語られることはなく、曖昧にぼかした状態で、あるいは既に共通認識が確立しているかのような前提で論が進められていた。それでもなお先行する文献群を見ていくと、不明瞭かつ定義と呼ぶには不十分ではあるものの、狭義のものから広義のものまで段階的・多面的に存在していた。大きく分けるならば以下の四つである。

1. 原住民料理
2. 台湾の福建系料理
3. 台湾の中華料理全般（本省人＋外省人の料理）²⁾
4. 台湾で食されている料理全般

この分類を踏まえた上で、前稿では「1. 原住民料理」が現状を無視した極端に狭い範囲の設定を強要される傾向にあること、「4. 台湾で食されている料理全般」は雑多なものを多く含み、結果として例外的事例が多くなり、議論が錯綜しやすく本質を見失う恐れがあるため除外した。

そして「2. 台湾の福建系料理」を「台湾料理 a」, 「3. 台湾の中華料理全般」を「台湾料理 b」と名付け、量的に最大規模である「台湾料理 a」に関して日本、中国、台湾の資料を用い、その位置づけを探った。

「台湾料理 a」の現状は、以下の2点の見方が存在する。これまで（主に）中国側の理解では、福建料理内の一料理カテゴリである閩南料理内に含まれ、台湾人著者による文献でも福建料理（あるいは閩南料理）の1つとする見解が多かった。しかし、一部には八大料理すなわち上位カテゴリである福建料理に並ぶかのような主張（願望）も見受けられた（図1参照）。

前稿では、陳玉箴氏の研究（『台湾菜』的文化史）を例に出したが、⁴⁾ 類似の例は少なくない。

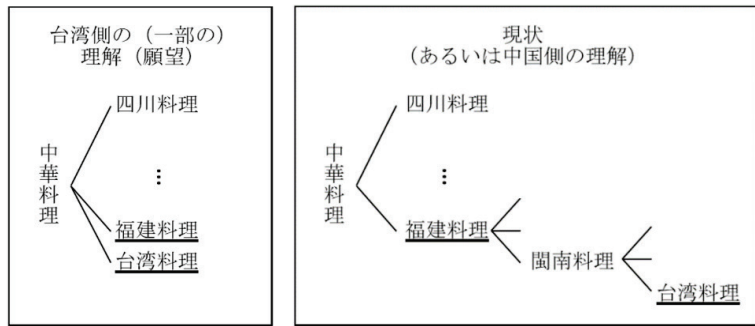


図1 諸書の理解の相違（筆者作成）³⁾

例えば林玉恵氏は「旅行ガイドブックに見る台湾料理名の日本語訳」にて台湾料理の概要を記す際に、⁵⁾「台湾の食材や習慣によってアレンジされ、台湾独自の料理に変容したものである」、「中国のさまざまな地方料理が集約され、先住民の料理と日本料理の影響も受け、台湾で手に入れられる食材を使い郷土料理として独自に進化したものである」（共に13頁）と、台湾料理が「独自」のものであると強く主張している。

前稿の内容に戻る。これらの理解に対し、筆者は、台湾と中国は全く交流（や文化の流入）が無かったわけではないものの、台湾の歴史的経緯として事実上の隔離状態が百年以上続き、実際に料理の変化も起きていることから、「台湾料理 a」ですら、閩南料理の一部とは分類しがたいのではないかと判断した。

その上で、福建料理の枠を超え、他の八大菜系に並ぶほどの離れ方（変化）をしているかといわれると、それもまた認めがたく、「台湾料理 a」は「福建料理」内の料理の1つだとしていくのが穏当な理解であるとも判断した。そしてそれらを総合的に見ていくと、福建料理の枠内の、閩南料理等と同列に再配列する方が実態に合うのではないかと結論に至った（図2参照）。

以上が本稿の前提となる、前稿の大まかな説明と簡単な補足となる。

ただし、前稿では主に紙面の都合から、（中国の）福建料理（閩南料理）と台湾福建料理（台湾閩南料理＝台湾料理 a）とが離れた要因と考えられる部分の論証はあえて大幅に省略し、結論のみを記した、仮説の提示に近い状態となっていた。

本稿は、（中国の）福建料理と台湾福建料理とが離れた要因の一つとされる「台湾料理と日本料理との関係」に関するものであり、その根幹の食材と言える米（米・米飯）について調査分析し

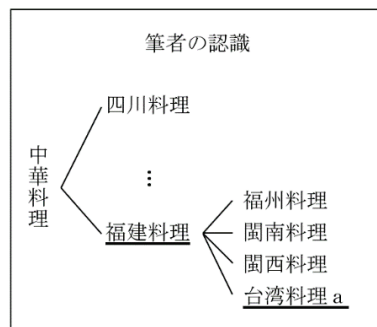


図2 筆者による「台湾料理 a」の再配列（筆者作成）

たものである。

この「台湾における米」の現状に関しても、漠然とした状況は語られてはいるものの、詳細は明らかではない。

すでに山本祥子・梅村修「台湾の食文化に入り込んだ日本」でも簡単に触れられているのだが、⁶⁾ 現在、台湾では統治時代に持ち込まれた日本米（短粒種）が根付いているとされる。ただし、山本氏の論文は留学中の気づきを書き留めた滞在記に近く、単純に日本にも台湾にも存在するメニューの類似点・相違点を感じたままに記しているにとどまる。筆者（前川）も同じ滞在経験者として、共感する部分が多々あるものの、狭い範囲での見聞をもとに記している印象が拭えない。また安易にジェンダー論を持ち出す等、表層的な理解に基づく分析も目につく。その他、福永淑子「台湾料理／米を中心にして」もあるのだが、⁷⁾ うるち米ともち米を用いたメニュー（レシピ）の紹介を主とした文献であり、米自体への言及は見られず、日本文化との関係についても特に述べられていない。

また米にかかわらず、台湾における飲食文化に関する言説は台湾の歴史的経緯もあり、著者各々のアイデンティティー（出自）との関わりから、著者自身の願望に近い意見を述べる傾向がみられる。こうした状況を踏まえ、実測データを元に現在の台湾における米に関して論じていきたい。まず第一章にて台湾における米に関する文献を調査し、第二・三・四章にて、現地調査の結果を述べたい。ただし本稿における現地調査は、台湾南部が主となっている。

1. 台湾における米に関する文献

それでは本章では、台湾料理および日本料理の両者において、根幹の食材とも言える米について述べていきたい。

ここでは、まず簡単に台湾の歴史、および台湾における稲作に関する歴史の流れを解説し次に諸書の引用へと移りたい。⁸⁾

台湾は中国の南東に位置する島であり、九州程度の大きさを持つ台湾本島といくつかの小島からなる。マレー＝ポリネシア系の諸民族が居住していたが、統一的な国家はなく、大部族（連合）が局地的に存在するにとどまっていた。これが現在、原住民と呼ばれる先住民系本省人である。

1624年にオランダの東インド会社が台湾南部を制圧し、以降オランダの支配を受ける（オランダ統治時代）。その時期と前後して、中国の福建省南部および広東省北部からの移住が始まる。これが閩南・福佬系本省人と客家系本省人である。

1662年に台湾からオランダ軍が完全撤退し、（南）明の版図となる。しかし、同年に明が清に滅ぼされ、台湾は抵抗運動を続けるも1683年には降伏し清に併合された（鄭成功が台湾に上陸した1661年から清に降伏した1683年までの22年間は鄭氏政権）。なお台湾への漢族の移民の波は19世紀初めまで続き、台湾の人口は200万人弱に増加したとされる。

1894年に起きた日清戦争と翌1895年の下関条約の結果、日本統治時代となると日本人が植民者として移り住み、日本人移民者は約40万人いたとされる。台湾の人口としては、日本統治が始まる1895年頃の260万人から、終戦時（1945年）の600万人へと増加している。

1945年8月のポツダム宣言受諾による日本の降伏により中華民国の統治下に入った。しかし、戦後に再燃する（第二次）国共内戦の結果、1949年に中華民国が台湾へ撤退。中国大陆での拠点をほぼ失い現在に至る。この時期に台湾に渡ってきたのが外省人と呼ばれるグループである。

現在、台湾住民は四大族群によって構成されており、それぞれ原住民、閩南人（福佬人）、客家

人、外省人である。1945年の「台湾光復」以前から台湾に住んでいたものが本省人であるため、原住民、閩南人（福佬人）、客家人は本省人に分類される。人口的には原住民が約2%（45万人前後）、閩南人（福佬人）約73%（1680万人前後）、客家約12%（275万人前後）、外省人約13%（300万人前後）、総人口は2300万人を超えている人々が生活している。⁹⁾

次に米について簡単に述べていきたい。オランダ統治時代以前はマレー＝ポリネシア系の先住民族群（現・原住民）であり、そもそも稲作（水稻）文化の希薄な民族もいるのだが、稲作をする場合は長粒種であった。統治時代以前も中国（南部）からの移民が主であるため、やはり栽培していたのは長粒種であった。

台湾において米は地産地消・自給自足用の農作物であったのだが、統治時代に、日本内地における食糧事情に関する問題解消の目的もあり、台湾で大規模な農業技術改革が行われることになる。八田与一のダム建設（烏山頭水庫）に代表される灌漑整備、肥料の生産および輸入、社会全体の構造として資本主義化していく等が例として挙げられる。こうした大小様々な変化の中で、日本より短粒種が持ち込まれた。短粒種の改良は現地でも続けられ、1920年代に台湾産短粒種の代表銘柄「蓬莱米」が誕生する。

以下の表1は、『臺灣の米』にて記されている長粒種（在来米）と短粒種（蓬莱米）の収穫高の推移を筆者が表に直したものである。¹⁰⁾

また、矢内原忠雄『帝國主義下の臺灣』では、¹¹⁾ 収穫高推移の他、日本への移出高推移と蓬莱米作付面積に関する数値も載せられており、それぞれ図表に直すと表2、表3となる。

収穫高よりも移出（日本本土への輸送）高が多いなど、やや不可解な点はあるのだが、¹²⁾ 蓬莱米、すなわち短粒種が増加していることが数値の点からも見て取れる。また、台湾内の消費用ではな

表1 収穫高推移

	1921 年	1922 年	1923 年	1924 年	1925 年
在来米	4,526,925	4,855,105	4,332,580	5,055,048	4,555,347
蓬莱米	—	7,296	38,968	346,849	992,658
合計	4,526,925	4,862,401	4,371,548	5,437,416	5,548,005

(単位：石)

表2 日本への移出高推移

	1922 年	1923 年	1924 年	1925 年	1926 年
在来米	402,651	654,568	1,112,058	640,182	475,124
蓬莱米	1,276	47,266	348,470	1,115,794	1,041,337
合計	403,927	701,834	1,460,528	1,755,976	1,516,461

(単位：石)

表3 蓬莱米作付面積

	1922 年	1923 年	1924 年	1925 年
台湾全体	427	2,483	25,078	70,827

(単位：甲)

く、日本内地用として生産されていた実態も浮かび上がって来るだろう。

さらに、鄧耀宗氏の「台湾稻作之回顧與展望」を挙げる。¹³⁾ ここでは、1900年から2002年までの栽培面積の変化をまとめた図表が載せられており(3頁)、これに拠れば、1925年には、ほぼゼロであった短粒種の栽培面積が1930年代には10万haを超えるまでに急増し、1935年に短粒種の栽培面積(36万5千ha)が長粒種(32万ha)と逆転する。1945年には同数(37～38万ha)へと戻り、以降5年程度長粒種が増加するものの、1951年頃から再度、短粒種の栽培面積が長粒種を超える。その後は短粒種の栽培面積は増加し、それに対して長粒種は減少傾向を示す。

1970年以降、短粒種は、60万ha(1970年)、68万ha(1975年)、59万ha(1980年)の栽培面積となっている(ただし1980年以降は米食自体の需要減少が続き2000年には30万haとなる)。一方、長粒種は18万ha(1970年)、12万ha(1975年)、5万ha(1980年)と、短粒種との差は明らかである(以降2000年まで横這いの面積である)。ここから、1970年代に長粒種の需要が落ち込んだことが見て取れる。

それでは次に、先行研究ではあまり触れられていない資料を紹介しながら、状況を見ていきたい。例えば戴国輝『台湾と台湾人』の「私の日本体験」に戴氏の台湾時代の話がある。¹⁴⁾

(筆者注：冷えた長粒種が食味的に弁当に不向きであることから) 私たち兄弟の学校への弁当のためにジャポニカ、蓬莱米を炊き、おじいさん、おやじ、家族のために別立てでインディカ(筆者注：長粒種である在来米)の御飯をつくる二重構造ができたのでした。(70頁)

と過渡期(戴氏の年齢的に1940年代と思われる)の状況を述べている。

また、蘇利穎「一粒の米から始める——米食復興運動」によると、¹⁵⁾

農業の歴史を見ると、台湾原産の米はもともと細長いインディカ米だったところへ、日本統治時代に日本人がジャポニカ米を持ち込んだことで台湾人の嗜好が変わり、日本と同じように、ふっくらとして甘みのある米が好まれるようになった。

とある。

さらに、翁佳音・曹銘宗『吃的台湾史』では、¹⁶⁾

此後、台湾種植梗稻逐漸多於秈稻，台灣人日常吃的白米飯，也逐漸從秈米變成了「蓬萊米」。(中略)戦後，移民台灣的外省人大都覺得蓬萊米飯比較好吃，(後略)。

〔この後、台湾の短粒種(梗稻)の栽培量は徐々に長粒種(秈稻)より多くなり、台湾人の日常的に食べる白米も、次第に長粒種から蓬萊米へ変わっていった。(中略)戦後、台湾に移住してきた外省人の多くは、蓬萊米のほうがおいしいと感じ、(後略)。〕(31頁)

と、短粒種を米飯として食べる習慣が徐々に根付き、戦後の外省人移民のほとんどが長粒種より美味しいと感じたと述べている。

鞭神老師(李迺澍)『餐桌上的台湾史』では、¹⁷⁾

雖然蓬萊米改良並且種植面積增加，但是由於價格貴，煮成凡是分量變少，吃不習慣等原因，台灣人普遍食用的還是在來米，甚至到了一九四〇，一九五〇年代(民國三、四十年代)時，也都

還是以番薯籤配在來米為多，直到國共內戰後來到台灣的外省人較習慣吃粳米，台灣蓬萊米的食用人口才慢慢增加，至大約一九七〇年代(民國六十年代)之後，食用蓬萊米的比例才超越了在來米。

〔蓬萊米が改良され，作付面積が増加した。しかし高価なこと，調理した際に嵩が減ること，食べ慣れていないこと等から，台湾人の普通に食べる米は依然として在來米（筆者注：長粒種）であり，1940～50年代ですらサツマイモ片を在來米に混ぜて嵩を増やしていた。国共内戦後台湾にやって来た外省人が短粒種を食べるようになってから蓬萊米の食用人口が徐々に増加し，およそ1970年代頃から蓬萊米の食用比率が在來米を超えた。〕（228-229頁）

とあり，中華民国となって以降も短粒種は実はあまり食べられていなかったとする。戦後に外省人が短粒種を食べるようになったことで徐々に増加していき，1970年代に食用の短粒種が長粒種の消費量を超えたとある。

これらは回想記や隨筆に近い文献群ではあるのだが，当該時期の人物による証言でもあり，また，先に挙げた生産量や，作付面積等の情報との乖離は見られない。

以上の資料からも明らかなように，統治時代に日本系の短粒種が持ち込まれたのだが，長粒種から短粒種へ一気に塗り変わっていったわけではない。短粒種の実際の普及は戦後であり，その際，外省人との関係を指摘する文献の存在に注意するべきであろう。

2. 調査1 学生へのアンケート

では現在，実際に食べられている米の状況はどのようなものであろうか。いくつかの調査によって明らかにしていきたい。

まず大学生（20歳前後）の状況である。筆者は2023年1月まで，台湾の大学にて教壇に立っていた。その時に担当していた日本文化や日本語作文といった授業中に，出欠確認とアイスブレイクを兼ね，黒板に正の字を書く方式で集計したものである。¹⁸⁾ 調査と言えるほどの仰々しさはないが大まかな傾向が見て取れる（表4）。

単純な数値としては，約5%が長粒種，約90%が短粒種となっている。ただし，調査手法的に，学生達が真実を述べているか（虚偽申告あるいは事実誤認をしていないか）等々，精度的に高いとは言いがたい。また台湾の食文化（習慣）として外食の比率が高いため，必ずしも日常食べる米

表4 学生の普段食べる米について（筆者作成）

学生の家庭（実家）で普段食べる米について			
2022年5月 高雄餐旅大学にて実施			
	長粒種	短粒種	その他
一年生 39人	3	35	不明 1
二年生 27人	0	24*	食べない 3
三年生 17人	1	15	不明 1
合計 83人	4	74	食べない 3、不明 2

*朝のおにぎりが長 1 を含む

の比率とは一致しない可能性がある。そのため、あくまでも参考とするのがよいであろう。

3. 調査2 米の販売実数調査

次に、筆者が居住していた高雄市小港区康莊路界限（地域の詳しい説明は後述の調査3を参照）の米の販売状況である。

3.1 調査地点

調査地点（店舗）については以下の通りである。Aは台湾南部に広く展開する大型チェーンの荒物屋（五金百貨）の支店である。2022年の調査後、大型マンション建設計画のため立ち退きとなってしまった。Bはいわゆるスーパーで、2009年以降生鮮食材を取り扱うようになり、その後精力的に全国展開を進めているチェーンの支店である。Cは元外資系超大型スーパーチェーンの支店である。後に中小型小売店舗の展開が始まり、その支店の1つである。DとEはAの代替参考値として、後述の調査3の合間に立ち寄れることを条件に選定した、小規模ではあるがチェーン展開している五金百貨の支店である。A・B1・C1は2022年8月、B2・C2・D・Eは2024年8月に調査した（調査3の図4参照）。

3.2 調査方法等

カウント方法は、1商品につき1カウントとしている。定番の売れ筋銘柄は同一商品で売場の棚を2～3列占拠していることもあるが、それは勘案していない。下の表5より明らかな通り、短粒種が主流であり、定番商品として複数列の陳列商品も短粒種ばかりである。したがって、売場面積における短粒種と長粒種の比率、あるいは実販売（陳列）総数は、調査結果の数値以上に短粒種が高くなる。

3.3 調査結果

調査の結果、どの調査時期・地点においても、全品目数のうち8割以上、その他（雑穀米や古代米等）を除くならば9割以上が短粒種という結果であった。むしろ、DとEのような少数品目展開の場所にも必ず長粒種が販売されていたことによって、短粒種の比率が押し下げられている。

筆者の実体験を併せて述べるならば、台湾居住開始当初（2007年）は台南市郊外で居住してい

表5 米の販売実数（現地観測調査、筆者作成）

	2022年8月調査*			2024年8月調査			
	A	B1	C1	B2	C2	D	E
短粒種（白米）	43	82 ^{*1}	59 ^{*2}	77 ^{*3}	58 ^{*4}	12	12
短粒種（玄米）	—	—	—	8	10	—	1
長粒種（白米）	4	6	5	4	5	2	2
長粒種（玄米）	—	—	—	2	1	—	—
その他	3	11	7	10	12	—	—

* 2022年調査では白米と玄米との総数にて集計

^{*1} 日本産米1を含む ^{*3} 日本産米12を含む

^{*2} 日本産米1を含む ^{*4} 日本産米5を含む

たこともあり、そもそも「小ましのスーパーマーケット」は、繁華街エリアに1軒しか存在しなかった。そこでは日本米が1種類のみ置かれ、他の米との価格差は大きいものであった（記憶では、日本米が台湾産短粒種の約3倍の値段）。¹⁹⁾

その後（2011年）勤務先の変化により転居した高雄市小港区は、スーパーが比較的多い地域であったが、2022年の調査結果が示す通り、日本米の取り扱い、ほぼなかった。また、若干失礼な表現となってしまうが、そのいくつか置かれている日本米も、日本では見たことのない包装であり、かつ高価なことから、その「真贋」に不安を感じていた。そのため筆者宅では、さらに高額となっても確実に本物を手に入れたいと心理から、日本米を入手する際は市内中心地の日系デパートへ赴き購入していた。²⁰⁾

2024年の調査結果と筆者の実体験を比べてみると、あきらかに日本米の種類が急増している。この変化は（少なくとも高雄市小港区においては）筆者が日本帰国（2023年3月）以降から生じたものであるといえる。

4. 調査3 米飯メニューの実数調査

では次に、飲食店における米飯メニューの調査結果を示したい。

4.1 調査期間・方法等

2024年8月7日（水）～14日（水）に現地調査を行った。

調査エリア内を道路単位（後述）で端から端まで歩き、すべての店を対象とした。一軒ずつメニューを確認し、米飯メニューが存在すれば購入（テイクアウト）し、ベースとなる待機場所にて持ち帰った料理を撮影する手法をとった。²¹⁾

該当区域の朝食専門店は、水餃子、焼餃子、サンドイッチ、中華饅頭等々、そもそも米を使わないメニューが主力である。また開業時間の問題もあり、調査対象から除外した。

また、ステーキハウス（4軒）や、鍋物専門店（5軒）では、²²⁾ ほぼ例外なくおかわり自由の米飯があるのだが、²³⁾ 一店舗の調査にかけられる時間の関係から除外した。

本調査は、あくまでもどのような米が使われているか、より単純には長粒種か短粒種かを調べるものである。そのため、ドリンクスタンド、かき氷屋等の甘味店、（米飯メニューを提供しない）唐揚げ・串焼き・中華おでん・麺料理専門店等々、そもそもメニューに米が無いもの、および、米の形状が明確に確認できない状態のメニュー（団子やビーフン等、米の粉末等を利用したもの）を提供する店は対象としていない。

4.2 調査エリア概要

小港区は、台湾高雄市の南側に位置し、15万人以上が生活している。ここには高雄国際空港（IATA:KHH）が存在し、地下鉄の南部の終点（さらに南部への延長計画があるものの執筆時点では未完成）である（図3参照）。繁華街・住宅街エリアを外れると大小様々な工場が立ち並ぶ。また、バイクで東へ10分程度の距離に筆者の元勤務先である国立高雄餐旅大学（2024年度は夜間部を含め学生数約4,000名）があり、西の方向に同じくバイクで10分程度の場所に高雄市立空中大学（同正規生約4,000名、非正規生約2,000名）がある。²⁴⁾ したがって、高雄市中心地通勤者、郊外工場勤務者、外国人労働者、学生等々、住人の色は統一されたものではない。また、地下鉄の終点であることから分かるように、いわゆる都市部ではなく、また閑静な高級住宅地というわけでもない。

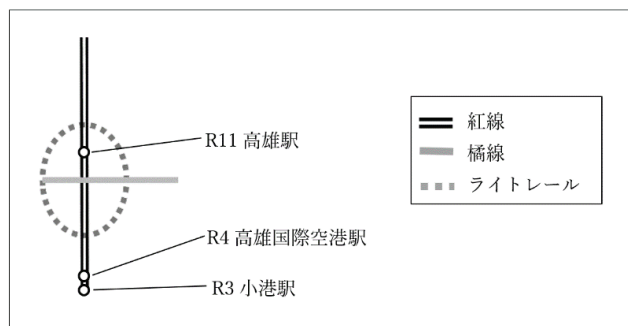


図3 高雄市地下鉄概略図（筆者作成）

一方で、近年の物価上昇のあおりを受け、完全なる下町と呼べるほど庶民寄りでもなくなっている。現状、高雄の市街地としては最南部といってよい。

今回の調査エリアは、この小港区の新しい中心地といえる区画であり、中層マンション（10～20階建て）が立ち並ぶ居住エリアでもある。以前の中心地は地下鉄駅から少し離れた西側に位置していたが、今回の調査エリアに、既にあった住宅群に加えて新しいマンションや分譲住宅が建てられていった。²⁵⁾ それにより急激な人口増加を招き、さらに大学（1990年代）や地下鉄駅（2008年）ができたことにより、中心地が移ったものである。

4.3 道について

台湾の一般道路は、「路」、「街」、「巷」に分かれる。最も大きいものが「路」、最も小さいものが「巷」である。エリアの規模や発展度合いにより道幅に違いがあるものの、概ね以下の通りである。大型トラックが通れるのは「路」の中でも主要幹線道路というべき広い道となる。²⁶⁾ 狭くとも片側2車線以上が「路」の目安であり、片側1車線または双方向あわせて1.5車線程度が「街」である。「巷」になると、そもそも車が進入することを想定していないような道幅の場所が多い。日本でたとえるならば、旗地の私道をイメージすると分かりやすいのではないだろうか。

では以下、今回調査対象となった道の説明をしていきたい。（図4参照）

沿海路（南北a）は大型トラックの通る基幹道路の1つであり、エリア内で最も大きい道である。高雄市中心地から伸びる中山路²⁷⁾は沿海路と宏平路へY字状に分岐するが、沿海路はその本線というべき道である。飲食店が少なく（点在）、その飲食店もマクドナルド、ケンタッキー等の世界

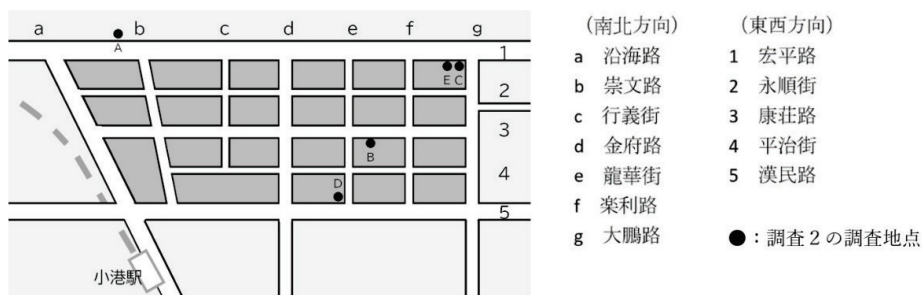


図4 調査エリアの概略図（道の説明，筆者作成）

的飲食チェーンのロードサイド店が含まれる。次に述べる宏平路とのつり合いをとる意味も含め、今回の調査では除外した。

宏平路（東西1）は、大型トラックの通る基幹道路の1つである。沿海路と同じく大型の飲食店があるのだが、その数は多くはない（点在）。またその他の飲食店は酒類の提供を伴う「熱炒」「現炒」といった、日本の感覚で分類するならば、居酒屋に近い店、あるいは女性ホステスが常駐するカラオケ居酒屋のような店が多い傾向がある。一般飲食店との境界が曖昧な店も多く、そのため、今回の調査では除外した。なお、数ブロック北上すると高雄国際空港の滑走路が並行に伸びている（地下鉄高雄国際空港駅は空港ターミナルの中央南側、空港全体としてはやや西寄りに出口がある）。

漢民路（東西5）は、沿海路や宏平路に比べるとやや狭い程度の道幅で、小港新市街の中心部を貫く主要道路である。飲食店もあるが、交通量（車やバイクの停めやすさ）の問題や中心となる道路ということで、銀行、衣類、文房具、化粧品、薬局、小医院等々、飲食店以外の比率が高い。北側（今回の調査地域）には飲食店が多めだが、南側は、市場や学校、公園、少し離れた場所には大病院等がある。当然ながら、南側にも飲食店は存在するが、点在しかしていないため漢民路を区切りとした。

康莊路（東西3）は、漢民路とほぼ平行に走っており、筆者が台湾在住時に居住していた大型マンションが面していた道でもある。この道の南側に飲食店が集中しており、飲食エリアとしての区切りと呼べる道である。漢民路ほどではないが広めの道であり、大型マンション等の正面口となることが多い。マンションか戸建て住宅かを問わず、一階を店舗としているパターンが目立つ場所だが、眼鏡屋、ドラッグストア、医院等、飲食店以外の店も多い。

平治街（東西4）は、漢民路と康莊路に挟まれて、ほぼ平行に走る道である。飲食店エリアではあるものの、道も広くはなく、大きめの店舗は漢民路や康莊路を正面とするため、裏口として扱われてしまうことも多い（筆者が居住していたマンションの裏口が平治街であった）。そのため、距離のわりに飲食店の店舗数は少ない。

永順街（東西2）は、宏平路と康莊路に挟まれて、ほぼ平行に走る道である。大型店（ホテル、スーパー、マンション等）は、宏平路や康莊路に入口を作るため、平治街と同じく裏口（搬入口）となりやすい。純粋な住居エリア寄りで、繁華街的な賑やかさは無い。今回の調査では、1店のみの採録であり、その他確実に営業していると確認できた飲食店は、ドリンクスタンド1店、朝食店（サンドイッチ）1店である。その他営業しているか不明の（看板等がそのまま放置されている可能性がある）場所は2か所である。飲食店街が康莊路で基本的に途切れているのがわかる。

崇文路（南北b）は、沿海路とほぼ平行に走る南北の道である。宏平路から始まり、永順街、康莊路、平治街に交わり、漢民路で止まる。飲食店が集中している道の1つである。

行義街（南北c）は、崇文路の東側にある南北の道の1つである。宏平路から始まり、永順街、康莊路、平治街で止まる（漢民路までは到達しない）。住宅地よりで、1階の店舗も飲食店は少数

である。

金府路（南北d）は、南北の道の1つである。宏平路から始まり、永順街、康莊路、平治街、漢民路に交わる（さらに南へ続くが、調査対象外とした）。今回の調査エリアの中央を縦に貫く道である。崇文路と同様に飲食店が集中している道である。

龍華街（南北e）は、南北の道の1つである。宏平路から始まり、永順街、康莊路、平治街に交わり、漢民路で止まる。飲食店はいくつかあるものの、飲食店が集中している西隣の金府路や交わっている康莊路に比べると、業種の比率的にも少ない。

樂利路（南北f）は、南北の道の1つである。宏平路から始まり、永順街、康莊路、平治街に交わり、漢民路で止まる。飲食店は西隣の龍華街に比べると少し多い。

大鵬路（南北g）は、南北の道の1つである。宏平路から始まり、永順街、康莊路、平治街、漢民路に交わる（さらに南へ続くが、調査対象外とした）。この道以东しばらくは住宅街となり飲食店を含め、店舗があきらかに減るため、今回の調査エリアの東端と設定した。

4.4 調査結果

調査の結果をまとめると、表6となる。

調査3では、先述の調査1および調査2をもさらに上回る、短粒種の採用比率の高さが見られた。長粒種を提供していたのはわずか2軒で、台湾料理系ではないアジア（ベトナム、シンガポール）料理店であった（図5参照）。つまり、台湾料理に限るならば、短粒種の使用率は100%という結果が得られた。

表6 米飯メニュー調査結果（筆者作成）²⁸⁾

地点名	短粒種	長粒種	道別計
b 崇文路	23	0	23
c 行義街	1	0	1
d 金府路	15	0	15
e 龍華街	4	0	4
f 樂利路 *	14	0	14
g 大鵬路	7	1	8
2 永順街	1	0	1
3 康莊路	22	1	23
4 平治街	13	0	13
5 漢民路 **	9	0	9
計	109	2	111

* 1 宏平路 1 軒を含む ** a 沿海路 2 軒を含む



図5 短粒種と長粒種の対比（筆者撮影）²⁹⁾

本稿での調査は、全ての（米飯メニューのある）飲食店を対象としたため、そのジャンルとしては、本稿「はじめに」でいう「台湾料理a（台湾の福建系料理）」「台湾料理b（台湾の中華料理全般）」ではなく、「台湾で食されている料理全般」の定義に近いものとなった。³⁰⁾ 異国系を除外した場合であれば、「台湾料理b（台湾の中華料理全般）」に該当する。とはいっても、そういった細かな定義すら吹き飛ばす、「ほぼ全て短粒種」とすることも可能なほど強烈な結果であった。

おわりに

本稿における調査エリアは、筆者が台湾在住時に長年居住した場所であり、確実に土地勘を持っていた。その経験から、金府路は飲食店舗総数では崇文路を越えていると感じていた。³¹⁾ 実際に、飲食店の総数としては同数ないしはそれ以上である。しかし、康莊路から平治街までの西側は大型施設の堀沿いに屋台が並んでいるエリアで、中華おでん屋や揚げ物屋等、（米飯メニューの無い）軽食を提供している店が多かった。そのため米飯メニューに関しては、楽利路や平治街といった飲食店の準集中地域と同程度の数となっている。筆者の印象（思い込み）による推測とは外れた結果であった。

また、中華おでん屋がクレーンゲーム屋に、韓国唐揚げ屋が中華料理系飲食店に、やや高級寄りのパスタ屋が火鍋屋に等々、筆者が現地から離れた一年半の間に細かな変化が多数発生していた。さらに、Google Mapのストリートビュー（本稿執筆時点の最新は2022年5月版）にて営業が確認できる2軒は、実際には営業が確認できなかった（シャッターが閉まっている等）。やや細かな話になると、Google Mapに表記されている住所と実際の場所が異なっていることも多く、実際に現地に赴き、歩いて調査する大切さを、あらためて実感した。

歴史的な話をするならば、本来、福建系の米文化（米料理）では長粒種を使用する。ところが台湾では日本統治時代に短粒種が持ち込まれ、独自の改良が加えられていった。蓬莱米の誕生である。ただし、第1章で見たように、実際の普及は統治時代ではなく戦後であった。では、それらの変遷を経た現在の状況はどうであったか。

本稿にて実施した、いずれの調査からも明らかなように、現在では短粒種が台湾を席卷していると結論づけられる可能性を示している。日本の食材が台湾の食文化に浸透した強い例としてあげられよう。

しかし長粒種か短粒種かの問題に関して、第一章にて引いた翁佳音・曹銘宗『吃的台湾史』では、先の引用の後に、

但也有些人懷念原鄉的秈米飯。台北市仁愛路三段「忠南飯館」老店，以外省菜著稱，一直提供蓬萊米，在來米兩種米飯，並在電鍋上貼了標示。

〔しかし、懐かしい故郷の（筆者補足、以下訳文内同様：味として）長粒種を懐かしむ人たちもいる。台北市仁愛路三段にある外省人料理の老舗「忠南飯館」では、蓬莱米と在来米（長粒種）の両方の白米を一貫して提供しており、炊飯器に（区別のための）ラベルが貼られている。〕（31頁）

とあり、1959年開業のレストラン（台湾北部）にて、現在でもなお長粒種を食している実例を挙げている。³²⁾「台湾料理だから短粒種」と安易に判断するべきではないことを示す一例である。さらに述べるならば、在来の長粒種は現在でも米粉等の加工用に多く使われており、台湾から完全に消えたわけではない。³³⁾

また東南アジア系に関しても、調査3の調査地域にはさらに2軒（平治街のインドネシア料理店、楽利路のベトナム料理店）存在したが、これらの店では長粒種は使用されていなかった。³⁴⁾こちらでも「東南アジア料理だから長粒種」と短絡的に判断するべきではないことが、調査結果にも出ている。

しかしながら、北部に比べ伝統的な台湾の文化が残っていると言われる南部において、一エリアのみではあるが、その全域対象の調査にて非常に高い比率で短粒種が食されていたことも明らかである。

本稿での調査を振り返って見てみると、調査1・2・3いずれにおいても、短粒種の数値は高く、したがって台湾南部では短粒種を食していることは明らかであると結論づけて良いのではないだろうか。その意味において、米（短粒種）という日本の食材が（少なくとも南部の）台湾に入り込んだことを証明するものである。

なお、南部に比べ外省人比率の高くなる中部や北部は、一章にて引用したように、外省人は短粒種を好むため、南部以上に短粒種率が高いことが予想される（調査1では、回答者の大多数が北部や中部出身者を占めており、長粒種を食べると答えた数は多くなかった）。続く実数調査は台湾南部のみの結果であり、北部や中部の状況に関しては、今後、調査をしていく予定である。

本稿の調査は、あくまで台湾南部におけるベースとなる食材の流入や定着を証明したにすぎない。したがって、台湾全域も同様の結果であるとするには早計である。さらに、食材に付随する別の側面、すなわち日本料理の、例えば技術的なものが流入あるいは定着したか否か、あるいは台湾料理の技術との融合等については、また別の問題として分析していく必要がある。これら調理技術の問題に関しても、慎重に論をすすめたいと考えている。

注

- 1) 前川正名「台湾料理の位置づけに関する一考察」（『中国研究集刊』69、大阪大学中国学会、297-315頁、2023年）。この前稿、本稿共に「台湾料理に関する研究」の連作であるため、本稿より通し番号として題名に「その2」を附す。
- 2) 本省人・外省人に関しては次章前半、台湾の歴史に関する概説部分を参照。
- 3) 諸書においては、台湾料理の定義（範囲）を明確にしないまま、漠然とした台湾料理像に対して解説等をしているものが多い。したがって、本図は著者達の意図を可能な限り汲み取り作成したものである。
- 4) 陳玉箴『「台湾菜」的文化史／食物消費中的國家體現』（台湾・聯經出版、2020年）
- 5) 林玉恵「旅行ガイドブックに見る台湾料理名の日本語訳／夜市の屋台グルメを中心に」（『語彙研究』17、語彙研究会、2020年）
- 6) 山本祥子・梅村 修「台湾の食文化に入り込んだ日本」（『アジア文化学科年報』9、追手門学院大学文学部アジア文化学科、2006年）

- 7) 福永淑子「台湾料理／米を中心にして」(『Science of Cookery』21(2), 日本調理科学会, 1988年)
- 8) 平井健介『日本統治下の台湾／開発・植民地主義・主体性』(名古屋大学出版会, 2024年), 矢内原忠雄『帝國主義下の臺灣』(後出), 小島克久『第2次世界大戦以前の台湾の人口変動と日本との比較検討』(『人口問題研究』73-4, 国立社会保障・人口問題研究所, 2017年)等を元に, 「臺灣日治時期統計資料庫」, 「国立国会図書館デジタルコレクション」にて, 『臺灣の米』(後出), 台湾総督府『台湾統計要覧大正2年』(1913)等, 原資料をできる限り参照し, 数値のチェックを行った。
- 9) 現在では異なる族群同士のハーフも多いため(本省人と外省人の結婚等), 調査によって数値のぶれが存在する。あくまで目安と考えてもらいたい。
- 10) 臺灣總督府殖産局『臺灣の米』(第471号, 殖産局出版, 1926年, 21-28頁)。閲覧は国立国会図書館デジタルコレクション。

なお, 矢内原忠雄『帝國主義下の臺灣』(次注, 353頁)では大正13年の蓬莱米の収穫高を382,368とする。

また, 台湾産短粒種全般に対する「蓬莱米」の命名は1926年であり, 一般に「蓬莱米」と認識される品種(台中65号)としての固定化は1929年である。したがって表の時期の短粒種は「蓬莱米」とほぼ同じものではあるのだが, 「内地種米」「日本種米」と称する方がより正しい。今は現在の通称に従う。

- 11) 矢内原忠雄『帝國主義下の臺灣』(岩波書店, 1929年(復刊)1988年, 353-354頁)。
- 12) 単なる数値の違いだけではなく, 古米を移送した, 二期作目の加算が収穫高に入っていない, 他地域産の短粒種が含まれている等々, いくつかの可能性も考えられる。
- 13) 鄧耀宗「台湾稻作之回顧與展望」(『高雄區農業改良場研究彙報』14-3期, 2003年)
- 14) 戴国輝『台湾と台湾人／アイデンティティを求めて』(研文出版社, 1979年)
- 15) 蘇俐穎「一粒の米から始める／米食復興運動」(山口雪菜訳, 台湾光華雜誌ウェブ版<https://www.taiwan-panorama.com/ja>, 2020年12月記事本文, 2021年1月翻訳版, 閲覧2024年8月30日)。蘇氏は台湾光華雜誌の編集者である。
- 16) 翁佳音・曹銘宗『吃の台湾史』(台湾・猫頭鷹出版, 2021年)。翁氏は大学教員で, 台湾史の著作を持つ。曹氏は新聞記者・大学非常勤教員であり, グルメ関係を含め多数の著作がある。
- 17) 鞭神老師(李迺澍)『餐桌上的台湾史』(台湾・任性出版有限公司, 2024年)。李氏は大学非常勤講師であり, 飲食関係の一般向け書籍を出している。

なお, 引用箇所節題にあたるタイトルは「現在普及的蓬莱米, 一九七〇年代前沒什麼人吃(現在普及している蓬莱米は1970年まで誰も食べていなかった)」であり(傍点は筆者による), 誇張した表現となっている。ペンネーム使用等も含め, いわゆる俗書寄りであり, 内容に関してはやや注意が必要な可能性もある。

- 18) 当大学の所在地は高雄市(台湾南部)であるが, 大学全体として学生は北部・中部出身者が大多数となり, 当調査においても83名中80名が北部と中部出身者である。現在の台湾の人口比率的に3分の1～2分の1が北部に集中しているのだが, 学生達の親世代の状況(親自身の幼少時代の生活エリア)についてはまた別の話である。
- 19) 「救世主となるか, コメ輸出の道を拓く」(『農業と経済』72-10, 『農業と経済』編集委員会, 2006年)では, 62頁に2003年当時の米の値段が載っており, 「現地(筆者注: 台湾)産の高級のもので1キロ300円から400円程度, 日本産(最高級品)では1キロ850円強の値段で販売されている。」とある。筆者が台湾で生活を始める少し前の情報ではあるものの, 3倍との記憶はそれほど間違いがないと思われる。
- 20) 高価な日本米は, さすがに常食まではせず, やや特別な時に限って食していた。なお, 2021年頃から, 「台湾産高級コシヒカリ」とでもいうべき商品も登場し, 食味もよかったことから, そちらを買うことも多くなっていた。
- 21) 購入数が100を超える弁当を調査員のみでは消費しきれなかったため, 大部分を現地の知人を頼り慈善団体へ寄付した。したがって, 今回の調査は外観の観察のみにて判断している。
- 22) 鍋物屋の中でも, テイクアウトしやすい(テイクアウト前提かつ米飯が最初からついているメニューが存在する)店舗は調査対象とした。この5軒はイートイン中心の店であり, 米飯を購入するのが難しかった。
- 23) 最も庶民的なステーキハウスではそもそも米飯の提供がなく, またパンのみ提供する店もある。なお,

- おかわり自由の米飯を提供する店で筆者（旅行や語学研修等を含め累計で約20年の滞在経験を有する）が長粒種に出会った経験はない。
- 24) 高雄市立空中大学は、遠隔授業（映像配信授業と月1回のスクーリング）方式を多く採用している。しかし、日中や夜間に通常の対面授業を受ける方法や特殊コース等も設置されており、小～中規模の大学内に、日本の放送大学に類したコースが併設されていると考える方が、実態に合うだろう。
- 25) 調査2の調査地点紹介でも少し書いたが、現在でもマンション建設中・建設予定の場所が数か所ある。
- 26) 今回の調査エリア周辺では、大型車が通行可能な道は沿海路と宏平路のみである。
- 27) 台湾では、都市の最重要道路に対してはほぼ確実に中山路の名がつく。
- 28) 表中、楽利路に1軒、漢民路に2軒、別の道を住所とする店が含まれている。これは交差点近辺に所在するゆえの登録住所とのずれであり、いずれも分類した道に店が面している状態である（詳細は本稿末尾の一覧参照）。
- 29) 【左画像】左：013龍好佳，右：009虎爺鶏飯。【右画像】左：070欣泉河粉，071大鵬鍋燒意麵（番号と店名は末尾の一覧に準ずる）。なお、米の粒子を見やすくするために、画像に対しモノクロ化および輪廓強調処理を施した。
- 30) 本稿注1参照。
- 31) Google Mapのストリートビュー（2022年5月版）にて確認できる、飲食店として看板等がある場所の総数としては、崇文路38店、金府路49店である。ただし、崇文路のうち永順路と交差する地点の南側の一区画（前述飲食店総数の7店舗に相当）は、2024年8月の調査時点でエリアごと撤去されているのを確認している（それ以外の場所でも、店レベルでの変化は当然ある。）
- 32) ブログ「滴的足跡 走遍天涯」(<https://hanblog.tw>)によれば、2024年4月現在時点でも長粒種の米飯が提供されている。「[眷村菜] 忠南飯館～老字號，平價美味，懷舊外省家常菜」（文中に2024年時撮影のメニューあり）。閲覧2024年8月30日。
- 33) 『島嶼食紀／科普說』（台湾・行政院農業委員会水土保持局, 2023年5月）の「稻米」の項目（20-21頁）では、台湾の長粒種の代表銘柄（台中秈10号）の言及がある。なお現在でも、硬秈と呼ばれる在来米に対し、軟秈と呼ばれる台中秈198号や台中秈199号等、長粒種の開発が続けられており、長粒種が過去の遺物というわけではない。
- 34) その他外国系料理では、イタリア（風）料理3軒、日本（風）料理11軒、韓国料理1軒が含まれており、いずれも短粒種を使用していた。

附表 調査3 米飯メニュー調査店舗一覧

整理No	店名	エリア別	短／長	住所等	調査日時	備考1	備考2
0	阿嬤碗粿	康莊路 西・南	J	康117	0807夜		
1	台南永樂燒肉飯	康莊路 東・南	J	康24	0808昼		
2	羊肉爐	康莊路 東・南	J	康22	0808昼		
3	簡單初飯	康莊路 東・北	J	康51	0808昼		
4	土雞肉飯舖	康莊路 東・北	J	康59	0808昼		
5	成台灣	康莊路 東・南	J	康56	0808昼		
6	集合點	康莊路 東・北	J	康71	0808昼		
7	古早味小吃店	康莊路 東・北	J	康85	0808昼		
8	福島喜多方	康莊路 東・北	J	康91	0808昼	日本料理(総合)	
9	虎爺雞飯	康莊路 東・北	I	康95	0808昼	シンガポール料理	
10	元醇味	康莊路 東・北	J	康113	0808昼		元・韓国鳥唐揚屋
11	鳳城米糕肉焿	崇文路 南・東	J	崇18	0808昼		
12	小港鴨肉焿	崇文路 南・東	J	崇26	0808昼		
13	龍好佳	崇文路 南・西	J	崇19	0808昼		元・「藝術家」(店名)
14	丸食屋	崇文路 中・東	J	崇40	0808昼		「班嘗」の軒先、経営者同じ
15	功夫炒飯	崇文路 北・西	J	崇89	0808夜		
16	饅頭炸雞	崇文路 北・西	J	崇79	0808夜		
17	廣招英肉圓餛飩大王(彰)	崇文路 中・西	J	崇180	0808夜		
18	樂利美食坊	崇文路 中・西	J	崇47	0808夜		
19	阿春鴨肉麵飯	崇文路 中・西	J	崇43	0808夜		
20	割稻飯	崇文路 中・東	J	崇54	0808夜		
21	八村 腿庫飯	崇文路 南・東	J	崇30	0808夜		
22	南豐魯肉飯	康莊路 西・南	J	康126	0808夜		
23	泰山食堂	康莊路 西・南	J	康106	0808夜		
24	嘉義火雞肉飯	康莊路 西・北	J	康149	0808夜		
25	成家鴨肉麵	康莊路 西・南	J	康144	0808夜		
26	奇珍自助餐	崇文路 南・西	J	崇23	0809昼	セルフ式	

整理No	店名	エリア別	短／長	住所等	調査日時	備考1	備考2
27	留家自助美食坊	崇文路 南・西	J	崇17	0809昼	セルフ式	
28	大炒一番	崇文路 南・東	J	崇14	0809昼		
29	連人炒飯	崇文路 南・西	J	崇3	0809昼		
30	吉丫利	崇文路 南・東	J	崇8	0809昼		
31	品鮮深海鮮魚湯	崇文路 中・西	J	崇31	0809昼		
31	双い饅頭	崇文路 中・東	J	崇50	0809昼		
33	雨利廚房	金府路 北・西	J	金117	0809昼	セルフ式	
34	食扒樓	金府路 北・東	J	金94	0809昼		
35	李氏朝鮮	崇文路 南・東	J	崇4	0809昼	韓国料理	
36	士林廣東粥	崇文路 南・東	J	崇24	0809昼		
37	福祿鴨肉飯	康莊路 西・南	J	康164	0809昼		
38	阿娥小吃店	崇文路 中・西	J	崇27	0809昼		
39	豪可買炒飯	康莊路 東・南	J	康88	0809昼		全聯角向い
40	金府火雞肉飯	金府路 南・西	J	金73	0809昼		
41	山東崔家餃子館	金府路 南・西	J	金67	0809昼		※zhuo、糕ではない
42	金鼎鴨肉飯	金府路 南・西	J	金71	0809夜		
43	小吉食堂	金府路 南・東	J	金70	0809夜		
44	小萌牛麵食館	金府路 中・西	J	金91	0809夜		
45	武士炒飯	金府路 中・西	J	金103	0809夜		
46	桔緣麵疙瘩	金府路 中・西	J	金105	0809夜		
47	燻烤家族	金府路 中・西	J	金108	0809夜	イタリア料理	
48	車屋(壽司)	金府路 南・東	J	金76	0809夜	日本料理(寿司)	
49	天才老色雙蛋蚵仔煎	康莊路 東・南	J	康80?	0809夜		
50	阿瑞鮮魚湯	金府路 中・東	J	金??	0809夜		中華電信側角すぐの屋台
51	大上品排骨酥湯	金府路 中・西	J	金99	0810昼		
52	NUPASTA	康莊路 西・南	J	康100	0810昼	イタリア料理	
53	捌捌土迷你雞鍋	康莊路 西・南	J	康122	0810昼		

整理No	店名	エリア別	短／長	住所等	調査日時	備考1	備考2
54	阿木師	康莊路 東・北	J	康169	0810昼		
55	之澤食堂	康莊路 東・北	J	康193	0810昼		
56	正忠排骨	漢民路 西・南	J	沿海路223	0810昼		
57	争鮮寿司	漢民路 西・北	J	沿海路219	0810昼	日本料理(寿司)	
58	也竹咖喱	漢民路 西・南	J	漢256	0810昼	日本料理(カレー)	
59	大師傳	漢民路 東・北	J	樂1	0810昼		入口は漢民路
60	正宗周燒肉飯	大鵬路 中・西	J	大91	0810昼		
61	美丹自助美食	平治街 東・北	J	平21	0810昼	セルフ式	
62	10元壽司(12元)	金府路 南・東	J	金74	0810夜	日本料理(寿司)	
63	瑪詔啦MAKANLA	平治街 東・南	J	平96	0810夜	インドネシア料理	
64	林家尋補房	平治街 東・北	J	平35	0810夜		
65	嘟嘟食堂	平治街 東・南	J	樂13	0810夜	セルフ式	
66	福来白黒切	平治街 東・北	J	平39	0810夜		
67	大衆廣東粥	平治街 西・南	J	平162	0810夜		
68	福島龍麵	大鵬路 南・西	J	大63	0810夜	日本料理(うどん)	
69	大東北好味道	大鵬路 中・西	J	大99	0810夜		
70	欣泉河粉	大鵬路 中・東	I	大102	0810夜	ベトナム料理	
71	大鵬鍋燒意麵	大鵬路 中・西	J	大105	0810夜		
72	痴飯趣	大鵬路 中・西	J	大115	0811昼	韓国料理(キンパ)	
73	廣善素食	平治街 東・南	J	平32	0811昼	ベジタリアン料理	
74	古早味麵店	樂利路 中・西	J	樂25	0811昼		
75	吾銘古早味	樂利路 北・東	J	樂56	0811昼		
76	素食廣東粥	樂利路 北・東	J	樂70	0811昼	ベジタリアン料理	
77	牛老張	樂利路 北・東	J	樂72	0811昼		
78	老夫子餃子王	平治街 東・南	J	龍1	0811昼		嘉家(五金百貨)漢民路店裏
79	魯香園牛肉麵	樂利路 南・東	J	樂18-1	0811昼		
80	樂利雞腿飯	樂利路 南・西	J	樂7	0811昼		

整理No	店名	エリア別	短／長	住所等	調査日時	備考1	備考2
81	井咖哩飯	樂利路 北・西	J	樂77	0811昼	日本料理(カレー)	
82	新湘園	樂利路 北・東	J	樂74	0811夜		
83	羊肉燒	平治街 西・南	J	平104?	0811夜		金府路角屋台、※Googleマップは沿海路と表記
84	梁社漢排骨	樂利路 北・東	J	宏平路439	0811夜		
85	陶陶屋	平治街 西・南	J	平116※	0811夜		※Googleマップは108と表記だが間違い
86	上也日式咖哩飯	行義街 中・西	J	行5	0811夜	日本料理(カレー)	
87	越美食	樂利路 北・東	J	樂78	0811夜	ベトナム料理	
88	次東津	樂利路 南・西	J	樂5	0811夜	日本料理(寿司)	
89	鶏肉飯	漢民路 西・南	J	漢250?	0812昼		20240815閉業(予告掲示あり)
90	勁請享用健康廚房	漢民路 西・南	J	漢252	0812昼		
91	順發美食快餐	崇文路 南・東	J	崇16	0812昼		
92	阿藍師伝統美食	平治街 西・北	J	平159	0812昼		
93	呷三碗	平治街 東・北	J	平11	0812昼		
94	玖玖燒肉飯	大鵬路 南・西	J	大75	0812昼		
95	梵香素食	樂利路 南・西	J	樂9	0812昼	ベジタリアン料理	
96	慈慧素食館	樂利路 中・東	J	樂20	0812昼	ベジタリアン料理	
97	家鄉三寶飯	樂利路 北・東	J	樂60	0812昼		
98	鐵板井	龍華街 南・東	J	龍18?	0812昼		平治街南東角
99	七美風茹茶	龍華街 南・東	J	龍44	0812昼		
100	華順麵館	龍華街 北・西	J	龍75	0812昼		
101	永順陽春麵	永順路 西・南	J	永185	0812昼		
102	榮華富貴擔仔麵	康莊路 西・南	J	康172	0812夜		
103	古早味大腸豬血湯	大鵬路 北・西	J	大139-2	0812夜		
104	美玉擔仔麵	金府路 南・東	J	金72	0812夜		
105	豚將	漢民路 東・北	J	漢327	0812夜	日本料理(ラーメン)	
106	臥龍拉麵	漢民路 東・北	J	漢331	0812夜	日本料理(ラーメン)	
107	龍昌羊肉店	龍華街 南・東	J	龍12	0813昼		

整理No	店名	エリア別	短／長	住所等	調査日時	備考1	備考2
108	小港鴨庄	漢民路 東・北	J	漢321	0813昼		
109	拱比薩飯	平治街 東・南	J	平12	0813昼	イタリア料理	
110	琴有獨粥	崇文路 南・東	J	崇32	0813昼		「冰茶馬克」平治街側軒下

附表注

※整理 No は 0 から始まっている（調査店舗合計 111）。

※店名は必ずしも Google Map と一致しているとは限らない。（看板等の表記と登録名が違う場合がある）

※住所がエリア別欄と同じ場合は略記している。

※J は短粒種，I は長粒種を指す。

※米飯メニューがあると考えられる店であっても，調査不能であった店舗は記載していない。

執筆 者 紹 介 (掲 載 順)

勝 又 章 夫	経 済 学 部	非 常 勤 講 師	社 会 思 想 史
小 室 広 佐 子	言語コミュニケーション学部	教 授	社会情報学, 災害情報論
田 中 信 市	人 間 社 会 学 部	教 授	臨 床 心 理 学
小 島 美 恵 子	NPO 法人「風の子キッズ」	所 長	療 育
HAYS, George	言語コミュニケーション学部	准 教 授	T E S O L
柄 本 三 代 子	人 間 社 会 学 部	教 授	社 会 学
高 田 知 和	人 間 社 会 学 部	教 授	日 本 社 会 史
水 野 厚 志	言語コミュニケーション学部	准 教 授	中国思想・哲学, 中国語教育
前 川 正 名	言語コミュニケーション学部	准 教 授	中国哲学史・中国文化

編 集 後 記

第10号は、論文7本、調査報告1本となり幅広い学術分野からの投稿をいただき、読み応えのある「人文・社会学研究」の論叢となった。

ご寄稿いただいた先生方、査読をしていただいた先生方に心から感謝を申し上げたい。

(編集委員)

東京国際大学論叢 人文・社会学研究 第10号 2025(令和7)年3月20日発行
[非 売 品]

編 集 者	東京国際大学人文・社会学研究論叢編集委員
発 行 者	倉 田 信 靖
発 行 所	〒350-1197 埼玉県川越市の場北1-13-1 TEL (049) 232-1111 FAX (049) 232-4829
印 刷 所	株式会社 東京プレス 〒161-0033 東京都新宿区下落合3-12-18F

THE JOURNAL OF TOKYO INTERNATIONAL UNIVERSITY

Humanities and Sociology

No. 10

Articles

Karl Kautsky and the State Language KATSUMATA, Akio

A Study on the Damage to Tanaka-machi, Asakusa Ward, Tokyo,
during the Great Kanto Earthquake: An Analysis of the Newly Disclosed
“List of the Deceased” from 100 years ago KOMURO, Hisako

Specific Innovations in Rehabilitation to Encourage
Autistic Spectrum Disorder Children’s Subjectivity:
Building a Bridge between Psychotherapy and Rehabilitation TANAKA, Shinichi
KOJIMA, Mieko

From Inception to Impact: The Evolution of the Student Leadership Internship
Program at Tokyo International University HAYS, George

Martial Arts Tourism as a Japanese Thing and
Mobilities around Okinawan Karate ENOMOTO, Miyoko

History and Current Status of Local History Groups:
Case of Shiga Prefecture TAKADA, Tomokazu

The Reception of Taoist Thought in Later Neo-Confucianism
and Its Characteristics MIZUNO, Atsushi

Report

A Consideration of Rice and Rice Dishes in South Taiwan
— Study on Taiwanese Cuisine Part 2 — MAEGAWA, Masana
